

高崎市地域防災計画

2023年3月

高崎市防災会議

第1章 総則

第1節	計画の目的	1
第1	計画の目的	1
第2	高崎市国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等	1
第3	地域防災計画の策定及び修正	1
第4	防災会議	2
第5	計画の構成	2
第2節	防災の基本理念	3
第1	周到かつ十分な災害予防	3
第2	迅速かつ円滑な災害応急対策	4
第3	適切かつ速やかな災害復旧・復興	4
第3節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第1	市	5
第2	県	5
第3	指定地方行政機関	5
第4	陸上自衛隊	7
第5	指定公共機関	7
第6	指定地方公共機関	8
第7	その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	9
第8	市民、自主防災組織・町内会、事業者	10
第4節	地域の災害環境	11
第1	自然環境	11
第2	災害履歴	12
第3	災害危険箇所	15
第4	地震被害想定	16

第2章 災害予防計画

第1節	災害に強いまちづくり	19
第1	水害対策	19
第2	土砂災害対策	22
第3	災害に強いまちづくりの推進	24
第4	建築物の安全化	25
第5	ライフライン施設等の機能の確保	27
第6	液状化対策	29
第7	危険物施設等の安全確保	30
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	32
第1	情報の収集・連絡体制の整備	32
第2	応急活動体制の整備	36
第3	救急・救助及び医療活動体制の整備	40
第4	消火活動体制の整備	42
第5	緊急輸送活動体制の整備	44
第6	避難誘導・受入活動体制の整備	46

第7	食料・飲料水・生活必需品の調達・供給体制の整備.....	53
第8	広報・広聴体制の整備.....	55
第9	災害未然防止活動体制、二次災害予防体制の整備.....	57
第10	防災訓練の実施.....	58
第3節	市民等の防災活動の促進.....	60
第1	防災知識の普及・啓発.....	60
第2	市民等の防災活動の環境整備.....	66
第4節	災害時における要配慮者対策.....	70
第1	避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成並びに更新.....	70
第2	支援体制の整備.....	74
第5節	その他の災害予防対策の推進.....	77
第1	孤立化対策.....	77
第2	災害廃棄物対策.....	79
第3	罹災証明書発行体制の整備.....	80
第4	帰宅困難者対策.....	81
第5	雪害の予防.....	84
第6	風害の予防.....	87
第7	火山災害の予防.....	89
第8	大規模事故の予防.....	92
第9	県外の原子力施設事故の予防.....	95
第10	大規模火災の予防.....	96
第11	複合災害対策.....	98
第12	被災地支援対策.....	99

第3章 地震災害応急対策計画

第1節	応急活動体制の確立.....	100
第1	災害対策本部の設置.....	100
第2	職員の非常参集.....	103
第3	広域応援の要請.....	105
第4	自衛隊への災害派遣要請.....	107
第2節	情報収集・連絡及び通信の確保.....	110
第1	地震情報の収集・連絡.....	110
第2	災害情報の収集・連絡.....	111
第3	通信手段の確保.....	115
第3節	被災者等への的確な情報伝達活動.....	117
第1	広報活動.....	117
第2	広聴活動.....	120
第4節	二次災害の防止活動.....	121
第1	二次災害の防止.....	121
第2	水害・土砂災害対策.....	121
第3	建物・宅地対策.....	122
第4	危険物、有害物質等対策.....	122

第5	空家の二次災害対策.....	123
第5節	救急・救助、医療及び消火活動.....	124
第1	救急・救助活動.....	124
第2	医療活動.....	127
第3	消火活動.....	131
第6節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	133
第1	交通の確保.....	133
第2	緊急輸送.....	137
第7節	避難受入活動.....	140
第1	避難誘導.....	140
第2	避難所の開設・運営.....	144
第3	応急仮設住宅等の供給.....	149
第4	広域一時滞在.....	151
第5	高崎市以外の被災した他地域からの避難者の受入れ.....	153
第8節	食料・飲料水・燃料・生活必需品等の調達、供給活動.....	156
第1	飲料水の供給.....	156
第2	食料の供給.....	158
第3	燃料の調達.....	160
第4	生活必需品等の供給.....	161
第9節	保健衛生・防疫・遺体の処置等に関する活動.....	163
第1	保健衛生活動.....	163
第2	防疫活動.....	165
第3	行方不明者の捜索及び遺体の処置.....	167
第10節	被災家屋等に関する活動.....	169
第1	家屋の解体・廃棄物の処理.....	169
第2	被災住宅の応急修理等.....	170
第3	環境保全.....	171
第11節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動.....	172
第1	社会秩序の維持.....	172
第2	物価の安定及び消費者の保護.....	173
第12節	施設、設備の応急復旧活動.....	174
第1	施設、設備の応急復旧.....	174
第2	公共施設の応急復旧.....	175
第3	電力施設の応急復旧.....	176
第4	ガス施設の応急復旧.....	177
第5	上下水道施設の応急復旧.....	178
第6	電気通信設備の応急復旧.....	179
第13節	自発的支援の受入れ.....	180
第1	ボランティアの受入れ.....	180
第2	義援物資・義援金の受入れ.....	182
第14節	その他の災害応急対策.....	184
第1	要配慮者への災害応急対策.....	184

第2	農林業の応急対策.....	187
第3	学校等の防災対策.....	188
第4	文化財の災害応急対策.....	190
第5	金融事業及び郵政事業の災害応急対策.....	191
第6	災害救助法の適用.....	193
第7	動物愛護.....	196
第8	帰宅困難者対策.....	198
第9	孤立対策.....	199

第4章 風水害応急対策計画

第1節	応急活動体制の確立.....	200
第1	災害対策本部の設置.....	200
第2	職員の非常参集.....	203
第3	広域応援の要請.....	205
第4	自衛隊への災害派遣要請.....	208
第2節	情報収集・連絡及び通信の確保.....	211
第1	気象情報等の収集・連絡.....	211
第2	災害情報の収集・連絡.....	217
第3	通信手段の確保.....	221
第3節	被災者等への的確な情報伝達活動.....	223
第1	広報活動.....	223
第2	広聴活動.....	226
第4節	災害の警戒防ぎよ、二次災害の防止活動.....	227
第1	洪水・土砂災害対策.....	227
第2	風害対策.....	228
第5節	救急・救助、医療活動.....	230
第1	救急・救助活動.....	230
第2	医療活動.....	233
第6節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	237
第1	交通の確保.....	237
第2	緊急輸送.....	240
第7節	避難受入活動.....	243
第1	避難誘導.....	243
第2	避難所の開設・運営.....	250
第3	応急仮設住宅等の供給.....	255
第4	広域一時滞在.....	257
第5	高崎市以外の被災した他地域からの避難者の受入れ.....	259
第8節	食料・飲料水・燃料・生活必需品等の調達、供給活動.....	262
第1	飲料水の供給.....	262
第2	食料の供給.....	264
第3	燃料の調達.....	266
第4	生活必需品等の供給.....	267

第9節	保健衛生・防疫・遺体の処置等に関する活動.....	269
第1	保健衛生活動.....	269
第2	防疫活動.....	271
第3	行方不明者の捜索及び遺体の処置.....	273
第10節	被災家屋等に関する活動.....	275
第1	家屋の解体・廃棄物の処理.....	275
第2	被災住宅の応急修理等.....	276
第3	環境保全.....	277
第11節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動.....	278
第1	社会秩序の維持.....	278
第2	物価の安定及び消費者の保護.....	279
第12節	施設、設備の応急復旧活動.....	280
第1	施設、設備の応急復旧.....	280
第2	公共施設の応急復旧.....	281
第3	電力施設の応急復旧.....	282
第4	ガス施設の応急復旧.....	283
第5	上下水道施設の応急復旧.....	284
第6	電気通信設備の応急復旧.....	285
第13節	自発的支援の受入れ.....	286
第1	ボランティアの受入れ.....	286
第2	義援物資・義援金の受入れ.....	288
第14節	その他の災害応急対策.....	290
第1	要配慮者への災害応急対策.....	290
第2	農林業の応急対策.....	293
第3	学校等の防災対策.....	294
第4	文化財の災害応急対策.....	296
第5	金融事業及び郵政事業の災害応急対策.....	297
第6	災害救助法の適用.....	299
第7	動物愛護.....	302
第8	孤立対策.....	304

第5章 雪害・火山災害・大規模事故等応急対策計画

第1節	災害共通の対策活動.....	305
第1	応急活動体制の確立.....	305
第2	災害情報の収集・連絡及び通信の確保.....	313
第3	広報・広聴活動.....	317
第4	救急・救助、医療及び消火活動.....	320
第5	交通対策・緊急輸送.....	322
第6	避難対策.....	324
第7	行方不明者の捜索及び遺体の処置.....	329
第2節	雪害対策.....	331
第1	応急活動体制の確立.....	331

第2	情報の収集、連絡及び市民への広報.....	332
第3	雪害の拡大防止.....	334
第3節	火山災害対策.....	336
第1	噴火警報等の伝達.....	336
第2	避難誘導等.....	343
第3	交通規制.....	345
第4節	航空災害対策.....	346
第1	事故情報の伝達.....	346
第2	交通規制.....	346
第5節	鉄道事故災害対策.....	347
第1	事故情報の伝達.....	347
第2	鉄道の応急措置.....	348
第6節	道路事故災害対策.....	349
第1	事故情報の伝達.....	349
第2	道路の応急措置.....	350
第7節	危険物等災害対策.....	351
第1	事故情報の伝達.....	351
第2	危険物等の応急措置.....	352
第3	核燃料物質等の事業所外運搬中事故の応急措置.....	352
第8節	県外の原子力施設事故の応急対策.....	354
第1	基本方針.....	354
第2	情報の収集・連絡.....	354
第3	モニタリング体制の強化.....	355
第4	市民等への情報伝達・相談活動.....	355
第5	水道水、飲食物の摂取制限等.....	356
第6	風評被害等の未然防止.....	357
第7	各種制限措置の解除.....	357
第8	モニタリングの継続実施と結果の公表.....	357
第9	風評被害等の影響軽減.....	357
第10	健康への影響と対策の検討.....	358
第11	原子力施設事故発生地域からの避難者の受入れ.....	358
第9節	大規模火災対策.....	360
第1	火災情報の伝達.....	360
第2	消火活動.....	360
第10節	林野火災対策.....	361
第1	火災情報の伝達.....	361
第2	避難誘導.....	361
第3	消火活動.....	361
第4	二次災害の防止.....	361

第6章 災害復旧・復興対策計画

第1節	生活の再建支援等.....	362
-----	---------------	-----

第1	被災者等の生活再建の支援.....	362
第2	中小企業者・農林事業者の再建支援.....	365
第3	復旧事業の推進.....	366
第2節	災害復興推進体制.....	369
第1	災害復興体制.....	369
第2	災害復興計画の策定.....	369
第3	災害復興事業の推進.....	370

各対策項目の冒頭にある表（市担当部／関係機関）に記した防災関係機関の名称は、各対策を実施する主体です。また、「市担当部」は高崎市の担当部署（消防を含む）、「関係機関」は、高崎市以外の機関の名称です。

第 1 章 総 則

第1節 計画の目的

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、高崎市防災会議が策定するものであり、市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等がその全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して市の地域における地震、風水害、雪害、火山災害、事故災害、原子力災害及び火災に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とするものである。

さらに、市民が自ら行う事項、自主防災組織や町内会をはじめとした地域における各種団体の行う事項及び首都直下型地震、東海・東南海・南海地震等の大規模災害が発生した場合における首都圏等の被災自治体への支援体制や自治体間の広域応援体制の整備事項について定め、所期の目的を達成しようとするものである。

第2 高崎市国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、「高崎市国土強靱化地域計画」(令和3年2月)は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第13条に基づき、国土強靱化に係る他の市計画等の指針となるべきものとして定めたものである。

このため、国土強靱化に関する部分については、高崎市国土強靱化地域計画の基本目標である、いかなる災害等が発生しようとも、

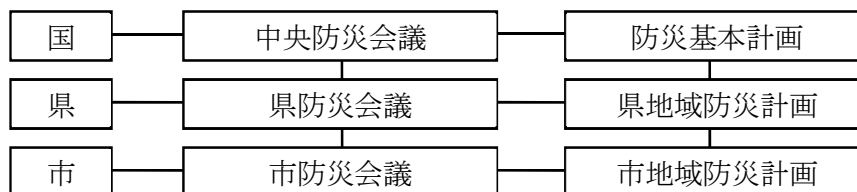
- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市民及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

を踏まえ、高崎市地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第3 地域防災計画の策定及び修正

市は、防災会議を設置し、地域防災計画を策定する。また、防災会議は地域防災計画に毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う。

災害対策基本法によって定められている国、県、市の防災会議と防災計画の体系は以下のとおりである。



第4 防災会議

市防災会議の組織及び運営については、関係法令、市防災会議条例、市防災会議に関する規程の定めるところによる。その任務については、次のとおりである。

- (1) 地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

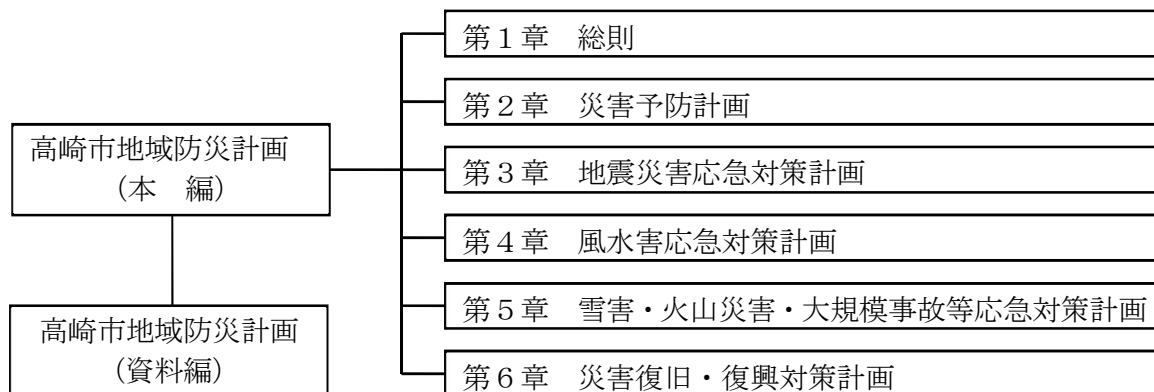
※資料編1-1 高崎市防災会議に関する条例

※資料編1-2 高崎市防災会議運営規程

※資料編1-3 高崎市防災会議委員名簿

第5 計画の構成

この計画の構成は、次のとおりである。



第2節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も基本的で重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

近年、気候変動の影響等により、我が国の気象災害は激甚化、頻発化しており、過去に経験したことのないような大型の台風や豪雨が毎年のように発生し、甚大な被害をもたらしている。このような状況を踏まえ、気象災害の新たな脅威に対応するため、県では、令和元年12月に「群馬・気象災害非常事態」を宣言し、災害に強く、持続可能な群馬県を構築するため、ハード・ソフト両面の防災・減災対策を強力かつ集中的に推進することとした。また、併せて表明した「2050年に向けた『ぐんま5つのゼロ宣言』」の宣言1においても、県土の強靱化とともに県民の防災意識を高め、「自然災害による死者ゼロ」を目指すこととしている。さらに、県の気象災害における避難のあるべき姿として、令和3年3月に「災害時における避難の基本的考え方―群馬県避難ビジョン―」を取りまとめ、自然災害にオール群馬で立ち向かうこととした。

災害対策の実施に当たっては、市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、市、県及び指定地方行政機関を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、市、県、指定地方行政機関、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとるものとする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下の通りである。

第1 周到かつ十分な災害予防

- 1 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。
- 2 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策

- 1 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- 2 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

第3 適切かつ速やかな災害復旧・復興

- 1 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 市

<ol style="list-style-type: none"> 1 防災に関する組織の整備に関すること。 2 防災に関する訓練に関すること。 3 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。 4 災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。 5 予報・警報の伝達に関すること。 6 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保に関すること。 7 消防、水防その他の応急措置に関すること。 8 被災者の救難、救助その他保護に関すること。 9 被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。 10 施設及び設備の応急復旧に関すること。 11 清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。 12 緊急輸送の確保に関すること。 13 災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関すること。 14 災害復旧及び復興計画に関すること。 15 高崎市以外の地域での大規模災害による被災地及び被災者の支援に関すること。 16 高崎市防災会議に関すること。 17 市内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること。
--

第2 県

<ol style="list-style-type: none"> 1 防災に関する組織の整備に関すること。 2 防災に関する訓練に関すること。 3 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。 4 災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。 5 予報・警報の伝達に関すること。 6 消防、水防その他の応急措置に関すること。 7 被災者の救難、救助その他保護に関すること。 8 被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。 9 施設及び設備の応急復旧に関すること。 10 清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。 11 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。 12 緊急輸送の確保に関すること。 13 災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関すること。 14 災害復旧及び復興計画に関すること。 15 高崎市以外の地域での大規模災害による被災地及び被災者の支援に関すること。 16 群馬県防災会議に関すること。 17 市町村その他県内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること。
--

第3 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。 2 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること。 4 警察通信の確保及び統制に関すること。
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること。 3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行

第1章 総則 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

	<p>う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。</p> <p>4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。</p>
関東財務局 (前橋財務事務所)	<p>1 金融機関に対する非常金融措置のあつせん、指導等に関すること。</p> <p>2 災害復旧事業費の査定立合いに関すること。</p> <p>3 災害つなぎ資金及び災害復旧事業資金の融資に関すること。</p> <p>4 国有財産の貸付、譲与及び売払いに関すること。</p> <p>5 提供可能な未利用地、合同宿舎に関する情報提供に関すること。</p>
関東信越厚生局	<p>1 国立病院の避難施設の整備及び防災訓練等の指導に関すること。</p> <p>2 国立病院受入患者の医療等の指示調整に関すること。</p> <p>3 負傷者の国立病院における医療助産救助の指示調整に関すること。</p> <p>4 医療救護班の応援派遣に関すること。</p>
群馬労働局	<p>1 事業場における労働災害の防止に関すること。</p> <p>2 災害応急工事、災害復旧工事等に必要の労働力の確保に関すること。</p> <p>3 災害による離職者の早期再就職の促進に関すること。</p>
関東農政局 (群馬県拠点ほか)	<p>1 災害予防</p> <p>(1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。</p> <p>(2) 農地、農業用施設等を防護するための防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。</p> <p>(2) 種もみ、その他営農資材の確保に関すること。</p> <p>(3) 主要食糧の供給に関すること。</p> <p>(4) 生鮮食料品等の供給に関すること。</p> <p>(5) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。</p> <p>(6) 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出及び動員に関すること。</p> <p>3 災害復旧</p> <p>(1) 農地、農業用施設等について特に必要がある場合の査定の実施に関すること。</p> <p>(2) 被災農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。</p> <p>4 その他 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること。</p>
関東森林管理局	<p>1 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持及びび造成に関すること。</p> <p>2 災害復旧用木材(国有林材)のあつせんに関すること。</p>
関東経済産業局	<p>1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。</p> <p>2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。</p> <p>3 被災中小企業の振興に関すること。</p>
関東東北産業保安監督部	<p>1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安に関すること。</p> <p>2 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること。</p>
関東地方整備局 (高崎河川国道事務所、利根川水系砂防事務所)	<p>管轄する河川・道路・砂防・地すべり・ダムについての計画、工事及び管理のほか、次の事項に関すること。</p> <p>1 災害予防</p> <p>(1) 防災上必要な教育及び訓練 (4) 災害危険区域等の関係機関への通知</p> <p>(2) 通信施設等の整備 (5) 官庁施設の災害予防措置</p> <p>(3) 公共施設等の整備 (6) 豪雪害の予防</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等</p> <p>(2) 水防活動、土砂災害防止活動及び地方公共団体による避難誘導のための住民への情報伝達に関する指導助言等</p> <p>(3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握</p> <p>(4) 災害時における復旧用資材の確保</p>

第1章 総則 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

	<p>(5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等 (6) 災害時のための応急復旧用資機材の備蓄 (7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施</p> <p>3 災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。</p>
関東運輸局 (群馬運輸支局)	<p>1 自動車運送事業者に対する運送の協力要請に関すること。 2 被災者、必要物資等の輸送調整に関すること。 3 不通区間における迂回輸送等の指導に関すること。</p>
東京航空局 (東京空港事務所)	<p>1 航空機による輸送に係る安全の確保に関すること。 2 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。</p>
東京管区気象台 (前橋地方気象台)	<p>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</p>
国土地理院 関東地方測量部	<p>1 地殻変動の監視に関すること。 2 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること。 3 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること。</p>

第4 陸上自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
第12旅団 第12後方支援隊	<p>1 災害派遣の準備 (1) 防災関係情報資料の整備に関すること。 (2) 防災関係機関との連絡、調整に関すること。 (3) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 (4) 防災に関する教育訓練の実施に関すること。</p> <p>2 災害派遣の実施 (1) 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。</p>

第5 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株) (高崎郵便局)	<p>1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。 2 災害特別事務取扱いに関すること。 (1) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救援用郵便物等の料金免除 エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 (2) 指定避難所における臨時の郵便差出箱の設置 3 その他、要請のあったもののうち協力できる事項</p>
東日本電信電話(株)(群馬支店)	<p>1 電気通信設備の保全に関すること。 2 重要通信の確保に関すること。</p>
(株)NTTドコモ (群馬支店)	<p>1 携帯電話設備の保全に関すること。 2 重要通信の確保に関すること。</p>

第1章 総則 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

日本銀行 (前橋支店)	1 通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整、信用制度の保持運営及び被災地金融機関に対する緊急措置についての要請等に関する事。
日本赤十字社 (群馬県支部)	1 医療救護班の編成及び医療救護の実施に関する事。 2 救護所の開設及び運営に関する事。 3 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関する事。 4 輸血用血液の確保及び供給に関する事。 5 義援金品の受領、配分及び募金に関する事。 6 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事。 7 外国人の安否の調査に関する事。 8 広域医療搬送拠点の整備及び広域医療搬送の運営に関する事。
日本放送協会 (前橋放送局)	1 防災思想の普及に関する事。 2 気象予報・警報の周知に関する事。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。 4 放送施設に対する障害の排除に関する事。 5 指定避難所等における受信機の貸与・設置に関する事。 6 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。
東日本高速道路 (株) (関東支社)	1 高速自動車国道の保全及び復旧に関する事。 2 緊急通行路の確保に関する事。
独立行政法人 水資源機構	1 水資源開発施設(水資源機構移行時に着手済みの事業に限る。)の新築又は改築に関する事。 2 水資源開発施設の保全(施設管理)に関する事。
国立研究開発法人 量子科学技術研究 開発機構量子ビー ム科学研究部門高 崎量子応用研究所	1 放射線に係る事故の予防及び応急対策等に関する事。
東日本旅客鉄道 (株) (高崎支社)	1 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関する事。 2 鉄道車輛による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
東京ガス(株) (群馬支社)	1 都市ガス施設の保安の確保に関する事。 2 都市ガスの供給の確保に関する事。
日本通運(株) (群馬支店)	1 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
東京電力パワーグ リッド(株) (群馬総支社)	1 電力施設の保安の確保に関する事。 2 電力の供給の確保に関する事。

第6 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(公社)群馬県医師会	1 医療及び助産活動の協力に関する事。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。 3 医療救護活動の実施に関する事。
(公社)群馬県歯科 医師会	1 被災者の医療及び口腔衛生の協力に関する事。 2 歯科治療痕等による身元確認作業の協力に関する事。
(公社)群馬県看護 協会	1 救護活動に必要な看護の確保に関する事。
(一社)群馬県LP ガス協会	1 エルピーガス設備の保安の確保に関する事。 2 エルピーガスの供給の確保に関する事。 3 会員事業者の連絡調整に関する事。
群馬県石油協同組 合	1 石油等燃料の供給に関する事。
上信電鉄株式会社	1 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関する事。 2 鉄道車輛による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
(一社)群馬県バス 協会	1 バスによる救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。 2 被災地の交通の確保に関する事。

第1章 総則 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(一社)群馬県トラック協会	1 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
群馬テレビ(株) (株)エフエム群馬	1 防災思想の普及に関する事。 2 気象予報・警報の周知に関する事。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。
各土地改良区	1 各土地改良区の水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関する事。

第7 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
高崎市等広域消防局、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部	1 災害を防除し被害の軽減に関する事。 2 高齢者等避難、避難指示等に関する事。 3 被災者の救難、救助その他保護に関する事。 4 防災に関する訓練に関する事。
高崎市医師会、群馬郡医師会、藤岡多野医師会新町分区・吉井分区	1 医療及び助産活動の協力に関する事。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。 3 医療救護活動の実施に関する事。
高崎市歯科医師会、藤岡多野歯科医師会	1 被災者の歯科治療の協力に関する事。 2 歯型照合による身元確認作業の協力に関する事。
高崎市薬剤師会、群馬県医薬品卸協同組合	1 医療及び助産活動の協力に関する事。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。
(株)ラジオ高崎	1 防災思想の普及に関する事。 2 気象予報・警報の周知に関する事。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。
高崎市農業協同組合、はぐくみ農業協同組合、多野藤岡農業協同組合、烏川流域森林組合、多野東部森林組合	1 共同利用施設の保全に関する事。 2 農業者又は林業者に対する災害応急対策及び災害復旧の支援に関する事。 3 県又は市が行う農林関係の災害応急対策及び被害調査等への協力に関する事。
病院経営者	1 入院患者及び通院患者の安全の確保に関する事。 2 被災傷病者の救護に関する事。
社会福祉施設経営者	1 入所者及び通所者の安全の確保に関する事。
高崎市社会福祉協議会	1 被災生活困窮者の生活の支援に関する事。 2 義援金品募集及び配分に関する事。 3 ボランティア活動の支援及び推進に関する事。
高崎市商工会議所 高崎市榛名商工会 高崎市倉渕商工会 高崎市箕郷商工会 高崎市群馬商工会 高崎市新町商工会 高崎市吉井商工会	1 被災事業者に対する支援に関する事。 2 県又は市が行う商工業関係の被害調査への協力に関する事。 3 救援物資及び復旧用資材の確保についての協力に関する事。 4 物価の安定についての協力に関する事。
金融機関	1 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関する事。
学校法人	1 児童、生徒等の安全の確保に関する事。 2 指定緊急避難場所及び指定避難所としての施設の整備に関する事。

第1章 総則 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

危険物等施設の管理者	1 危険物等施設の保安の確保に関すること。 2 周辺住民の安全の確保に関すること。
建設業関連団体	1 建築物及び構築物に係る災害応急対策及び災害復旧への協力に関すること。
農業用排水施設の管理者	1 水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関すること。
報道機関	1 防災思想の普及に関すること。 2 気象予報・警報の周知に関すること。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。

第8 市民、自主防災組織・町内会、事業者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
市 民	1 防災・減災の知識習得 2 自宅建物・設備の減災措置、避難行動の検討 3 災害緊急連絡網（町内会連絡網）の普及推進 4 飲料水・食料・生活用品等の3日以上への備蓄と点検 5 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 6 災害関連情報等の収集、家族・近所への伝達 7 家族・近所の避難行動要支援者等の避難支援 8 災害廃棄物の分別 9 その他自ら災害に備えるために必要な手段を講じること。
自主防災組織 町内会	1 自主防災活動マニュアル、資機材の整備、点検 2 地域の災害危険性の把握、点検 3 災害緊急連絡網（町内会連絡網）の普及推進 4 避難行動要支援者の把握、避難支援プランの作成協力 5 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等） 6 自主防災リーダーの養成 7 自主防災活動、訓練の実施 8 災害関連情報等の収集、伝達 9 地区内の避難行動要支援者、被災者の救助・救援対策の協力 10 災害時の避難所の自主運営 11 届出避難所の自主的な設置・運営 12 災害廃棄物の分別、集積所の管理協力
事業者	1 従業員の防災教育、訓練 2 事業継続計画（BCP）の作成・更新 3 所管施設・設備の減災措置、避難対策の検討 4 従業員等の飲料水・食料・生活用品等の備蓄と点検 5 自衛消防活動・訓練 6 災害関連情報等の収集、従業員・所管施設利用者等への伝達、避難誘導 7 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 8 避難行動要支援者等の避難支援 9 災害廃棄物の分別 10 その他自ら災害に備えるために必要な手段を講じること。

第4節 地域の災害環境

第1 自然環境

(1) 地形

高崎市域の地形は、低地(後背湿地、谷底平野など)、台地(砂礫台地、ローム台地)、山地(新第三紀、火山、丘陵地など)、人工改変地に大別される。

低地は、市南部で合流する烏川と鏑川に囲まれた後背湿地・デルタやその周辺に分布する自然堤防の他、烏川沿いやその支川などの河川沿いに分布する谷底平野、烏川の支流である滑川流域下部の扇状地などに相当する。

台地は、烏川、鏑川沿いに分布し、低地より標高が高くなっている。また、関東ローム層が厚く堆積するローム台地のほか、砂礫台地も含まれる。

山地は、榛名山の南斜面から烏川左岸にかけて広く分布する火山、市中央部から南部の烏川右岸に分布する標高150m以上の丘陵地、市西部の倉渕地域に広く分布する新第三紀などに相当する。

人工改変地は、市南部の丘陵地帯の宅地造成地、山地中に点在するゴルフ場等がある。

(2) 活断層

本市に大きな影響を及ぼす可能性のある活断層は、地震調査研究推進本部(文部科学省に設置されている特別の機関)の公表(2015年4月)では、関東平野北西部と関東山地との境界付近から関東平野中央部に延びる深谷断層帯がある。深谷断層帯は、深谷断層とその副次的な断層群からなる。

深谷断層帯は、高崎市上里見町から安中市、高崎市、藤岡市に延び埼玉県鴻巣市に至る。長さは約69kmの可能性があり、概ね西北西―東南東方向に延びる。

本断層の南西には磯部断層、平井断層、神川断層、櫛挽断層、江南(こうなん)断層の北東側隆起の副次的な断層が分布する。

深谷断層帯は、少なくとも約6千2百年前以後、約5千8百年前以前に活動した可能性があり、平均活動間隔は約1万―2万5千年程度であった可能性がある。深谷断層帯全体が同時に活動する場合、マグニチュード(M)7.9程度の地震が発生する可能性がある。

今後30年以内、50年以内、100年以内、300年以内の地震発生確率は、それぞれほぼ0%―0.1%、ほぼ0%―0.2%、ほぼ0%―0.5%、ほぼ0%―2%となる。

なお、関東平野北西縁断層帯、元荒川断層帯は、それぞれ地震調査研究推進本部地震調査委員(2005)、同(2000)により長期評価が公表されているが、新たな知見により、深谷断層帯・綾瀬川断層に二分し、それぞれ評価が行われている。ただし、深谷断層帯全体と綾瀬川断層全体が同時に活動する可能性も否定されておらず、この場合は、マグニチュード(M)8.0程度の地震が発生する可能性がある。

(3) 気象

気象庁（前橋地方気象台）が管理する高崎市上里見の地域気象観測所における過去10年間の降水量の最大値は、次の表のとおりである。

■上里見の過去10年間の最大降水量（左）と観測史上1～10位の値（右）

年	日最大	1時間最大	順位	日最大1時間	日降水量
2013	101.0mm	55.0mm	1位	88 mm(1987. 7. 15)	307 mm(1981. 8. 22)
2014	85.5mm	33.5mm	2位	84 mm(1977. 7. 2)	249 mm(1982. 8. 1)
2015	135.0mm	39.5mm	3位	82 mm(1988. 8. 23)	241 mm(2019. 10. 12)
2016	97.5mm	31.5mm	4位	75.0mm(2008. 7. 27)	204 mm(1999. 8. 14)
2017	86.5mm	50.5mm	5位	75 mm(1981. 8. 22)	185 mm(1983. 8. 16)
2018	77.5mm	64.5mm	6位	72.0 mm(2011. 8. 25)	172 mm(1982. 9. 12)
2019	241.5mm	38.5mm	7位	71 mm(1989. 7. 29)	162 mm(1989. 7. 29)
2020	61.5 mm	59.0 mm	8位	70.5mm(2009. 8. 7)	161 mm(1998. 9. 16)
2021	72.5mm	27.5mm	9位	70.0mm(2009. 8. 6)	135 mm(2015. 9. 9)
2022	84.5mm	42.0mm	10位	69 mm(1982. 8. 1)	131 mm(1991. 8. 20)

（気象庁ホームページより）

第2 災害履歴

(1) 地震

高崎市では過去に被害を受けた地震は少ないものの、昭和6年に西埼玉地震が発生し、震度6を記録している。

西埼玉地震は、県内の死者5名、負傷者55名を数えるほか、八高線の鉄橋が破壊される等の大きな被害が発生している。

■高崎市付近の主な地震災害

発生日年月日	地震名(震源)	マグニチュード	群馬県内の主な震度	群馬県内でのおもな被害状況
1916. 2. 22 (大正5年)	— (浅間山麓)	6. 2	3:前橋市昭和町	家屋全壊7戸、半壊3戸、一部損壊109戸
1923. 9. 1 (大正12年)	関東地震 (神奈川県西部)	7. 9	4:前橋市昭和町	負傷者9人、家屋全壊49戸、半壊8戸
1931. 9. 21 (昭和6年)	西埼玉地震 (埼玉県北部)	6. 9	5:前橋市昭和町	死者5人、負傷者55人、家屋全壊166戸、半壊1,769戸
1964. 6. 16 (昭和39年)	新潟地震 (新潟県沖)	7. 5	4:須田貝通報所 前橋市昭和町	負傷者1人
1996. 12. 21 (平成8年)	茨城県南西部の地震 (茨城県南部)	5. 5	5弱:板倉町板倉 4:沼田市西倉内町・ 片品村東小川・ 桐生市織姫町	家屋一部損壊46戸
2004. 10. 23 (平成16年)	新潟県中越地震 (新潟県中越)	6. 8	5弱:高崎市高松町・ 片品村東小川・ 渋川市北橋町	負傷者6人、家屋一部損壊1,055戸
2011. 3. 11 (平成23年)	東北地方太平洋沖地震 (三陸沖)	9. 0	6弱:桐生市織姫町 5強:高崎市高松町 ほか	死者1名、負傷者41名 半壊7棟(高崎市2、渋川市1、 桐生市2、大泉町2)、一部破 損17,050棟 火災2件(高崎市内)

発生年月日	地震名(震源)	マグニチュード	群馬県内の主な震度	群馬県内でのおもな被害状況
2018. 6. 17 (平成 30)	群馬県南部を震源とする地震 (群馬県南部)	4. 6	5 弱: 渋川市赤城町 4 : 前橋市・桐生市・伊勢崎市・沼田市・吉岡町・東吾妻町	住家一部破損 4 棟

(2) 風水害

明治から昭和にかけて、旧高崎市域では、500棟以上浸水する災害が5回発生している(明治43年8月洪水、昭和10年9月豪雨、昭和22年カスリーン台風、昭和41年台風26号、昭和57年台風10号)。

明治43年の8月洪水では、烏川の決壊、榛名白川のはん濫等により、旧高崎市域で900棟以上が浸水し、新町や倉渕村で23人が死亡した。

昭和10年の9月豪雨では、烏川や碓氷川の堤防が決壊し、旧高崎市で家屋の全壊・流失9棟、床上浸水800棟以上に達したほか、救助にあっていた兵士7人が濁流にのまれて殉職した。また、旧倉渕村でも家屋の全壊・流失30棟、床下浸水250棟の被害となった。

昭和22年9月のカスリーン台風では、常慶橋など4つの橋が流出し、旧高崎市で死者・行方不明者31人、浸水家屋は4,000棟以上に上った。

昭和41年の台風26号では、台風の中心が市の中心部を通過し、瞬間最大風速48mを記録した。また、旧高崎市域で約3,500棟の家屋が被災したほか、箕郷町や新町で5人が死亡した。

昭和57年の台風10号では、時間雨量51mm、日雨量239.5mmを観測し、旧高崎市域で約2,500棟の家屋が被災したほか、榛名町や倉渕村で3人が死亡した。

平成以降も風水害は繰り返され、烏川左岸の旧高崎市域、塚沢、佐野、新高尾、中川での浸水被害、倉渕地域、榛名地域、箕郷地域、吉井地域等の山地では斜面崩壊が発生している。

令和元年東日本台風(19号)では、本市で初めて「大雨特別警報」が発表され、27,120世帯、63,844人に避難勧告を発令した。

■高崎市域の主な風水害

(単位：人、棟)

発生年 災害名	旧市町 村名	人的被害		被災家屋					その他
		死者・行 方不明者	負傷者	全壊・ 流出	半壊・ 半流出	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水	
明治43年 8月洪水	高崎市			26				904	
	倉渕村	10			22				
	新町	13	216	56	78	576			
昭和10年 9月豪雨	高崎市	7		9				712	
	倉渕村	4	5	30	47			250	
昭和22年 カリン台風	高崎市	31					4,000		
昭和34年 伊勢湾台風	箕郷町					52以上			
昭和41年 台風26号	高崎市			38	302	2,397	31	636	救助法適用
	箕郷町	4	9	11			138		
	新町	1	6						救助法適用
昭和57年 台風10号	高崎市			12	60	74	371	2,022	救助法適用
	倉渕村	1		2	6	95		64	
	榛名町	2	4						

発生年 災害名	旧市町 村名	人的被害		被災家屋			(被害内訳)			その他
		死者・行 方不明者	負傷者	全壊・ 流出	半壊・ 半流出	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水	その他	
令和元年 東日本台風	※			1	76	166	76	141	26	救助法適用

※昭和57年以降は市町村合併後のため旧市町村名は空欄とする

(3) その他

■昭和49年10月6日榛名町下里見土石流

概要	7時30分頃、高崎市若田剣崎浄水場へ通じる導水管が破裂し、鉄砲水が土砂(幅60m高さ100m厚さ10m)とともに押し寄せ、民家等を埋没流出させた。
被害	死者6人、負傷者6人、住家全壊3戸、床下浸水2戸、非住家被害5戸、道路損壊1箇所、橋梁損壊1箇所、河川損壊1箇所、砂防施設1箇所、水道施設1箇所、田埋没0.29ha

■平成9年3月7日安中・榛名林野火災

概要	7日午後1時30分頃、安中市中秋間字檜山の尾根付近から出火。異常乾燥注意報発表の中、風速13mの西風にあおられ榛名町山林にまで燃え広がり、3日間にわたり燃え続けた。
被害	負傷者1人、焼損家屋1棟、被災区域面積216ha

■平成26年2月14日～15日 大雪

概要	2月13日21時に南西諸島で発生した低気圧が、本州の南海上を北東に進み、次第に発達しながら15日明け方から昼頃にかけて関東地方沿岸に接近した後、関東の東を北東に進んだ。また、関東地方の上空約1,500m付近は-6℃以下の寒気に覆われ、14日朝から雪が降りはじめ、前橋では最深積雪が73cmを観測し、統計開始以来の記録を大幅に更新した。
被害	重傷2人、軽傷21人、住家全壊2棟、一般住宅駐車場屋根(カーポート)又は農業用ビニールハウス等の倒壊被害多数、中央銀座アーケード屋根一部崩落、停電最大約90,000軒

第3 災害危険箇所

(1) 洪水浸水想定区域

水防法の指定河川である烏川、神流川、鑓川、碓氷川、井野川、榛名白川、利根川及びその他中小河川については、洪水ではん濫した場合の洪水浸水想定区域図が公表されている。これらの洪水浸水想定区域を総合すると、豊岡、片岡、六郷、八幡、南八幡、新町等が浸水区域内に含まれる。

■主な洪水浸水想定区域の状況

実施主体	対象河川	想定降雨	想定内容
国土交通省 高崎河川国道事務所	烏川下流、 神流川、鑓川、碓氷川	想定最大降雨量(3日間で579mmの降雨)	新町、片岡、南八幡の一部地域が浸水区域に含まれる。浸水深は5mを超えるところがある。
群馬県	烏川上流	想定最大降雨量(2日間で783.3mmの降雨)	六郷、八幡、豊岡、榛名の一部地域が浸水区域に含まれる。六郷、豊岡では、浸水深が5m以上となるところがある。
	碓氷川	想定最大降雨量(2日間で775.8mmの降雨)	八幡、豊岡、鼻高の一部地域が浸水区域に含まれる。浸水深は5mを越える範囲がある。
	井野川	想定最大降雨量(1日間で667mmの降雨)	浜尻、塚沢、新高尾、京ヶ島、岩鼻の一部地域が浸水区域に含まれる。浸水深は5m～10mとなるところがある。
	榛名白川	想定最大降雨量(1日間で687.5mmの降雨)	長野、箕郷の一部地域が浸水区域に含まれる。浸水深は3m以下がほとんどである。
	利根川	想定最大降雨量(3日間で491mmの降雨)	京ヶ島、滝川、岩鼻の一部地域が浸水区域に含まれる。浸水深は0.5～3m以下である。
群馬県	鑓川	想定最大降雨量(2日間で700mmの降雨)	吉井町吉井から吉井町小串にかけて浸水区域に含まれる。浸水深は、最大で5m～10mとなっている。
	鮎川	想定最大降雨量(1日間で672mmの降雨)	新町の一部が浸水区域に含まれる。(浸水深は、3m以下の区域がほとんどである。)

(2) 土砂災害等の危険箇所・土砂災害警戒区域

市内には419箇所の急傾斜地崩壊危険箇所、364箇所の土石流危険渓流があり、片岡などの高崎地域の烏川右岸及び倉渕地域、箕郷地域、榛名地域、吉井地域に数多く分布する。このほか、市内に13箇所の地すべり危険箇所がある。

また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による土砂災害警戒区域（特別警戒区域）が、高崎地域、倉渕地域、箕郷地域、榛名地域、吉井地域で合計879区域（768区域）指定されている。

■土砂災害等の危険箇所・土砂災害警戒区域の状況

(単位: 箇所)

地区名	急傾斜地崩壊危険箇所	急傾斜の土砂災害警戒区域(特別警戒区域)	土石流危険渓流	土石流の土砂災害警戒区域(特別警戒区域)	地すべり危険箇所	地すべりの土砂災害警戒区域(特別警戒区域)
高崎地域	69	110(104)	70	48(41)	6	9(0)
倉渕地域	85	123(122)	68	64(42)	3	4(0)

地区名	急傾斜地崩壊危険箇所	急傾斜の土砂災害警戒区域(特別警戒区域)	土石流危険渓流	土石流の土砂災害警戒区域(特別警戒区域)	地すべり危険箇所	地すべりの土砂災害警戒区域(特別警戒区域)
箕郷地域	41	70(61)	20	10(6)	0	0
群馬地域	0	0	0	0	0	0
新町地域	0	0	0	0	0	0
榛名地域	72	113(111)	123	107(77)	0	2(0)
吉井地域	152	148(147)	83	65(56)	4	5(0)
合計	419	564(545)	364	294(222)	13	20(0)

(令和4年3月末現在)

※資料編3 災害危険区域関係

第4 地震被害想定

地震調査研究推進本部が2005年に公表した長期評価に基づき、関東平野北西縁断層帯で発生する可能性のあるマグニチュード8の地震を想定し、高崎市が平成19年度（吉井地域は平成22年度）に予測した被害の概要は次のとおりである。人口等の基礎数値は調査時点（平成19年度高崎市・平成22年度吉井地域）の数値を使用している。

(1) 震度

震源域を市の南に設定しているため、震源域に近い市の南部ほど震度が高い。市内の震度は、震度5弱～7である。市内の多くが震度6強であり、市役所より下流の烏川沿いに広がる低地では地盤が軟弱なため震度7も予測される。山地部では震度5強～6弱である。

(2) 液状化危険度

新町地域など、烏川沿いの低地で液状化の危険性がやや高い。

(3) 斜面崩壊

倉淵地域、榛名地域、吉井地域、片岡等に急傾斜地崩壊危険箇所が多く分布し、崩壊の危険度が比較的高い。

(4) 建物被害

全市で全壊建物約18,300棟（全壊率約10%）、全壊・半壊合わせて約40,900棟（全半壊率約23%）と予測された。震度が大きい市南部で、かつ建築年代の古い建物が比較的多く分布する場所で特に被害は大きく、高崎地域の旧市、片岡、豊岡、南八幡、倉賀野では全半壊率が30%以上と予測される。

(5) 火災危険性

冬の午後6時に地震が発生した場合、約210件の出火があり、そのうち、初期消火で消し止められない炎上出火が約108件と予測される。さらにそのうちの約半数が延焼火災に発展し、焼失は約1,000棟（焼失率約0.7%）に上ると予測され、また、高崎地域の旧市、倉賀野では、建物被害が大きく、建物の密度も比較的高いため、特に被害が大きいと予測される。

(6) ライフライン被害

市南部ほど震度が大きいと予測される。特に低地部に水道管の敷設されている榛名地域や新町地域、石綿管が多い群馬地域や吉井地域での被害が大きいと予測される。また、地震直後はほぼ全域で断水（高崎市上水道断水率94%、簡易水道断水率93%）し、1週間後に半数が復旧し、全域復旧するには1ヶ月程度を要すると予測さ

れる。

都市ガスも地震直後にほぼ全域で供給停止となり、全域復旧するのに1ヶ月程度を要し、下水道は被害が生じてても流下機能に影響が出るところは少ないと予測される。

(7) 人的被害

建物被害の大きい市南部や倉渕、榛名で死傷者が多くなり、全市の死者数は900人弱(約0.3%)と予測される。

避難所生活者は、地震発生から1日後で約8.9万人(約24%)、断水が続く生活支障のため1週間後くらいに避難所生活者数はピークを迎え、約12.3万人(約34%)になると予測された。1ヶ月後の避難所生活者数は約4.2万人(約12%)と予測される。

(8) その他

予測した被害量のほか、時間帯によって次のような事象が発生するおそれがあると予測される。

① 冬の午後6時(平日)に地震発生

- ・通勤時間帯の車両に加え、道路の被災、道路への落下・倒壊物、高速道路の閉鎖による迂回車両等により渋滞が激化し、消防・救急等の緊急通行に支障が出るおそれがある。
- ・通勤客が乗車した列車の脱線等により大量の傷病者が発生するおそれがある。
- ・高崎駅では千人規模の旅客が滞留し、在来線の駅でも数百人規模の旅客が滞留するおそれがある。
- ・新幹線の運行停止で、東京・新潟・長野方面への旅客が数日間市内に滞留するおそれがある。
- ・夜間はヘリコプターによる偵察ができず、倉渕地域、榛名地域、吉井地域の山間集落等の状況が、翌日まで把握できないおそれがある。
- ・防災関係機関は、事務所に残っていた職員がすぐに初動活動を開始するが、周囲が暗いため活動に支障が出る。

② 冬の朝5時(平日)に地震発生

- ・駅等での滞留者がほとんどなく、帰宅困難者はほとんど発生しない。
- ・防災関係機関の職員は、徒歩やバイク等で参集し、通勤距離が遠い出先機関等で初動対応が遅れる。

③ 秋の昼12時(休日)に地震発生

- ・高崎駅周辺の商業施設では、買い物客等が、割れたガラス、看板等の落下物、転倒物等により多数の負傷者が発生するおそれがある。
- ・東京方面等からの多くの観光客の自家用車、バスなどが、道路の被害や渋滞により長時間市内に滞留する。
- ・榛名湖等へ多くの観光客が市外から集まり、榛名湖等への限られたアクセス道路が寸断し、多くの観光客が孤立し、救援が必要となるおそれがある。

第1章 総則 第4節 地域の災害環境

■地震被害予測結果

	冬 18時	冬5時	秋 12時	備考
全壊棟数(棟)	18,281			火災被害との重複を含む
全壊率(%)	10.3			
半壊棟数(棟)	22,640			火災被害との重複を含む
全半壊率(%)	23.1			
全出火件数(件)	210.8	29.4	28.8	全ての出火件数
炎上出火件数(件)	107.9	15.1	14.7	初期消火で消し止められなかった件数
残出火件数(件)	54.3	0	0	消防力で延焼発展を阻止できなかった件数
焼失棟数(棟)	1,060	0	0	
焼失率(%)	0.60			
上水道管被害箇所数(箇所)	2,013.17			
上水道管被害率(箇所/km)	0.86			
死者(人)	857	890	861	
死者発生率(%)	0.26	0.27	0.26	
重症者(人)	1,315	1,212	1,202	
重症者発生率(%)	0.39	0.36	0.36	
中等症者(人)	6,044	6,073	5,944	
中等症者発生率(%)	1.80	1.81	1.77	
要救助者(人)	4,196	4,584	4,548	
要救助者発生率(%)	1.25	1.37	1.36	
罹災者(人)	90,243	88,448	88,448	
罹災率(%)	26.92	23.82	24.94	
避難所生活者1日後(人)	89,892	88,900	88,900	
避難所生活者発生(%)	24.21	23.94	23.94	
避難所生活者1週間後(人)	126,703	125,945	125,946	
避難所生活者発生(%)	34.12	33.91	33.91	
避難所生活者1ヶ月後(人)	42,983	41,691	41,691	
避難所生活者発生(%)	11.57	11.23	11.23	

(平成19年度高崎市・平成22年度吉井地域地震被害想定調査による)

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり

風水害・雪害に備え、災害の発生を予防し、又は災害の規模を最小限にするためには、以下の事項が重要である。

- 大雨、強風又大雪に見舞われても、それに耐えられる都市をつくる。
- 発生した被害に対しての迅速かつ的確な災害応急体制を構築する。
- 関係機関と平時から「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努める。
- 住民の防災活動を推進する

特に住民の防災活動の推進に関しては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る必要がある。

市は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

さらに市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとし、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

第1 水害対策

市担当部	建設部、都市整備部、農政部、下水道部、総務部、消防部、協力部、救援部、支所部
関係機関	国、県、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、消防団

1 水害防止事業の推進

- (1) 建設部は、内水はん濫等による市内の浸水被害の解消、軽減を図るため、市民からの要望や雨水対策に係る事業の計画について、都市整備部、農政部、下水道局、総務部、各支所部と協議・調整し、事業の円滑な推進を図る。
また、国、県は、外水はん濫による被害を防止、軽減するため、烏川等をはじめとする管理河川の重要水防箇所について河川改修を促進する。
- (2) 農政部は、地震等による破損で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進し、周辺住民等へ適切な情報提供を実施する。
- (3) 総務部は、水防法に基づき、洪水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するよう努める。
- (4) 総務部は、浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用が

あると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

2 水防体制の充実

総務部は、毎年出水期前に県水防計画に準じて、水防計画を作成する。また、消防部及び多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部（以下「消防部等」という。）、消防団は、水防訓練の実施、水防倉庫、資機材の整備・点検等を行い、洪水への備えに万全を期する。

3 浸水想定区域における避難確保措置

市は、次の措置を講じる。

(1) 洪水ハザードマップの普及

総務部は作成したハザードマップを活用し、河川のはん濫により想定される浸水区域や水防法第15条第1項第2号に基づく避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡経路、浸水想定区域内の地下街等、大規模工場等、要配慮者利用施設の名称及び所在地などを、市民等に対し周知徹底する。

なお、水防法第15条第1項第2号に基づく避難場所は、災害対策基本法第49条の7に基づき指定する指定避難所と同じとする。

(2) 浸水想定区域対策

総務部は、新たに水防法による浸水想定区域の指定があったときは、同法に基づき、浸水想定区域ごとに、次の事項を本計画の風水害応急対策に定めるとともに、避難所その他避難確保のため必要な事項を、市広報誌、ハザードマップ等により住民へ周知する。

- ① 洪水予報等の伝達方法
- ② 避難所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項
- ③ 要配慮者利用施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、施設の名称、所在地及び洪水予報の伝達方法等
- ④ 浸水想定区域の最大浸水深が大きい区域や、家屋倒壊等氾濫想定区域については、早期の立退き避難が必要な区域として明示するとともに、避難経路等を検討すること

4 避難確保計画の作成指導等

(1) 地下街における避難確保計画

総務部は、浸水想定区域内に地下街等が建設され、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要な場合には、当該施設の名称及び所在地を本計画に記載し、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

なお、地下街の所有者、管理者等は、水防法第15条の2第1項に基づく避難確保計画を作成し、速やかに計画を公表する。

また、これに該当しない区域や、特定少数の者が利用する地下空間の所有者、管理者、建設予定者についても、国土交通省の「地下空間における浸水対策ガイドライン」に基づき浸水対策、避難対策の普及を促進する。

(2) 大規模工場等における避難確保計画

総務部は、浸水想定区域内にある大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活

動に重大な影響が生じる施設として条例で定める用途及び規模に該当するもの)の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要な場合には、当該施設の名称及び所在地を本計画に記載し、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。なお、大規模工場等の所有者、管理者等は、水防法第15条の4第1項に基づく避難確保計画の作成に努める。

(3) 要配慮者利用施設における避難確保計画

総務部は、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要な場合には、当該施設の名称及び所在地を本計画に記載する。

また、福祉部、保健医療部、教育部は、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

なお、要配慮者利用施設の所有者、管理者等は、水防法第15条の3第1、5及び6項に基づく避難確保計画を作成し、当該計画に基づいた避難誘導等の訓練を行うものとする。

5 防災まちづくりの推進

- (1) 市（総務部、福祉部、建設部、都市整備部）は、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。
- (2) 市（総務部、建設部、都市整備部）は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講じるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県（都市計画課、建築課）及び市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- (3) 市（都市整備部）は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- (4) 市（都市整備部）は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- (5) 市（建設部、都市整備部）は、災害防止に配慮した土地利用を誘導するため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発を行うものとする。

※資料編3-11 重要水防区域

※資料編4-5 浸水想定区域内要配慮者利用施設

第2 土砂災害対策

市担当部	建設部、総務部、協力部、救援部、支所部
関係機関	県

1 砂防事業の促進等

建設部は、土砂災害等の危険箇所や山地災害危険地区について、県による急傾斜地崩壊危険区域等の法指定を推進し、砂防事業や治山事業による防災工事を推進する。

建設部及び県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）による土砂災害特別警戒区域について、特定の開発行為や建築物の構造等の規制及び必要に応じて建築物の移転勧告等を行う。

建設部及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また総務部は、対策が完了するまでの間に地域防災計画や避難情報発令等の見直しが必要になった場合は、県に適切な助言や支援を求める。

2 斜面造成地の災害防止対策の推進

建設部は、次の対策を推進する。

(1) 宅地造成工事規制区域内の保全対策等

宅地造成工事規制区域（鼻高町、乗附町、片岡町、石原町、根小屋町、寺尾町、山名町の一部及び城山町の全域が指定されている。）内の土地に、がけ崩れや土砂流出等の災害の生じるおそれがあった場合、その所有者、管理者、占有者等に対して速やかに必要な措置を講じるよう指導するとともに、宅地防災工事融資制度の活用により、改善措置の推進に努める。

(2) 宅地造成工事規制区域外の開発規制等

地震時に滑動崩落のおそれのある造成宅地の位置、規模等を特定し、その結果を踏まえた宅地の耐震化目標の設定、平成18年に改正された宅地造成等規制法に基づく造成宅地防災区域の指定等を総合的に推進する。

(3) 大規模盛土造成地マップ

大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを公表し、造成に伴う災害に対して、住民の理解を深めるよう努める。

3 警戒避難体制の強化

総務部は、次の対策を講じる。

(1) 土砂災害警戒区域対策

総務部は、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域が指定された場合には、次のとおり定める。

事項	規定箇所
情報伝達、予警報の発表・伝達	第4章 第3節 第1 広報活動

避難場所及び避難経路	第2章 第2節 第6 避難誘導・受入活動体制の整備
土砂災害に係る避難訓練	第2章 第2節 第10 防災訓練の実施
避難、救助その他必要な警戒避難体制	第4章 第7節 第1 避難誘導 第5節 第1 救急・救助活動
要配慮者利用施設	資料編4-4 土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設

(2) 土砂災害ハザードマップの作成

総務部は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物いわゆるハザードマップを作成し、住民等に配布する。群馬県（砂防課）による基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

(3) 要配慮者利用施設における避難確保計画

総務部は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内にある要配慮者利用施設で急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を必要がある場合には、当該施設の名称及び所在地を本計画に記載する。

本計画に記載された当該施設の所有者、管理者等は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第1項に基づき、避難確保計画を作成しなければならない。また、所有者又は管理者は、当該計画に基づき迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

※資料編3-9 土砂災害（特別）警戒区域指定状況

第3 災害に強いまちづくりの推進

市担当部	都市整備部、建設部、農政部、総務部、支所部
関係機関	

1 地震に強いまちづくりの推進

総務部は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるに当たっては、地域住民の生命、身体及び財産を地震から守るための施策をその中に位置づけるよう努める。

また、都市整備部は都市計画を定めるに当たって、地震に強い都市構造の形成のため、必要に応じて、防火地域又は準防火地域を定め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上重要な市街地の整備を推進するとともに、災害時の避難、消防、救護活動等に寄与する道路、公園等の公共施設の整備を図るなど防災に配慮したまちづくりを推進するよう努める。

特に、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、緑地帯などについては計画的に整備し、災害時における電気・水道・ガス・通信サービス等のライフラインの安全性・信頼性を確保するための共同溝の整備、緊急的な消火・生活用水を確保するための施設等の整備にも努める。

2 避難路等の整備

県及び市（建設部、都市整備部、農政部）は、避難に要する時間の短縮、避難路の有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等を目的として、避難路となる都市計画道路、農道、林道その他の道路の整備に努めるものとする。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

3 密集市街地の整備等

都市整備部は、防災再開発促進地区の指定について関係機関と協議し、市街地の再開発を促進する場合、防災街区整備地区計画その他の都市計画の決定、市街地の再開発に関する事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努める。

また、工業団地など、建物の密集する地域については、二次災害を防止するため、周辺部の市道に緩衝帯となる街路樹を整備する。

4 都市防災総合推進事業の利用

都市整備部は、地震に強いまちづくりを推進するに当たっては、以下の各事業を必要に応じて利用する。

- ① 災害危険度判定等調査事業
- ② 住民等のまちづくり活動支援事業

第4 建築物の安全化

市担当部	建設部、都市整備部、教育部、支所部
関係機関	

1 建築物の耐震性の確保

建設部は、建築物の耐震性の確保を推進するため、建築基準法に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。

現行の建築基準法の適用を受けない建築物については、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、以下「耐震改修促進法」という。）に基づいて策定した、高崎市耐震改修促進計画（令和3年3月改定）により、建築物の耐震診断・改修の促進施策を充実し、計画的な耐震化を促進する。

また、必要に応じ、学校や病院などの多数の者が利用する建築物等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について指導及び助言等の措置を行うものとする。

■高崎市域の建築物の耐震化の現況と目標

	現況	令和7年度目標
住 宅	88.00% (R4年度)	95.0%
多数の者が利用する一定規模以上の建築物	93.1% (R4年度)	95.0%

(1) 耐震化の促進を図るための支援策

- ① 木造住宅耐震診断技術者派遣
- ② 木造住宅の耐震化事業補助
- ③ 耐震診断義務付け対象建築物に対する補助事業
- ④ 耐震改修計画の認定基準の緩和及び容積率・建ぺい率の特例
- ⑤ 建築物の耐震性に係る表示制度
- ⑥ 区分所有建築物の議決要件の緩和

(2) 周知・啓発活動

- ① インターネットやパンフレットを活用した耐震化に関する情報提供
- ② 地震防災マップの作成・配付
- ③ 多くの人が集まるイベント会場における周知・啓発活動
- ④ 自治会と連携した周知・啓発活動
- ⑤ 住宅リフォーム助成等との連携

(3) 耐震化を促進するための環境整備

- ① 市民相談体制の充実
- ② 耐震診断技術者の育成等の協力
- ③ 地震保険の加入促進に関する情報提供
- ④ 自主防災組織の結成推進
- ⑤ 工事中の仮住居の確保

- (4) 法に基づく指導等による耐震化
 - ① 耐震改修促進法による指示等の実施
 - ② 建築基準法による勧告又は命令等の実施
- (5) その他の安全対策
 - ① 落下物の安全対策
 - ② 家具等の転倒防止対策
 - ③ エレベーター・エスカレーターの地震対策
 - ④ ブロック塀等の安全対策
 - ⑤ がけ崩れ等に対する敷地の安全対策
- (6) その他建築物の耐震化促進に関する事項
 - ① 定期報告制度との連携
 - ② 事業を通じた耐震化
 - ③ 不動産取引を通じた耐震化
 - ④ 新築の耐震化
 - ⑤ 避難路等の現況把握及び沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備

2 文化財の保護

教育部は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努める。

3 災害時拠点の耐震対策

- ① 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
- ② 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めることとする。

4 強風による落下物対策

市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

5 空家等の把握

建設部は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

第5 ライフライン施設等の機能の確保

市担当部	水道部、下水道部、総務部、支所部
関係機関	東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、LPガス協会、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、廃棄物処理事業者、公共機関、協定締結団体

1 ライフライン施設等の機能確保

(1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、県、市、ライフライン事業者、廃棄物処理事業者は、次によりライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保設備の防災化を図るものとする。

ア 設備の設置又は改修に当たっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計を行う。

イ 系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により、代替性を確保する。

ウ 廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

(2) 総務部及び公共機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

(3) ライフライン施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資器材の備蓄等を行うものとする。

(4) 総務部、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとし、事前伐採等の実施に当たっては、協力を努めるものとする。

2 防災体制の整備

ライフライン事業者は、防災計画を作成し、次により防災体制の整備を図る。

(1) 保安規程を遵守し、設備の巡視・点検を励行する。

(2) 応急復旧に係る組織体制、動員体制を整備し、従業員に周知徹底させる。

(3) 情報連絡体制を整備する。

(4) 同業事業者及び関連事業者との広域的な応援体制を整備する。

(5) 防災訓練を実施するとともに県又は市町村が実施する防災訓練に積極的に参加する。

(6) 医療機関等の人命に係わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるとともに、早期復旧が可能な体制を整備する。

3 応急復旧用資機材の整備

(1) ライフライン事業者は、迅速な応急復旧を確保するため、応急復旧用資機材を備蓄するとともに同資機材の保守・点検を励行する。

- (2) 下水道部は、市と高崎下水道管路施設管理業協同組合が結ぶ協定に基づき、発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

4 需要者への防災知識の普及

ライフライン事業者は、災害時に需要者が実施すべき安全措置及び平常時から心がけるべき安全対策について広報等を行い、需要者への防災知識の普及に努める。

第6 液状化対策

市担当部	建設部
関係機関	公共施設の管理者及び病院、学校、百貨店、ホテル等多数の者が利用する施設の管理者

1 公共施設等における液状化被害の防止

公共施設の管理者及び病院、学校、百貨店、ホテル等多数の者が利用する施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地震による地盤の液状化被害を防止するため、地盤改良、施設の構造強化等の対策を必要に応じ適切に実施する。特に、大規模開発に当たっては、液状化被害の防止に特段の配慮を行う。

2 液状化対策の知識の普及

建設部は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等のマニュアル等による普及を始め、住民への液状化対策の知識の普及を図る。

第7 危険物施設等の安全確保

市担当部	都市整備部、建設部、保健医療部、消防部
関係機関	県、県警察、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、高崎土木事務所、高崎河川国道事務所、自衛隊、危険物事業者、医療機関、日本赤十字社、石油事業者団体、消防団

1 危険物等施設の安全性の確保

危険物等の製造、貯蔵、取扱い又は輸送を行う事業者(以下本節において「危険物事業者」という。)、危険物等の取扱規制担当官公署(以下本節において「県、保健医療部及び消防」という。)は、次の対策を行う。

(1) 技術基準の遵守

危険物事業者は、法令で定める技術基準を遵守する。

(2) 立入検査の徹底

県、保健医療部及び消防部等は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努める。

(3) 自主保安体制の整備

危険物事業者は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。

また、事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急措置にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

(4) 講習会・研修会の実施

県、保健医療部及び消防部等は、危険物事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

(5) 防災に資する都市計画の推進

都市整備部は、建築物用途の混在を防止するため、工業専用地域等の都市計画を行う。

(6) 再発防止の徹底

県、保健医療部及び消防部等は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物等関係施設の安全性の向上に努める。

2 救急・救助、医療及び消火活動体制の整備

(1) 救急・救助活動体制の整備

消防部等、県警察、自衛隊、県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、エンジンカッター、チェーンソー等の救急・救助用資機材及び危険物施設から発生する有毒ガスや放射性同位元素、核燃料等からの放射能漏えいに対する救急・救助用資機材の整備に努める。

(2) 医療活動体制の整備

ア 県、市（保健医療部）、日本赤十字社、災害拠点病院（（独）国立病院機構高崎総合医療センター及び日高病院）は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

イ 消防部等と医療機関は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図る。

(3) 消火活動体制の整備

ア 消防部等は、平常時から消防団、自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

イ 消防部等及び事業者は、危険物等の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努める。

3 防災訓練の実施

事業者、消防部等、県警察、その他の防災関係機関は、次の訓練を実施する。

(1) 防災訓練の実施

ア 事業者、消防部等、警察等は、実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施する。

イ 訓練には、地域住民を参加させるよう努める。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

ア 訓練を行うに当たっては、危険物等の事故及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。

イ 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

4 その他の災害予防対策

(1) 防災業務関係者の安全確保

危険物事業者、消防部等、県警察は、応急対策活動を行う防災要員の安全を確保するため、危険物等の性状に応じた防護マスク、防護服、環境測定機器等防護用資機材の整備を図る。

(2) 防除活動体制の整備

ア 危険物事業者、消防部等は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動のための体制の整備に努める。

イ 危険物事業者、消防部等、県、河川管理者（市、高崎河川国道事務所、高崎土木事務所）等は、危険物等が河川等に大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材の整備を図る。

ウ 石油事業者団体は、油が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図る。

(3) 応急復旧活動体制の整備

危険物事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1 情報の収集・連絡体制の整備

市担当部	総務部、財務部、協力部、救援部、支所部、公共施設所管部
関係機関	東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)ほか

1 緊急地震速報と地震情報

(1) 緊急地震速報

ア 緊急地震速報の発表等

緊急地震速報は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、気象庁が発表する速報である。ただし、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であることから、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないことに留意する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

イ 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は気象庁から日本放送協会（NHK）に伝達される。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）等を通して住民に伝達される。

(2) 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
地震速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分、群馬県は群馬県北部と群馬県南部の2区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配が無い」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

地震情報の種類	発表基準	内容
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(3) 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

ア 地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

イ 管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日午後（金曜日が休日の場合は、それ以降の最初の平日）に発表している。

(4) 南海トラフ地震関係

南海トラフ地震とは、日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域を震源域として発生すると考えられている巨大地震で、関東から四国・九州にかけての極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されている。

気象庁では、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、「南海トラフ地震に関する情報」の発表を行う。

なお、この内容は、当面の措置として開始されるものであり、南海トラフ沿いにおいて異常な現象が観測された場合の防災対応の具体的内容や実施のための仕組みについては今後検討されることとされており、その検討結果によって情報体系等が変更となる可能性がある。

■「南海トラフ地震に関する情報」について

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関する情報（臨時）	○南海トラフ沿いで異常な現象※が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ○南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した結果を発表する場合

※：南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定

2 情報の収集・連絡体制の整備

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであり、迅速性と正確性を確保するべく、市及び関係機関は、組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

(1) 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

総務部及び関係機関は、地震による被害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化に努める。

(2) 情報収集・連絡に係る初動体制の整備

ア 総務部は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、連絡体制を確保、必要に応じた要員の配置等に努める。

イ 総務部は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等のないよう、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために県が設置する地震計等観測機器、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等、震度情報ネットワーク、Lアラート（災害情報共有システム）その他の災害情報等の瞬時に伝達するシステムの維持・整備に協力するとともに、市が設置する全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の各種システムの保守管理を行う。

(3) 多様な情報の収集体制の整備

多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、固定電話や衛星携帯電話、FAXによる情報収集手段のほかに、防災行政無線、インターネット、リアルタイム画像伝送システム等による情報収集体制を整備する。

県、市及び関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（総合防災情報システム及びSIP4D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management））に集約できるよう努める。

また、総務部は、小中学校等に屋外スピーカーを設置するなどの手段を用いた情報伝達の整備について課題等を整理し検討する。

(4) 情報の分析整理

総務部は被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報関連技術の導入に努める。

(5) 伝達手段の高度化

総務部は、県及びライフライン事業者と連携して、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

(6) 災害時の業務を支援するシステムの検討、推進

災害時の混乱状況の中、避難情報提供、被害状況収集、救助活動支援、支援物資管理等をシステム面から支援するため、各種情報システムやネットワークの保守、回復等の体制整備、システムの充実、改善策等を検討し、実現に向けた計画と実施に努める。

(7) パトロール等による情報収集体制の確保

財務部は、市内の情報収集及び現場確認等に必要な四輪駆動車や軽トラック等の必要な車両を確保するため、協定を締結している市内のレンタカー事業者と連絡体制を明確にしておき迅速な対応体制を確保する。

(8) 住民との連携

住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。

3 通信手段の確保

災害時における情報の収集・連絡は、通信の確保が不可欠となる。このため、総務部、電気通信事業者（東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)ほか）及び関係機関は、通信施設の整備及び保守管理について、大規模災害を考慮した対策を講じておく。

(1) 通信施設の整備及び保守管理の徹底

総務部、電気通信事業者及び関係機関は、大規模な地震や風水害時における通信を確保するため、通信施設の整備、拡充及び防災性の強化等を推進し、施設の被災を考慮した通信施設・手段等の複数化、予備電源の確保、点検等の保守管理を徹底する。

また、通信施設が被災した場合に迅速に復旧できるよう、体制を強化する。

(2) 災害時優先電話の指定

総務部及び関係機関は、災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、災害時に使用する電話、携帯電話について、あらかじめ東日本電信電話(株)群馬支店及び(株)NTTドコモ群馬支店等の電気通信事業者から「災害時優先電話」の指定を受けておく。

(3) 代替通信手段の確保

総務部及び関係機関は、災害による一般電話回線の途絶又は輻そうにより通信が困難となった場合に備え、代替通信手段の確保に努める。

(4) 通信の多ルート化

総務部は、災害時の通信を確保するため通信の多ルート化を推進し、施設被害に対応できる体制整備に努める。

(5) 無線局開設者との連携

総務部及び防災関係機関は、災害時に防災関係機関やアマチュア無線連盟加入者等が開設している無線局を利用できるよう、これらの者が加入している「関東地方非常通信協議会」を通じて、平常時から連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

(6) 通信訓練への参加

総務部及び関係機関は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練(防災訓練の際に実施されるものを含む。)に積極的に参加する。

(7) 災害時特設公衆電話の設置

総務部は、災害時に避難所へ避難した人が、家族等に安否を伝えることができるように、東日本電信電話(株)の協力のもと、避難所に災害時特設公衆電話を事前に整備する。

第2 応急活動体制の整備

市担当部	各部、消防部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、救急医療機関、協定締結団体、事業者、消防団

1 職員の応急活動体制の整備

市は、災害時の備えとして、関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効率的な運用に努めるものとする。それらを踏まえて、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。また、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するため、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底する。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

また、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等並びに県、市の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することも必要である。

(1) 職員の非常参集体制の整備

ア 総務部は、次により職員の非常参集体制の整備を図る。

- ・参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の確保等を図る。
- ・交通や通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、訓練等の実施に努める。
- ・初動マニュアルを職員に普及するとともに定期的に訓練を実施する。

イ 関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、上記アに準じた体制の整備を図る。

(2) 職員に対する応急活動内容の周知徹底

ア 各部は、災害応急活動マニュアルを毎年点検する。また、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。また、訓練の実施後には、事後評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じてマニュアルを見直すものとする。

イ その他の関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じて上記アに準じた体制の整備を図る。

2 連携体制の整備

総務部、消防部等及び関係機関は、大規模災害発生時における相互の応援が重要であることを鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等平常時から連携を強化しておく。

(1) 市における応援・受援体制の整備

ア 総務部は、県と協力し、応急対策職員派遣制度に基づく被災市町村への応援の円滑な実施に努める。

イ 総務部は、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内及び県外の市町村との間での応援協定の締結に努める。

ウ 総務部は受援計画を定めるよう努め、また、受援・応援に関する連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援部隊の執務スペースの適切な空間の確保への配慮、活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実行性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。

また、災害対策基本法第68条の規定に基づく県に対する応援要請が迅速に行えるように、あらかじめ連絡調整窓口等を取り決めておくなどの必要な準備を行う。

エ 総務部は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

オ 総務部は、土木・建築職などの技術職員が不足している被災市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

(2) 消防機関における応援体制の整備

① 消防部等は、消防組織法第39条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内及び県外の消防機関との間での応援協定の締結に努める。

② 消防部等は、消防組織法第44条の規定に基づく広域応援要請に関し、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

(3) 関係機関との連携体制の整備

総務部は、避難指示等を発令する際に、災害対策基本法第61条の2の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関（前橋气象台、河川管理者等）又は県（河川課、砂防課、各土木事務所等）に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底する。また、必要に応じて関係機関と協定を締結するなどし、災害時の迅速な情報収集・交換等の連携が図れるように体制を整備する。

(4) 一般事業者等との連携体制の整備

総務部及び関係機関は、災害時における食料、水、燃料、生活必需品等の調達又は土木等の役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結を推進するものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

(5) 運送事業者等との連携

総務部は、災害時の緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び運送に係る協定を締結するとともに、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

(6) 建設業団体等との連携体制の整備

総務部は、速やかに災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(7) ライフライン事業者との連携体制の整備

総務部は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、市総合防災訓練などの機会を活用し、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認を行うなど、相互協力体制を構築するよう努めるものとする。

(8) 円滑な救助の実施体制の構築

総務部は、災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について、県と意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行うものとする。

(9) 水災に対する連携体制の構築

総務部は、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国（河川事務所）及び県（河川課）が組織する「烏・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が稼働し、流域治水の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

(10) 救援活動拠点の整備

総務部及び消防部等は、機関相互の応援が円滑に行われるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

※資料編2 協定一覧

3 防災中枢機能の確保

市及び関係機関は次の対策を行う。

(1) 防災中枢機能の整備

① 市（各部）及び関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点等の整備、推進に努める。

② 市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

(2) 災害応急対策に当たる機関の責任

市（各施設管理者）、救急医療機関等、災害応急対策に当たる機関は、その保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備及び十分な期間の（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料等の確保を図り、停電時でも利用可能になるよう努める。

(3) 災害活動拠点の整備

総務部は、地域における災害活動の拠点として、現地災害対策本部、非常用食料・資機材の備蓄倉庫、緊急避難場所、指定避難所等の機能を持つ施設の整備に努める。

また、市（各部）は、施設整備を行う際には、道路及び都市公園等に県域を超える支援を行うための広域防災拠点性や被災市町村を支援するための防災拠点性を考慮した施設整

備を行うよう努める。

(4) 公的機関等の業務継続性の確保

- ① 市（各部）等の防災関係機関は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努めるものとする。

災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに応援職員の受入れを想定した非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

- ② 国及び地方公共団体は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

(5) 大規模停電発生時への備え

総務部は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院や社会福祉施設等の人命に係る重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

(6) 男女共同参画の視点を考慮した防災体制の整備

市民部は、防災・復興における男女共同参画の取組を推進するため、防災会議委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、総務部、福祉部、保健医療部、群馬県男女共同参画担当部局、その他関係機関や専門家との連携体制を構築するものとする。

第3 救急・救助及び医療活動体制の整備

市担当部	総務部、協力部、救援部、保健医療部、支所部、消防部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、地区医師会、医療機関、消防団、県警察

1 救急・救助活動体制の整備

(1) 救急・救助体制及び機能の強化

市及び関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

(2) 救急・救助用資機材の整備

ア 消防部等は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救助用資機材の整備に努める。

イ 自主防災組織は救助用資機材の整備に努めるものとし、市は、高崎市自主防災組織用防災資機材購入補助金交付規則等により、資金面での支援を行う。

(3) 保有資機材の把握

災害時には必要に応じて、保有している救急・救助用資機材を効果的に活用する必要があることから、県は各機関における資機材の保有状況を把握しておく。

2 医療活動体制の整備

(1) 救護所の設置・運営体制の整備

保健医療部は、災害時における地区医師会への医師派遣要請に備え、平常時から協力体制の構築に努め、総合保健センターを核とした救護所の効果的運営体制を整備するとともに、災害拠点病院や県、消防部等の関係機関との連携体制を具体化し、訓練等により点検、見直しを行う。

(2) 医薬品、医療資機材の備蓄等

保健医療部、地区医師会、災害拠点病院は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材等の備蓄や災害時の調達体制の整備に努める。

(3) 消防部等と医療機関等との連携

ア 救急搬送を受け持つ消防部等と医療機関は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に患者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図る。

イ 災害時において救急患者を医療機関に搬送する場合、被災地に近い医療機関への迅速な搬送が望ましいが、被災地に近い医療機関が被災した場合は遠隔地の医療機関へ迅速に患者を搬送するシステムが必要となる。

このため、医療機関及び消防部等は、ヘリコプターによる患者の搬送体制及び広域的な消防機関相互の連携体制の整備を図る。

ウ 消防部等、保健医療部及び総務部は、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり航空搬送拠点として使用することが適当な自衛隊の基地・大規模な

空き地等をあらかじめ抽出しておくなど広域的な救急医療体制の整備に努める。

なお、航空搬送拠点には、広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構）と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努める。

(4) 災害医療の研究

消防部等、保健医療部、地区医師会、医療機関、警察等の災害医療に関係する者は、連携してトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）技術、災害時に多発する傷病の治療技術等について研究、研修に努める。

(5) 災害派遣精神医療チーム等の整備

保健医療部は、県、関係機関及び関係団体等と連携し、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の整備に努める。

(6) 災害時健康危機管理支援チーム等の整備

保健医療部は、県、関係機関及び関係団体等と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。

3 保健衛生活動関係

(1) 保健医療調整本部の整備

保健医療部は、県、関係機関及び関係団体等と連携し、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下「保健医療調整本部」という。）の整備に努めるものとする。

(2) 保健医療活動の総合調整の実施体制の整備

保健医療部は、県と連携し、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

第4 消火活動体制の整備

市担当部	総務部、協力部、救援部、支所部、消防部
関係機関	警察、自衛隊、自主防災組織、消防団

1 消火活動体制の整備

消防部等は、「消防力の整備指針」に適合するように消防組織の拡充・強化、消防施設の充実に努める。

(1) 消防水利の多様化

消防部等は、災害による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(2) 関係機関等との連携強化

消防部等は、平常時から消防機関及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(3) 消防用機械・資機材の整備

消防部等は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

2 出火の防止

(1) 建築同意制度の活用

消防部等は、建築面からの出火の防止を図るため、確認申請と合わせ消防法第7条に規定する建築物の新築、増築、改築等に係る消防局長又は消防署長の同意制度を効果的に活用する。

(2) 住民に対する啓発

消防部等及び総務部は、地震時における火災予防思想の普及に努めるとともに、自主防災組織の指導者に対し、消火に必要な技術等を指導する。

(3) 防火管理等の教育

消防部等は、防火管理者の講習において、地震時の防災対策について教育する。

(4) 予防査察における指導

消防部等は、防火対象物の状況を把握し、予防査察において関係者に対し地震時の防火安全対策を指導する。

3 住民及び企業の消火活動体制の整備

地震発生後の火災は、同時多発的に発生することが考えられるので、初期消火が特に重要となる。また、初期消火は、住民や企業が地域ぐるみで取り組むことが最も効果大きい。

このため、消防部等は、次の対策を講ずる。

(1) 地域ぐるみの消防訓練を実施し、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

(2) 企業の防火管理者を対象に防火研修を行うとともに、消防法に基づく消防計画の作成指導及び消防訓練指導を行い、企業における自衛消防力の強化を図る。

4 消火活動計画の作成及び消火訓練の実施

大規模地震時は、同時多発的火災が発生し、道路の損壊も加わり、迅速な消防活動が困難となる場合が多い。

このため、消防部等は、消防水利の確保及び迅速な消火活動の具体的な方法について計画を作成し、当該計画に基づき平常時から消火訓練を行う。また、当該計画には、消火活動、救急活動及び救助活動の振り分け又は優先順位を盛り込むこととし、必要に応じ広域応援又は県を通じての県警察、自衛隊の応援を要請することを検討しておく。

第5 緊急輸送活動体制の整備

市担当部	商工観光部、総務部、協力部、救援部、建設部、支所部、消防部
関係機関	県警察、高崎土木事務所、高崎河川国道事務所、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、消防団

大規模地震による災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、輸送施設(道路、ヘリポート等)及び輸送拠点(物資の集積、配分スペース)が重要な施設となる。

このため、これらの施設が円滑に使用できるような体制を整備しておく必要がある。

1 輸送拠点の確保

総務部は、災害時の物資輸送拠点として予定している高崎市総合卸売市場等について、集配体制を整備する。

2 ヘリポートの確保

地震による災害時には陸路の寸断が予想され、この場合はヘリコプターによる患者の搬送、救援物資の輸送等が効果的である。

このため、総務部及び消防部等は、臨時ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておく。

また、常設ヘリポート及び臨時ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び住民等に周知する。

3 緊急輸送道路ネットワークの形成

県指定の緊急輸送道路(※)のほか、総務部は、次の拠点を結ぶ区間を県警察・道路管理者等と協議のうえ緊急輸送道路として指定する。また、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の促進を図り、耐震化や、災害時の啓開体制の整備を推進する。

(1) 高崎市内の災害拠点病院、公的医療機関、臨時ヘリポート等

(2) 高崎市が指定する救護所、避難所、物資輸送拠点等

(※) 地震防災対策特別措置法に基づいて、次の基準により指定する道路区間である。

① 高速自動車道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路

② ①の道路と次に掲げる地点のうち県知事が指定するものとを連絡する道路

・ 県、市町村、指定(地方)行政機関、指定(地方)公共機関、自衛隊の庁舎

・ 救援物資等の備蓄地点又は集積地点、広域避難地

4 災害に対する緊急輸送道路の安全性の確保等

道路管理者は、緊急輸送道路の構造について、災害に対する安全性の確保に努める。

また、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

5 道路の応急復旧体制等の整備

各道路管理者（建設部、高崎土木事務所、高崎河川国道事務所）は、次の対策を行う。

- (1) 管理する道路について、事前に交通障害の防止又は軽減の措置に努め、発災後速やかに道路の啓開が行えるよう、動員体制及び資機材等を整備しておく。
- (2) (1)については、緊急輸送道路を優先して実施する。
- (3) 発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、高崎土木建築業協同組合等の民間団体との協定に基づき、連絡体制の整備に努める。また、道路啓開等を迅速に行うため、県道路管理課を中心とした協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。
- (4) 道路管理者は集中的な大雪に備え、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努めるものとする。さらに、スノーモービルや簡易な除雪車の配備、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。

※資料編4-7 臨時ヘリポート適地

※資料編4-8 輸送拠点一覧

第6 避難誘導・受入活動体制の整備

市担当部	総務部、教育部、協力部、救援部、福祉部、建設部、支所部、消防部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、県警察、興行場、駅その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者、消防団

震災時には、建物の損壊、焼損等による二次災害や避難住民の大量発生等が予想される。このため、市その他関係機関は、住民を適切に誘導し避難させるとともに、避難住民に対し、避難所、応急仮設住宅を迅速に提供できる体制を整備しておく必要がある。

また、風水害時には、洪水、内水はん濫、土砂災害、竜巻等の発生が予想される。このため、市その他関係機関は、警報等の情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、住民を適切に避難誘導し、避難所を迅速に提供できる体制を整備しておく必要がある。

1 警報等伝達体制の整備

- (1) 総務部は、警報等を住民、水防管理者等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを明確にしておくものとする。
- (2) 総務部は、警報及び高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の内容を住民に迅速かつ確実に伝達できるよう、サイレン、防災情報放送システム・防災行政無線（同報系）、広報車等の整備を図るものとする。
- (3) 総務部は、様々な環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、Lアラート（災害情報共有システム）の活用や放送事業者等の協力を得つつ、防災情報放送システム・防災行政無線（同報系）、サイレン、広報車、安心ほっとメール、災害専用電話、テレビ・ラジオ放送、Twitter、Facebook、災害時電話・FAXサービス等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。
- (4) 総務部は、県及びライフライン事業者と連携して、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

2 避難誘導

- (1) 総務部は、消防機関、警察機関等と必要に応じて協議し、避難誘導に必要な事項を定めるとともに、これらの関係機関と協力した避難誘導訓練の実施に努める。
なお、避難誘導に必要な事項は次のとおりとする。
 - ① 待機・準備の呼び掛け、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を行う基準
 - ② 待機・準備の呼び掛け、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の伝達方法
 - ③ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地
 - ④ 避難経路及び誘導方法
- (2) 総務部は、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保について、内閣府が作成した「避難情報に関するガイドライン」を参考としたうえで、県、河川管理者及び前橋気象台等に確認を行いながら豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

- (3) 総務部は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。これ以外の河川等についても、はん濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報や洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。
- (4) 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分類した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。
- (5) 総務部は、避難指示等の発令の際に避難所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、避難所の開設準備の途中であっても躊躇なく避難指示等を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。
- (6) 総務部は、避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への避難又は建物の2階以上や屋上等の上階へ避難（垂直避難）するなどの屋内での待避等を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (7) 総務部は、災害時に住民が避難所へ速やかに避難できるように、あらかじめ住民への防災情報の普及を行う必要があることから、平常時から避難経路の確認等に活用できるハザードマップを作成する。
- (8) 総務部は、住民主体の警戒避難体制の構築に向けた地域における自主的な取り組みを推進するため、防災マップの作成支援等により、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。
特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。
- (9) 総務部及び福祉部は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し、同意の得られた避難行動要支援者を掲載した避難行動要支援者名簿を消防、警察、地域住民及び自主防災組織等の避難支援等関係者へ提供し、これらの避難支援等関係者の協力を得て、避難誘導時の連絡方法・誘導方法を定めるなど、平常時から避難行動要支援者への支援に係る体制整備を推進する。
- (10) 興行場、駅その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画を作成し、避難誘導訓練を行うよう努める。

- (11) 各学校は、市教育委員会が作成した「高崎市学校防災計画」を基本として、各学校にて学校防災計画を作成し、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを定める。
- (12) 福祉部及び教育部は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。
- (13) 総務部及び県は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
- (14) 総務部は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。
- (15) 総務部は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず、適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- (16) 総務部は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

総務部は、災害種別に応じ、施設管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定緊急避難場所（災害対策基本法第49条の4）に指定し、学校等公共的施設等を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所（災害対策基本法第49条の7）をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について住民への周知徹底を図る。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

日頃から指定緊急避難場所及び指定避難所の追加に努め、適正な場所に公共施設等がない場合は、必要な対策を講じることとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

(2) 指定緊急避難場所の指定基準

総務部は、原則として被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを基準として指定する。

具体的には、市民が、災害時に指定避難所へ避難するいとまが無い場合等において、緊急一時的に避難ができるように、市役所本庁舎や各支所、公民館、公園等の市有施設を指定緊急避難場所として活用するほか、緊急一時的な避難場所として利用できる駐車場等を、企業等からの協力を得て確保する。

また、指定緊急避難場所のうち、地震などにより火災が延焼拡大して地域全体が危険になったときに避難する場所を広域避難場所とする。

(3) 指定避難所の指定基準

総務部は、原則として避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定避難所に指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができることとするが、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

(4) 学校を指定避難所として指定する場合の配慮

総務部は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

また、教職員が避難所運営の協力業務を行った場合に円滑に引き継ぐため、教育委員会及び学校と連携・協力体制を図るものとする。なお、教育委員会及び学校は、学校が指定避難所になった場合を想定して学校避難所運営方策の検証・整備を行うものとする。

(5) 施設・設備の整備

① 総務部は、指定避難所となる施設については、あらかじめ、必要な機能を整理し、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。

② 総務部は、指定避難所において貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても施設・整備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。加えて、指定避難所における備蓄のためのスペースの確保や必要に応じて指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

③ 総務部は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

④ 総務部及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

⑤ 総務部は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、総務部及び保健医療部が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、県と県旅館ホテル生活衛生同業組合が締結した協定等に基づくホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

(6) 物資の備蓄

総務部は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供、アレルギー、宗

教等にも配慮するよう努める。

(7) 運営管理に必要な知識の普及

総務部は、住民へ指定避難所の運営管理のために必要な知識の普及に努めるものとする。

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

(8) 案内標識の設置

総務部は避難が迅速かつ安全に行われるよう、指定避難所の案内標識の設置に努める。

案内標識の作成に当たっては、観光客等地域の地理に不案内な者や外国人でも理解できるように配慮する。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

(9) 指定避難所開設体制の確保

総務部は、指定避難所ごとに避難所開設担当者を設ける。

避難所担当職員は、避難所開設業務が円滑に実施されるように施設管理者、自主防災組織等の地域住民と連絡体制を確認し、避難所開設マニュアルの周知、点検を毎年行う。

4 福祉避難所

(1) 福祉避難所の指定

総務部は、指定避難所内の一般避難スペースにおける生活が困難な要配慮者等のうち、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者が必要な生活支援や相談等を受けられるよう、特別な配慮を行う福祉避難所をあらかじめ指定する。

ア 福祉避難所の指定にあたっては、市有施設のほか、社会福祉法人等の協力を仰ぎ、空いている建物や部屋を借りるなど、福祉避難所として活用できるようにあらかじめ依頼する。

イ 総務部は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

ウ 総務部は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定する場合には、公示するものとする。

エ 総務部は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(2) 指定基準

総務部は、福祉避難所の指定に当たり、福祉部と協議し、地域の現況を踏まえた上で、次の要件を参考に指定を行う。

① 施設自体の安全性が確保されていること

- ・原則として、耐震、耐火構造の建築物であること
- ・原則として、土砂災害警戒区域外であること

- ・浸水想定区域外であること
 - ・浸水想定区域内であっても、避難生活のための空間を確保できること
 - ・近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと
- ② 施設内における避難者の安全性が確保されていること
- ・原則として、バリアフリー化されていること
- (3) 施設・設備の整備
- 総務部及び福祉部は、施設管理者と協議し、指定避難所における必要な施設・設備に加え、福祉避難所として機能するために必要な環境整備に努めるものとする。
- ・段差の解消等の施設内のバリアフリー化
 - ・電源喪失に備えたエネルギー設備の確保
 - ・非常用冷暖房設備の確保
- (4) 物資等の備蓄
- 総務部及び福祉部は、施設管理者と協議し、福祉避難所又はその近傍で、福祉避難所における生活に必要な物資のほか、要配慮者に対応した食料、介護用品、日常生活用具及び新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供、アレルギー、宗教等にも配慮するよう努める。

5 届出避難所

総務部は、地域住民が自主的に避難できる場所を確保するため、町内会が所有する集会所等を届出避難所として登録することを推進する。

町内会及び自主防災組織は、届出避難所において、備蓄及び災害時における届出避難所の自主的な運営に努めるものとする。また、届出避難所を開設した際は、市民部に報告するものとする。

6 車中避難場所

総務部は、多様な避難について検討する中で、プライバシーの確保やペットの世話など、様々な理由により、車中泊を選択する避難者が避難を可能とする車中避難場所を指定する。

なお、当該施設の指定基準は、原則として、24時間使用可能なトイレがあり、かつ、施設の利用の必要性がない場所とする。

7 応急仮設住宅等

建設部は、次の対策を進める。

(1) 資機材の調達・供給体制の整備

建設部は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。

(2) 用地供給体制の整備

災害に対する安全性を考慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

(3) 学校の教育活動への配慮

建設部は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(4) 住居のあっせん及び民間賃貸住宅の借り上げ

被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。また、民間賃貸住宅借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくよう努める。

8 新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応

保健医療部及び総務部は、連携し、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

※資料編4-2 避難場所

第7 食料・飲料水・生活必需品の調達・供給体制の整備

市担当部	総務部、協力部、救援部、商工観光部、支所部
関係機関	市民

1 備蓄計画

総務部は、地震被害想定による3日分の避難所生活者数の食料や、生活必需品、燃料、ブルーシート等の備蓄に努める。なお、管理にあたっては、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

備蓄倉庫は、大規模な地震や風水害による施設や道路の状況等を想定し、避難所等への円滑な輸送が可能となる場所に配慮し設置するとともに、その増設に努める。

市内の全指定避難所に、災害発生直後、一時的に対応するための緊急食料等を配備する。特に、食料については、通常の食事を摂取できない要配慮者等のニーズの把握やアセスメントの実施を行い、配慮に努める（アレルギー対応の食料、粉ミルクやお粥等）。

また、各家庭において「最低3日間、推奨1週間」分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、市民に対し啓発を行い備蓄に努める。

■市の食料備蓄の現況と目標

総務部は、次により目標備蓄数を定め、その充足に努める。

対象者：避難所生活者（地震被害想定調査による）

考え方：発災後3日分の7食（1日目2食、2日目2食、3日目3食）とし、自助・共助・公助の考え方から、市民6：県2：市2の割合で備蓄を行う（発災2日間は災害後の混乱のため2食とする）。

市の備蓄：備蓄対象者（避難所生活者）×7食×20%

(R4.4.1 現在)

	全体	高崎	倉渕	箕郷	群馬	新町	榛名	吉井
人口(人)	369,688	248,380	3,126	20,546	43,604	11,892	18,695	23,445
備蓄対象者数(人)※	89,890	63,006	997	4,045	7,274	3,077	5,532	5,959
目標備蓄数(食)※	125,846	88,208	1,396	5,663	10,184	4,308	7,745	8,343
有効備蓄総数(食)	115,172	71,278	3,990	7,770	10,240	4,786	8,178	8,930
充足率(%)	91.52	80.81	285.82	137.21	100.55	111.10	105.59	107.04

※平成19年度地震被害想定調査による（ただし、吉井地域は平成22年度）。

地震被害想定調査では、小数点以下の数値を四捨五入しているため、全体の合計数は地域の合計とは異なる。

2 調達計画

総務部は、食料、飲料水、燃料、生活必需品及び関連資機材の調達について、一般事業者等の協力を得てあらかじめ調達体制を構築しておく。

3 物資の調達、輸送等に関する訓練の実施

総務部は、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

※資料編4－3 災害備蓄品等備蓄状況

第8 広報・広聴体制の整備

市担当部	総務部、協力部、救援部、支所部、消防部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、(株)ラジオ高崎、防災関係機関、消防団

1 広報体制の整備

(1) 災害緊急連絡網（町内会連絡網）の普及推進

ア 市民がお互いに声を掛け合い、人と人とのつながりを大切にするネットワークを本市の情報伝達の基本とするため、市内全世帯への町内会ごとの災害緊急連絡網（町内会連絡網）を定めるなど、地域の実情に応じた情報伝達体制の普及を推進する。

イ 世帯数が多く、すぐに全世帯への連絡網が作れない町内会については、体の不自由な単身高齢者や障害のある方などの災害時に支援を必要とする人への声かけに限定した連絡網作りから始める。

(2) 防災行政無線

総務部は、災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、小中学校等に屋外スピーカーの設置を推進する。

(3) その他の広報体制の整備推進

ア 総務部及び(株)ラジオ高崎は、災害情報を速やかにわかりやすく住民に伝達できるよう、電波状況の調査や受信状況の改善に向けた取り組みを行うなどの体制及び施設・設備の整備を図る。

イ 総務部は、安心ほっとメールの機能を強化するため、災害時ライフライン情報の配信や災害時指定避難所検索機能、避難所開設情報速報機能を整備する。

ウ 大規模災害時の緊急情報の提供のため、携帯電話の緊急速報メールを活用した情報提供を行う。

エ 総務部は、通信の輻そう等により緊急情報の提供が困難な場合に備え、Twitter や Facebook を活用し、多様な手段で緊急情報の提供を行う。

オ 総務部は、高齢者や障害のある人、避難の手助けが必要な人やその家族を対象に、災害時電話・FAXサービスを活用し、避難指示など災害時の避難に関する情報の提供を行う。

カ 総務部は、既存の駐車場案内表示板などの設備を活用した市からのお知らせ情報配信システムの構築を検討する。

キ 総務部は、市民が市の提供する緊急情報を必要な時に容易に入手できるように、覚えやすい電話番号を確保し、電話により緊急情報を提供する災害専用電話を整備する。

ク 総務部は、群馬県（危機管理課）が整備するLアラート（災害情報共有システム）を活用し、放送事業者、新聞社、通信事業者などの情報伝達者により住民が必要とする情報を迅速かつ正確に伝える。

ケ 総務部は、住民等へ災害情報を周知するため、本庁舎及び各支所に広報実施のための車両を配置し、いつでも出動できる体制を確保しておく。

2 広聴体制の整備

- (1) 総務部は、高齢者等の市民が覚えやすい電話番号を確保し、災害発生時に市民からの様々な問合せを一括して対応する24時間対応の窓口を設置し、広聴体制の整備を図る。
- (2) ライフライン事業者その他防災関係機関は、市民等からの問い合わせ等に的確に対応できるように、広聴体制の整備を図る。

3 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

総務部は、国（総務省）と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

第9 災害未然防止活動体制、二次災害予防体制の整備

市担当部	建設部、都市整備部、農政部、水道局、下水道局、消防部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、危険物等の管理者

1 危険箇所総点検の実施

建設部、都市整備部、農政部、水道局、下水道局は、災害発生の未然防止に資するため、土砂崩れ、河川氾濫、樹木の倒木、水門等の危険と思われる箇所について点検を実施する。

点検は、区長等の地元住民から聞き取りを行う方法や過去の災害履歴を確認する方法等により、本格的な出水期となるまでに市内全域をくまなく調査する。

点検の結果、緊急性、危険性の高い箇所は順次改善等の処置を講じる。

2 公共施設における活動体制の整備

公共施設の管理者は、所管施設の緊急点検、応急的な復旧等の対策のための体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄を行うものとする。

3 水防活動体制の整備

消防部等は、平常時から水防活動の体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄を行う。

4 ダム等の適切な操作体制の整備

河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等ダム、堰、水門、ポンプ場等の管理者は、これらの施設を適切に操作するためのマニュアルを作成するとともに人材の養成を行うものとする。

5 建築物・宅地の危険度判定体制等の確保

建設部は、災害時の危険度判定作業が円滑に行えるよう調査票、ステッカー等を計画的に備蓄する。また、市内の危険度判定士の養成を推進する。

6 砂防ボランティアの受入れ体制整備

建設部は、土砂災害の防止・軽減に貢献する専門家として制度化された、砂防ボランティア・斜面判定士の派遣要請、受け入れ、実施体制を整備する。

7 危険物等による被害の防止

消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質若しくは毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取扱う施設等の管理者（以下「危険物等の管理者」という。）は、地震等によって、これらの危険物等による二次災害が発生しないよう、災害予防計画を策定するとともに防災訓練を行う。

8 木造住宅密集地域における避難誘導体制の整備等

総務部は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努める。

第10 防災訓練の実施

市担当部	総務部、消防部、各部
関係機関	県、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、防災関係機関

1 総合防災訓練

総務部は、地域における第1次的な防災機関として災害応急対策の円滑な実施を確保するため、自衛隊等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体との連携や、地域の災害リスクに基づいた訓練を実施する。

2 個別防災訓練

(1) 消防部等の関係機関は、それぞれの防災上の責務に応じ、次に例示する訓練を適宜実施する。

- ① 非常招集訓練
- ② 消防訓練
- ③ 水防訓練
- ④ 避難訓練
- ⑤ 非常通信訓練
- ⑥ 応急復旧訓練

(2) 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

(3) 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練の実施をするものとする。

(4) 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

(5) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(6) 道路管理者は、関係機関と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施するよう努める。

3 広域的な訓練

総務部、各部及び関係機関は、災害応急対策の相互応援が円滑に行えるよう、県等が主催する広域的な防災訓練に積極的に参加する。

4 図上訓練

総務部、各部及び関係機関は、関係職員の状況判断能力等の災害対応能力の向上を図るため図上訓練の実施に努める。

5 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 訓練の実施に当たっては、目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意し、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。
- (2) 総務部、各部及び関係機関は、防災訓練の実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第3節 市民等の防災活動の促進

災害から市民の生命、身体及び財産を守ることは、県及び市町村に課せられた使命であるが、同時に自らの安全は自らが守ることも防災の基本である。住民は、その自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの安全を守るよう行動することが重要である。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

さらに、発災時には行政が本格的に対応を行うまでの間にある程度の時間が必要であること、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に中断することも予想される。

このため、市民は食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者や避難行動要支援者を助ける、指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する、市や関係機関が行う防災活動に協力するなど防災に寄与することが求められる。

したがって、市及び関係機関は、市民に対する防災思想の普及、徹底に努める必要がある。

第1 防災知識の普及・啓発

市担当部	総務部、協力部、救援部、建設部、教育部、学校教育担当部、商工観光部、市民部、支所部、消防部
関係機関	県、県警察、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、市民、自主防災組織、企業、団体等、消防団

1 災害被害を軽減する市民運動の展開

市民を災害から守るためには、公助、自助、共助の取組が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開する必要がある。

(1) 防災（減災）活動へのより広い層の参加

総務部及び各部は、次の対策を行う。

- ① 地域に根ざした団体における身近な防災への取組み
 - ・地域の祭りやスポーツイベント等への防災コーナーの設置など
- ② 予防的な取組を加味した防災訓練の工夫
 - ・ハザードマップの確認や家具の固定など
- ③ 地域における耐震補強の面的な広がりへの推進
- ④ 防災教育の充実
 - ・学校教育の充実
 - ・大学生の課外授業の促進
 - ・一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供
 - ・公民館の防災講座の開催など

- ⑤ トップから一人ひとりまでの参加者への動機づけ
- (2) 正しい知識を魅力的な形でわかりやすく提供
総務部及び各部は、次の対策を行う。
 - ① 多様な媒体の活用による防災教育メニューの充実
 - ② 災害をイメージする能力を高めるための質の高い防災教育コンテンツの充実
 - ・実写やシミュレーション映像の活用
 - ・過去の災害体験談の収集、活用
 - ・郷土の災害史の継承
 - ・防災教育素材のユニバーサルデザイン化など
 - ③ 災害のリスクや対策等に関する情報の作成、公開、周知の徹底
- (3) 企業や家庭等における安全への投資の促進
総務部及び各部は、次の対策を行う。
 - ① 企業や家庭等における安全への投資の促進
 - ② ビジネス街、商店街における防災意識の醸成
 - ③ 事業継続計画への取組の促進
- (4) より幅広い連携の促進
総務部及び各部は、次の対策を行う。
 - ① 企業と地域社会の連携
 - ② 国、大学、学校、企業等の様々な主体が連携した地域における防災教育の推進
 - ③ 防災に関する情報のワンストップサービス
 - ④ 防災ボランティアの地域社会との積極的連携
- (5) 市民一人ひとり、各界各層における具体的行動の継続的実践の促進
総務部及び各部は、次の対策を行う。
 - ① 市民運動の継続的な推進、枠組みの形成
 - ② 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作りの促進
 - ③ 市民がお互いに声を掛け合い、人と人とのつながりを大切にする災害時緊急連絡体制の整備の推進
 - ④ 防災活動の優良な実践例の表彰
 - ⑤ 防災士等の人材育成の検討
 - ⑥ 防災活動に対する動機付けの検討

2 防災思想の普及

- (1) 家庭等における防災知識の普及
総務部は、災害時の家族間での取り決めや家族一人ひとりの防災能力の向上に役立てることのできる家庭用防災冊子の作成・配布についての調査・研究を行うとともに消防部等、県及び県警察と連携した防災週間や防災関連行事等での活動を行うなどし、市民に対して、以下の事項の周知、徹底を図る。
 - ア 家庭内の危険防止
 - (ア) 家具類の転倒防止
家具や大型電気製品等の転倒による死傷を防ぐため、家具等の転倒防止措置を施すこと。

- (イ) 物の落下防止
家具類の上に重い物を置かない。置く場合は、落下防止措置を施すこと。
- (ウ) ガラスの飛散防止
食器棚等のガラスが割れて飛散しないよう、粘着テープや透明フィルムを貼っておくこと。また、スリッパを身近に用意しておくこと。
- (エ) 火気器具周辺の整理整頓
コンロやストーブ等の火気を使用する物の周りには、燃え易い物を置かない。ガスボンベ等は屋外の平らな場所に設置し、固定する。灯油等の燃料は缶に密閉して保存すること。
- (オ) 家屋、ブロック塀等の倒壊防止
家屋(柱、土台、屋根瓦)、ブロック塀、石垣、門柱等の倒壊による死傷を防ぐため、これらの補強措置を施すこと。
- イ 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること
- ウ 早期避難の重要性
- エ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。
- オ 家庭防災会議の開催
災害への対応について、日頃から家族で話し合いをしておくこと。
 - (ア) 災害が起きたとき又は災害の発生が切迫したときの各自の役割(誰が何を持ち出すか、避難行動要支援者の対応をどのように行うか、等)
 - (イ) 消火器具の備え付け及び使用方法
 - (ウ) 家族間の連絡方法
 - (エ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館、指定避難所等の避難先及び避難経路の確認(避難時の周囲の状況等により、あらかじめ決めておいた避難場所まで移動することが危険だと判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動し、それさえ危険な場合は屋内に留まることも考える。)
 - (オ) 安全な避難経路の確認
 - (カ) 非常持出し品のチェック
 - (キ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策や室内の整理整頓
 - (ク) 避難行動要支援者の避難方法
 - (ケ) 地震情報の入手方法
 - (コ) 家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
 - (サ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
 - (シ) 自動車へのこまめな満タン給油
- カ 非常持出し品の準備
 - (ア) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水の家庭内備蓄(乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料)
 - (イ) 貴重品(現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等)
 - (ウ) 応急医薬品等(消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常用薬、三角巾、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等)

- (エ) 携帯ラジオ
 - (オ) 照明器具（懐中電灯(電池)、ろうそく(マッチ、ライター)）
 - (カ) 衣類（下着、上着、タオル等）
 - (キ) 日用品（ティッシュ、ウェットティッシュ、ビニール袋、缶切・ナイフ等）
- キ 屋内、屋外及び自動車運転中にとるべき措置
- (ア) 身の安全の確保
 - ・机や椅子に身を隠す。
 - ・玄関等の戸を開けて脱出口を確保する。
 - ・あわてて外に飛び出さない。
 - (イ) 火災を防ぐ
 - ・火の始末をする。
 - ・火が出たら初期消火に努める。
 - (ウ) 狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近づかない。
 - (エ) 避難方法
 - ・徒歩で避難する。
 - ・携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。
 - ・山ぎわや急傾斜地では、山崩れ、がけ崩れが起こり易いので、すばやく判断し、避難する。
 - (オ) 応急救護
 - ・対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。
 - (カ) 救出活動
 - 建物の倒壊や落下物の下敷きになった人がいたら、地域住民が協力し合って救出活動を行う。
 - (キ) 自動車運転者にとるべき行動
 - ・道路の左側又は空き地に停車し、エンジンを止める。
 - ・ラジオで災害情報を聞く。
 - ・警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。
 - ・避難するときは、キーをつけたまま徒歩で避難する。
- ク 正しい情報の入手
- ・ラジオやテレビの情報に注意して、不正確な情報や噂、デマに惑わされない。
 - ・市役所、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。
- ケ 電話等に関する留意事項
- (ア) 不要不急な電話やデータ通信はしない。特に消防署等に対する災害情報の問合せ等は、消防活動に支障を来すので控える。
 - (イ) 輻そう等により電話がつながりづらくなったときは、通信事業者が提供する「災害用伝言ダイヤル(171)」、携帯電話・PHSによる「災害用伝言板」、「災害用ブロードバンド伝言板 (web171)」を利用する。
- コ 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- サ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

シ 市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

(2) 理解しやすい防災情報の提供

総務部は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直観的に理解できるような取り組みを推進する。

(3) 学校教育を通じた防災知識の普及

総務部及び教育部は、学校教育を通じて、体系的かつ地域の災害リスクを踏まえ、災害に対する知識の普及を図るとともに、防災に関する教材(副読本)の充実や避難訓練の実施などにより、児童、生徒の防災意識の高揚を図る。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育に努める。

(4) 小学校等への防災頭巾の配布

教育部は、幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校の全園児・児童等に防災頭巾を配布し、在校(園)中の災害発生に備えるとともに防災意識の高揚を図る。

(5) 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

総務部は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、ハザードマップ、防災マップ、災害時の行動マニュアル等を分かり易く作成し、住民等に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

なお、防災知識の普及に当たっては、疑似体験装置等効果の高いものを活用するよう努める。

(6) 防災訓練の実施指導

総務部及び消防部等は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

総務部は、地域住民が主体となった避難所の開設・運営に向けて、マニュアルの作成や訓練の実施などを支援する。

(7) 風水害等に備えた「マイ・タイムライン」の作成支援

総務部は、災害リスクの把握ととるべき行動の理解促進のため、台風などの接近に合わせ、いつ、だれが、何をするのかをあらかじめ時系列で整理した住民一人ひとりの防災行動計画である「マイ・タイムライン」の作成を支援するものとする。

(8) 要配慮者への配慮

以上の防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。

(9) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

(10) 緊急地震速報の普及、啓発

総務部及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努める。

また、総務部及び防災関係機関は、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

(11) 被災地支援に関する知識の普及

総務部は、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地方公共団体に負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

(住民が緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動)

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅などの屋内	○頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して火を消そうとしない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	○館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街などの屋外	○ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ○ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ○丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	○後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ○ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

第2 市民等の防災活動の環境整備

市担当部	総務部、協力部、救援部、商工観光部、支所部、消防部
関係機関	県、県警察、社会福祉協議会、国際交流協会、消防団、自主防災組織、事業者、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部

1 消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化

(1) 消防団の育成強化

総務部及び消防部等は、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年12月13日法律第110号）の基本的な考え方（第1条～第6条）を理解し、消防団は地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることから、火災のみならず多様化する消防団活動を支援するため、消防団の施設・装備の充実、青年層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し育成するとともに、特に次の事項に留意し消防団の充実・強化を図るものとする。

- ① 消防団の重要性の周知
- ② 消防団員の確保
- ③ 消防団の装備の改善
- ④ 消防団員の教育訓練の改善

(2) 水防団、水防協力団体の育成強化

総務部及び消防部等は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

(3) 自主防災組織の育成強化

総務部は、市内の全町内会に自主防災組織が整備されることを目指し、自主防災体制の育成強化を図る。

- ① 育成強化の重点地域の設定や年次計画を定めた計画的な取り組み
- ② 自主防災組織の結成、女性の参画等を促進
- ③ 高崎市自主防災組織用防災資機材購入補助金、高崎市自主防災組織防災訓練経費補助金の利用を促進した必要な資機材の整備、訓練の充実
- ④ 県が開催する「ぐんま地域防災アドバイザー養成講座」等を活用した各自主防災組織のリーダーの養成
- ⑤ 水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用

(4) 自主防犯組織の育成強化

市民部は、地域住民による地域安全の中核として活動する自主防犯組織に対し、必要に応じて防災活動に関する協力及び支援を行う。

2 災害時救援ボランティア活動の環境整備

総務部は、災害時における救援ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアや中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制を確立するものとする。

なお、災害ボランティアについては、自主性にに基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

(1) 災害時救援ボランティア活動の啓発

総務部及び社会福祉協議会は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時における救援ボランティア活動の啓発に努める。

また、県等が主催する災害時救援ボランティア連絡会議と連携して、ボランティアの自主性を尊重しつつボランティアコーディネーターの養成やボランティアの受入れ、調整等の体制づくりを推進する。

(2) 各領域における専門ボランティアとの連携

総務部は、通信や外国語等の専門分野において平常時の登録や研修制度についても検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立する。

(3) 行政・NPO・ボランティア等の三者連携

総務部は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(4) 緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理

環境部は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

3 事業所（企業）防災の促進

事業者は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業継続の重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。また、「消防団協力事業所表示制度」を活用し、事業所のイメージアップや消防団との協力、連携の強化を進める等、次の対策を行う。

- (1) 災害時の顧客や従業員の安全確保、二次災害等の防止を図るため、自衛消防隊等を活用した自主的な事業所等自衛防災組織を作り、次の活動を行う。
 - ① 従業員の防災教育
 - ② 情報収集伝達体制の確立
 - ③ 火災その他災害予防対策
 - ④ 避難体制の確立
 - ⑤ 防災訓練の実施
 - ⑥ 応急救護体制の確立
 - ⑦ 飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保（備蓄）
 - ⑧ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対策
- (2) 地域コミュニティの一員として、平時から地域住民、自主防災組織等と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。

特に、平時における事業活動で培った組織力や専門的な資機材、スキルは、多様な応急対策活動が可能であるほか、その事業所の業務に見合った応援（帰宅困難者への一時避難施設の提供、食料や飲料水及び生活必需品の提供など）も行える特徴があり、地域防災力向上の鍵といえるものである。
- (3) 事業所の自主的判断による地域貢献だけでなく、市や関係機関が行う災害対策の一部を事業所が、その得意な業務において協力することについて、あらかじめ協定を締結するなど、平時から市や関係機関との連携に努める。
- (4) 災害時の事業活動の維持又は早期の機能回復は、都市機能回復に重要な役割を果たす一方、事業所は災害による被害を最小化し、自ら存続を図らなければならない。そのため、バックアップシステムの整備、要員の確保、安否確認の迅速化などにより災害時に事業活動が中断した場合に、可能な限り短期間で重要な機能を再開できるような経営戦略の策定に努める。
- (5) 総務部は県と協力して、事業所防災に資する情報の提供等を進めるとともに、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、事業所の防災に係わる取組の積極的評価等により事業所の防災力向上の促進を図るものとする。また、県及び市町村は、事業所防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。
- (6) 総務部は、企業をコミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うよう努める。
- (7) 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置するものとする。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長（総務部）に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。

- (8) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長（総務部）に報告するものとする。
- (9) 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長（総務部）に報告するものとする。
- (10) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。
- (11) 総務部は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言を行うものとする。
- (12) 商工観光部及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取り組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
- (13) 事業者は、豪雨や暴風などで屋外行動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講じるよう努めるものとする。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 総務部は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。
- (3) 総務部は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体の避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

※資料編 1－7 高崎市自主防災組織用防災資機材購入補助金交付規則

※資料編 1－8 高崎市自主防災組織防災訓練経費補助金交付要綱

第4節 災害時における要配慮者対策

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの災害対応能力の弱い、いわゆる要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

特に、要配慮者のうち災害時における避難の際に支援が必要な者、いわゆる避難行動要支援者の支援については、近隣での助け合いが重要であり、災害発生前からの取り組みが重要視されている。

このため、総務部及び福祉部並びに関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、災害対策基本法や内閣府作成の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づいて、平素より連携して避難行動要支援者の安全を確保するための対策を行う。

なお、避難行動要支援者の具体的な支援については、高崎市避難行動要支援者の避難行動支援に関する計画に定める。

<用語の定義>

本計画で使用している「要配慮者」及び「避難行動要支援者」の定義は次のとおりとする。

要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者
避難支援等関係者	避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者

第1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成並びに更新

市担当部	福祉部、総務部、保健医療部
関係機関	

1 避難行動要支援者名簿の作成

東日本大震災や、過去の大規模な震災・風水害等においては、要配慮者が要配慮者以外の者と比較して多く被災する傾向にあり、災害時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な者に対する避難支援等の強化が急務となっている。要配慮者を災害から保護するためには、平常時から自ら避難することが困難な者を把握し、避難支援体制を構築しておくことが重要である。

このため、福祉部は、災害対策基本法第49条の10に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿への登載対象者は、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」であり、このような避難行動要支援者に該当するか否かは、個人としての避難能力の有無に加え、避難支援の必要性を総合的に勘案して判断することとなる。

この際、要配慮者個人としての避難能力の有無については、主として①警報や高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保等の災害関連情報の取得能力、②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、③避難行動を取る上で必要な身体能力に着目し、要介護状態区分、障害支援区分等の要件を設定することとし、具体的には次のとおりとする。

■避難行動要支援者名簿に掲載する要配慮者の範囲

区分	該当する要配慮者	関係課
高齢者	在宅で、次の条件に該当する方 ①在宅の要介護認定者（要介護1～5） ②ひとり暮らし高齢者（介護認定なしの外出困難者）	介護保険課 長寿社会課
障害者	在宅で、次の条件に該当する方 ①身体障害者手帳所持者（1，2級） ②療育手帳所持者（A） ③精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）	障害福祉課 " "

なお、上記の範囲に該当する避難行動要支援者のほか、自力での避難が難しいために避難の支援を希望する要配慮者についても避難行動要支援者名簿へ掲載する。

3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

総務部及び福祉部は、名簿作成に必要な個人情報について次のとおり定める。

■名簿作成に必要な個人情報

①氏名	②生年月日	③性別	④住所又は居所	⑤電話番号
⑥FAX 番号	⑦携帯電話番号	⑧メールアドレス		
⑨避難支援等を必要とする事由		⑩本人の状態を示す事項		
⑪その他市長が避難支援に関し必要と認める事項				

避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握し集約する。

このほか、総務部及び福祉部が定める避難行動要支援者名簿に掲載する範囲を定めた形式的な要件から漏れた者であっても、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求めることができる仕組みを設ける。

4 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により地域において絶えず変化するものであることから、福祉部は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つものとする。

5 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は次の者を基本として定めるが、避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が必要であり、年齢要件等にとらわれず、地域住民による避難支援等関係者としての協力を幅広く得ることが不可欠となる。

このため、総務部は、広報高崎をはじめとする広報媒体や出前講座、各種イベント等の機会を捉えて、地域における共助や避難行動要支援者の避難支援についての啓発を行う等により市民への理解を深め、避難支援等関係者となりうる者をより多く確保することに努める。

■避難支援等関係者となる者

- ① 高崎市内の自主防災組織又は自主防災組織を結成していない町内会
- ② 高崎市の民生委員・児童委員
- ③ 高崎市等広域消防局（安中市内の消防署（安中消防署、郷原分署、松井田分署）は除く）
- ④ 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部 吉井消防署
- ⑤ 高崎市消防団
- ⑥ 群馬県警察（高崎警察署、高崎北警察署）
- ⑦ 高崎市社会福祉協議会
- ⑧ 上記のほか避難支援に携わる者で市長が避難支援に関し必要と認める者

6 避難支援等関係者への事前の名簿提供

避難行動要支援者名簿制度は、作成した名簿を適切に活用し、避難行動要支援者の生命・身体を災害から保護することにある。

このことから、福祉部は作成した避難行動要支援者名簿に登載された避難行動要支援者に関する情報が地域の支援者等にも適切に提供され、災害発生時に名簿情報が最大限活用されるために、平常時から避難行動要支援者名簿情報の提供を行うものについては、事前に避難行動要支援者本人の同意を得るものとする。

7 名簿情報の提供における情報漏えいの防止

避難行動要支援者名簿に記載された名簿情報は、避難行動要支援者に関する心身の機能の障害や疾病に関する情報等といった極めて秘匿性の高い秘密を含むものである。

このため、名簿情報の提供を受けた者が、正当な理由なくこうした秘密を他者に漏らすことは、避難行動要支援者本人はもとより、その家族等の権利利益をも不当に侵害することになりかねない。また、名簿情報に含まれる秘密の保持について避難行動要支援者等からの信用が十分に得られない場合には、平常時からの名簿情報の提供に対する同意を躊躇させることにもつながり、結果として、地域住民等の「共助」による避難支援等の充実・強化を目的とした名簿制度の実効性を大きく毀損するおそれもある。

こうした考えから、名簿情報の不当な漏えいを防止し、もって避難行動要支援者等のプライバシーの保護並びに名簿制度の信頼性及び実効性の確保を図るため、災害対策基本法では名簿情報の提供を受けた者に対して守秘義務を課しているところである。

以上のことから、総務部及び福祉部は、名簿情報を外部に提供する際には、その相手方に法律上の義務内容等を適切に説明するなど、名簿情報に係る秘密保持が徹底されるよう特段の配慮を図る措置を講じる。

また、名簿情報の提供時のほか、必要に応じて個人情報の取扱いに関する研修会を開催する、避難支援等関係者が集まる機会を捉えて説明するなど、個人情報の取扱いについて周知徹底を図る。

8 個別避難計画の作成並びに更新

総務部及び福祉部は連携して、災害対策基本法第49条の14に基づき、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

9 個別避難計画における情報漏えいの防止について

総務部及び福祉部は、避難支援等関係者に対し、個別避難計画を提供する場合には、あらかじめ避難行動要支援者本人の同意を得るものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画に記載されている情報漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

10 個別避難計画未作成時の避難支援体制について

総務部及び福祉部は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

第2 支援体制の整備

市担当部	福祉部、保健医療部、建設部、総務部、市民部、協力部、救援部、支所部、消防部
関係機関	高崎河川国道事務所、高崎土木事務所、県警察、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、東日本旅客鉄道(株)、上信電鉄(株)、不特定多数の者が利用する施設の管理者、要配慮者利用施設の管理者、国際交流協会、市民、自主防災組織、消防団

1 情報伝達体制の整備

総務部は、在宅の要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるように要配慮者への情報伝達に配慮する必要がある。要配慮者への情報伝達については、避難支援等関係者による伝達方法が重要かつ実行力のある伝達手段であるため、地域の実態にあわせ家族や地域の協力のもとに災害緊急連絡網（町内会連絡網）を整備するなど緊急連絡体制の確立を図ることとする。

また、多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、市は多様な情報伝達の手段を確保するよう努める。

なお、総務部は、要配慮者への避難情報等の発信に当たっては、その特性に応じて伝達できるよう特に配慮することに努める。

2 避難支援体制の強化

総務部及び福祉部は、避難行動要支援者の避難に関して、地域において避難行動要支援者名簿を活用し、地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制を強化・推進する。

なお、体制の強化・推進にあたっては、次の事項に留意する。

(1) 避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施

災害時に避難行動要支援者の避難誘導が適切に実施されるように、その状況に応じて避難行動要支援者が参加する防災訓練を実施するよう努める。

(2) 避難誘導體制の整備

避難行動要支援者の避難には介助等の支援が必要であることから、地域の実情に応じて、避難行動要支援者ごとに避難誘導に関する計画を定めるなど、自主防災組織等の地域による避難誘導の体制を具体化するよう努める。

(3) 指定緊急避難場所から指定避難所への移送

安全が確認された後の避難行動要支援者の指定緊急避難場所から指定避難所への移動は、自主防災組織等の地域による避難誘導を原則とするが、移送を必要とする者が多数となる等の場合のため、総務部は、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

3 避難支援等関係者等の安全確保

避難支援等関係者による避難支援は、本人等の生命及び身体の安全を守ることを大前提として可能な範囲で避難支援等を行うものであることから、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することにより、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを相互に理解しておくものとする。

4 環境整備

道路管理者及び駅その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等が安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板及びわかりやすい指定避難所案内板の設置を行うなど、環境整備に努める。

5 福祉避難所の運営体制の整備

福祉部は、要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う福祉避難所について運営体制の整備を行う。

(1) 福祉避難所の設置・運営訓練

福祉部は、災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう福祉避難所を設置、運営するためのガイドラインを整備する。また、福祉避難所指定施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

6 人材の確保

福祉部及び総務部は、県及び他市町村と連携し、避難行動要支援者の支援にあたり、福祉避難所などにおける介助者等の確保を図るため、平常時からヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

7 要配慮者利用施設管理者との連携

(1) 要配慮者利用施設の安全性の確保

高齢者や障害者が入居している要配慮者利用施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、地震、風水害及び雪害に対する安全性を確保する。特に、要配慮者利用施設のうち人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 要配慮者利用施設の防災体制整備

要配慮者利用施設の管理者は、次により、施設の防災体制を整備する。

- ① 施設の立地環境による災害危険性(洪水、土石流、急傾斜地崩壊、地すべり、雪崩等)の把握及び職員への周知
- ② 防災気象情報の的確な入手手段の整備
- ③ 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備
- ④ 施設周辺のパトロール体制の整備
- ⑤ 避難場所、指定避難所及び避難経路の確認
- ⑥ 避難、救出及び安否確認の体制の整備
- ⑦ 市、消防機関、警察機関等防災関係機関との連絡体制の整備
- ⑧ 避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織との協力体制の整備
- ⑨ 防災訓練等防災教育の充実
- ⑩ 食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄
- ⑪ 燃料の調達体制の確保

(3) 市の支援

- ① 福祉部は、要配慮者利用施設の立地環境による災害危険性（洪水、土石流、急傾斜、地すべり、雪崩等）を把握し、当該情報を要配慮者利用施設に提供する。
- ② 福祉部は、要配慮者利用施設との緊急連絡体制を整備する。
- ③ 福祉部は、要配慮者利用施設に避難指示等の避難情報を速やかに伝達する体制を整備する。

(4) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の自衛水防

要配慮者については、一般の住民より避難に多くの時間を要し、いったん浸水が発生した場合、深刻な被害が発生するおそれがあることから、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の施設管理者等は水防法第15条の3により、自衛水防組織の設置に努め、必要な訓練その他の措置に関する避難確保計画を作成し、計画に基づいた訓練を実施しなければならない。

8 消防及び警察の支援

消防及び警察は、避難行動要支援者の避難体制の整備について、総務部及び福祉部と協力して次の支援を行う。

- ① 緊急時における消防・警察と避難行動要支援者との連絡体制の整備
- ② 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備（地域住民や自主防災組織の協力を含む。）
- ③ 避難行動要支援者への防災教育・啓発への協力

9 地域住民及び自主防災組織の支援

地域住民及び自主防災組織は、避難行動要支援者の避難誘導、救出等の体制の整備に協力する。

10 防災教育及び啓発

総務部及び福祉部は、避難行動要支援者及びその家族に対し、防災パンフレット等の配布や地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

11 防災と福祉の連携

福祉部は、防災（防災・減災への取り組み実施期間）と福祉（高齢者安心センター（地域包括支援センター）・ケアマネージャー）の連携により、高齢者及びその家族に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

※資料編4-4 土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設

※資料編4-5 浸水想定区域内要配慮者利用施設

第5節 その他の災害予防対策の推進

第1 孤立化対策

市担当部	総務部、協力部、救援部、建設部、支所部
関係機関	国、県、高崎土木事務所、高崎河川国道事務所

倉渕地域、榛名地域、吉井地域の山間集落では、地震や大雨等により道路が被災し、さらに通信が途絶し、孤立化するおそれがあるため、事前に集落の状況を把握し、道路危険箇所の対策、無線通信手段の確保、孤立時の備え、救援対策等を検討しておく必要がある。

このため県の「災害時における孤立化集落対策指針」等を参考に、次の対策に取り組む。

1 孤立化のおそれのある集落の把握

総務部は、地震や風水害によって、道路や通信手段が途絶し、孤立化が予測される集落について、事前の把握に努める。なお、孤立化のおそれのある集落は、次の事項を参考に想定する。

- ① 集落につながる道路等において迂回路がない
- ② 集落につながる道路において落石、土砂崩れ及び雪崩の発生が予測される道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い
- ③ 集落につながる道路においてトンネルや橋梁の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い
- ④ 土砂災害の危険性が高い箇所や雪崩危険箇所が道路に隣接し、通行途絶要因となる可能性が高い
- ⑤ 架空線の断絶等によって、有線通信が途絶する可能性が高い
- ⑥ 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない

2 孤立化対策

(1) 市

孤立化のおそれのある集落について、次の対策を進める。

- ア 集落の代表者（町内会長、自主防災会長、消防団員等）を災害時の連絡担当者としてあらかじめ決めておくなどして、災害時の情報連絡体制を整備する。また、自主防災組織を育成、強化して集落内の防災力の向上に努める。
- イ 集落内に学校、駐在所、通信会社、電力会社等の関係機関がある場合には、それらの持つ通信手段を確認し、災害時の活用方法を調整しておく。
- ウ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携に努める。
- エ 停電時でも、防災行政無線の使用が可能となるよう、非常用電源設備の整備を行う。
- オ 一般加入電話を災害時優先電話に指定するとともに、衛星固定電話及び衛星携帯電話の配置を検討する。
- カ 救助や物資投下等のための緊急ヘリポート用地を確保しておく。
- キ 水、食料等の生活物質、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄

を確保する。この際、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄も積極的に推進する。
また、備蓄量に応じた倉庫の確保・拡充を進める。

(2) 道路管理者（建設部、高崎土木事務所、高崎河川国道事務所）

孤立化するおそれのある集落に通じる道路の防災工事（法面崩壊対策や橋梁の耐震化対策等）に計画的に取り組む。

(3) 土砂災害及び雪崩防止事業実施者（県、国）

孤立化のおそれのある集落に隣接する土砂災害警戒区域、雪崩危険箇所の対策工事に計画的に取り組む。

第2 災害廃棄物対策

市担当部	環境部、施設管理者
関係機関	県、建築物所有者

1 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 施設管理者及び建築物所有者は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるものとする。
- (2) 環境部は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努めるものとする。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。
- (3) 環境部は、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。
- (4) 環境部は、県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。
- (5) 環境部は、県と連携し、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）や災害廃棄物処理支援制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

第3 罹災証明書の発行体制の整備

市担当部	財務部、総務部、建設部
関係機関	県

1 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 財務部は、災害時に罹災証明書の交付を遅滞なく行うため、住家被害の調査の担当者の育成を計画的に進める。このほか、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制を整備する。
- (2) 財務部は、県が開催する住家被害の調査の担当者のための研修会に参加する等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。
- (3) 総務部は、罹災証明書の発行や住家被害の調査を円滑に実施するために他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等に努める。
- (4) 総務部は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (5) 財務部及び建設部は、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施するよう努める。

第4 帰宅困難者対策

市担当部	市民部、総務部、協力部、救援部、商工観光部、支所部
関係機関	東日本旅客鉄道(株)、上信電鉄(株)、群馬中央バス(株)、関越交通(株)、(株)群馬バス

災害時には、鉄道等の交通網の支障により、通学・通勤等の滞在先から自宅まで帰宅することが困難となる帰宅困難者の発生が予想される。帰宅困難者が発生した場合、帰宅困難者自身の安全の問題や、多数の徒歩帰宅者による緊急路を含む道路渋滞等の問題が予想され、帰宅不能の場合には交通機関の復旧までの避難場所の確保等が必要となる。

このため、帰宅困難者に対しての情報提供、各種支援などを、平素より検討しておく必要がある。

1 高崎市内で予想される事態

高崎市の地理的、社会的条件から、発生する帰宅困難者は、次のようなケースが考えられる。

- ① 冬の午後6時（平日）に地震発生
 - ・高崎駅では多数の旅客が滞留し、在来線の駅でも多数の旅客が滞留する
 - ・新幹線の運行停止で、東京・新潟・長野方面への旅客が数日間市内に滞留する
- ② 冬の朝5時（平日）に地震発生
 - ・駅等での滞留者がほとんどなく、帰宅困難者はほとんど発生しない
- ③ 秋の昼12時（休日）に地震発生
 - ・東京方面等からの多くの観光客の自家用車、バスなどが、道路の被害や渋滞により長時間市内に滞留する
 - ・榛名湖等へ多くの観光客が市外から集まり、榛名湖等への限られたアクセス道路が寸断し、多くの観光客が孤立し、救援が必要となる
- ④ 首都圏で地震発生
 - ・高崎駅では東京方面等からの通勤、通学者が帰宅できなくなり、時間帯によっては一時的に多数の旅客が滞留する

2 帰宅困難者対策

(1) 普及啓発

総務部は、住民すべてが、通勤、通学、観光等に際しては、帰宅困難者となるおそれがあり、場合によっては、徒歩による帰宅も必要になるため、日頃から携帯ラジオや地図等の準備をするよう意識啓発を図る。また、企業等における一斉帰宅抑制が実効性のあるものとするため、安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策の実施に努め、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

(2) 一時避難場所の提供

総務部は、帰宅困難者のために市役所本庁舎や各支所、公民館等の市有施設を一時避難場所として活用する。榛名湖等の観光地区では、季節に応じて多数の帰宅困難者が発生することを見込んで、観光客用の避難施設の指定を検討する。

(3) 備蓄物資の確保

総務部は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

(4) 情報提供の体制づくり

総務部、鉄道事業者、バス事業者は連携して、一時避難施設、鉄道・バスの運行、道路の復旧などに関する情報を、放送、掲示等により、迅速に提供する体制を整備する。

(5) 徒歩帰宅者の支援対策

総務部は、大量の徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、水・食料・トイレ・休息の場・情報等の提供が行える体制の整備に努める。

3 事業所等の取組み

(1) 従業員の待機

事業所等は、交通機関が運行停止となり、運行の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所付近の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、必要に応じて、従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。

(2) 備蓄の確保

事業所等は、従業員が事業所内に待機できるよう、必要な飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

(3) 事業所等における環境整備

事業所等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒防止等、従業員が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

(4) 事業継続計画（BCP）等への位置づけ

事業所等は、事業継続計画（BCP）等において、従業員等の待機及び帰宅の方針等を予め定めておき、従業員への周知に努めるものとする。

(5) 安否確認方法の周知

事業所等は、地震等発生時には、電話が輻そうすることを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段活用の周知に努めるものとする。

4 大規模集客施設の取組み

大規模な集客施設や駅など不特定多数の者が利用する施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、市町村や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導體制の整備に努めるものとする。

5 各学校の取組み

各学校は、児童・生徒等が学校内に一定期間待機できるよう、必要な環境整備に努めるものとする。

6 計画運休の備え

鉄道事業者は、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれがあるときは、必要により計画的に列車の運転を休止するものとし、①利用者等への情報提供の内容・タイミング・方法、②振替輸送のあり方、③県・市町村への情報提供の仕方などについて、情報提供タイムラインをあらかじめ策定しておくとともに、県（交通政策課）及び関係する市町村との情報提供・連絡体制の確立に努めるものとする。

第5 雪害の予防

市及び関係機関並びに関係団体は、大雪等に伴い発生する交通障害等の都市機能を阻害する要因を除去し、集落の孤立を解消し、ひとり暮らし高齢者等に対する除雪支援を行うとともに住民への情報提供を実施することにより安全な市民生活の確保と被害の拡大防止に努める。

市担当部	総務部、協力部、救援部、建設部、農政部、学校教育担当部、支所部
関係機関	県、関東地方整備局、関東森林管理局、高崎土木事務所、高崎河川国道事務所、鉄道事業者

1 雪崩対策施設の整備

建設部は、民家、学校、病院等を対象に県、関東地方整備局及び関東森林管理局が雪崩による災害を防止するために行う、雪崩危険箇所への予防柵、防護柵、階段工、土塁工、雪崩防止林等雪崩対策施設の整備を推進する。

2 雪に強い道路の整備

道路管理者（建設部、高崎土木事務所、高崎河川国道事務所）は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を努めるほか、次の道路整備を進めるものとする。

- (1) 雪崩危険箇所における雪崩予防柵、防護柵、スノーシェッド等の設置
- (2) 消融雪施設、流雪溝等の設置
- (3) 堆積帯及びチェーン着脱帯の確保

3 道路の除雪体制の整備

建設部は、大雪発生時に迅速かつ確実な道路除雪が行えるよう、高崎土木事務所及び国土交通省高崎河川国道事務所又は高崎土木建築業協同組合と調整したうえで、次の事項を定めておくものとする。なお、集中的な大雪に対しては道路管理者及び高速道路事業者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

- ① 国道、県道及び市道を効率的に除雪するため、高崎土木建築業協同組合と協議し、除雪する割り当て地域を決めておくなど除雪体制について定めておく
- ② 高崎土木建築業協同組合に対して一定以上の降雪が予測される場合に重機オペレーターを事前に出勤させておくなどの体制整備を依頼する
- ③ 建設部は、水道業者や造園業者などの道路除雪が可能な業者を調査し、出動体制を依頼しておく
- ④ 市の依頼により農業機械等を使用した除雪作業に対し機械借上料等として支援できる体制を整備する
- ⑤ 排雪場所をもてなし広場と烏川流域に指定できるよう高崎河川国道事務所等と協議し決定しておく
- ⑥ 建設重機のリースを行う事業者と締結した協定について、毎年連絡体制等を確認する
- ⑦ 融雪剤を一定量備蓄しておく

- ⑧ 地域に必要な除雪体制を確保するため、契約方式を検討するなど、地域の建設業者の健全な存続に努める。

4 情報収集体制の整備

建設部、市民部、福祉部、保健医療部及び総務部は、情報収集体制を毎年定め、関係機関や関係事業者へ積極的に連絡を行い情報の収集ができる体制を確保するものとする。

(1) 道路交通情報の収集

建設部は、パトロールにより除雪が必要な箇所を確実に把握する体制を確保するほか、住民からの通報や要望等を受け除雪箇所を把握する体制を確保する。

また、高崎土木事務所及び高崎河川国道事務所と連絡を取り合い道路管理者間の道路交通の状況や規制等の情報を共有する体制を確保する。

(2) 公共交通情報の収集

市民部は、ぐるりん等のバス事業者、JR東日本高崎支社、上信電鉄との相互連絡体制を定め、毎年確認し、情報収集体制を整備しておく。

(3) 社会福祉施設、医療機関、福祉事業者等からの情報収集

保健医療部は、災害拠点病院、救急告示医療機関との相互連絡体制を定め、毎年確認し、情報収集体制を整備しておく。

福祉部は、重度者を抱える施設を中心として相互連絡体制を定め、毎年確認し、情報収集体制を整備しておく。

(4) 在宅要配慮者等の情報収集

福祉部は、民生委員・児童委員や高齢者安心センター（地域包括支援センター）等が把握する要配慮者について、安否等の状況確認を実施できるよう体制を整備する。

5 除雪等（雪下ろしを含む）援助体制の整備

総務部は、歩道や重機では対応困難な生活道路の除雪、一人暮らし高齢者世帯、障害者世帯、母子家庭等の個人での除雪作業が困難で雪により著しく行動が制限され生命の危機に瀕する場合に最低限度の外出等を可能とするための除雪について、スコップや小型除雪機を整備するなどし、市職員による雪かき支援体制を整備する。

一人暮らし高齢者世帯、障害者世帯、母子家庭等、個人での除雪作業が困難な地区等では、民生委員・児童委員、町内会、消防団等の地域コミュニティ、市による対応も必要となってくるため、総務部は、自主防災組織の結成や訓練の推進、避難行動要支援者名簿を活用した要支援者支援への取り組みと並行して豪雪を想定した地域住民や自主防災組織、消防団等による除雪体制の充実や支援のための仕組みづくりを促進する。

総務部は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し注意喚起に努めるものとする。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発、普及の促進を図るものとする。また、事故防止対策について、様々な情報を関係機関から収集する。

6 大雪時の留意事項の市民への周知

総務部は、高崎市ハザードマップや出前講座等の機会を通じて、第3節 第1 2「防災思想の普及」に加え、以下の留意事項の周知を行う。

- (1) 大雪時には、次のことに留意し、落ち着いて行動する。
 - ① ラジオやテレビ等で気象情報、防災上の注意事項をよく聞く
 - ② 不要不急の外出は見合わせる
 - ③ 自家用車の使用は極力避ける
やむを得ず車で外出する場合は、冬用タイヤの装着のほか、タイヤチェーンの携行、長時間の渋滞を想定し、飲食物、携帯トイレ等を持って行くよう心がける
 - ④ エンジンのかけたままの駐車における一酸化炭素中毒に注意する
 - ⑤ カーポート等車庫の倒壊に注意し、屋根下に近づかないようにする
 - ⑥ 屋根の雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めの着用等をするとともに、複数人で作業を行うようにする
 - ⑦ 屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする
 - ⑧ 消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する
 - ⑨ 協力しあって生活道路、歩道等を除排雪する
 - ⑩ 雪崩に注意し、がけ、川べりには近づかない

7 農業用施設の被害軽減

農政部は、大雪による農業用施設の被害を軽減するため、平成26年5月に群馬県が作成した「雪害に対する農業用ハウス強化マニュアル」等を活用し、農業協同組合等を通じて降雪時の管理方法等の周知に努める。

8 文教対策

- (1) 通学路の確保
学校等の施設管理者は、通学路を確保するため、PTA等と連携した除雪体制の整備に努める。
- (2) 施設内における非常口の確保
学校等の施設管理者は、校舎等の施設内における事故発生に備えて、常に非常口周辺を除雪し、進入路等を確保する。
- (3) 落雪による事故防止
学校等の施設管理者は、校舎及び屋内運動場等の屋根からの落雪による事故を未然に防止するため、必要な措置を講じるとともに、降雪前に施設の点検等を行う。
- (4) 学校建物の雪害防止
学校等の施設管理者は、屋根雪による施設内建物の倒壊を未然に防止し、施設利用者の安全を確保する。

9 鉄道交通の確保

鉄道事業者は、大雪等に対し、鉄道交通を確保できるよう、除雪活動を実施するための除雪機械及び除雪要員等の動員について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど効率的・効果的な除雪に努めるものとする。

第6 風害の予防

市担当部	総務部、市有施設管理者、消防部
関係機関	前橋地方気象台、市民、企業、団体等、消防団

1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

総務部は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、ハザードマップや広報高崎等の配布物、ラジオ高崎等の様々なメディアを通じて気象情報の確認や身を守るための知識の普及啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報について、平時からテレビ・ラジオ等により確認することを心がける。

竜巻などの激しい突風に関する気象情報については、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、前橋地方気象台から発表される。

(2) 身を守るための知識

台風から身を守る為には、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守る為には、次に示すような事象に留意するとともに、行動を心がけ、頑丈な建物内に移動するなど安全確保に努めることを周知・啓発する。

① 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- ・ 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
- ・ 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
- ・ ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- ・ 大粒の雨やひょうが降り出す

② 発生時に屋内に居る場合

- ・ 窓やカーテンを閉める
- ・ 大きな窓ガラスの下や周囲には近づかない
- ・ 家の1階の窓の無い部屋に移動する
- ・ 丈夫な机やテーブルの下に入るなど身を小さくして頭を守る

③ 発生時に屋外に居る場合

- ・ 物置や車庫、プレハブの中は危険なため避難場所にしない
- ・ 建物のシャッターを閉める
- ・ 頑丈な構造物の物陰に入って身を小さくする
- ・ 電柱や太い樹木であっても、倒壊することがあり危険なため近づかない

2 風害への警戒

竜巻等の突風害は、前線や台風の影響及び大気の状態が不安定となりやすい7月から11月にかけて多くなることから、消防部等、総務部及び庁内関係部は、特にこの時期を中心に竜巻注意情報や気象情報に記載される「竜巻などの激しい突風のおそれ」などの情報に注意し、発災時の対応に備えるものとする。

3 各機関等における備え

(1) 火災予防

消防部等は、強風による火災延焼を予防するため、次の対策の実施に努める。

- ① 火災予防の広報等を実施して警戒心を高揚させる
- ② 必要により火災警報を発令するとともに、必要な人員を招集して出動体制を強化する
- ③ 消防資機材及び消防水利の点検を実施する
- ④ 消防団は管轄区域の警戒を実施する

(2) 各施設管理者

学校等の教育施設管理者を含めた各施設の管理者は、竜巻等の突風害から施設利用者の安全を確保するため、次の対策の実施体制づくりに努める。

- ① 竜巻等発生時の屋内外への避難場所や避難方法を検討しておく
- ② 施設利用者等への迅速な情報の周知及び適切な避難誘導についてあらかじめ検討しておく
- ③ 施設の状況に応じて避難訓練を実施する等、全職員に施設利用者の安全確保方法の周知を図る
- ④ 必要に応じて竜巻等が発生した場合の危険箇所に注意喚起の張り紙を設置する等、施設の特性に合わせ、利用者向けの注意喚起策を講じる
- ⑤ 建物(校舎等)を点検し老朽部分を補強する
- ⑥ 学校の場合、児童生徒の登校中止や下校時には学校に留まる等の安全確保を図る

(3) 家屋等の備え

家屋等の管理者は、建物の倒壊防止のため、次の措置等の実施により安全確保に努める。

- ① はずれやすい戸や窓、弱い壁を筋かい、支柱等で補強する
- ② 棟木、母屋、梁等をかすがいで止め、トタンは垂木を打ち、煉瓦は針金で補強する
- ③ 建物周辺の倒れるおそれのある立木は、枝下ろしをする
- ④ 強風下では屋根に登らない。また、外出は控える
- ⑤ 必要により避難の準備をする

※気象庁「竜巻から身を守る～竜巻注意情報～」参照

第7 火山災害の予防

市担当部	総務部、協力部、救援部、建設部、支所部
関係機関	県、県警察、関東地方整備局、関東森林管理局、前橋地方気象台

火山災害対策については、県及び関係市町村が共同して検討に当たる事とし、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査する。

一部の火山現象については、発生後、短時間で火口周辺の居住地域に到達する可能性があることから、必要に応じ、住民等の避難を行うことができる体制の構築に努める。

火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しく、火山に関する専門的な知見が必ずしも十分ではない自治体のみで適切な対応をすることが難しいことから、日頃より、県、関係市町村、指定地方行政機関、公共機関、火山専門家等が協力して、「火山単位」の統一的な避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努める。

1 関係火山の現況

活火山とは、火山噴火予知連絡会（事務局：気象庁）により、「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」とであると定義されている。

日本は、環太平洋火山帯に位置し、全世界の約1割にあたる110の活火山が分布しているが、本市に關係する活火山は、榛名山及び浅間山の2活火山である。

なお、平成21年6月に、同連絡会により、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として47火山が選定された。これらの50火山には浅間山が含まれ、気象庁による24時間体制での常時監視・観測が実施されている。

2 治山・砂防施設の整備

治山・砂防事業実施機関（県、関東地方整備局、関東森林管理局）は、火山現象に伴う土石流、溶岩流、火山泥流、火砕流等による被害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に食い止めるため、それぞれの対応に必要な区域において連携し、治山ダム、砂防ダム、遊砂地、導流堤等の施設整備事業を危険度の高い箇所から順次計画的に進める。

3 火山防災協議会への参加

総務部は、県が設置する火山防災協議会へ参加し、火山ごとに、関係する国の機関、関係市町村、関係機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、平常時から噴火時等の避難などを共同で検討する。

また、火山防災協議会における検討を通じて県及び関係市町村と連携し、複数の噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定等を推進するほか、大規模噴火に備えて、現地対策本部の運営体制、広域避難計画、広域に降り積もる火山灰への対応策等の検討を行う。

4 避難施設の整備等

(1) 退避施設の整備

総務部は、噴石降下危険区域について、退避壕等の退避施設の整備を図る。

(2) 避難所の整備

総務部は、火山災害時の避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強、避難者の安全確保等に努める。

(3) 避難路の整備

建設部及び県は、避難時間の短縮、避難路の安全性向上等を目的として、火山災害時の避難経路となる一般道路、農道、林道その他の道路の整備に努める。

5 火山情報の伝達体制の整備

総務部は、火山情報伝達体制の整備に努める。

(1) 臨時火山情報及び緊急火山情報を住民、観光客等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを確認しておく。

(2) 臨時火山情報、緊急火山情報及び高齢者等避難又は避難指示の内容を、住民、観光客等に迅速かつ確実に伝達できるよう、サイレン、防災情報放送システム・防災行政無線（同報系）、広報車等の整備に努める。

6 避難誘導體制の整備

総務部は、国、県、消防、警察等と協議して、次の事項を定めた避難誘導計画の作成や、住民、観光客等の避難誘導訓練に努める。

- (1) 待機・準備の呼び掛け、高齢者等避難又は避難指示を行う基準
- (2) 待機・準備の呼び掛け、高齢者等避難又は避難指示の伝達方法
- (3) 避難所の名称、所在地
- (4) 避難経路及び誘導方法

7 火山災害の危険性の周知

県、関東地方整備局、前橋地方気象台は、ハザードマップの作成等に必要な火山災害の危険性に関する情報を市に提供する。

総務部は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、火山災害の危険性を次により住民に周知することに努める。

- (1) 広報紙等を活用して、予想される噴火（爆発）の態様と被害の内容を周知する。
- (2) 溶岩流、火砕流等の到達予測範囲等を示したハザードマップを作成する。

8 避難所等の周知

総務部は、次の周知方策に努める。

(1) 広報等

避難が迅速かつ安全に行われるよう、平常時から広報紙等を活用し、住民に対し次の事項の周知に努める。

- ① 待機・準備の呼び掛け、高齢者等避難又は避難指示を行う基準
- ② 待機・準備の呼び掛け、高齢者等避難又は避難指示の伝達方法
- ③ 避難所の名称、所在地

- ④ 避難時の心得
- (2) 案内標識の設置
 - ① 避難が迅速かつ安全に行われるよう、避難所の案内標識の設置
 - ② 案内標識の作成に当たって、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できる配慮

9 火山観測の充実

前橋地方气象台、関東地方整備局、県及び市は、相互に連携、調整し、震動観測、傾斜観測、遠望観測、GPS観測、現地観測等の実施に努める。また、観測点の増設、観測頻度の増加、観測機器の高度化に努める。

第8 大規模事故の予防

市担当部	建設部、市民部、支所部、消防部
関係機関	県、県警察、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、東日本旅客鉄道(株)、上信電鉄(株)、高崎土木事務所、高崎河川国道事務所、前橋地方气象台、消防団

1 鉄道事故対策

鉄道事業者は、次の予防措置を講じる。

(1) 鉄道交通の安全のための情報の充実

踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行うなどして、事故防止に関する知識を広く一般に普及させるよう努める。

(2) 鉄道の安全な運行の確保

ア 列車防護用具の整備等

事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講じることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄道事故による線路等の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築物等を設置してはならない範囲の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。

イ 職員の教育訓練等

乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適正検査の定期的な実施に努めるものとする。

ウ 施設の点検・監視

土砂災害等からの鉄道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努める。

(3) 鉄道車両の安全性の確保

ア 検査精度の向上

新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。

イ 各種データの分析

鉄道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努める。

(4) 通信手段の確保

事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努めるものとする。

(5) 救助・消火体制の整備

事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備や消防機関との連携の強化に努める。

(6) 緊急自動車の整備

公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

(7) 事故災害訓練

事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、警察、消防を始めとする県及び市の防災訓練に積極的に参加するよう努める。また、防災関係機関と相互に連携した訓練を実施する。

訓練に当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。また訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(8) 事故原因の調査研究と安全対策への反映

事故災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、警察、消防等の協力を得て調査を進め、事実の整理を行う。また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努める。

事故災害の原因が判明した場合には、個々の鉄道事業者の施設の状況、列車の運転状況等の実情に応じて、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努める。

2 道路事故災害予防対策

道路管理者（建設部、高崎土木事務所、高崎河川国道事務所）等は、次の対策を実施する。

(1) 気象・地象・水象の情報の収集・伝達

気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、前橋地方气象台と協力して情報を活用できる体制の整備を図る。

(2) 異常現象の発見及び情報提供

道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

(3) 道路施設の整備

次により道路施設の整備を図るものとする。

ア 道路施設の点検を通じ、道路施設の現況の把握に努める。

イ 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

ウ 道路施設の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

エ 道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

(4) 消火活動体制の整備

消防機関等と平常時から機関相互間の連携の強化を図る。

(5) 防災訓練

防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。また、県、警察、消防と相互に連携した訓練を実施するものとする。

訓練に当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(6) その他の対策

ア 危険物等防除資機材の整備

危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

イ 応急復旧活動体制の整備

施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧のため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

ウ 災害復旧への備え

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

エ 防災知識の普及

道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図る。

オ 再発防止対策の実施

原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第9 県外の原子力施設事故の予防

市担当部	総務部、環境部、農政部、保健医療部、福祉部、支所部、教育部、水道部
関係機関	県

1 情報の収集・提供の推進

(1) 情報の収集・提供の推進

環境部及び総務部は、県外に立地する原子力施設（原子力安全委員会が定める「原子力施設等の防災対策について」の対象となる原子力施設をいう。以下同じ。）の事故に対し、県や防災関係機関からの情報の収集を行い、市民が必要とする多様な情報の提供に努める。

(2) 情報の分析整理

環境部及び総務部は、収集した情報について、必要に応じ県の協力を仰ぎ、又は専門家の意見を聞き、分析整理に当たる。

2 放射線モニタリングの実施

(1) 環境放射線モニタリングの実施

環境部は、県外原子力施設事故発生時における環境評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時の市内における放射線モニタリングを実施する。

(2) モニタリング機器等の整備・維持

環境部は、平常時又は県外原子力施設事故発生時における市内の環境に対する放射線の影響を把握するため、可搬型測定機器等の放射線モニタリング機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。

(3) モニタリング体制の整備、要員の確保・育成

環境部は、県外原子力施設事故発生時のモニタリングを迅速かつ円滑に実施するための組織を整備し、要員及びその役割等をあらかじめ定めておくとともに、必要な要員を育成する。

(4) 関係機関が実施する環境放射線モニタリング情報の収集

環境部は、県外原子力施設事故発生時のモニタリングに関し、国、県を通じ、他市町村、原子力事業者、原子力施設が立地する県や環境放射線モニタリング実施機関等からの情報収集に努める。

第10 大規模火災の予防

市担当部	都市整備部、農政部、支所部、消防部
関係機関	県、県警察、自衛隊、関東森林管理局、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、公共施設の管理者・事業者、消防団

1 大規模火災予防対策

(1) 火災に強いまちの形成

- ア 都市整備部及び消防部等は、次により、火災に強い都市構造の形成を図るものとする。
- ① 避難路、避難地、延焼遮断帯、幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設等の整備
 - ② 老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業の実施
 - ③ 市街地再開発事業等による市街地の面的な整備
 - ④ 建築物や公共施設の耐震・不燃化
 - ⑤ 水面・緑地帯の計画的確保
 - ⑥ 防火水槽、河川水、耐震性貯水槽、下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備
 - ⑦ 防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導
- イ 公共施設の管理者・事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・受入等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

(2) 火災に対する建築物の安全化

- ア 消防用設備等の整備、維持管理
- (ア) 公共施設の管理者・事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物、病院、ホテル等の防火対象物について、消防法に基づくスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。
 - (イ) 公共施設の管理者・事業者等は、高層建築物等において最新の技術を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムのインテリジェント化の推進に努めるものとする。また、消防用設備等の防災設備全般の監視、操作等を行うため、総合操作盤を防災センター等に設置することの促進を図る。
- イ 建築物の防火管理体制
- 公共施設の管理者・事業者等は、多数の人が出入りする高層建築物等の防火対象物について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。
- ウ 建築物の安全対策の推進
- 公共施設の管理者・事業者等は、高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、ガスの安全な使用などによる火災安全対策の充実を図る。

エ 一般住宅への火災警報器の設置

平成16年6月2日に消防法が改正され(平成18年1月1日公布)、全ての家庭に住宅用火災警報器を設置することが義務付けられた。これを受けて、消防部等は、設置及び維持管理に関する基準を設けて、住宅用火災警報器設置の推進を図る。

(3) 消火活動体制の整備

消防部等は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳用プール、ため池等の指定水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

また、平常時から消防部等、消防団、自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害の想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

さらに、消防ポンプ自動車等の消防用機械器具の整備促進に努める。

(4) 防災訓練の実施

消防部等は、大規模火災を想定し、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施するとともに、消防、市、警察、事業者、地域住民等が相互に連携して実施するものとする。

訓練に当たっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等、様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(5) 防火知識の普及

消防部等は、防火意識の向上を図る。

ア 全国火災予防運動等を通じ、住民に対し、大規模な火災の危険性を周知させるとともに、災害時にとるべき行動、避難所での行動等防災知識の普及を図る。

イ 住民等に対して消火器、避難用補助具等の普及に努める。

ウ 地域、職場、学校等において、定期的な防火訓練を行うよう指導し、大規模な火災発生時の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

2 林野火災予防対策

(1) 防火に資する林道の整備

県及び関東森林管理局は、林野火災の延焼防止に資する林道の整備を図る。

(2) 監視パトロール等の強化

農政部は、県及び関東森林管理局と連携して、林野火災多発時期における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行う。

(3) 林野火災消火体制の整備

消防部等は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械器具の整備促進に努める。

(4) 防災訓練の実施

消防部等は、大規模林野火災を想定し、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施するとともに、消防、市、警察、自衛隊、林業関係機関、地域住民等が相互に連携して実施する。

訓練に当たっては、被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等、様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第11 複合災害対策

市担当部	総務部、消防部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部等

1 複合災害への備え

市や県その他の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

2 複合災害時の災害予防体制の整備

市や県その他の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意する。また、外部からの支援を早期に要請することも考慮するものとする。

3 複合災害を想定した訓練の実施

市や県その他の防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第12 被災地支援対策

市担当部	総務部、財務部、商工観光部、消防部
関係機関	県、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部

1 被災地支援対策

- (1) 被災自治体への早期の支援打診や派遣職員の効率的な支援業務実施のための準備に努める。
- (2) 商工観光部は、被災地の特産物等の販売促進のため、被災者が高崎市で行うイベント等への参加について、支援体制をつくる。

2 高崎市以外の被災した他地域からの避難者の受入れ対策

市外からの避難者が安心して生活が送れるように、市営住宅、市有宿泊施設の優先利用を行い、必要に応じて民間宿泊施設への協力要請を行う。

第 3 章 地震災害応急対策計画

第1節 応急活動体制の確立

第1 災害対策本部の設置

〔方針・目標〕

- 震度5弱以上のゆれを市内で観測した場合は、地震発生30分以内に本庁舎4階に災害対策本部を立ち上げ、初動活動を開始する。
- 各支所に、災害対策本部地方部を立ち上げ、地域の情報収集を開始する。

市担当部	総務部、協力部、救援部、支所部、各部
関係機関	

1 設置の決定

総務部は、市長（本部長）の指示を受け、次のいずれかに該当する場合は、災害対策本部を設置する。

■本部の設置基準

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 市内に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ② 震度にかかわらず、市内に地震による大規模な災害が発生したとき、又は被害が発生するおそれのあるとき。 ③ その他市長が必要と認めたとき。 |
|--|

2 設置場所

総務部は、災害対策本部を本庁舎4階災害対策本部室に設置する。また、情報収集及び防災関係機関の待機用として3階第31会議室を予備室とする。

災害の状況により本庁舎に設置できない場合は、総合保健センター又はその他の付近の市有施設に設置する。

3 廃止の決定

総務部は、市長（本部長）の指示を受け、予想された災害の危険が解消されたと認めるとき、又は応急対策が概ね終了したと認めるときは、災害対策本部を廃止する。

4 設置・廃止の通知

総務部は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、県、防災関係機関、報道機関等に対し、その旨を通知する。

5 災害対策本部の組織

(1) 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害対策に関する重要事項を決定し、その推進を図る。

本部員は、必要によりそれぞれの所管事項について、会議に必要な資料を提出する。

(2) 本部連絡員

各部に本部連絡員を置き、災害対策本部室等で待機する。

本部連絡員は、本部長の命令、本部会議の決定事項を各部に伝達し、各部の所管する応急対策実施状況等を本部に報告する。

(3) 職務の代理

本部長が事故等により職務を遂行できない場合は、副市長（副本部長）がその職務を代理する。

6 災害対策本部地方部

災害対策本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれのある特定の区域における災害対策の推進及び情報収集を図るため、各支所に災害対策本部地方部を設置する。

■災害対策本部地方部の設置場所

設置場所
倉渕支所
箕郷支所
群馬支所
新町支所
榛名支所
吉井支所

7 現地災害対策本部

(1) 災害対策本部長は、災害地が本部から遠隔の場合、又は本部と地方部との通信連絡に円滑を欠く場合等特定の区域において災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、当該区域内の市有施設等に現地災害対策本部を設置する。

(2) 現地災害対策本部には現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

8 災害警戒本部

災害対策本部を設置するに至らない規模の災害への対応や、災害対策本部の規模を縮小する場合は、災害の規模や状況に応じて、災害警戒本部を設置する。

(1) 災害警戒本部の設置

災害警戒本部の設置は、災害関係部長の協議の上、必要に応じて設置する。

(2) 組織、編成

災害警戒本部の組織、編成は、災害対策本部に準じて災害関係部長の協議の上、決定する。

9 災害対策本部の活動の優先順位

災害対策本部の設置は、職員の動員とともにを行うため、その設置直後から完全な活動を実施することはできない。

したがって、登庁した職員は、災害対策本部の活動に優先順位をつけて活動する必要がある。

活動の優先順位は、概ね次の順序によるが、災害の状況によってその都度判断する。

- ① 通信手段の確保
- ② 被害情報の収集、連絡
- ③ 負傷者の救出・救護体制の確立
- ④ 医療活動体制の確立
- ⑤ 消防機関が行う消火活動への応援
- ⑥ 交通確保・緊急輸送活動の確立
- ⑦ 避難受入活動
- ⑧ 食料・飲料水、燃料、生活必需品の供給
- ⑨ ライフラインの応急復旧
- ⑩ 保健衛生、防疫、遺体処理活動の実施
- ⑪ 社会秩序の維持
- ⑫ 公共施設・設備の応急復旧
- ⑬ 災害広報活動(随時)
- ⑭ ボランティアの受入れ(随時)
- ⑮ 二次災害の防止(随時)

10 災害対策事務の優先処理

災害対策の実施に関する事務は、他のすべての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

11 関係機関に対する職員派遣の要請等

災害対策本部長は、必要に応じ、ライフライン等関係機関に対し連絡用の職員の派遣を要請する。

また、災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供を求める。

※資料編 1－4 高崎市災害対策本部に関する条例

※資料編 1－5 高崎市災害対策本部運営規程

※資料編 1－6 高崎市災害対策本部活動要領

第2 職員の非常参集

〔方針・目標〕

- 参集配備は、自主登庁を基本とし、震度4＝初動体制、震度5弱又は5強＝警戒体制、震度6弱以上＝非常体制とする。
- 登庁場所は、あらかじめ決められた勤務先とする。交通障害が発生している場合は、最寄りの災害対策本部地方部（支所）に参集して初動活動を行う。

市担当部	総務部、協力部、救援部、各部
関係機関	

1 非常参集体制

動員体制は次のとおりである。動員の際、総務部長は副市長（副本部長）に諮り動員規模を指定する。

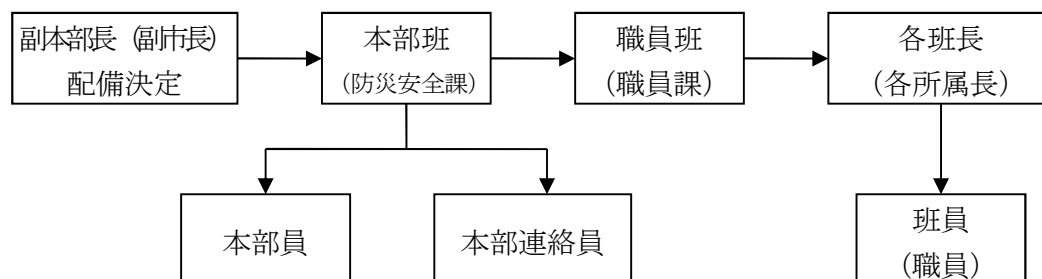
■動員体制

配備体制	配備基準	組織体制
初動体制	市内で震度4を観測したとき	○総務部、状況により各部（局・支所）
警戒体制	市内で震度5弱又は5強を観測したとき	○総務部、建設部、都市整備部、農政部、水道局、下水道局、市民部、福祉部、保健医療部、支所（地域振興課及び建設課）、状況により各部（局・支所） ○市有施設所管部署の情報収集体制 ○緊急応援隊2班体制 ○指定避難所開設
非常体制	市内で震度6弱以上を観測したとき	全職員

2 動員の方法

(1) 動員伝達経路

動員伝達経路は、次のとおりである。



(2) 勤務時間内における動員

職員班（職員課）は、庁内放送等を通じて班員（職員）に動員を連絡する。

(3) 勤務時間外における動員

地震の場合は、動員命令によらず自主登庁とする。震度は、安心ほっとメール、テレビ、ラジオ等による市内の震度の他、周囲の被害状況で各職員が判断する。

また、本部班長（防災安全課長）は必要に応じ、職員緊急参集システムによるメール配信、ラジオ高崎への緊急放送、防災行政無線（同報系）や屋外スピーカー等による呼びかけを行う。

3 動員配備場所

原則として、通常の勤務場所に登庁する。道路被害等により登庁ができない場合は、最寄りの災害対策本部地方部（支所）に参集する。

第3 広域応援の要請

〔方針・目標〕

- 地震発生直後、消防部等は、県内消防機関、緊急消防援助隊等の広域応援を要請し、消火、救助活動を実施する。
- 大規模地震の場合は、市単独では対応が困難なため、協定自治体及び関係機関に要員、物資等の応援を要請し、これらと連携して効果的な対策を実施する。

市担当部	総務部、協力部、救援部、消防部
関係機関	県、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部

1 県への応援要請

総務部は、市長（本部長）の指示により、災害対策基本法第 68 条に基づき、災害応急対策の実施について県知事に応援を求める。

■要請事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 災害の状況 ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑥ その他必要な事項 |
|---|

2 県等への職員派遣の要請

総務部は、市長（本部長）の指示により、県、市町村、防災関係機関に対し、職員派遣の要請又は派遣のあつせんを求める。

- (1) 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請
災害対策基本法第 29 条に基づき、指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請する。
- (2) 県に対する職員派遣のあつせんの要請
災害対策基本法第 30 条に基づき、知事に対し指定地方行政機関の職員派遣を要請する。
- (3) 県又は市町村に対する職員派遣の要請
地方自治法第 252 条の 17 に基づき、知事又は市町村長に対し職員の派遣を要請する。

■要請事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 派遣要請又は派遣のあつせんを求める理由 ② 派遣要請又は派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑤ その他参考となるべき事項 |
|--|

- (4) 応急対策職員派遣制度に基づく応援の要請

総務部は、県による応急対策職員派遣制度に基づく対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県（危機管理課）を通じて総務省に対し総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等

で編成し、被災市区町村に派遣されるチーム)の派遣を要請する。

また、同制度に基づく対口支援団体決定後において災害マネジメントについて支援を必要とする場合は、当該支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

3 他市町村への要請

(1) 応援の要求

総務部は、市長（本部長）の指示により、災害対策基本法第 67 条に基づき、他市町村等に応援を要請する。

(2) 協定に基づく要請

総務部は、市長（本部長）の指示により、あらかじめ締結された協定等に基づき、締結先の市町村等に応援を要請する。

※資料編 2 協定一覧

4 消防機関への要請

(1) 応援の要請（群馬県消防相互応援協定）

消防局長は、群馬県消防相互応援協定に基づき、協定締結先の消防機関に応援を要請する。

(2) 応援の要請（消防組織法第 44 条）

消防局長は、消防組織法第 44 条に基づき、知事を通じて消防庁長官に他の消防機関及び緊急消防援助隊の応援を要請する。

5 応援の受入れ

(1) 受入体制

総務部は、総合的な受入連絡窓口を総務部におき、応援隊等を受け入れるために、次の体制を確保する。

■受入体制

連絡窓口	総合的な窓口を総務部におく。 受け入れ後は、応援を受ける各班が対応する。
現場への案内	応援を受ける担当班
受入施設	高崎シティギャラリー・ロビー
食料、飲料水等	原則、自前で確保を要請する。 まかなえない場合は、市職員と同様の方法で食料、物資等を手配する。

(2) 経費の負担

応援に要した費用は、原則として本市の負担とする。

6 撤収要請

総務部は、応援の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、要請先と協議の上、撤収要請を行う。

第4 自衛隊への災害派遣要請

〔方針・目標〕

- 地震発生直後から県・自衛隊との通信連絡を保持し、1時間以内に自衛隊の災害派遣要請を行う。
- 自衛隊との連携を図るため、本庁舎内に自衛隊連絡室を設置し、市役所又は支所近くに野営地を設置する。

市担当部	総務部、協力部、救援部
関係機関	県、陸上自衛隊第12旅団

1 自衛隊の災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりである。

■災害派遣活動の範囲

- ① 車両、航空機等による被害状況の把握
- ② 避難者の誘導、輸送等避難のために必要がある場合の援助
- ③ 行方不明者、負傷者等の捜索、救助
- ④ 堤防等の決壊に対する水防活動
- ⑤ 消防機関の消火活動への協力
- ⑥ 道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去
- ⑦ 被災者に対する応急治療、救護及び防疫並びに病虫害防除等の支援
- ⑧ 通信支援
- ⑨ 救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- ⑩ 被災者に対する給食、給水の支援
- ⑪ 入浴支援
- ⑫ 救援物資の支給又は貸付の支援
- ⑬ 交通規制への支援
- ⑭ その他災害の発生時において知事が必要と認め、自衛隊の対応が可能な事項

2 自衛隊派遣の要求

総務部は、市長（本部長）の指示を受け、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう知事に要求する。要求は、文書で行うが、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。

また、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、その旨及び当該市の地域に係る災害の状況を第12旅団長に通知し、当該通知を行ったときは、速やかにその旨を知事に通知する。

（参考）災害派遣実施の可否の判断3原則

人命又は財産を保護するため、自衛隊を派遣することについて、

公共性：公共の秩序を維持するという妥当性があること。

緊急性：差し迫った必要性があること。

非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと。

■要請事項

① 災害の状況及び派遣を要請する事由
② 派遣を希望する期間
③ 派遣を希望する区域及び活動内容
④ その他、参考となるべき事項
例) ・必要な車両、ヘリコプター、航空機、資機材 ・必要な人員 ・連絡場所及び連絡責任者

■最寄りの自衛隊連絡先

部隊名 (駐屯地等)	所在地	電話番号
第12旅団司令部第3部 防衛班 (相馬原)	〒370-3594 榛東村新井 1017-2	0279-54-2011 内線 2286、2287、2208(夜間) 防災行政無線 71-3242
第12後方支援隊第3科 (新町)	〒370-1394 高崎市新町 1080	0274-42-1121 内線 229

3 自衛隊の自主派遣

- (1) 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めるときは、当該要請を待たないで部隊等を派遣する。自主派遣の基準は、次のとおりである。

■自主派遣の基準

① 災害に際し、関係機関に対し当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
② 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
④ その他、災害に際し、前記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

- (2) 大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対処する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに被災直後の県及び市町村は混乱していることを前提に、第12旅団長又は第12後方支援隊長は災害時による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

4 自衛隊の受入れ

総務部は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような対応を行う。応援を受ける各班は、資機材や自衛隊部隊を作業現地に案内するなど派遣された自衛隊の活動を支援する。また、連絡員を派遣して各班相互の連絡にあたる。

■自衛隊の受入体制

項 目	内 容
作業計画の作成	① 作業箇所及び作業内容 ② 作業の優先順位 ③ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ④ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	必要な資機材を確保する。
連絡窓口	① 本部から連絡員を派遣する。 ② 自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。
自衛隊連絡室	市役所第31会議室に設置する。
集結地候補地	市役所：もてなし広場、庁舎前広場、音楽センター前広場 倉淵：倉淵グラウンド 箕郷：ふれあい公園、みねはら公園、箕郷総合運動場 群馬：群馬総合運動場 新町：陸上自衛隊新町駐屯地 榛名：榛名中央グラウンド 吉井：陸上自衛隊吉井分屯地
ヘリコプター離発着場	倉賀野緑地、高崎ヘリポート、下豊岡運動広場ほか適地

5 派遣部隊の撤収要請

総務部は、市長（本部長）の指示により、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなると認めるときは、直ちに知事に対し、文書で撤収を要請する。ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。

6 費用負担区分

派遣部隊等の活動に要した費用のうち次の費用については、原則として市が負担する。これ以外の費用の負担区分については、市と自衛隊とで協議して定める。派遣部隊の活動が他市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村と協議して定める。

■費用の負担区分

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 宿泊施設の借上料 ② 宿泊施設の汚物処理費用 ③ 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金（ただし、自衛隊の装備品を稼働させるための通常必要とする燃料を除く。） ④ 災害派遣活動に係る資機材（自衛隊の装備品を除く。）の調達費用 |
|---|

※資料編6-1 自衛隊災害派遣の様式

第2節 情報収集・連絡及び通信の確保

第1 地震情報の収集・連絡

〔方針・目標〕

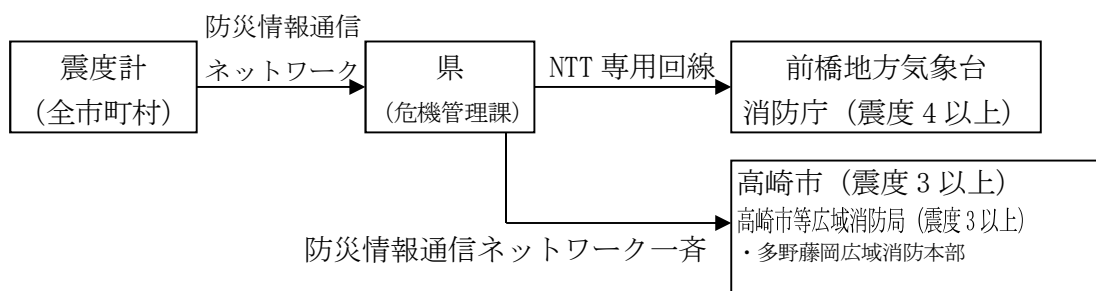
- 県・気象台から伝達される市内の震度情報を確認し、被害の集中する地区を推定することにより、被害が判明する前に初動活動がとれるよう震度情報を的確に把握する。

市担当部	総務部、協力部、救援部、支所部、消防部
関係機関	県、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、前橋地方気象台

1 震度情報の収集及び連絡

(1) 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の把握とその伝達

県は、「震度情報ネットワークシステム」により、県内市町村すべてに設置してある震度計から各地の震度情報を受け、速やかに市に伝達する。



(2) 防災情報提供システム等による地震情報の把握

前橋地方気象台は、取りまとめた地震情報(規模、震源、震度等)を気象庁の「防災情報提供システム(専用線)」、補助伝達手段としての「防災気象情報提供システム(インターネット)」により県その他の機関に伝達する。

高崎市及び高崎市等広域消防局・多野藤岡広域消防本部へは、防災情報伝達システムにて伝達される。

(3) 通常通信途絶時の代替通信手段

県は、NTT回線の途絶により高崎市に震度情報及び地震情報が伝達できない場合は、県防災行政無線で伝達する。

2 震度情報の伝達

総務部は、県及び前橋地方気象台から伝達された震度情報を、FAX、優先電話、衛星携帯電話等により、各支所等に伝達する。

第2 災害情報の収集・連絡

〔方針・目標〕

- 災害対策本部を設置した場合は、本庁舎第31会議室を情報収集の拠点とする。
- 地震発生直後は、登庁・参集職員による途上の情報、庁舎カメラ映像情報、テレビ・ラジオ等の情報、支所情報（優先電話、衛星携帯電話等）を収集する。
- 情報は災害対策本部に集約し、30分以内に第1報を県、国に報告する。

市担当部	総務部、協力部、救援部、支所部、消防部、各部
関係機関	県、前橋地方気象台、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、消防団、女性防火クラブ、自主防災組織

1 災害情報の収集

(1) 災害対策本部における情報の収集

総務部は、次の方法で災害情報を収集する。特に、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市内で安否不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

- ① 登庁・参集職員による途上の見聞情報
- ② 庁舎カメラ映像
- ③ テレビ、ラジオ情報
- ④ 職員巡回による情報
- ⑤ 消防団、女性防火クラブ、自主防災組織等からの情報

(2) 災害対策本部地方部における情報の収集

災害対策本部地方部は、該当地区の災害状況を調査把握し、災害対策本部に伝達する。

(3) 消防部等における情報の収集

消防部等は、119番通報による災害情報を取りまとめるほか、必要に応じ消防職員を現地に派遣して情報の収集に当たる。また、人的被害については医療機関に照会して確認する。

(4) 主な情報収集担当機関

主な情報収集担当機関は次表のとおりである。

なお、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路管理者、ライフライン事業者、その他防災関係機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県の関係課・事務所、国の関係事務所等に連絡するものとする。

また、総務部は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

第3章 地震災害応急対策計画 第2節 情報収集・連絡及び通信の確保

区分	第一次的な情報収集機関	市の担当部署	県の担当部署
人的被害 家屋被害	総務部、高崎警察署、高崎北警察署、消防部、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部	総務部	高崎行政県税事務所 危機管理課
火災	消防部、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部	消防部、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部	高崎行政県税事務所 消防保安課
文教施設	市立…教育部 私立…県学事法制課 県立…県教育委員会	教育部	西部教育事務所 教育委員会
病院	保健医療部 安中保健福祉事務所	保健医療部	安中保健福祉事務所 医務課
社会福祉施設	福祉部	福祉部	健康福祉課
道路・橋梁	高崎河川国道事務所 高崎土木事務所 建設部	建設部	高崎土木事務所 道路管理課
河川	高崎河川国道事務所 高崎土木事務所	建設部	高崎土木事務所 河川課
砂防設備	利根川水系砂防事務所 高崎土木事務所	建設部	高崎土木事務所 砂防課
地滑り 防止施設	利根川水系砂防事務所 群馬森林管理署 高崎土木事務所 西部環境森林事務所 西部農業事務所	建設部 農政部	高崎土木事務所 砂防課 西部環境森林事務所 森林保全課 西部農業事務所 農村整備課
急傾斜地崩壊 防止施設	高崎土木事務所	建設部	高崎土木事務所 砂防課
清掃施設	環境部	環境部	西部環境森林事務所 廃棄物・リサイクル課
鉄道	鉄道事業者	市民部	危機管理課 交通政策課
水道	水道部	水道部	安中保健福祉事務所 食品・生活衛生課
電話	電気通信事業者	総務部	危機管理課
都市ガス	都市ガス事業者	総務部	産業政策課
LPガス	LPガス事業者	総務部	消防保安課
電気	電気事業者	総務部	危機管理課
ブロック塀	建設部	建設部	高崎行政県税事務所 危機管理課
農水産業	農政部	農政部	西部農業事務所 技術支援課 農村整備課 蚕糸園芸課 農業構造政策課
林業	農政部 西部環境森林事務所	農政部	西部環境森林事務所 林業振興課 森林保全課
商業・工業	商工観光部 商工会議所	商工観光部	高崎行政県税事務所 地域企業支援課 産業政策課

2 災害情報の連絡

(1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

総務部は、収集した被害情報を次の要領で県に報告する。

「災害報告要領」(昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知)及び「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに高崎行政県税事務所を經由して県危機管理課に報告する。

この際、高崎行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は、県危機管理課に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

なお、高崎行政県税事務所は、被害の拡大が予想される場合は、職員を市に派遣し市からの連絡に遺漏がないよう配慮する。応援の必要性については、時機を逸することなく連絡する。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡する。

具体的な報告方法は次による。

① 災害概況即報

災害を覚知後、30分以内に「火災・災害等即報要領」第4号様式(その1)により報告する。

② 被害状況即報

災害概況即報の後、「火災・災害等即報要領」第4号様式(その2)により報告する。報告の頻度は次による。

ア 第1報は、被害状況を確認し次第報告

イ 第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告

人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告

ウ 災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告

③ 災害確定報告

応急対策を終了した後、10日以内に「災害報告取扱要領」により報告する。

(2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

各部は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課、関係地域機関又はその他関係機関に連絡する。

3 被害情報の整理

(1) 被害情報の記録

各部は、被害情報を災害対策本部に集約し記録を整理する。また、地理情報システムを活用して災害・被害情報のデータベース化に努める。

(2) 災害関連業務を支援するシステムの活用

総務部は、被災状況の管理や罹災証明書の発行、各種義援金の交付処理等を総合的に管理するため、災害関連業務を支援するシステムを活用することにより業務の円滑化を図る。

4 消防部等における災害情報の連絡

消防部等は、把握した災害情報を市災害対策本部及び県に報告する。

なお、119番通報が殺到したとき又は管内で震度5強以上の地震が発生したときは、「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)の規定に基づき、その状況を直ちに県に報告するとともに、消防庁に直接報告する。

■消防庁への連絡先

平日（9：30～18：30） 応急対策室	NTT回線：電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 消防防災無線：電話 7527 FAX7537 地域衛星通信ネットワーク：電話 048-500-90-49013 FAX 048-500-90-49033
休日・夜間（上記以外） 宿直室	NTT回線：電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553 消防防災無線：電話 7782 FAX7789 地域衛星通信ネットワーク：電話 048-500-90-49102 FAX 048-500-90-49036

※資料編4-1 防災関係機関

※資料編6-2 県報告様式

第3 通信手段の確保

〔方針・目標〕

- 地震発生時は一般電話が途絶する可能性があるため、緊急時は衛星携帯電話、防災行政無線（移動系）、災害時優先電話により本部、支所、現場との連絡手段とする。

市担当部	総務部、協力部、救援部、財務部、支所部
関係機関	県、自衛隊、県警察、前橋地方気象台、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、東京電力パワーグリッド(株)、東日本旅客鉄道(株)、上信電鉄(株)、日本アマチュア無線連盟群馬県支部

1 災害対策本部の通信施設

災害時には、次の通信施設を活用する。

総務部は、災害発生後、災害対策本部室に通信機器を集め機能確認を行う。また、移動系無線機の貸し出し等の管理を行う。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

財務部及び支所部は、停電等の支障が生じている場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。

■通信施設

主な通信手段	主な通信区間
一般加入電話・FAX	災害対策本部～支所、防災関係機関との連絡
災害時優先電話	
地域衛星通信ネットワーク (財)自治体衛星通信機構	災害対策本部～全国自治体・防災関係機関等
県防災行政無線等	災害対策本部～県・近隣市・防災関係機関
市防災行政無線（同報系）	災害対策本部～当該支所管内
市防災行政無線（移動系）	災害対策本部～現場
衛星携帯電話	災害対策本部～支所
電子メール	災害対策本部～市民・職員
MCA無線	災害対策本部～支所・現場

2 災害時優先電話の利用

総務部は、災害時の救援、復旧等に必要な重要通信を確保するためにNTT電話サービスであらかじめ登録された災害時優先電話を利用し、通信手段の確保・運用を行う。

3 他機関が保有する通信施設の利用

(1) 専用通信施設の利用

災害対策基本法に基づいて、電話等の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、他機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信施設等を利用することができる。

根拠	利用設備等	通信内容
第 57 条	警察通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、鉄道通信設備、鉱業通信設備、消防通信設備、自衛隊通信設備、気象官署通信設備、電気事業通信設備	緊急を要する通知、要請、伝達又は警告
	放送事業者の放送	緊急を要する通知、要請、伝達又は警告
第 79 条	(第 57 条に同じ)	応急措置の実施に必要な緊急を要する通信

(2) 非常無線通信の利用

地震、台風、洪水、雪害、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第 52 条の規定に基づいて関東地方非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局で非常通信を行うことができる。

(3) アマチュア無線の利用

日本アマチュア無線連盟群馬県支部に無線通信の発受を依頼する。

(4) 衛星携帯電話の利用

東日本電信電話(株)等の通信事業者が災害対策用として保有する衛星携帯電話の貸出しを依頼する。

第3節 被災者等への的確な情報伝達活動

第1 広報活動

〔方針・目標〕

- 地震発生直後から安心ほっとメール、ラジオ高崎、Twitter、Facebook、広報車や災害緊急連絡網（町内会連絡網）、災害専用電話、災害時電話・FAXサービス等により正確な情報を伝え不安の解消を図る。3日目以降は、市ホームページへの情報の掲示や災害広報の発行などを行う。
- 災害緊急連絡網（町内会連絡網）等の地域における情報伝達体制は、地域の実情により差異があり様々な形態が考えられるため、その実情に応じた体制整備を行う。
- 通信の輻そう等により緊急情報の提供が困難な場合に備え、多様な手段で緊急情報の提供を行うためTwitterやFacebookを活用する。
- 市民が市の提供する緊急情報を必要な時に容易に入手できるように、市は覚えやすい電話番号を確保し、電話により緊急情報を提供する災害専用電話を整備する。
- 避難指示等の避難情報を情報弱者等へ確実に伝達するため、災害時電話・FAXサービスの普及に努め、その活用を図る。
- 外国人への支援として市役所に災害多言語支援センターの設置に努め、通訳ボランティアによる相談等の支援を行う。

市担当部	総務部、支所部
関係機関	(株)ラジオ高崎等

1 広報活動

総務部は、次の方法により市民等に災害広報を行う。

(1) 広報内容

広報内容は、概ね次のとおりである。

■ 広報内容

- | | |
|---|-----------------|
| 1) 災害発生直後（災害発生時から3日目まで） | |
| ① 高齢者等避難、避難指示 | ② 災害の発生状況 |
| ③ 地震、崖崩れ等に関する情報 | ④ 災害対策本部の設置 |
| ⑤ 安否情報 | ⑥ 被害状況の概要 |
| ⑦ 避難所等の情報 | ⑧ 救援活動の状況 |
| ⑨ 二次災害防止に関する情報 | ⑩ 災害応急対策の実施状況 |
| ⑪ 医療機関の活動状況 | ⑫ 水・食料等の物資供給状況 |
| ⑬ ボランティア受け入れ情報 | |
| ⑭ 「災害用伝言ダイヤル（171）」や携帯電話・PHSによる「災害用伝言板」、
「災害用ブロードバンド伝言板（web171）」の利用について周知 | |
| 2) 生活再開時（災害発生4日目から10日目まで） | |
| ① ライフラインの被害状況と復旧見込 | ② 仮設住宅の設置、入居の情報 |
| ③ 生活必需品の供給状況 | ④ 道路・交通情報 |
| ⑤ 医療情報 | ⑥ 教育関連情報 |
| ⑦ 災害ごみの処理方法 | ⑧ 相談窓口の開設状況 |
| ⑨ 被災地からのホームページ等を用いた情報発信（災害規模、被害総額等） | |
| ⑩ 生活必需品を扱う店舗の営業状況 | |

3) 復興期（災害発生10日目以降）

- | | |
|--------------------------------|--------------|
| ① 罹災証明・義援金の受付手続き情報 | ② 各種減免措置等の状況 |
| ③ 各種貸付・融資制度情報 | ④ 復興関連情報 |
| ⑤ 被災地からのホームページ等を用いた情報発信（復興状況等） | |

(2) 広報媒体

広報媒体は、概ね次のとおりである。特に、ホームページへの掲示については、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイトの設置に努める。また、被災者生活支援に関する情報については、紙媒体での情報提供に努める。

■広報媒体

- | | |
|--------------------------------|-----------------|
| ① 災害緊急連絡網（町内会連絡網） | |
| ② 広報車による巡回放送 | ③ 安心ほっとメールによる配信 |
| ④ ラジオ高崎による放送 | ⑤ ホームページへの掲示 |
| ⑥ 災害広報紙の発行 | ⑦ 避難所、公共施設等の掲示板 |
| ⑧ 防災情報放送システム及び防災行政無線（同報系）による放送 | |
| ⑨ 携帯電話事業者が提供する緊急速報メール | |
| ⑩ Twitter、Facebook | ⑪ 災害専用電話 |
| ⑫ Lアラート（災害情報共有システム） | ⑬ 災害時電話・FAXサービス |

2 避難所での広報活動

総務部は、避難所担当と連携して広報を行う。広報に当たっては、避難所自治組織、ボランティア等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

なお、障害者、高齢者、外国人等情報の入手が困難な避難者に十分配慮する。

■避難場所での広報

- | | |
|------------------|-------------|
| ① 災害広報紙の配布 | ② 避難所広報板の設置 |
| ③ 避難所自治組織による口頭伝達 | |

3 災害時における要配慮者への広報

総務部は、要配慮者に対し、広報内容を理解できるよう住民組織による伝達などを要請する。

また、市役所に災害多言語支援センターの設置に努め、通訳ボランティアによる外国人への相談や広報などを実施する。

4 情報の入手が困難な者への配慮

総務部は、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、所在を把握できる広域避難者、帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、情報伝達できるよう配慮する。

5 報道機関への発表

(1) 記者発表

総務部は、市役所に報道センターを設置し、掲示板への情報の掲示や定期的な記者発表を行い、情報及び必要な資料を提供する。

(2) 取材活動への要請

総務部は、取材殺到により市の災害対策活動に支障が生じる場合は、幹事社等による代表取材のみとし、関係者以外の災害対策本部内への立入、取材を原則的に禁止するよう要請する。また、避難者への取材は、個人情報等の配慮をするように要請する。

第2 広聴活動

市担当部	総務部、市民部、支所部
関係機関	

1 市民相談

市民部は、市民からの問い合わせ、各種申請及び生活相談に対応するため、市役所、支所に災害相談窓口を設置する。

相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。

■相談窓口の内容

① 罹災証明（被災家屋調査等）	② 仮設住宅等
③ ペット関係（ペット、死亡獣畜、放浪動物）	④ 仮設トイレ
⑤ 義援金（義援金受入）	⑥ 学校関係
⑦ 公共交通機関情報（バス輸送等）	⑧ 生活資金等
⑨ 苦情受付	⑩ その他相談

2 広聴活動

総務部は、高齢者等の市民が覚えやすい電話番号を確保し、市民からの様々な問合せを一括して対応する24時間対応の災害相談窓口での相談活動を通じて、被災者の要望等の収集を行い、関係各部に伝達する。

3 安否情報の提供

総務部は県（危機管理課）とともに、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第4節 二次災害の防止活動

〔方針・目標〕

- 地震発生後3時間以内に道路パトロールとともに土砂災害等の危険箇所、河川、排水路の状況を点検し、危険がある場合は応急措置等を行う。
- 地震等による建物の二次災害を防止するため、3日目までに被災住宅の危険度判定を開始し、10日までに完了する。また、造成地等の宅地の危険度判定も同様に実施する。
- 危険物による二次災害を防止するため、地震発生12時間までに危険物を扱う事業所の被災状況を把握し、必要な処置をとる。

市担当部	建設部、環境部、支所部、消防部
関係機関	県、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、県警察、高崎土木事務所、高崎河川国道事務所、危険物施設等の管理者、消防団

第1 二次災害の防止

1 二次災害の防止活動

- (1) 建設部は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。
- (2) 前橋地方気象台は、応急活動を支援するため、地震発生状況や被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努めるものとする。

第2 水害・土砂災害対策

1 緊急点検

県及び建設部は、専門技術者等を活用して地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等のおそれのある危険箇所の点検を行う。

2 警戒避難等

上記点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、施設の補強、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等応急工事などの応急対策を行うとともに、必要に応じて避難対策を行う。

※資料編3 災害危険区域関係

第3 建物・宅地対策

1 被災建築物の応急危険度判定

(1) 応急危険度判定実施本部の設置

建設部は、災害対策本部に応急危険度判定実施本部を設置し、調査資機材、ステッカー、調査区域の分担などの準備を行うとともに、県等を通じて被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請して判定を実施する。

(2) 応急危険度判定の実施

判定は、被災状況を調査の上、判定を要する地区を決定し、災害対策本部、避難施設、病院、緊急輸送路等に係る建築物を優先して行う。

判定方法は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に基づき目視点検により行い、判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、建物の入口等分かりやすい場所に判定結果を色紙で表示する。

2 被災宅地の危険度判定

(1) 危険度判定実施本部の設置

建設部は、災害対策本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、判定資機材、ステッカー、調査区域の分担などの準備を行うとともに、県等を通じて被災宅地危険度判定士の派遣を要請して判定を実施する。

(2) 危険度判定の実施

被災した宅地の二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るために斜面造成宅地の危険度判定を行う。「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」による判定、「擁壁・のり面等被害状況調査・危険度判定票作成の手引き」による調査票の作成を行う。判定結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第4 危険物、有害物質等対策

1 緊急点検

危険物を製造し、貯蔵し、又は取扱う施設等の管理者は、火災や爆発による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行う。

また、火災や爆発のおそれが生じた場合は、直ちに応急措置を講じるとともに、当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関、警察機関等に連絡する。

2 二次災害の防止

県、消防、警察署及び環境部は、危険物、有害物質の漏洩及び石綿の飛散等による二次災害を防止するため、必要に応じ、危険物、有害物質等を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設の緊急立入検査、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第5 空家の二次災害対策

1 二次災害対策

建設部は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。ただし、文化財的な価値のある歴史的建造物については慎重な対応が必要なため、教育部と情報を共有するものとする。

第5節 救急・救助、医療及び消火活動

第1 救急・救助活動

〔方針・目標〕

- 被災者の救出、搬送などは、地域住民や自主防災組織による自主的な初動対応を原則とする。
- 救出活動は72時間以内を目標として行う。多数の要救助者、延焼火災の発生が予想される場合は、広域消防応援、緊急消防援助隊の派遣を求め、活動にあたる。

市担当部	消防部、総務部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、県、県警察、自衛隊、消防団、高崎土木建築業協同組合、自主防災組織

1 住民・自主防災組織及び事業所による救急・救助活動

住民は、自らの身の安全の確保及び出火防止の措置を講じた後、家族や近隣住民の被災状況を確認する。また、住民同士や自主防災組織による被災者の救出、応急処置、初期消火等に努める。

救急・救助活動に必要な資機材は、自ら所有する資機材を使用するほか、市や高崎行政県税事務所等の資機材の貸し出しを受ける。

なお、消防、警察等による救急・救助に協力するものとする。

2 消防部等による救急・救助活動

消防部等は、次の要領で救急・救助活動を実施する。

(1) 救急・救助活動の原則

- ア 地震発生後、直ちに救急・救助体制を整えて必要な活動を行う。この際、火災の発生も予想されるので、あらかじめ定めた計画に基づき人員を振り分けて活動する。
- イ 生存者の救出を最優先に人員を投入する。
- ウ 要救助者が多数いる場合は、救命を必要とする者を優先する。
- エ 重機類等資機材を有効に活用する。
- オ 要救助案件が多発し多数の救助隊が活動する場合は、各隊相互間の連絡を密にし、情報を共有するとともに役割分担及び携行資機材を調整するなどして効率的な救助活動を行う。

(2) 活動要領

ア 救助対象の状況把握

消防部等は、次の事項について被災地域の情報を収集し、救助対象の実態の把握に努める。

- ① 医療機関の被害状況及び道路、橋梁等の被害状況並びに火災の延焼拡大に伴う危険度
- ② 建築物の倒壊状況
- ③ 多数の負傷者及び要救助者が発生した地域
- ④ 車両部隊の出動可否と通行可能道路
- ⑤ その他救急、救助活動上必要な事項

イ 救助活動

救助隊を編成し、被害状況及び火災発生状況等を考慮し、緊急度に応じて救助現場に派遣する。

ウ 傷病者の搬送

災害状況及び通行可能道路並びに医療機関等の受入れ可否を総合的に判断し、医療機関等に搬送する。搬送した傷病者及び病床数については、常に把握し、搬送に支障のないように努める。

また、道路等の途絶により救急車等による搬送が困難な場合は、ヘリコプターの出動を県に要請する。

エ 道路障害等により救急車が出動不能時の活動

担架隊を編成し、重傷者を優先して救護所又は安全な場所へ搬送する。要搬送者が多数の場合は、付近住民の協力を求める。

オ 重機類の活用

協定に基づき、土木建築業協同組合等に重機の出動を要請する。

3 応援要請

消防部等は、必要に応じ広域応援協定等に基づき他の消防機関に応援を求め、又は消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関(「緊急消防援助隊」を含む。)の派遣を要請するよう知事(消防保安課)に求める。

また、災害救助犬の派遣団体から救助チームの派遣について申し出があったときは、積極的に受け入れる。

4 サイレントタイムの導入

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合、消防部等は、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請する。

5 関係機関の連携

- (1) 消防機関、警察、自衛隊は、救急・救助活動が円滑かつ効率的に行われるよう、情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動とする。この際、必要に応じ、関係機関で構成する調整会議を設置し、効果的な救急・救助、消火活動等に資する情報(要救助者の発見場所、安否不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等)の共有及び調整を行うものとする。また、要救助者の迅速な把握のため、関係機関と連携し安否不明者について情報収集に努める。県は要救助者の迅速な把握、救助活動の効率化のために氏名等公表や安否情報の収集・精査等を行うが、それらに必要な情報を提供することで、速やかな安否情報の絞り込みを行う。なお、上記に備え、関係機関であらかじめ一連の手続き等について整理し、それぞれが担う役割や手続き等について明確にするよう努める。
- (2) 災害現場で活動する消防・警察・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行うものとする。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。
- (3) 総務部は道の駅等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備

等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行う。

6 資機材の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとし、資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力等により確保するものとする。

7 感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

8 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

また、消防部等は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第2 医療活動

〔方針・目標〕

- 高崎地域及び各支所地域に基幹救護所を地震発生から5時間以内に必要に応じて設置し、傷病者の受け入れ、トリアージ等を行う。重症傷病者は、災害拠点病院等に搬送する。
- 救出現場から救護所までの搬送は、住民、自主防災組織によって行い、救護所から緊急搬送病院までは救急車、ヘリコプターにて行うことを原則とする。

市担当部	保健医療部、福祉部、支所部、消防部
関係機関	県、自衛隊、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、高崎市医師会、群馬郡医師会、藤岡多野医師会新町分区・吉井分区、高崎市歯科医師会、藤岡多野歯科医師会、高崎市薬剤師会、日本赤十字社群馬県支部

1 被災地域内の医療機関による医療活動

被災地域内の医療機関は、次により医療活動を行うものとする。

- (1) 来院した傷病者又は搬送された傷病者に対し治療を施す。
- (2) 病院建物、医療設備等が被害を受けたときは、応急復旧を実施するとともに、必要に応じてライフライン事業者等に対し応急復旧の要請を行い、機能の回復に全力を尽くす。
- (3) 医療機能の低下により傷病者の受入れができなくなった場合、又はより設備の整った医療機関に傷病者を転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講じる。
- (4) 転送先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。
- (5) 傷病者の転送に当たっては、必要に応じ、市又は県に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。
- (6) 医療施設の診療状況等の情報を広域災害救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行う。

2 救護所の設置及び救護班の派遣

(1) 医療体制

保健医療部は、日本赤十字社群馬県支部現地対策本部の設置に協力するとともに、日本赤十字社群馬県支部、消防部等、医師会等と連携して応急医療活動を行う。

(2) 救護所の設置

保健医療部は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、救護所を設置する。救護所の設置予定箇所は各小学校とし、必要に応じて設置する。

(3) 救護班の派遣

保健医療部は、医師会、歯科医師会、薬剤師会に救護班の編成を要請し、救護所に派遣する。また、日本赤十字社群馬県支部又は県に対し、救護班（災害派遣医療チーム（群馬DMAT）等）の派遣を要請する。

(4) 救護所での活動

救護所では、次の医療活動を行う。

■救護所での活動

- | |
|---|
| ① 傷病者の応急手当
② 負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ）
③ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
④ 転送困難な患者に対する医療の実施
⑤ 死亡の確認
⑥ 緊急時の助産 |
|---|

3 救急救命士による救急救命処置

救急救命士の資格を持つ消防職員、看護師等は、傷病者の救護又は搬送に当たり、当該傷病者の症状が著しく悪化するおそれがあり、又は生命が危険な状態にあるときは、医師の診療を受けるまでの間に、気道の確保、心拍の回復等の救急救命処置を施すものとする。

4 医療施設の確保及び搬送

(1) 医療施設の確保

保健医療部は、重症傷病者を市内の救急告示医療機関又は災害拠点病院に受け入れするよう要請する。

(2) 医療施設への搬送

救護所から救急告示医療機関又は災害拠点病院へは救急車で搬送する。交通の状況により救急車で搬送が困難な場合は、ヘリコプターでの搬送を県、自衛隊に要請する。

■救急告示医療機関及び災害拠点病院

救急告示 医療機関 (R4. 10. 31 現在)	井上病院、希望館病院、黒沢病院、高崎総合医療センター、サンピエール病院、第一病院、高崎中央病院、野口病院、日高病院、真木病院、関越中央病院、中央群馬脳神経外科病院、榛名荘病院、高瀬記念病院、榛名荘病院附属高崎診療所はるな脳外科、高崎ハートホスピタル、公立碓氷病院、松井田病院、須藤病院
災害拠点病院	○基幹災害拠点病院：前橋赤十字病院 ○地域災害拠点病院：高崎総合医療センター、群馬県済生会前橋病院、日高病院、渋川医療センター、公立藤岡総合病院、公立富岡総合病院、原町赤十字病院、沼田病院、利根中央病院、伊勢崎市民病院、伊勢崎佐波医師会病院、桐生厚生総合病院、太田記念病院、館林厚生病院、群馬中央病院、群馬大学医学部附属病院

5 災害拠点病院の役割

(1) 災害拠点病院は、医療活動の中心として次の活動を行うものとする。

- ① 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療
- ② 自己完結型の救護チームの派遣
- ③ 地域の医療機関への応急用資機材の貸出し

(2) 災害拠点病院は、他の医療機関との関係において次の活動を行うものとする。

- ① 相互に密接な情報交換
- ② 必要に応じた他の医療機関等への協力要請
- ③ 傷病者の振り分け
- ④ 救護チーム派遣の共同実施

6 群馬DMATの活動

(1) 群馬DMATは、災害急性期における救命治療を目的として、次の活動を行うものとする。

- ① 災害現場における医療情報の収集及び伝達
- ② 災害現場におけるトリアージ並びに応急治療及び搬送等
- ③ 広域搬送基地医療施設等での医療支援
- ④ 他の医療従事者に対する医療支援
- ⑤ その他災害現場における救命活動に必要な措置

7 被災地域外での医療活動

(1) 保健医療部又は医療機関は、被災地域内の医療機関の施設が地震による被害のため、十分な機能を確保できないと認められる場合、又は多数の負傷者が生じ被災地域内での医療機関で対応できない場合は、被災地域外の医療機関に対し後方医療活動の要請をするよう、県に求める。

(2) 県は、後方支援医療機関の確保を行い、確保された医療機関に関する情報を連絡する。

(3) 後方支援医療機関への傷病者の搬送については、ヘリコプターを活用するとともに、車両で搬送する場合は、県及び県警察は、緊急通行車両として特段の配慮を行うものとする。

8 被災者のこころのケア対策

(1) 保健医療部は、県（障害政策課）、関係機関、関係団体等と連携し、災害による被災者のストレスケア等を迅速かつ的確に提供するため以下の活動を行う。

- ① こころの健康危機に関する被災情報の収集と提供
- ② こころのケア対策現地拠点の設置
- ③ 精神科医療の確保
- ④ 災害時のこころのケアの専門職からなる「こころのケアチーム」の派遣と災害派遣精神医療チーム（DPAT）の受入れ
- ⑤ こころのホットラインの設置と対応
- ⑥ その他災害時のこころのケア活動に必要な措置

(2) 被災地域内の医療機関は、状況に応じ、災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣するよう努めるものとする。

(3) 保健医療部は、必要に応じて県を通じ、国（厚生労働省）及び被災地域外の都道府県に対して、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の編成及び協力を要請する。

9 医薬品及び医療資器材の確保

(1) 医薬品・医療資器材の確保

救護所では、医師等が持参する医薬品を使用する。不足する場合、薬剤師会等に要請する。

市で調達が困難なときは、県（薬務課）に要請する。

(2) 血液製剤等の確保

輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、群馬県赤十字血液センターに要請する。

また、必要に応じて市民へ献血の呼びかけを行う。

11 慢性疾患患者等への対応

保健医療部及び福祉部は、人工透析患者等の慢性疾患患者への医療を確保するため、人工透析患者等の把握、対応可能な医療機関の把握、患者の搬送、情報の周知等を行う。

第3 消火活動

〔方針・目標〕

- 通報、ヘリコプター、避難場所からの情報等により、可能な限り早く火災情報を収集し、消火隊を編成して消火にあたる。
- 火災情報により市の消防力では対応することが困難な場合は、広域消防応援、緊急消防援助隊の派遣を求め活動にあたる。

市担当部	消防部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、県警察、市民、自主防災組織、事業所、消防団

1 住民・自主防災組織及び事業所による消火活動

(1) 住民及び自主防災組織による消火活動

住民及び自主防災組織は、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防活動に協力するものとする。

(2) 企業による消火活動

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努めるものとする。

なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力するものとする。

2 消防部等による消火活動

(1) 地震火災への原則

ア 避難場所及び避難路確保優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

ウ 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

エ 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とする。

オ 重要な消防対象物優先の原則

重要な消防対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要な消防対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

(2) 活動要領

ア 火災状況の把握

消防部等は、119番・110番通報、避難場所からの情報、市役所・支所からの情報、ヘリコプターからの情報等を総合して火災発生状況を把握し、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。

イ 応援要請

消防局長は、自己の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに消防相互応援協定等に基づき広域応援を求めるものとする。

また、消防組織法第 44 条の規定に基づき、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の派遣を要請するよう、直ちに知事(消防保安課)に要求するものとする。

ウ 消防部等の具体的な消防活動については、別に定める活動要領による。

3 通電火災等の予防

消防部等は、鎮火後の再燃及び電力回復時の通電火災の防止を図るため、住民への注意喚起の広報を実施する。

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1 交通の確保

〔方針・目標〕

- 地震発生後3時間以内に所管道路のパトロールを開始し、24時間以内には、県・国管理の道路を含めて市内の道路・橋梁が通行可能かどうか把握する。
- 48時間以内に緊急輸送道路の開放及び孤立集落の解消をめざして、障害物の除去及び応急復旧工事を行う。
- ヘリコプターによる輸送に対応するため、地震発生から3時間以内に候補地を点検し、使用可能な状態に整備する。

市担当部	建設部、支所部、総務部、協力部、救援部、都市整備部、市民部、商工観光部
関係機関	高崎河川国道事務所、高崎土木事務所、県警察、東日本旅客鉄道(株)、上信電鉄(株)、(株)群馬バス、関越交通(株)、群馬中央バス(株)、事業者

1 交通状況の把握

道路管理者は、通行可能な道路を迅速に把握して、県及び県警察に連絡する。

2 交通規制等の実施

(1) 警察の交通規制

県警察は、緊急輸送を確保するため必要な場合は、県（道路企画管理課・危機管理課）及び市町村と協議の上（協議するいとまがないときは協議を省き）、あらかじめ指定された緊急輸送道路を参考に、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、通行禁止区域等を決定し、交通規制を実施する。

この場合、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、隣接県警察の協力を求め、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

県警察は、交通規制を実施したときは、直ちに県（道路企画管理課・危機管理課）、市町村その他の関係機関に連絡するとともに、テレビ、ラジオ、看板、交通情報板等により住民等に周知徹底を図る。

(2) 市の交通規制

建設部は、市管理道路について、道路法第46条に基づき、道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。その場合は、県警察及び道路管理者等と相互に密接に連絡をとるものとする。

3 災害対策基本法に基づく車両の移動

(1) 警察による措置

ア 警察官（警察官がその場にはいないときは消防吏員又は自衛官）は、緊急輸送道路における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要があるときは、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき、道路上の車両その他の物件を道路外の場所に移動させる措置を

とるよう、当該物件の占有者、所有者又は管理者に命じるものとする。

イ 上記アの命令を受けた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないときは、警察官（警察官がその場にいないときは消防吏員又は自衛官）は、自ら当該措置をとるものとする。

ウ 県公安委員会（警察本部・警察署）は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、災害対策基本法第76条の4の規定に基づき、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(2) 道路管理者による措置

被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防、救助活動等の災害応急対策に支障が生じるおそれがある場合において、建設部は、災害対策基本法に基づき、災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、通行の妨害となる放置車両対策を実施し、交通の確保を図る。

ア 災害時における車両の移動等

緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、建設部は、区間を指定して車両の移動等を実施する。

(ア) 緊急通行車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令できる。（災害対策基本法第76条の6第1項）

(イ) 運転者の不在時等は、建設部の措置により車両を移動できる。その際、やむを得ない限度での車両その他の物件を破損することができる。（災害対策基本法第76条の6第3項）【例】ホイールローダー等による車両移動

イ 土地の一時使用等

上記アの措置のため、やむを得ない必要がある時、建設部は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。（災害対策基本法第76条の6第4項）

【例】沿道での車両保管場所確保等

ウ 損失補償

建設部は、上記アの（イ）又はイの処分により、通常生ずべき損失を補償しなければならない。（災害対策基本法第82条第1項）

エ 国土交通大臣及び知事による指示

国土交通大臣は、県（道路管理課）、市（建設部）に対し、知事は市（建設部）に対し、上記ア、イの措置について指示をすることができる。（災害対策基本法第76条の7）

4 道路啓開等

道路管理者は、所管の道路、橋梁について被害状況を把握し、緊急輸送道路を最優先に、道路啓開等を行い、道路交通の確保を図る。

建設部は、市管理道路について、消防部等、警察署及び自衛隊と連携して危険な道路の通行の禁止又は制限等の措置などを講じるとともに、被災道路、橋梁に対する応急措置を行う。

(1) 被災状況の把握

地震が発生したときは、道路パトロール区分図に基づき所管内の道路パトロールを行い、道路・橋梁及び占用物件の被災状況を把握する。

(2) 道路上の障害物の除去

路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障がある場合には、建設業者等に出動

を依頼して道路啓開を実施し、迅速に通行可能にする。

また、危険箇所には道路標識や警戒要員の配置等を行う。なお、道路上の障害物の除去は、緊急輸送等に必要な路線を優先して行う。

(3) 放置車両等の対応

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、前記「3 災害対策基本法に基づく車両の移動」による措置を行う。

(4) 道路・橋梁の復旧対策

緊急巡回、緊急点検によって得られた情報を整理検討のうえ、道路管理者及び占有者と協議し、応急復旧の方針を決定し、応急復旧を行う。

(5) 道路啓開等の代行制度

迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを確保するため、県道及び市町村道において、知事又は市町村長に代わって国が道路啓開を行うことが適当と考えられるときは、国（国土交通省）が知事又は市町村長に代わって道路啓開等を代行できる制度により、国（国土交通省）へ要請を行う。（道路法第13条3項）

5 ヘリポートの確保

総務部は、航空輸送の必要がある場合は、開設予定場所の状況を把握して、臨時ヘリポートの開設場所を決定し、その周知徹底を図る。また、被災により使用不能な場合は、直ちに応急復旧を行う。

■臨時ヘリポート開設予定場所

① 倉賀野緑地	② 高崎ヘリポート	③ 下豊岡運動広場	ほか適地
---------	-----------	-----------	------

6 鉄道交通の確保

東日本旅客鉄道株式会社及び上信電鉄株式会社は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、市民部、県（危機管理課（災害対策本部が設置された場合は交通政策課））に連絡するとともに応急復旧を行う。

7 バス交通の確保

市民部は、バス事業者を通じて運行中の車両の状況を把握する。また、収集した災害・交通関係の情報をバス事業者に伝達し、運行の継続、再開を図る。

8 輸送拠点の確保

総務部は、緊急輸送道路ネットワークを参考に、被害状況、道路等の損壊状況を考慮した上で、市物資輸送拠点を開設し、輸送体制を確保するとともに、関係機関、住民等にその周知徹底を図る。

また、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効率的な収集配送が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、必要に応じて民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

■市物資輸送拠点開設予定場所

浜川運動公園、高崎市総合卸売市場	ほか
------------------	----

※資料編4-7 臨時ヘリポート適地

※資料編4-8 輸送拠点一覧

第2 緊急輸送

〔方針・目標〕

- 発災直後の傷病者の搬送、緊急物資の輸送は、ヘリコプターを中心とした輸送によるものとし、道路の復旧とともにトラック等による輸送を輸送業者に要請する。また、被災者の輸送が必要な場合は、バス会社に運行を要請する。
- 地震発生後3時間以内に、市役所駐車場の確保、緊急通行車両届出・申請、給油所の確認を行い、車両輸送に備える。

市担当部	財務部、総務部、協力部、救援部、市民部、支所部
関係機関	県、県警察、事業者、消防団

1 緊急輸送の原則

(1) 輸送に当たっての配慮事項

輸送に当たっては、次の事項に配慮する。

- ① 人命の安全
- ② 被害の拡大防止
- ③ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送の優先順位

① 第1段階

- 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- 政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

② 第2段階

- ①の続行
- 食料、水等生命の維持に必要な物資
- 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
- 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

③ 第3段階

- ①、②の続行
- 災害復旧に必要な人員及び物資
- 生活必需品

2 輸送手段の確保

(1) 輸送車両の確保

ア 市有車両の確保・配車

財務部は、市有車両その他の車両を管理し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。

イ 車両の確保

財務部は、市有車両では不足が生じる場合は、応援協定に基づき民間事業者から車両を確保するほか、(一社)群馬県トラック協会高崎支部又はその他の民間事業者から車両の確保を要請する。

ウ 燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時に備えた燃料の調達体制の整備に努める。

(2) バス輸送の確保

財務部は、被災者の避難、入浴施設・商業施設への送迎等の交通手段としてバスが必要となった場合は、バス事業者に運行を要請する。

(3) 鉄道輸送の確保

市民部又は総務部は、自動車による輸送が困難な場合又は鉄道による輸送が効率的な場合は、鉄道による輸送を鉄道事業者に要請する。

(4) ヘリコプターの確保

総務部は、陸上輸送が困難な場合又はヘリコプターによる輸送が効率的な場合は、県を通じて、ヘリコプターを確保する。

3 緊急通行車両の確認

(1) 趣旨

知事(危機管理課・高崎行政県税事務所)又は県公安委員会(警察本部・警察署)は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令第33条の規定に基づき、緊急通行車両の確認を行う。

(2) 緊急通行車両の区分

緊急通行車両の確認に当たっては、災害応急対策の緊急度及び重要度に応じ、次のとおり対象車両を区分する。

① 第1順位の対象車両

- ・ 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ・ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ・ 被害情報収集のための政府、地方公共団体の人員
- ・ 医療機関に搬送する重傷者
- ・ 交通規制に必要な人員及び物資

これらを輸送する車両については、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

- ・ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
 - ・ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧等に必要な人員及び物資
- これらを輸送する車両については、上記の車両の活動に支障がないと認められるときは、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

② 第2順位の対象車両

- ・ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ・ 軽傷者及び被災者の被災地域外への輸送
- ・ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらを輸送する車両については、第1順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

③ 第3順位の対象車両

- ・ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ・ 生活必需品

これらを輸送する車両については、第1順位、第2順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

(3) 確認手続き

総務部又は財務部は、災害対策に使用する車両について、緊急通行車両確認申請書を県又は公安委員会に提出する。県又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、緊急通行車両確認証明書及び標章を交付する。

交付された標章は、運転者席の反対側（助手席）の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。

※資料編4－6 緊急通行車両確認申請書、証明書及び標章

第7節 避難受入活動

第1 避難誘導

〔方針・目標〕

- 地震発生後の避難誘導は、地域の自主防災組織、町内会が中心となって誘導する。特に、避難行動要支援者の支援を優先的に行う。
- 地震による延焼火災、危険物の漏出、土砂災害の発生等、二次災害の危険がある場合は、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令、警戒区域の設定を行い、住民の安全を確保する。
- 災害が実際に発生していることを把握した場合には、可能な範囲で緊急安全確保を発令し、住民が命を守るための最善の行動をとるように促す。

市担当部	総務部、協力部、救援部、支所部、保健医療部、福祉部、学校教育担当部、消防部、公共施設所管部
関係機関	県警察、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、自衛隊、消防団、東日本旅客鉄道(株)、上信電鉄(株)、(株)群馬バス、関越交通(株)、群馬中央バス(株)、町内会、自主防災組織、事業所

1 避難の方法

(1) 避難のための立退き（災害対策基本法第60条第1項）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長（本部長）は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

(2) 緊急安全確保措置（災害対策基本法第60条第3項）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長（本部長）は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

2 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等

(1) 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の実施

ア 市長（本部長）の指示を受けた総務部又は法令により権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令する。

イ 総務部は、住民に対する高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯に

おける準備情報の提供に努める。

ウ 総務部は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を代替庁舎において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

エ 総務部は、避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所への避難を基本とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

オ 避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、「緊急安全確保」を指示する。

カ 市長（総務部）のほか法令に基づき高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令する権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令するよう努める。

キ 待機・準備の呼び掛け、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は次表を基本とする。

■高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等の要件

	発令者	措置	発令する場合
待機・準備の呼び掛け	市長	対象地域の住民等は、不要不急な外出を避け、安全な場所に待機 家族等と連絡を取ったり、持出品を整理する等の準備	災害の危険性が高まっている地域の居住者等に対し、待機と準備を促す呼び掛け。
高齢者等避難	市長 (災害対策基本法第56条)	要配慮者の避難開始 一般住民の避難準備	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
避難指示	知事及びその命を受けた職員、水防管理者(水防法第29条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員(地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市長又は知事(災害対策基本法第60条)	立退きの指示 立退き先の指示	※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令
	警察官 (災害対策基本法第61条)	立退きの指示 立退き先の指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態で、特に急を要するとき。

	自衛官(自衛隊法第94条)	避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態で、特に急を要し、警察官がその場にはいないとき。
緊急安全確保	市長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立退きの指示 立退き先の指示 屋内安全確保の指示	※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令

(2) 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の伝達

総務部は、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を伝達する場合、防災情報放送システム・防災行政無線（同報系）、広報車、安心ほっとメール、緊急速報メール、テレビ・ラジオ放送、Twitter、Facebook、災害時電話・FAXサービス等の手段を用いる。

なお、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令する際に明示する事項は、次のとおりとする。

■避難時に明示する事項

① 避難対象地域	② 避難を必要とする理由
③ 避難先	④ 避難経路
⑤ 避難時の注意事項（災害危険箇所の存在等）	

(3) 関係機関への連絡

総務部は、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令したときは、その内容を速やかに県（高崎行政県税事務所を経由して危機管理課）、警察署、消防等に連絡する。

(4) 解除

総務部は、市長（本部長）の指示を受け、災害による危険がなくなったと判断されるときには、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を県、関係機関に報告する。

3 避難誘導

(1) 避難誘導

住民の避難誘導は、地域の実情により差異があり、高齢者等の様々な避難誘導の形態が考えられるため、災害緊急連絡網（町内会連絡網）を定めるなど、自主防災組織、町内会等が災害の規模、状況に応じて、避難誘導體制の確立に努め、あらかじめ地域ごとに定められた避難場所まで避難誘導を行う。なお、避難は原則として徒歩とする。また、避難誘導は、負傷者、避難行動要支援者を優先して行う。

なお、施設等の避難誘導は、施設管理者等が避難誘導體制を整備し、あらかじめ定めた避難場所へ避難誘導を行う。

■避難誘導者

避難対象	避難誘導担当者
在宅者	町内会・自主防災組織等、消防団
公共施設の利用者	公共施設の管理者及び勤務職員
交通機関の利用者	管理者及び乗務員
事業所等の従業員・利用者	施設の防火管理者及び管理責任者等

(2) 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者の避難は、地域の実情により差異があり、高齢者等の様々な避難誘導の形態が考えられるため、災害緊急連絡網（町内会連絡網）を定めるなど、地域の自主防災組織等が支援する。

(3) 自力及び家族等の支援による避難が困難な避難者は、市が準備した車両等で避難させる。

(4) 携行品の制限

携行品は、円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものとする。

4 警戒区域の設定

(1) 市長による警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、総務部は、市長の指示を受け、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 警察官による代行措置

(1)の場合において、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第63条第2項の規定に基づき当該職権を行う。

(3) 自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、(1)の場合において、市長その他市長の職権を行う者が現場にいないときは、災害対策基本法第63条第3項の規定に基づき当該職権を行う。

(4) 関係機関への連絡

総務部は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県（高崎行政県税事務所を經由して危機管理課、又は直接危機管理課）、警察署、消防等に連絡するものとする。

第2 避難所の開設・運営

〔方針・目標〕

- 地震発生後、速やかに点検を行い、施設管理者、避難所開設担当職員、自主防災組織等の地域住民が避難所を開設する。
- 避難所の運営は、自主防災組織等が運営組織を立ち上げ、自主運営を行うことを原則とする。市職員や施設管理者はその支援を行う。
- 避難所運営では、要配慮者の専用スペースの設置、介護ボランティア等の支援を行う。また、公共施設等に福祉避難所を開設するなど、要配慮者の生活に配慮した対策を行う。
- 特に、避難については、「命を守る避難」、「短期の避難生活」、「長期の避難生活」の3つの段階に分けて検討することが重要である。

市担当部	市民部、教育部、学校教育担当部、支所部、保健医療部、福祉部、総務部、協力部、救援部
関係機関	町内会、自主防災組織

1 指定緊急避難場所の開設

市民部は、災害時には、必要に応じ、指定緊急避難場所を開設する。この場合、総務部は住民等に対し周知徹底を図るものとする。

2 指定避難所の開設

(1) 指定避難所の開設

ア 震度5弱以上の地震が発生した場合、避難所開設担当職員は、あらかじめ定められた指定避難所に参集し、自主防災組織等の地域住民と協力し指定避難所を開設する。また、施設の管理者、その他の指定避難所近隣職員等は、開設に協力する。

なお、避難所開設担当職員は、本部班（防災安全課）があらかじめ指定する。

イ 総務部は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。また、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

(2) 避難施設の確認

避難所開設担当職員は、施設の管理者、自主防災組織等の地域住民等と協力し、指定避難所施設の状況を確認する。指定避難所が施設損壊により危険な場合には、地域住民の協力を得て、立ち入り禁止の表示をし、必要に応じて、他の指定避難所への誘導を行う。

(3) 本部への連絡

避難所開設担当職員は、指定避難所や避難者の状況を電話等により市民部へ連絡する。市民部は、避難情報を取りまとめ、本部へ報告する。

(4) 関係機関への連絡

指定避難所を開設したときは、関係機関等による支援が円滑に行われるよう、開設の状況等を総合防災情報システム等により速やかに県（高崎行政県税事務所を經由して危機管理課、又は直接危機管理課）、高崎警察署、高崎北警察署、消防部等の関係機関へ連絡するものとし、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。

(5) 混雑状況の周知

総務部は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

3 避難所の運営

市民部は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市民部は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

なお、避難者は、指定避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努めるものとする。

(1) 避難所運営組織

避難所の運営は、原則として町内会や自主防災組織を中心とした避難者の自主運営にて行う。自主防災組織等は、組織のリーダーからなる避難所自治組織をつくり、自主的な運営を行う。

避難所担当職員は、避難所自治組織の早期立ち上げの支援やボランティア等との調整を行う。

(2) 避難者等の把握

避難所担当職員は、避難所自治組織の協力を得て、避難者カード、避難者名簿を作成する。特に、避難してきた要配慮者の情報の把握に努める。

また、自主防災組織等と協力し、指定避難所以外の場所に避難している在宅被災者等避難者の把握も行う。

(3) 避難者等への情報の提供

避難所担当職員は、住民の安否や応急対策の実施状況等、避難者が欲する情報を適宜提供するよう努める。

(4) ボランティアへの協力要請

避難所では、食料、生活必需品の供給、炊き出し等にボランティアの協力を得る。避難所担当職員は、必要に応じてボランティアの派遣を要請する。

(5) 避難所事務所の開設

避難所担当職員は、避難所内に避難所事務所を開設し、運営の拠点とする。

(6) 避難所運営記録の作成

避難所担当職員は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、1日に1度、市民部へ報告する。また、病人発生等、特別な事情のあるときは、その都度必要に応じて報告する。

市民部は、避難所に関する情報をとりまとめる。また、本部班（防災安全課）は定期的に避難者受入状況を県（高崎行政事県税務所を經由して危機管理課、又は直接危機管理課）に報告する。

4 避難所設備の整備

(1) スペースの配置

避難所担当職員は、施設管理者等と協力して避難所の各スペースを配置する。

■スペース例

① 生活スペース	② 休憩スペース	③ 更衣スペース
④ 洗面・洗濯スペース	⑤ 救護所スペース	⑥ 物資保管スペース
⑦ 配膳・配給スペース	⑧ 駐車スペース	⑨ 通信スペース

(2) 設備・備品の設置

避難生活に必要な設備・備品を設置する。不足の設備、備品は商工観光部が確保する。

■避難所の設備例

① 暖房器具	② 冷房器具	③ 扇風機	④ 仮設トイレ
⑤ 特設公衆電話設備	⑥ 給湯設備	⑦ 掲示板	⑧ 間仕切り
⑨ 食器、調理器具	⑩ 清掃用具		

5 生活の支援

(1) 飲料水・食料・物資の供給

避難所担当職員は、飲料水・食料・物資について市民部を通じ本部班（防災安全課）に要請する。避難者への配布は、避難所自治組織が実施する。

(2) 衛生管理

避難所担当職員は、避難所自治組織、巡回健康相談に従事する保健師、ボランティア等と協力して、避難所の衛生対策を行い居住環境の保持や避難者の健康管理に努める。

(3) 入浴支援

保健医療部は、自衛隊の入浴支援及びホテル、公衆浴場等の入浴施設等確保により被災者に対し入浴サービスを提供する。

6 良好な生活環境の確保

市民部は、次により、指定避難所における良好な生活環境の確保に努める。

- (1) 受入れする避難者の人数は当該指定避難所の受入能力に見合った人数とし、避難者数が受入能力を超える場合は、近隣の指定避難所と調整し適切な受入人数の確保に努める。
- (2) 災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、被災地域外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的な福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- (3) 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ指定避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。
- (4) 感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (5) 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。
- (6) 指定避難所自治組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。
- (7) 指定避難所における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、水、食料その他生活必需品の配給については、平等かつ効率的な配給に努める。

- (8) 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察署や自主防災組織等の協力を得て防犯活動を実施する。
- (9) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- (10) 指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる必要がある。

7 要配慮者への配慮

市民部は、指定避難所に要配慮者の専用スペースを設けることや、要配慮者の特性に応じた応急物資を提供するなどの特段の配慮を行い、健康相談、医療機関への移送や福祉施設への入所、手話通訳、ホームヘルパー、介護ボランティアの派遣等の必要な措置をとる。また、総務部は、外国人の避難者に対し通訳の確保などの支援を行う。

8 新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応

総務部は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、総務部及び保健医療部は連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健医療部は、総務部に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

9 男女のニーズの違い等への配慮

市民部は、指定避難所等の運営においては、次により、男女のニーズの違い、女性や子供等に対する性暴力・DVの防止等に配慮した運営管理を行うよう努める。

- (1) 指定避難所運営担当職員や保健師等に女性を配置する。
- (2) 指定避難所運営体制への女性の参画を進める。
- (3) 指定避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。
- (4) プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。
- (5) 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。
- (6) 安全を確保するために男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。
- (7) 女性用と男性用のトイレを可能な限り、離れた場所に設置する。
- (8) トイレ・更衣室・授乳室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、照明を増設する。
- (9) 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。
- (10) 警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

10 在宅避難者への配慮

在宅避難者等がその生活に困難をきたしている場合は、避難者用の応急物資を在宅避難者等へも配給するなど配慮する。

また、指定避難所での情報提供に当たっては、在宅避難者等の指定避難所以外への避難者への情報提供についても配慮に努める。

在宅避難者等の要配慮者についての状況把握に配慮し、福祉避難所への移動等必要な支援を実施する。

11 避難所の早期解消

市民部は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、建設部による応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等の利用可能な既存住宅の状況を確認し、避難所の早期解消に努める。

※資料編 4－2 避難所

※資料編 6－3 避難者名簿

第3 応急仮設住宅等の供給

〔方針・目標〕

- 被災者の生活安定を図るため、災害救助法に基づき地震発生から20日以内に仮設住宅の建設に着手し、住家を失った被災者に供給する。
- また、仮設住宅だけでなく、地震発生から3日後には、公営住宅の空室情報を提供するなどの支援を行う。

市担当部	建設部、総務部、協力部、救援部、支所部
関係機関	県

1 応急仮設住宅の提供

災害救助法が適用された場合は、県が応急仮設住宅を建設する。権限を委任された場合は建設部が行う。

(1) 需要の把握

建設部は、災害後に被害調査の結果から仮設住宅の必要な概数を把握する。また、災害相談窓口又は避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受け付ける。

応急仮設住宅の対象者は、罹災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。なお、これ以外の者への適用については、県との協議により決定する。

■ 応急仮設住宅の対象者

次のいずれかの条件に該当する被災者

- ① 住宅が全焼、全壊又は流失した被災者
- ② 居住する住家がない被災者
- ③ 自らの資力をもってして、住宅を確保できない被災者
 - ・生活保護法の被保護者及び要保護者
 - ・特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等
 - ・上記に準ずる被災者

(2) 建設用地の確保

建設部は、仮設住宅の建設地としてライフライン、交通、教育等の利便性を考慮して、公有地を優先して選定する。

(3) 仮設住宅の建設

建設部は、県の定める応急仮設住宅設置要領等に基づいて、市の有資格業者名簿（工事）や協定締結団体等と緊急に請負契約し建設する。

なお、気象条件や要配慮者に配慮して、冷暖房設備の設置、段差の排除等に配慮するなど、要配慮者の居住に適した構造の住宅の建設に努める。

(4) 民間賃貸住宅の活用

建設部は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

(5) 入居者の選定

建設部は、入居者の選定に当たり、福祉担当者、民生委員等による選考委員会を設置して決定する。選定に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。また、要配慮者の優先的入居に配慮する。

(6) その他の措置

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置する。また、要配慮者への措置として、社会福祉施設等を福祉仮設住宅として利用することができる。

(7) 維持管理

建設部は、市営住宅に準じて応急仮設住宅の維持管理を行う。

2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達

建設部は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、県や国、関係団体等に調達を要請するものとする。

3 応急仮設住宅の運営管理

(1) 建設部は、応急仮設住宅の適切な運営管理に努めるものとする。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

(2) 建設部は、学校の敷地にある応急仮設住宅の運営に当たっては、入居者と学校関係者の交流と相互理解を促進し、精神的な負担の軽減に努める。

4 公営住宅のあっせん

建設部は、住宅を失った被災者に対して、公営住宅の空室状況を調査し、被災者に情報を提供する。

※資料編2 協定一覧

第4 広域一時滞在

〔方針・目標〕

- 広域かつ大規模な災害が発生し、被災地域外への広域的な避難、受入れが必要と判断される場合には、協定締結自治体や県に対し、速やかに広域的避難を要請する。

市担当部	総務部、協力部、救援部、支所部
関係機関	県

1 県内の他の市町村及び相互応援協定締結自治体への広域一時滞在等

- (1) 総務部は、災害の規模、被災者の避難・受入状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他市町村や相互応援協定締結自治体への広域的な一時滞在及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合においては、当該市町村と直接協議する。
- (2) 総務部は、(1)により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県（危機管理課）に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく報告する。
- (3) (1)の協議を受けた市町村（以下本項目において「協議先市町村」という。）は、被災した住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災した住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村は、被災した住民に対し公共施設その他の施設（以下「公共施設等」という。）を提供するものとする。
- (4) (1)の協議を受けた協議先市町村は、当該市町村区域において被災した住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容について当該公共施設等を管理する者等に通知するとともに、本市に対し、通知するものとする。
- (5) 総務部は、(4)の通知を受けた場合、速やかにその内容を公示し、県（危機管理課）に報告するものとする。
- (6) 総務部は、協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行う。
- (7) 総務部は、必要に応じて県（危機管理課）に対し、住民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を要請する。

2 他の都道府県の市町村への広域的な避難等

- (1) 総務部は、災害の規模、被災者の避難・受入状況、避難の長期化等に鑑み、他の都道府県の市町村への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、県（危機管理課）に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。
- (2) 市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、県は、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を代わって行うものとする。
- (3) 県（危機管理課）は、協議先都道府県からの通知を受けたときは、速やかにその内容を総務部に通知する。
- (4) 総務部は、上記(4)の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示する。

- (5) 総務部は、県外の協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行う。
- (6) 総務部は、必要に応じて県（危機管理課）に対し、住民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を要請する。

3 他の都道府県の市町村への広域的な避難等

総務部は、必要に応じて県に対し、地方公共団体及び当該事項協力団体等における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難についての助言を求めるものとする。

第5 高崎市以外の被災した他地域からの避難者の受入れ

〔方針・目標〕

- 高崎市以外の地域で広域的、大規模な災害が発生した場合には、被災した高崎市以外の地域からの避難者（以下「広域避難者」という。）の受入れに迅速に対応できるよう受入体制を整備する。
- 市役所本庁舎や各支所、公民館、体育館等の市有施設のスペースを可能な限り開放し、体制の整備に努める。
- 被災自治体から災害救助法等に基づく応援要請があった場合は、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入れを実施する。

市担当部	総務部、市民部、建設部、財務部、商工観光部、教育部、学校教育担当部
関係機関	県

1 被災自治体からの情報収集及び連絡体制の整備

総務部は、広域避難者が多数想定される場合、県又は被災自治体と連携を取り、避難者数や避難者住所等の情報について積極的な情報収集に努める。

2 被災自治体からの応援要請内容の確認

総務部は、原則として県を通じ、被災自治体からの災害救助法等に基づく応援要請通知を受け、市の応援すべき救助内容について確認し、要請内容に基づき、応援実施体制の整備を行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で被災自治体に応援要請内容を確認し、後日文書による要請通知の送達を受けるものとする。

3 受入れ可能な避難施設情報の把握

- (1) 総務部は、市が保有する施設について受入れ可能な施設の情報を各施設管理者から収集する。なお、施設の所在地、受入れ可能な人員数等の施設に関する詳細情報についても収集する。
- (2) 総務部は、市有施設管理者から収集した情報をもとに、市内で受入れ可能な施設の一覧表を作成するなどして、情報の一元把握を図る。
- (3) 総務部は、市有施設管理者から収集した情報をもとに、受入れ可能な施設を選定し、県に報告する。なお、選定に当たっては、安全な避難を確保できる施設を選定する。
- (4) 建設部及び総務部は、必要に応じて、公営及び民間の賃貸住宅、宿泊施設の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、広域避難者に対し入居のあっせんを検討するものとする。

また、市営住宅の空室等での受入れも検討する。

4 広域避難者受入総合窓口の設置

- (1) 総務部は、県、他市町村との連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等市内の広域避難に係る総合調整を実施するため、高崎市広域避難者受入総合窓口を設置する。また、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに窓口の連絡先等を県へ報告する。

- (2) 総務部は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図る。
- (3) 総務部は、広域避難者受入総合窓口において、電話相談窓口を設置するなどし、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図る。

5 避難所開設

市民部は、被災自治体からの広域避難者に関する情報等をもとに、開設する避難所を選定し、避難所運営担当職員を避難所施設へ派遣し、開設する。選定に当たっては、広域避難者の避難行動を考慮し、広域避難者にとって負担の少ない立地条件の施設を選定するなど、広域避難者の立場に配慮した選定を行う。

また、総務部は開設した避難所について、県へ報告し、必要に応じて直接被災自治体へ情報を提供する。

6 広域避難者の受入れ

- (1) 総務部は、県及び被災自治体と調整し、受入れた広域避難者について実施する救助の方針を決定する。
- (2) 総務部は、県又は被災自治体からの通知に基づく情報を市民部へ提供し、市民部はその情報を元に避難所を開設し、広域避難者受入れを実施する。
- (3) 被災市町村は、群馬県と被災県との調整結果に基づき、広域避難者に対し、避難先施設を伝達する。広域避難者は、伝達された避難所へ向かう。

なお、群馬県と被災県が調整を実施するいとまがない場合は、広域避難者は、高崎市広域避難者受入総合窓口へ連絡し、群馬県及び県内市町村が調整した結果に基づき、各市町村等の運営する避難所へ移動する。

- (4) 交通手段を持たない広域避難者の移動は、被災自治体を実施することとするが、被災自治体が手配できない場合は、必要に応じ、財務部においてバス等の移動手段を手配する。

7 避難所の運営

- (1) 避難所担当職員の配置

市民部は、避難所を開設したときは、当該避難所に避難所担当職員を配置する。

- (2) 広域避難者に係る情報の把握

市民部は、避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握する。

- (3) 良好な生活環境の確保

避難者は、避難所の運営に積極的に参加し、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。また、必要に応じて自治組織を設置する等の措置により、自治の確立に努めるものとする。

市民部は、次により、避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。

ア 受入れする避難者の人数は当該避難場所の受入能力に見合った人数とし、避難者数が受入能力を超える場合は、他の受入れ可能な施設と調整し適切な受入人数の確保に努める。

イ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ救護班を派遣する。

ウ 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

エ 水、食料その他生活必需品等の配給については、平等かつ効率的な配給に努める。

オ 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察機関等の協力を得て防犯活動を実施する。

カ 要配慮者に配慮するとともに男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

(4) 避難所運営記録の作成

避難所担当職員は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成する。また、病人発生等、特別な事情のあるときは、その都度、必要に応じて報告する。

(5) 広域避難者に係る情報等の県への報告

市民部は、避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況を総務部へ報告し、総務部は適宜、県へ報告する。

(6) 広域避難者への情報等の提供

市民部又は総務部は、被災自治体から提供を受けた広域避難者の生活支援関連情報等について広域避難者へ随時提供するものとする。なお、広域避難者へのわかりやすい情報提供に努める。

また、広域避難者が欲する情報を県や被災自治体等から収集し、適宜提供する。

8 応急仮設住宅等の提供

建設部は、広域避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じて、被災自治体からの要請に基づき、既存の公営及び民間の賃貸住宅を借り上げするなどし、広域避難者へ応急仮設住宅等として提供する。

また、提供に当たっては、要配慮者の状況を勘案するなど、広域避難者の状況に応じた優先的な入居に配慮する。

9 小・中学校、高校等における被災児童・生徒の受入れについて

教育部は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて、避難児童・生徒の小・中学校、高校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した上で、県と協議を行い被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施する。

10 県内市町村との協力

総務部は、県及び県内他市町村と適宜連絡会議を開催するなどし、広域避難者の受入れに係る情報共有に努めるとともに、協力して広域避難者への支援に当たる。

11 避難所の閉鎖

総務部は、県及び被災自治体と協議を行い、被災自治体からの要請に基づき速やかに避難所を閉鎖する。

第8節 食料・飲料水・燃料・生活必需品等の調達、供給活動

第1 飲料水の供給

〔方針・目標〕

- 地震発生後2時間以内に断水状況等の情報収集を行い、6時間以内に避難所、学校、病院等の給水拠点で給水を開始する。3日までには1人1日3リットルの給水ができるようにする。

市担当部	水道部、支所部、商工観光部、農政部、福祉部
関係機関	自主防災組織等

1 需要の把握

水道部は、水道施設の被災状況、断水の状況、避難所、病院等の情報を収集し、給水需要を把握する。なお、需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。

2 応急給水計画等の作成

(1) 応急給水計画等の作成

水道部は、被災状況等の情報に基づき、給水方法、給水資機材の調達、給水拠点、要員配置等を定めた応急給水計画を作成する。

(2) 水源の確保

水道部は、配水場、浄水場、配水池等の水源を確認し、水補給水源とする。また、民間会社の大型受水槽等を水源として使用できるように協力を要請する。

(3) 保存水の確保

水道部及び商工観光部は、保存水を流通業者、製造販売業者から確保する。確保が困難な場合は、県、他市町村に応援を要請する。

(4) 資機材、車両等の確保

水道部は、応急給水に必要な資機材、車両等を協定に基づき、民間会社、水道事業者、高崎水道工事業協同組合、日本水道協会等に要請し確保する。

応援部隊の集結地は、正観寺維持管理事務所とする。

(5) 給水拠点の周知・広報

水道部は、給水拠点を設定したときは、総務部を通じて市民へ広報する。

3 応急給水

(1) 優先給水

水道部は、断水地区の医療機関、学校、要配慮者利用施設等を優先して給水する。

(2) 給水方法

水道部は、次の方法で、給水源の確保、搬送等を行う。

- ① 給水車による避難所での給水
- ② 耐震性貯水槽による給水
- ③ 病院・学校の受水槽への給水
- ④ 消火栓の活用

住民へは、持参したポリ容器などに給水し、要配慮者には市で用意した携帯用給水袋により、地域住民の協力を得て可能な限り戸口で給水できるようにする。

なお、給水車等による給水が十分でない場合は、ペットボトル等の保存水を配布する。

■給水量の基準

項目	経過日数			
	災害発生～3日	4日～10日	11日～21日	22日～
目標応急給水水量	3リットル/人・日	20リットル/人・日	100リットル/人・日	250リットル/人・日
用途	生命維持に必要な最低限の水	調理、洗面など最低生活に必要な水	調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水	被災前と同様の生活に必要な水

第2 食料の供給

〔方針・目標〕

- 食料は、地震発生から12時間以内を目途に供給を開始し、3日目以降は3食の供給に努める。その間は、家庭内備蓄による対応とする。
- 8日目からは炊き出しを自衛隊、赤十字奉仕団、町内会に要請して実施し、協定業者からのパン・弁当などと併用して供給する。

市担当部	商工観光部、農政部、支所部、福祉部
関係機関	県、自衛隊、赤十字奉仕団、町内会、自主防災組織、事業者

1 需要の把握

市民部は、各避難所担当職員からの請求をもとに食料の需要を把握する。対象は避難者及び在宅の被災者を含むものとする。なお、需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。

2 食料の確保

(1) 食料供給の対象者

食料供給の対象者は、次のとおりである。

■食料供給の対象者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 避難指示等に基づき避難所に受入れされた人 ② 住家が被害を受け、炊事の不可能な人 ③ 孤立集落滞在者 ④ 旅行者、市内通過者などで他に食料を得る手段のない人 ⑤ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者 ⑥ その他、食料の調達が不可能となった人 |
|--|

(2) 食料の確保

商工観光部は、備蓄食料、協定事業者から食料を確保する。協定業者から調達ができない場合は、県に要請する。確保する食料は、おにぎり、パン、弁当、アルファ米食品、ペットボトル飲料等とし、アレルギー除去食品や要配慮者に配慮した食品も供給する。

(3) 政府所有の米穀等の調達

農政部は、災害救助法が適用され、政府所有米穀の供給が必要と認められる場合には、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号 総合食料局長通知）」に基づき、県を通じ、又は直接関東農政局に対し、応急用米穀の供給を要請する。

3 食料の供給

(1) 備蓄食料の供給

食料供給開始までの間は、原則として、市民、事業所自らが備蓄した食料を充てる。

また、市職員及び町内会、自主防災組織は、備蓄倉庫等に保管してある備蓄食料を必要に応じ避難者へ供給する。

(2) 食料の輸送

食料の輸送は、食料供給事業者又は協定輸送業者が直接、避難所に輸送し、孤立集落へはヘリコプターにて輸送する。また、必要に応じて食料集配拠点を設置する。

(3) 食料の分配

避難所担当職員は、避難所にて避難所自治組織、ボランティア等の協力により食料を分配する。

(4) 炊き出し

避難生活が落ち着いた段階で、パン、弁当等の供給と併用して炊き出しを実施する。市は、自衛隊、赤十字奉仕団、町内会、自主防災組織、婦人会、NPO・ボランティア等に炊き出しを要請するとともに、炊き出しに必要な食材、燃料、調理器具等を確保する。

※資料編4-3 災害備蓄品等備蓄状況

第3 燃料の調達

〔方針・目標〕

- 地震発生後、市内の救急告示医療機関や緊急車両の燃料の状況を把握し、石油等の燃料供給事業者と連携を図り必要な燃料を確保する。

市担当部	財務部、保健医療部、商工観光部、支所部、消防部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、協定締結団体、事業者等

1 需要の把握

財務部は、公用車、緊急用車両、緊急物資輸送用車両、避難所及び非常用発電設備の燃料等の必要量を把握する。

2 燃料の調達

財務部は、燃料の供給が不足した場合、市民の安全を確保するために特に重要な施設、事業について優先的に燃料の供給を行うよう自然災害時における燃料等の供給協力に関する協定等に基づき群馬県石油協同組合高崎支部及び県へ要請する。

※資料編2 協定一覧

第4 生活必需品等の供給

〔方針・目標〕

- 地震発生後12時間を目途に避難所生活等に必要な生活用品、消耗品等の供給を開始する。
- 全国からの救援物資を受け入れるため高崎市総合卸売市場等に輸送拠点を設置し、原則として自治体、企業、団体からの物資のみを受け入れる。

市担当部	財務部、商工観光部、支所部
関係機関	

1 需要の把握

財務部は、各避難所担当職員からの請求をもとに生活必需品の需要を把握する。対象は避難者及び在宅の被災者を含むものとする。なお、需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。

2 生活必需品等の確保

(1) 生活必需品等供給の対象者

生活必需品等供給の対象者は、次のとおりであり、このうち特に必要と認められる者に支給する。

■生活必需品等供給の対象者

- ① 災害により住家に被害を受けた人
- ② 被服、寝具その他生活上必要な最低限度の家財等を喪失した人
- ③ 被服、寝具その他生活上必要な物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な人

(2) 生活必需品等の調達

商工観光部は、備蓄物資、協定事業者等から生活必需品を確保する。協定業者等から調達ができない場合は、県に要請する。

3 生活必需品等の供給

(1) 生活必需品等の輸送

生活必需品の輸送は、協定事業者又は協定輸送業者が直接、避難所に輸送する。孤立集落へはヘリコプターにて輸送する。

(2) 生活必需品等の保管

調達した生活必需品等の保管が必要なときは、輸送拠点を設置する。

(3) 生活必需品等の分配

避難所担当職員は、避難所において、避難所自治組織、ボランティア等の協力のもとに搬送された生活必需品等を避難者に分配する。

4 救援物資の受入れ・管理

(1) 輸送拠点の設置

商工観光部は、救援物資の受け入れのため、高崎市総合卸売市場等に輸送拠点を設置する。

(2) 救援物資の受入れ

救援物資は、個人からは受け入れないことを原則とする。公共団体や企業等からの申し出については、提供申出者を登録し、改めて配送先等を連絡する登録制とし、必要なときに供給を要請する。

(3) 救援物資の管理

輸送拠点では、市が施設を管理者と協力して仕分け・管理を行う。人手が足りない場合にはボランティアに要請する。

※資料編2 協定一覧

※資料編4-3 災害備蓄品等備蓄状況

※資料編4-8 輸送拠点一覧

第9節 保健衛生・防疫・遺体の処置等に関する活動

第1 保健衛生活動

〔方針・目標〕

- 地震発生後、避難所を巡回し医療依存度の高い被災者の状況を把握する。その後、医師会、歯科医師会等と連携して、避難所等の巡回医療を行う。
- インフルエンザ、エコノミークラス症候群等の予防措置等のため巡回健康相談を行う。
- 地震発生後に備蓄のトイレを設置し、12時間以内には県内市町村、下水道管路施設管理業協同組合やレンタル会社などから組立トイレ、仮設トイレを確保し、避難所に設置する。
- ごみの処理は2日以内に収集計画を立案し実施する。災害時においても通常の分別を保持して処理する。

市担当部	保健医療部、環境部、支所部
関係機関	高崎市医師会、群馬郡医師会、藤岡多野医師会新町分区・吉井分区、高崎市歯科医師会、藤岡多野歯科医師会、高崎市薬剤師会、下水道管路施設管理業協同組合、群馬県獣医師会高崎支部、事業者

1 被災者の健康状態の把握等

(1) 巡回医療

保健医療部は、医師会、歯科医師会、薬剤師会等に要請し、巡回救護班を編成し、避難所、仮設住宅、自宅滞在の被災者に対し、健康相談、精神科や歯科を含めた巡回医療を実施する。

なお、医師、保健師等が不足する場合は、県等に応援を要請する。

(2) 巡回健康相談

保健医療部は、保健師等により、避難所、仮設住宅、自宅滞在の被災者に対し、感染症予防、エコノミークラス症候群、メンタルケア等の避難生活等に起因する疾病に関する情報の提供や予防措置を行い、その発症を未然に防止する。また、健康相談等の実施にあたっては、要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得るよう努める。

なお、保健師等が不足する場合には、県等に応援を要請する。

2 食品衛生の確保

保健医療部は、食中毒の発生を防止するため、避難所や被災地で供給する飲料水や食料について、衛生状況を監視し、問題があるときは改善を指導する。

3 し尿の処理

(1) 仮設トイレの設置

環境部は、水道が断水した場合、避難者数等に応じて、仮設トイレを避難所、公園等に設置する。市備蓄分及びレンタル業者等からの調達で不足する場合は、県に対し支援を要請する。仮設トイレの設置基数は、100人に1基程度を基本とし、障害者等への配慮を行う。

また、断水により自宅トイレが使用不能な場合は、ポータブルトイレの活用を図る。

(2) 仮設トイレの管理

環境部は、必要な消毒剤等を散布し、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。

(3) し尿の収集・処理

環境部は、仮設トイレ等のし尿の収集・処理計画を作成し、許可業者等に収集を要請する。し尿収集・処理が困難な場合は、県に応援を要請する。

4 ごみ（生活ごみ、粗大ごみ）の処理

(1) 収集・処理の実施

環境部は、道路の被災、避難所の開設及び収集車の配車等の状況から収集計画を立案し、ごみの収集、処理を行う。ごみ排出量が多い場合は、可燃ごみを優先して処理する。

収集した生活ごみを早期に処理できない場合は、一時的な保管場所を確保するとともに、良好な衛生状態の保持に努める。

また、広報紙等を通じて、ごみの分別など通常時のごみ捨てのルールを守るよう市民に協力を呼びかける。

(2) ごみ処理施設の確保

環境部は、市の処理機能を超えるごみが排出された場合は、県に応援を要請する。

5 災害時における動物の管理等

保健医療部は、県や関係団体等と情報連絡を取り合い、被災した飼養動物の保護受入れ、避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講じる。

第2 防疫活動

〔方針・目標〕

- 感染症や食中毒の発生を予防するため、避難所での保健指導、仮設トイレの消毒など、県と連携し、必要な防疫活動を実施する。

市担当部	保健医療部、支所部
関係機関	県

1 防疫活動の実施

保健医療部は、県と連携し、又は指示等を受けて次の防疫活動を実施する。

- ① 消毒措置の実施(感染症法第27条)
- ② ねずみ族、昆虫等の駆除(感染症法第28条)
- ③ 指定避難所等の衛生保持
- ④ 臨時予防接種の実施(予防接種法第6条)
- ⑤ 住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動
- ⑥ 患者等に対しての二次感染防止等の保健指導

なお、自らの防疫活動が十分ではないときは、県に協力を要請する。

2 資機材等の確保

保健医療部は、薬剤師会、流通業者等から防疫活動に必要な薬品、資機材を調達、確保する。

3 感染症患者への措置

- (1) 保健医療部は、県と連携し、災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、患者等の確実な把握を行う。特に、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の指示等の措置を講じる。
- (2) 保健医療部は、県と連携し、関係医療機関等の協力を得て、患者等に対する医療の確保を図る。特に、入院が必要となる一類感染症及び二類感染症の患者等が発生した場合は、感染症指定医療機関を始めとする医療機関等と連携して必要病床数を確保するとともに、患者等の移送を行う。

■感染症

一類感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう（天然痘）、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱

二類感染症：急生灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであって、その血清亜型がH5N1またはH7N9であるものに限る。）

三類感染症：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

新型インフルエンザ等感染症：新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

4 避難所における衛生管理

(1) 衛生指導

保健医療部は、避難所自治組織、ボランティア等と協力して、避難所の衛生管理を行うよう指導する。また、石けん、消毒薬品等を調達し、避難所に配布する。

(2) 食中毒等の予防

保健医療部は、食中毒の予防のため、避難所では食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底するよう指導する。

また、食料供給業者に対しても、食中毒の予防を要請する。

第3 行方不明者の搜索及び遺体の処置

〔方針・目標〕

- 地震発生後、遺体安置所を設置し必要な資機材を準備する。
- 警察等と連携して、遺体安置所で検視、検案、安置、引き渡しまでの一連の処置を行う。

市担当部	市民部、支所部、消防部
関係機関	県警察、自衛隊、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、消防団

1 行方不明者の搜索

(1) 行方不明者情報の収集

行方不明者の搜索対象は、災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者とする。ただし、災害発生から3日以内は、救出の対象とし、3日を経過したものは、死亡したものと推定する。

市民部は、相談窓口（市役所、支所）で問い合わせ等に対応し、避難所・被災現場等の情報とともに要搜索者名簿を作成する。要搜索者名簿は、警察署、消防部等に提出し密接に連携をとる。

(2) 搜索の実施

消防部等は、警察・自衛隊等の関係機関の協力により搜索班を編成し、要搜索者名簿に基づき搜索活動を行う。

行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に連絡し警察官の検視を受ける。

2 遺体の受入

発見された遺体は、警察・消防・自衛隊の協力を得て検視・死体調査及び検案を行うのに適当な場所に受入れする。

3 検視・死体調査及び検案

警察署は、必要に応じ、警察災害派遣隊等を被災地に派遣し、群馬県警察医会の医師の協力を得て、遺体の検視・死体調査及び検案、身元確認を行う。また、効果的な身元確認が行えるよう市、県、指定公共機関等と密接に連携する。

なお、遺体が多数に上り、群馬県警察医会の医師のみでは対応しきれない場合は、群馬県医師会の協力を求めるものとする。

4 遺体の安置

(1) 遺体安置所の開設

市民部は、検視・死体調査及び検案を終了した遺体の安置を行うため、体育館等の公共施設に遺体安置所を開設する。

(2) 納棺用品等の確保

市民部は、ドライアイス、納棺に必要な用品及び納棺作業等を葬祭業者に要請する。

(3) 遺体の処置

市民部は、医師会、日本赤十字社群馬県支部等に対し、遺体の洗浄、消毒、縫合の処置

を要請する。

(4) 身元の確認及び引き渡し

市民部は、警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。
また、歯科医師会との協力を得て身元の確認を行う。

身元が不明な場合は、行旅死亡人として取扱い、関係機関に手配するとともに写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるようにする。

また、身元の判明した遺体は、遺族に引き渡す。

5 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬の受付

市民部は、市役所・支所等で死体（胎）埋火葬許可証を発行する。

(2) 埋火葬の実施

遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は身元が判明しないときは、市で埋火葬を行う。

また、遺体の損傷等により正規の手続きを経ていると公衆衛生上問題が生じると認める場合は、手続きの特例的な取扱いについて、県を通じて厚生労働省と協議する。

遺体が多数発生あるいは火葬施設が被災した場合は、県に応援を要請する。その場合、遺族による遺体搬送が困難なときは、葬祭業者等に協力を要請する。

第10節 被災家屋等に関する活動

第1 家屋の解体・廃棄物の処理

〔方針・目標〕

- 被災家屋の解体・撤去・搬出は個人対応となるが、県が被災者生活再建支援法に基づき、経済支援を被災者に対して行うので、市は同法の申請受付、解体施工業者等の紹介を行う。災害発生後1週間を目途に環境部は受付窓口を設置する。
- 廃棄物の処理は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」に基づき分別処理を行う。

市担当部	建設部、環境部、支所部
関係機関	県

1 家屋の解体

家屋の解体は、生活再建支援資金等により家屋の所有者が、解体、撤去、処理場までの運搬を行うものとする。

環境部は、公民館に受付窓口を設置して、処理の申込み受け付け、解体施工業者の紹介等の支援を行う。

2 災害廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物の収集・処理計画の作成

環境部は、県等と連携し災害により生じたがれき等の災害廃棄物の量を推計し、必要な運搬・処理体制を検討し「がれき収集・処理計画」を作成する。

(2) 災害廃棄物の処理

環境部は、県と連携して公共用未利用地に仮置き場を設置し、廃棄物の処理を行う。廃棄物は、分別等を行い適正に処理を行う。

第2 被災住宅の応急修理等

〔方針・目標〕

- 住宅の応急修理及び障害物の除去は、災害救助法の基準に基づき実施する。

市担当部	建設部、支所部
関係機関	高崎土木建築業協同組合等

1 住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、災害により住宅が半焼又は半壊し、自らの資力では応急修理できない者を修理対象者とし、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。

(1) 需要の把握

建設部は、相談窓口にて住宅の応急修理の申し込みを受付ける。住宅の応急修理の対象者は、次のすべての条件に該当する者である。

- ① 住宅が半壊、準半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者
- ② 自らの資力では応急修理ができない者

(2) 応急修理の実施

応急修理の対象は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

建設部は、工事登録業者に委託して応急修理を行う。

2 障害物の除去

災害救助法が適用された場合、災害より日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）に堆積した土砂、立木などで日常生活に著しい支障を及ぼす障害物を除去する。

なお、道路、河川等の障害物の除去は、各管理者が行う。

(1) 需要の把握

建設部は、相談窓口にて障害物除去の申し込みを受付ける。障害物除去の対象者は、次のすべての条件に該当する場合である。

- ① 障害物のため、当面日常生活を営むことができない場合
- ② 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれている場合
- ③ 自らの資力では、障害物の除去ができない場合
- ④ 住家が半壊又は床上浸水した場合
- ⑤ 原則として、当該災害により直接被害を受けた場合

(2) 障害物除去の実施

建設部は、市所有の資機材を使用し、又は高崎土木建築業協同組合等に応援を要請して障害物を除去する。

第3 環境保全

〔方針・目標〕

- 廃棄物の不法投棄や解体に伴うアスベスト飛散等による環境汚染を防止するため、県等と連携して住民や解体業者等に広報活動をするとともに、環境監視体制を確立する。

市担当部	環境部
関係機関	県

1 不法投棄の監視

環境部は、廃棄物を空地や河川敷等に不法投棄しないように監視をするとともに、災害広報紙を通じて、不法投棄の防止や適正な処理方法について周知する。

2 環境汚染の防止

環境部は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの被災や、危険物の漏えいによる環境汚染に対処するため、必要な広報活動や環境監視体制を確立し、環境汚染防止体制の強化を図る。

第11節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

第1 社会秩序の維持

〔方針・目標〕

- 地震発生直後から被災地や避難所における安全を確保するため、県警察、市、自主防災組織などが連携して、被災地のパトロール、避難所での不審者の通報など防犯活動を行う。

市担当部	市民部、支所部
関係機関	県警察、自主防災組織、防犯協会等

1 パトロール等の実施

県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、県警察が独自に、又は自主防災組織等と連携し、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。

市民部は、県警察や防犯協会と連携して避難所、被災地等のパトロール等を実施する。

2 犯罪の取締り

県警察は、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。

3 安全確保に関する情報交換等

県警察及び市民部は、地域の自主防災組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談については、親身に対応し、住民等の不安の軽減に努める。

第2 物価の安定及び消費者の保護

〔方針・目標〕

- 地震発生直後から県と連携して物価の監視や食料・物資等の安定供給を要請する。

市担当部	商工観光部、支所部
関係機関	県、高崎市商工会議所、高崎市榛名商工会、高崎市倉渕商工会、高崎市箕郷商工会、高崎市群馬商工会・高崎市新町商工会・高崎市吉井商工会

1 需給状況の監視及び指導

県は、食料・飲料水、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占めや売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じ指導等を行い、商工観光部はこれに協力する。

2 安定供給の要請

県は、必要に応じ、スーパーマーケット協会や生活協同組合等の業界団体に対し、食料・飲料水、生活必需品等の安定供給を要請する。また、商工観光部は、県に協力して商工会議所等に同様の要請を行う。

3 消費者の保護

県は、消費生活相談体制を充実させるとともに、悪質商法が認められた場合は、住民に注意を呼びかけるとともに、警察と連携して取締りに努める。また、商工観光部は県に協力して広報活動等を行う。

第12節 施設、設備の応急復旧活動

第1 施設、設備の応急復旧

市担当部	建設部、支所部、公共施設所管の各部
関係機関	民間事業者

1 施設、設備の応急復旧

- (1) 県、市、施設・設備等の管理者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。
- (2) 建設部や各部は、情報収集で得た航空写真、画像、地図情報等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。
- (3) 建設部は、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。
- (4) 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動するよう努める。
- (5) ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実働部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

道路管理者は合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を行うものとし、県及び市のみでは迅速な対応が困難な場合には、国（国土交通省、防衛省等）と適切な役割分担等の下、道路啓開を実施するものとする。

第2 公共施設の応急復旧

〔方針・目標〕

- 地震発生後6時間以内に救護所、避難所を優先に施設の判定を行い、3日以内に危険度判定を完了させ、災害拠点となる重要施設から復旧させる。

市担当部	建設部、支所部、公共施設所管部
関係機関	協定締結団体、事業者等

1 施設の緊急点検等

建設部は、道路、橋梁等のうち、緊急輸送路等の重要な路線を優先に、被害状況等の緊急点検を行い、速やかに応急復旧を行う。また、所管する公共施設の応急危険度判定及び被災状況を把握し、迅速な復旧に努める。

2 重要施設の優先復旧

建設部は、所管する公共施設の応急復旧を行うに当たっては、人命の保護や応急対策活動の円滑な実施を確保するために必要な施設等、重要度の高い施設の復旧を優先させる。

3 関係業界団体に対する協力の要請

建設部は、所管する公共施設の応急復旧を行うに当たり、必要に応じ建設業協会等関係業界団体に対し、資機材の確保、工事の請負等について協力を要請するものとする。

第3 電力施設の応急復旧

市担当部	総務部
関係機関	県、東京電力パワーグリッド(株)、高崎設備協会

1 迅速な応急復旧の実施

電気事業者及び県は、被災した発電所、変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

電気事業者は、送電設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- ① 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- ② 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 大規模停電時における電源車等の配備

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急復旧対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。

また、県は、経済産業省、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者は電源車等の配備に努めるものとする。

4 電力関係機関の相互間の応援

電気事業者及び県は、電力施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電力関係機関に応援を要請するものとする。

5 送電再開時の安全確認

電気事業者は、通電火災や感電事故を防止するため、送電を再開するときは安全を確認した上で送電を行うものとする。

6 広報活動

電気事業者は、停電の状況、復旧の見通し、送電再開時における電気器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行うものとする。

7 情報収集の実施

総務部は、電気事業者との情報連絡を密にし、被災状況の把握に努めるものとする。

第4 ガス施設の応急復旧

市担当部	総務部
関係機関	東京ガス(株)、LPガス事業者

1 迅速な応急復旧の実施

都市ガス事業者は、被災した都市ガスの貯蔵施設、導管等の施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

都市ガス事業者は、ガス施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- ① 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- ② 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

都市ガス事業者は、必要に応じ、移動式ガス発生設備等の代替設備を活用して応急供給を実施する。

4 ガス関係機関相互間の応援

都市ガス事業者は、ガス施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他のガス関係機関に応援を要請するものとする。

5 供給再開時の安全確認

都市ガス事業者は、ガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは安全を確認した上で供給を行うものとする。

6 広報活動

都市ガス事業者は、ガスの供給停止の状況、復旧の見通し、供給再開時におけるガス器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行うものとする。

7 LPガス事業者の実施する応急復旧

LPガス事業者は、都市ガス事業者同様、必要な応急復旧を行うものとする。

8 情報収集の実施

総務部は、ガス事業者との情報連絡を密にし、被災状況の把握に努めるものとする。

第5 上下水道施設の応急復旧

〔方針・目標〕

- 上水道施設は、地震発生後施設の被害状況を調査し、断水した避難所、病院に緊急給水する。次いで、7日以内に復旧計画を策定し応急復旧工事を実施する。
- 下水道施設は、地震発生後施設の緊急調査及び緊急措置を行い、下水道に起因する道路の機能障害を改善し、緊急輸送路等を確保する。次いで、7日以内に復旧計画を策定し応急復旧工事を実施する。

市担当部	水道部、下水道部、支所部
関係機関	協定締結団体、事業者等

1 迅速な応急復旧の実施

水道部及び下水道部は、被災した浄水設備、水道管路、下水道管渠、下水終末処理施設等の上下水道施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

水道部及び下水道部は、上下水道施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させる。

- ① 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- ② 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

水道部は、必要に応じ、給水車等の代替設備を活用して応急給水を実施するものとする。

4 上下水道関係機関相互間の応援

水道部及び下水道部は、上下水道施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の上下水道関係機関に応援を要請するものとする。

5 広報活動

水道部及び下水道部は、水道の断水の状況や復旧の見通し、下水道の管渠や施設等の被害状況並びに復旧の見通し、更に被害による設備能力低下に伴う節水協力等について、住民に対し広報を行うものとする。

第6 電気通信設備の応急復旧

市担当部	総務部
関係機関	東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、高崎設備協会、事業者

1 迅速な応急復旧の実施

電気通信事業者は、被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行う。

2 重要施設の優先復旧

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等の回線の復旧を優先させるものとする。

- ① 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- ② 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備・代替サービスの提供

電気通信事業者は、必要に応じ、代替設備又は代替サービスとして次の設備又はサービスを提供するものとする。

- ① 避難所等への特設公衆電話の設置及びネット環境の設置
- ② 避難所又は防災拠点等への携帯電話又は衛星携帯電話の貸出し
- ③ 「災害用伝言ダイヤル(171)」、携帯電話・PHSによる「災害用伝言板」、「災害用ブロードバンド伝言板(w e b 1 7 1)」の提供

4 電気通信関係機関相互間の応援

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電気通信関係機関に応援を要請する。

5 広報活動

電気通信事業者は、電気通信の途絶・輻そうの状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行う。

6 情報収集の実施

総務部は、電気通信事業者との情報連絡を密にし、被災状況の把握に努めるものとする。

第13節 自発的支援の受入れ

第1 ボランティアの受入れ

〔方針・目標〕

- 地震発生後24時間以内に、社会福祉協議会を運営母体とした災害救援ボランティアセンターを立ち上げる。市は必要な資機材等の支援を行う。

市担当部	福祉部
関係機関	高崎市社会福祉協議会

1 ボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類は、概ね次のとおりである。

■ ボランティア活動の種類

一般ボランティア	専門ボランティア
避難誘導	被災者の救出（消防・警察業務経験者等）
情報連絡	救護（医師、看護師、薬剤師、救命講習修了者等）
給食、給水	建物応急危険度判定（建築士等）
物資の搬送・仕分け・配給	被災宅地危険度判定
入浴サービスの提供	外国語通訳
避難所の清掃	手話通訳
ごみの収集・廃棄	介護（介護福祉士等）
高齢者、障害者等の介助	アマチュア無線
防犯	各種カウンセリング
ガレキの撤去	
住居の補修	
家庭動物の保護	

2 ボランティア受入窓口の開設

福祉部は、社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体と連携して、総合福祉センターに「災害救援ボランティアセンター」を設置し、ボランティアの受付・登録を行う。

3 ボランティアニーズの把握

社会福祉協議会は、各避難所、防災拠点等におけるボランティアニーズ（種類、人数等）を把握する。

4 ボランティアの受入れ

社会福祉協議会及びボランティアセンターは、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取り組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、併せてボランティアの生活環境に配慮するものとする。

5 ボランティアセンターの運営

社会福祉協議会は、ボランティア活動についてコーディネートを担当する職員又はボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアの要請、情報収集・提供、活動の調整を行う。

なお、これらの運営は、原則としてボランティアにより行われるように配慮する。

また、社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターに、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

6 ボランティア活動の支援

福祉部は、必要に応じて災害救援ボランティアセンターに情報連絡員を派遣するほか、必要な資機材等の支援を行う。

第2 義援物資・義援金の受入れ

〔方針・目標〕

- 地震発生後速やかに義援金専用口座を開設し、全国からの義援金を受入れる。義援金は「募集・配分委員会」を設置して被災者に適切に配分する。

市担当部	福祉部、財務部、会計部、市民部
関係機関	日本赤十字社群馬県支部

1 義援物資の受入れ

(1) 義援物資受入れ要否の判断

福祉部は、地方公共団体や企業からの大口の義援物資供給の申出があった時は、申出のあった品目の過不足状況、提供可能時期等に基づき、受入れの要否を判断する。

(2) 需要の把握

義援物資の受入れを決定した場合、市民部は、各避難所等について、受入れを希望する義援物資の種類、規格及び数量を把握する。

(3) 受入機関の決定

福祉部は、県と調整の上、義援物資の受入機関(県と各市町村が個別に受け入れるか共同で受け入れるか)を定めるものとする。

(4) 集積場所の確保

受入機関は、送付された義援物資を保管及び仕分けできる集積場所並びに仕分け作業に要する人員、資機材を確保する。

(5) 受入物資の仕分け

受入機関は、受入物資を効率的に配分するため、集積場所において仕分けを行う。

(6) 受入物資の配分

福祉部は、自らの判断により受け入れた物資についての配分先及び配分量を決めて配分する。

なお、配分に当たっては、公平性を重視し過ぎるあまり配分が遅延することのないよう、注意する。

(7) ボランティア及び民間事業者等の活用

大量の物資を迅速・的確に配送するため、必要に応じて、ボランティアの協力を得るほか、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

(8) 小口・混載の義援物資

小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担となることから、原則として受け付けないこととする。

また、小口・混載の義援物資は受け入れないことを広報するとともに、義援金による支援を積極的に呼びかけることとする。

(9) 赤十字義援物資の受入れ

福祉部は、日本赤十字社群馬県支部に義援物資の供給を要請する。物資は、集積場所で救援物資と同様に扱う。

2 義援金の受入れ

(1) 義援金の募集

財務部は、必要に応じ義援金の受付窓口及び専用口座を開設する。

また、募集方法、募集期間等を定め、市のホームページ、報道・放送機関を通じて公表する。

(2) 「義援金募集・配分委員会」の設置

財務部は、義援金の「義援金募集・配分委員会」を設置し、配分計画を作成する。

県において「義援金募集・配分委員会」が設置された場合は、義援金受入事務を一元化する。

(3) 義援金の配分

財務部は、義援金募集・配分委員会で決めた配分基準より、被災者へ支給を行う。支給は、災害相談窓口などを通じて手続きを行う。

第14節 その他の災害応急対策

第1 要配慮者への災害応急対策

〔方針・目標〕

- 福祉部は、避難行動要支援者について、地震発生後、地域の自主防災組織や民生委員児童委員の協力のもとに、安否の確認を開始する。
- 避難後は、避難所の専用スペースや、福祉避難所を設置し受入れするなど、要配慮者のニーズと生活環境に配慮する。
- 社会福祉施設入所者の安全確保は施設管理者の責任となるが、福祉部は、可能な限り避難や介護支援等を行う。

市担当部	保健医療部、福祉部、支所部、商工観光部、総務部
関係機関	社会福祉施設の管理者、自主防災組織

1 災害に対する警戒、情報提供

- (1) 総務部は、地震による建築物の倒壊や土砂災害等の二次災害の危険性について、防災関係機関等から情報を積極的に収集する。
- (2) 総務部は、二次災害の危険等から総合的に判断して高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令し、必要に応じて警戒区域の設定を行う。
- (3) 総務部は、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保が、確実に要配慮者に伝達できるよう安心ほっとメールや災害時電話・FAXサービス等のあらゆる手段、方法を講じる。
- (4) 福祉部は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災気象情報や高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を直接伝達する。

2 避難支援

避難行動要支援者の避難は、避難行動要支援者名簿を活用するなどして自主防災組織等の地域住民が、地域ごとに避難行動要支援者に必要となる支援の内容を確認し、災害時の避難誘導、救助活動等に活用することにより避難支援等関係者が避難を支援する。

(1) 避難行動要支援者名簿を活用した避難支援

避難行動要支援者の避難において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の者に提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者の避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等の協力を得て、安全確保に努めながら安否確認や可能な範囲での避難の支援に努める。

(2) 要配慮者の避難生活における配慮

避難所における要配慮者の負担を軽減するため、避難が予想される期間などを勘案し、福祉避難所の開設を行う。福祉避難所を開設した場合は、対象となる要配慮者に対し、速やかに周知する。福祉避難所においては、要配慮者の避難生活の負担軽減を図るため、食料品、飲料水の生活必需品及び車いす、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国語通訳者、医師、看護職等の人材の迅速な派遣に努める。一般の避難所においても、要配慮者の避難生活が不自由にならないよう、福祉避難所と同様に、これらの手配を迅速に行うよう努める。また、物資や人材等に不足が生じる場合、福祉部は県（要配慮者利用施設所管の各課）に応援を要請する。

(3) 社会福祉施設等への要請

福祉部は、避難所での生活に不自由をきたし、健康の保持が困難な要配慮者について、要配慮者利用施設への緊急入所等の対応を管理者に要請する。また、適当な入所先が確保できないときは、県（要配慮者利用施設所管の各課）に対し、入所先のあっせんを要請する。

3 安否の確認

総務部は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、避難行動要支援者の安否確認等が迅速に行われるように努める。

4 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、避難支援にあたる大前提として本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることとし、支援については、地域の実情や災害の状況に応じて、十分に安全確保に配慮し、可能な範囲で避難支援等を行うものとする。

5 避難所等での支援

(1) 情報提供

総務部は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、災害緊急連絡網（町内会連絡網）の活用、手話通訳者や外国語通訳者の派遣、自主防災組織等による伝達等により、情報を随時提供する。

(2) ニーズの把握及び支援の実施

福祉部は、民生委員児童委員、ケアマネージャー、ホームヘルパー、保健師等により、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、そのニーズに応じ、介護保険法や障害者総合支援法に基づくサービスの提供等の支援を実施する。

(3) 生活支援物資の供給

総務部は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

6 要配慮者利用施設管理者等の安全確保

(1) 避難及び生活支援

要配慮者利用施設の管理者は、利用者の安否を確認し、利用者の救助及び避難誘導等の必要な措置を実施する。避難誘導に必要な人員が不足する場合は、地域の自主防災組織等に要請する。

また、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を利用者に配布するとともに、不足が生じる場合は、市に協力を要請する。

(2) 他施設への緊急入所等

要配慮者利用施設の管理者は、被災により施設の使用が不能となったときは、他の同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引取りを要請する。

適当な入所先が確保できないときは、県又は市に対し、入所先のあっせんを要請する。

※資料編4-4 土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設

※資料編4-5 浸水区域内要配慮者利用施設

第2 農林業の応急対策

市担当部	農政部、支所部
関係機関	県、高崎市農業協同組合、はぐくみ農業協同組合、多野藤岡農業協同組合

1 農作物関係

(1) 改植用苗の確保

県は、水稻の改植の必要が生じたときは、県内外から余剰苗を調達する。なお、苗の使用に当たっては、病虫害の防除に留意する。また、果樹の改植の必要が生じたときは、群馬県園芸協会等を通じ、改植用苗のあっせんを行う。

(2) 病虫害の防除

農政部は、県から病虫害防除の指示を受けたときは、防除班を編成して防除を実施する。また、県は、緊急防除体制の整備を図るとともに、その防除指導を行う。

(3) 転換作物の導入指導

農政部は、県と協力し、必要に応じ、農業協同組合等関係団体の協力を得て、転換作物の導入を指導する。

2 家畜関係

(1) 家畜の避難

農政部は、県と協力し、必要に応じ、家畜の飼養者に対し家畜を安全な場所に避難させるよう呼びかける。

(2) 家畜の防疫及び診療

県は、家畜の伝染性疾病を防ぐため必要と認めるときは、市、家畜自衛防疫団体、農業協同組合、農業共済組合、獣医師会又は飼養者と協力して、薬品の確保、防疫指導等を行う。

(3) 環境汚染の防止

降雨等の影響により家畜の飼育施設からし尿等の汚物が流出するおそれがあるときは、農政部及び県は、飼養者に対し、し尿の汲み取りや土嚢積み等の流出防止措置を講じるよう指導する。

(4) 飼料の確保

県は、必要に応じ、飼料の確保を図る。

3 水産関係

県は、必要に応じ、被災養殖業者に対し飼育又は防疫対策等の技術指導を行う。また、被災養殖業者から要請があったときは、関係団体の協力を得て、種苗のあっせん等を行う。

4 林産関係

県は、河川への木材の流出を防ぐため、必要に応じ、木材の所有者又は管理者に対し、安全な場所への移送、流出防止等の措置を講じるよう指導する。

第3 学校等の防災対策

〔方針・目標〕

- 在校(園)中に地震が発生した場合は、24時間以内に保護者に連絡し引き渡しを行う。登下校中の場合は、4時間以内に安否を確認する。夜間休日の場合は、8時間以内に全員の所在を確認する。
- 地震発生後2日目には、施設の被害状況等を把握し、1週間を目途に授業が再開できるように、施設の復旧、避難スペースとの調整を行う。

市担当部	教育部、学校教育担当部、支所部、子育て支援担当部
関係機関	学校管理者、幼稚園、保育所

1 地震情報の把握

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の管理者(以下この節において「学校管理者」という。)は、大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や地震の可能性等の情報を把握する。

2 学校施設等の安全性の点検

学校管理者は、大規模な地震が発生したときは、校舎等の損壊状況を確認し、学校施設等の安全性を点検する。

また、災害危険区域における学校管理者は、校舎等周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等二次災害の危険性についても点検を行う。

3 園児・児童・生徒の安全確保

学校管理者は、園児・児童・生徒の在校(園)時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、園児・児童・生徒を安全な場所に移動させる。

傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

園児・児童・生徒を下校させる場合は、学校等で保護し保護者への引き渡しを行う。

4 災害情報の連絡

学校管理者は、園児・児童・生徒、教職員、校舎等施設の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡する。

5 教育の確保

(1) 教室及び運動場の確保

学校管理者は、校舎等が被災したため授業を実施できなくなった場合は、被災校舎等の応急修理、仮設校舎等の建設、公民館等の借上げ等により教室及び運動場の確保を図る。

(2) 代替教員の確保

教育部は、教員が被災等したため授業の担当が困難となった場合は、県教育委員会と協議し代替教員の確保を図る。

(3) 学用品の支給

教育部は、被災により就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、これらの学用品を直ちに入手することができない児童及び生徒に対し、必要最小限度の学用品を支給する。

(4) 授業料の免除

教育部は、被災により授業料の減免が必要と認められる園児・児童・生徒については、条例等に基づき授業料の減免を行う。

(5) 学校給食

教育部は、施設の被害、燃料、食材等の不足により給食が提供できない場合は、休止又は代替措置として応急給食を実施する。

(6) 避難場所との関係

学校等が避難所となった場合は、当初は臨時休校とするなどして避難者の援護を優先させる。授業を再開する場合は、教育場所と避難場所とを区分するように調整を行う。

6 幼稚園・保育所の対策

(1) 園児の応急措置

ア 安全の確保

幼稚園・保育所では、地震等が発生した場合、地震関連情報を収集するとともに園児、職員の安全を確保する。園舎等に危険がある場合は、消防等と連携の上、園外の安全な避難所に避難誘導をする。また、保護者の迎えがない場合は、園児を保護する。

各園(所)長は、施設設備の被害状況を把握し、園児、職員の状況を含めて市に報告する。

イ 園児等の安否確認

地震発生後、園(所)長は、災害用伝言ダイヤル(171)を活用するなどして、園児、職員の安否確認を行うとともに、保護者の所在、安否情報の把握に努める。

(2) 応急保育

福祉部及び教育部は、保育所等の被害状況を把握し、既存施設において保育の実施ができない場合、避難先の小学校などで臨時的な保育所を設け保育する。交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、臨時的な保育所や近隣の保育所で保育する。

また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続を省き、一時的保育を行うよう努めるほか、保育料の減免等の措置を講じる。

第4 文化財の災害応急対策

〔方針・目標〕

- 地震発生直後は、負傷者の対処をし、観覧者等を安全な避難所に誘導する。その後、文化財の被害状況を調査し、重要文化財等の一時避難等の応急措置を行う。

市担当部	教育部、支所部
関係機関	文化財の管理者

1 地震情報の把握

文化財の所有者及び管理責任者（以下第4において「管理者」という。）は、大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や地震の可能性等の情報の把握に努める。

2 文化財の安全性の点検

教育部は、大規模な地震が発生したときは、安全に十分留意した上で、文化財の損壊状況を確認するとともに安全性を点検する。

また、災害危険区域における文化財の管理者は、文化財周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等二次災害の危険性についても点検を行う。

3 利用者・観覧者等の安全確保

文化財の管理者は、開館時間内に地震が発生した場合、災害の状況に応じ、利用者・観覧者等を安全な場所に移動させる。

傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

4 文化財の安全の確保

文化財の管理者及び市は、転倒、火災等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、安全な場所への移動、固定、火気の使用停止等の措置を講じる。

5 災害情報の連絡

文化財の所有者・管理者は、利用者・観覧者等及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて市に連絡するものとする。

6 応急修復

文化財の管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、専門家等の協力を得て適切な応急修復を施す。

教育部は、応急修復について積極的に協力する。

第5 金融事業及び郵政事業の災害応急対策

市担当部	
関係機関	日本銀行、前橋財務事務所、日本郵便(株)

1 応急金融対策

(1) 通貨の安定供給

日本銀行（前橋支店）は、被災地における通貨の安定供給のため、次の措置を講じる。

ア 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な援助等を行う。

また、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、状況に応じて職員を派遣するなど必要な措置を講じる。

イ 輸送・通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関と密接に連絡をとった上、輸送及び通信の確保を図る。

ウ 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、また、必要に応じ営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう、要請等を行う。

(2) 非常金融措置の実施

ア 関東財務局（前橋財務事務所）及び日本銀行（前橋支店）は、被災者の便宜を図るため、関係機関と協議の上、金融機関に対し、次のような非常金融措置をとるよう、要請等を行うものとする。

(ア) 預金通帳等を紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行う。

(イ) 被災者に対し、定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出し等の特別取扱いを行う。

(ウ) 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出しを認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとる。

(エ) 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとる。

イ 関東財務局（前橋財務事務所）は、被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議の上、保険会社に対し、次のような非常金融措置をとるよう、あつせん、指導等を行う。

(ア) 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行う。

(イ) 生命保険料又は損害保険料の支払いについては、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講じる。

ウ 金融措置に関する広報

関東財務局（前橋財務事務所）及び日本銀行（前橋支店）は、金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等について、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。

2 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護措置

災害救助法の適用が決定された場合に、日本郵便(株)は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

(1) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

- ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ③ 被災地あて救援用郵便物等の料金免除
- ④ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(2) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置

(3) その他、要請のあったもののうち協力できる事項

第6 災害救助法の適用

市担当部	総務部、財務部
関係機関	県

1 災害救助法に基づく救助の実施

知事(危機管理課)は、当該災害が、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受ける災害であると認めたときは、速やかに同法に基づく救助を実施する。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法は、次のいずれかの場合に市町村ごとに適用される。市における適用基準は、次のとおりである。

■災害救助法の適用基準

要件	指標となる被害項目	適用の基準	同法施行令における該当条項
場合 住家等への被害が生じた	市内の住家が滅失(罹災)した世帯の数	市 150 以上	第1条第1項第1号
	県内の住家が滅失(罹災)した世帯の数そのうち市内の住家が滅失(罹災)した世帯の数	県 1,500 以上	第1条第1項第2号
		市 75 以上	
	県内の住家が滅失(罹災)した世帯の数そのうち市内の住家が滅失(罹災)した世帯の数	県 7,000 以上	第1条第1項第3号※
	市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。		
れが 生じた 場合 災害が発生し、生命・身体への危害又はそのおそれ	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合	知事が内閣総理大臣と協議	第1条第1項第4号※

※第1項第3号に係る事例

被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※第1項第4号に係る事例

- ①災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ②被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

3 滅失世帯の算定基準

(1) 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の全壊（全焼・流失）した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

■滅失世帯の算定方法

滅失住家1世帯	全壊（全焼・流失）住家	1世帯換算
	半壊（半焼）住家	2世帯換算
	床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できない状態になった住家	3世帯換算

(2) 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行う上で、おおよその基準は次のとおりとする。

■被害の認定基準

被害の区分	認定の基準
住家の全壊全焼（全流失）	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家の大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
住家の中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床または天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもの。
住家の半壊（半焼）	住家その居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合10%以上20%未満のもの。
住家の床上浸水土砂の堆積等	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。

※「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取扱う。

※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

4 救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

- ① 受入施設(避難所及び応急仮設住宅)の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 災害に係った者の救出
- ⑥ 災害に係った住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

5 救助の実施機関

災害救助は知事(危機管理課)が実施し、市長はこれを補助する。

ただし、救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、救助の一部を市長が行うこととすることができる。

6 適用手続き

総務部は、県に被害報告を行う。それに基づき、知事(危機管理課)は、災害救助法が適用されるか否かを判断する。知事(危機管理課)は、災害救助法の適用を決定したときは、対象市町村名を公示するとともに、厚生労働省社会援護局長に報告する。

また、知事(危機管理課)は、救助の一部を市長が行うこととする場合は、当該救助の内容及び当該事務を行うこととする期間を市長に通知するとともに公示する。

※資料編5-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

※資料編5-2 被害認定基準

※資料編6-4 災害救助法様式

第7 動物愛護

〔方針・目標〕

- 災害時のペットの扱いは、飼い主の責任とし、原則として避難所における生活場所へのペットの持ち込みは禁止とする。
- 動物救護本部を設置した場合は、その情報等を収集し被災者に提供する。

市担当部	保健医療部、環境部、支所部
関係機関	群馬県獣医師会高崎支部、動物愛護関係団体

1 ペット対策

(1) 動物救護本部の設置

保健医療部は、獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力し、必要に応じて動物救護本部を設置し、家庭動物等の受入対策等を実施する。

- ① 飼養されている動物に対する餌の配布
- ② 負傷した動物の受入・治療・保管
- ③ 放浪動物の受入・保管
- ④ 飼養困難な動物の一時保管
- ⑤ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
- ⑥ 動物に関する相談の実施等

(2) 避難所における広報

避難所における生活場所へのペットの持ち込みは、原則的に禁止とし、飼養者が自己責任において飼養するよう広報する。

(3) 他の動物救護本部との連携

県又は他市の動物救護本部と次の連携を行う。

- ア 被災動物救護体制の整備
- イ 犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供
- ウ 動物の応急保護受入施設設置のための調整等
- エ 被災者のペットの状況についての情報提供

(4) ペット救護所開設の支援

県、獣医師会及び動物愛護関係団体によりペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を被災者に広報する。

(5) 飼養者の対応

ペットの保護及び飼養は、原則として動物の所有者が行うものとし、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

2 放浪動物への対応

保健医療部は、飼い主の被災により放置、遺棄又は逃亡したペットが発生した場合は、捕獲等の対応をとる。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講じる。

3 死亡動物への対応

死亡した家庭動物等が放置されている場合は、所有者が対応することを原則とする。

また、環境部は、飼い主がいない又は不明の死亡した家庭動物等が放置されている旨の通報を受けた場合、適正な処理を行う。

第8 帰宅困難者対策

〔方針・目標〕

- 帰宅困難者には、帰宅に必要な各種情報を提供する。また、高崎駅での帰宅困難者には、最寄りの公共施設に誘導するよう鉄道事業者と連携した対応を行う。

市担当部	市民部、支所部
関係機関	東日本旅客鉄道(株)、上信電鉄(株)

1 情報の提供

市民部は、東日本旅客鉄道(株)、上信電鉄(株)と連携して、帰宅困難者発生状況を把握し、帰宅に必要な被害状況や交通状況等の情報提供を行う。

2 帰宅困難者の支援

市民部は、帰宅行動を支援するために、支援ステーション等の設置に努め、可能な範囲で飲料水・食料・地図を配布する。また、鉄道等の途絶による帰宅困難者は、最寄りの公共施設に誘導するよう鉄道事業者に伝達する。

第9 孤立対策

市担当部	建設部、支所部、総務部、協力部、救援部、消防部、保健医療部、福祉部、 商工観光部
関係機関	県、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、自衛隊、消防団

1 孤立地区の把握

建設部は、道路の被災状況等から孤立地区を抽出する。

2 ヘリコプターの要請

総務部は、孤立地区の状況が不明、あるいは支援が必要な場合は、県を通じて自衛隊、県防災ヘリコプター等の出動を要請する。

また、孤立地区のヘリコプター着陸可能場所の資料等を用いて、県、自衛隊等とヘリコプターの運航計画を協議する。

3 救助活動

市は、次の対策を実施する。

(1) 情報の収集

消防部等及び関係部は、孤立地区内の傷病者、要配慮者、観光客等の情報を収集する。要救助者がいる場合は、容態、人数等に関する情報を収集し総務部が県に報告する。

(2) 救助活動

消防部等は、倒壊家屋や崩壊土砂による要救助者がいる場合は、救助隊員や資機材をヘリコプターで搬送し、救助作業にあたる。

(3) 傷病者の救出

消防部等は、傷病者について最優先でヘリコプター等により救出を行う。この際、救出した傷病者の搬送先、ヘリポートから医療機関までの搬送手段を確保しておく。

また、傷病者が多数いる場合、市は、救護班を現地に派遣し対応する。

(4) 住民・観光客の避難

孤立地区内での生活が困難な場合、あるいは土砂災害等の危険がある場合は、ヘリコプターによる避難活動を行う。

(5) 食料・生活必需品等の供給

災害発生当初は、原則的に地区内の備蓄食料や住民が所有する食料を融通しあって生活することを原則とする。

総務部は、道路が応急復旧するまでの間、孤立地区住民の生活の維持のため、ヘリコプター等による食料、生活必需品等の輸送を実施する。

(6) 道路の応急復旧

建設部は、孤立地区に通じている道路の被害状況を把握し、二輪車、自動車の順に、一刻も早い交通確保を行う。

第4章 風水害応急対策計画

第1節 応急活動体制の確立

第1 災害対策本部の設置

〔方針・目標〕

- 風水害による被害状況に対応して、災害対策本部を立ち上げ、初動活動を開始する。
- 必要に応じて、各支所に災害対策本部地方部を立ち上げ、地域の情報収集を行う。

市担当部	総務部、協力部、救援部、支所部、各部
関係機関	

1 設置の決定

総務部は、市長（本部長）の指示を受け、次のいずれかに該当する場合は、災害対策本部を設置する。

なお、高崎市水防計画に基づく水防本部が設置されている場合は、災害対策本部を廃止するまでの間、水防本部を統合し水防事務を行う。

■本部の設置基準

- | |
|---|
| ① 市内に風水害による大規模な被害が発生したとき、又は被害が発生するおそれあるとき。
② その他市長が必要と認めたとき。 |
|---|

2 設置場所

総務部は、災害対策本部を本庁舎4階災害対策本部室に設置する。情報収集及び防災関係機関の待機用として3階第31会議室を予備室とする。

災害の状況により本庁舎に設置できない場合は、総合保健センター又はその他の付近の市有施設に設置する。

3 廃止の決定

総務部は、市長（本部長）の指示を受け、予想された災害の危険が解消されたと認めるとき、又は応急対策が概ね終了したと認めるときは、災害対策本部を廃止する。

4 設置・廃止の通知

総務部は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、県、防災関係機関、報道機関等に対し、その旨を通知する。

5 災害対策本部の組織

(1) 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害対策に関する重要事項を決定し、その推進を図る。

本部員は、必要によりそれぞれの所管事項について、会議に必要な資料を提出する。

(2) 本部連絡員

各部に本部連絡員を置き、災害対策本部室に待機する。

本部連絡員は、本部長の命令、本部会議の決定事項を各部に伝達し、各部の所管する応急対策実施状況等を本部に報告する。

(3) 職務の代理

本部長が事故等により職務を遂行できない場合は、副市長（副本部長）がその職務を代理する。

6 災害対策本部地方部

災害対策本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれのある特定の区域における災害対策の推進及び情報収集を図るため、各支所に災害対策本部地方部を設置する。

■災害対策本部地方部の設置場所

倉渕支所
箕郷支所
群馬支所
新町支所
榛名支所
吉井支所

7 現地災害対策本部

(1) 災害対策本部長は、災害地が本部から遠隔の場合、又は本部と地方部との通信連絡に円滑を欠く場合等特定の区域において災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、当該区域内の市有施設等に現地災害対策本部を設置する。

(2) 現地災害対策本部には現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

8 災害警戒本部

災害対策本部を設置するに至らない規模の災害への対応や、災害対策本部の規模を縮小する場合は、災害の規模や状況に応じて、災害警戒本部を設置する。

(1) 災害警戒本部の設置

災害警戒本部の設置は、災害関係部長の協議の上、必要に応じて設置する。

(2) 組織、編成

災害警戒本部の組織、編成は、災害対策本部に準じて災害関係部長の協議の上、決定する。

9 災害対策本部の活動の優先順位

災害対策本部の設置は、職員の動員とともにを行うため、その設置直後から完全な活動を実施することはできない。

したがって、登庁した職員は、災害対策本部の活動に優先順位をつけて活動する必要がある。

活動の優先順位は、概ね次の順序によるが、災害の状況によってその都度判断する。

- ①通信手段の確保
- ②被害情報の収集、連絡
- ③負傷者の救出・救護体制の確立
- ④医療活動体制の確立
- ⑤交通確保・緊急輸送活動の確立
- ⑥避難受入活動
- ⑦食料・飲料水、燃料、生活必需品の供給
- ⑧ライフラインの応急復旧
- ⑨保健衛生、防疫、遺体処理活動の実施
- ⑩社会秩序の維持
- ⑪公共施設・設備の応急復旧
- ⑫災害広報活動(随時)
- ⑬ボランティアの受入れ(随時)
- ⑭二次災害の防止(随時)

10 災害対策事務の優先処理

災害対策の実施に関する事務は、他のすべての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

11 関係機関に対する職員派遣の要請等

災害対策本部長は、必要に応じ、ライフライン等関係機関に対し連絡用の職員の派遣を要請する。

また、災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供を求める。

※資料編 1－4 高崎市災害対策本部に関する条例

※資料編 1－5 高崎市災害対策本部運営規程

※資料編 1－6 高崎市災害対策本部活動要領

第2 職員の非常参集

〔方針・目標〕

- 風水害による被害状況に対応して、本部を立ち上げ、初動活動を開始する。
- 登庁場所は、あらかじめ決められた勤務先とする。交通障害が発生している場合は、最寄りの災害対策本部地方部（支所）に参集して初動活動を行う。

市担当部	総務部、協力部、救援部、各部
関係機関	

1 非常動員体制

動員体制は次のとおりである。動員の際、総務部長は副市長（副本部長）に諮り動員規模を指定する。

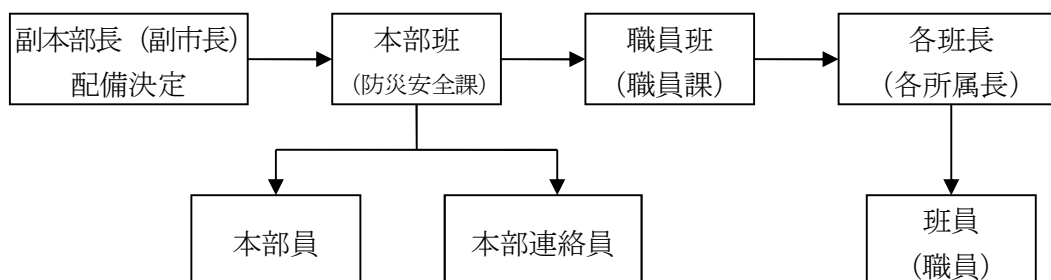
■動員体制

配備体制	配備基準	組織体制
初動体制	大雨警報等（土砂・浸水害）、洪水警報等が発表されたとき。	○総務部、建設部、都市整備部、農政部、水道局、下水道局、市民部、福祉部、保健医療部、支所（地域振興課及び建設課）、状況により各部（局・支所） ○市有施設所管部署の情報収集体制 ○緊急応援隊1班体制
警戒体制	土砂災害警戒情報が発表されたとき。 台風や突発的な集中豪雨等による被害が発生するおそれがあるとき。 住民避難対策を検討する必要性が生じたとき。	○総務部、建設部、都市整備部、農政部、水道局、下水道局、市民部、福祉部、保健医療部、支所（地域振興課及び建設課）、状況により各部（局・支所） ○市有施設所管部署の情報収集体制 ○緊急応援隊2班体制 ○指定避難所開設
非常体制	台風や突発的な集中豪雨等による被害が発生したとき。又は、発生するおそれが高いとき。	全職員

2 動員の方法

(1) 動員伝達経路

動員伝達経路は、次のとおりである。



(2) 勤務時間内における動員

職員班（職員課）は、庁内放送等を通じて班員（職員）に動員を連絡する。

(3) 勤務時間外における動員

各班長（各所属長）は、あらかじめ定めた連絡網により班員（職員）へ連絡する。

本部班長（防災安全課長）は必要に応じ、職員緊急参集システムによるメール配信、ラジオ高崎への緊急放送、防災行政無線（同報系）、屋外スピーカー等による呼びかけを行う。

3 動員配備場所

原則として、通常の勤務場所に登庁する。道路被害等により登庁ができない場合は、最寄りの災害対策本部地方部（支所）に参集する。

第3 広域応援の要請

〔方針・目標〕

- 県内消防機関、緊急消防援助隊等の広域応援を要請し、救助活動を実施する。
- 大規模災害の場合は、市単独では対応が困難なため、協定自治体及び関係機関に要員、物資等の応援を要請し、これらと連携して効果的な対策を実施する。

市担当部	総務部、協力部、救援部、消防部
関係機関	県、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、消防団

1 県への応援要請

総務部は、市長（本部長）の指示により、災害対策基本法第68条に基づき、災害応急対策の実施について県知事に応援を求める。

■要請事項

- ① 災害の状況
- ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- ⑥ その他必要な事項

2 県等への職員派遣の要請

総務部は、市長（本部長）の指示により、県、市町村、防災関係機関に対し、職員派遣の要請又は派遣のあつせんを求める。

(1) 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請

災害対策基本法第29条に基づき、指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請する。

(2) 県に対する職員派遣のあつせんの要請

災害対策基本法第30条に基づき、知事に対し指定地方行政機関の職員派遣を要請する。

(3) 県又は市町村に対する職員派遣の要請

地方自治法第252条の17に基づき、知事又は市町村長に対し職員の派遣を要請する。

■要請事項

- ① 派遣要請又は派遣のあつせんを求める理由
- ② 派遣要請又は派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他勤務条件
- ⑤ その他参考となるべき事項

(4) 災害対策職員派遣制度に基づく応援の要請

総務部は、県による災害対策職員派遣制度に基づく対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県（危機管理課）を通じて総務省に対し総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等

で編成し、被災市区町村に派遣されるチーム)の派遣を要請する。

また、同制度に基づく対口支援団体決定後において災害マネジメントについて支援を必要とする場合は、当該支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

3 他市町村への要請

(1) 応援の要求

総務部は、市長（本部長）の指示により、災害対策基本法第 67 条に基づき、他市町村等に応援を要請する。

(2) 協定に基づく要請

総務部は、市長（本部長）の指示により、あらかじめ締結された協定等に基づき、締結先の市町村等に応援を要請する。

※資料編 2 協定一覧

4 消防機関への要請

(1) 応援の要請（群馬県消防相互応援協定）

消防局長は、群馬県消防相互応援協定に基づき、協定締結先の消防機関に応援を要請する。

(2) 応援の要請（消防組織法第 44 条）

消防局長は、消防組織法第 44 条に基づき、知事を通じて消防庁長官に他の消防機関及び緊急消防援助隊の応援を要請する。

5 応援の受入れ

(1) 受入体制

総務部は、総合的な受入連絡窓口を総務部におき、応援隊等を受け入れるために、次の体制を確保する。

■受入体制

連絡窓口	総合的な窓口を総務部におく。 受け入れ後は、応援を受ける各班が対応する。
現場への案内	応援を受ける担当班
受入施設	高崎シティギャラリー・ロビー
食料、飲料水等	原則、自前で確保を要請する。 まかなえない場合は、市職員と同様の方法で食料、物資等の手配をする。

(2) 経費の負担

応援に要した費用は、原則として本市の負担とする。

6 撤収要請

総務部は、応援の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、要請先と協議の上、撤収要請を行う。

第4 自衛隊への災害派遣要請

〔方針・目標〕

- 県・自衛隊との通信連絡を保持し、円滑に自衛隊の災害派遣要請を行う。
- 自衛隊との連携を図るため、本庁舎内に自衛隊連絡室を設置し、市役所又は支所近くに野営地を設置する。

市担当部	総務部、協力部、救援部
関係機関	県、陸上自衛隊第12旅団

1 自衛隊の災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりである。

■災害派遣活動の範囲

<ol style="list-style-type: none"> ① 車両、航空機等による被害状況の把握 ② 避難者の誘導、輸送等避難のために必要がある場合の援助 ③ 行方不明者、負傷者等の捜索、救助 ④ 堤防等の決壊に対する水防活動 ⑤ 消防機関の消火活動への協力 ⑥ 道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去 ⑦ 被災者に対する応急治療、救護及び防疫並びに病虫害防除等の支援 ⑧ 通信支援 ⑨ 救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 ⑩ 被災者に対する給食、給水の支援 ⑪ 入浴支援 ⑫ 救援物資の支給又は貸付の支援 ⑬ 交通規制への支援 ⑭ その他災害の発生時において知事が必要と認め、自衛隊の対応が可能な事項
--

2 自衛隊派遣の要求

総務部は、市長（本部長）の指示を受け、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう知事に要求する。要求は、文書で行うが、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。

また、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、その旨及び当該市の地域に係る災害の状況を第12旅団長に通知し、当該通知を行ったときは、速やかにその旨を知事に通知する。

（参考）災害派遣実施の可否の判断3原則

人命又は財産を保護するため、自衛隊を派遣することについて、

公共性：公共の秩序を維持するという妥当性があること。

緊急性：差し迫った必要性があること。

非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと。

■要請事項

① 災害の状況及び派遣を要請する事由
② 派遣を希望する期間
③ 派遣を希望する区域及び活動内容
④ その他、参考となるべき事項
例) ・必要な車両、ヘリコプター、航空機、資機材 ・必要な人員、連絡場所及び連絡責任者

■最寄りの自衛隊連絡先

部隊名（駐屯地等）	所在地	電話番号
第12旅団司令部第3部 防衛班（相馬原）	〒370-3594 榛東村新井 1017-2	0279-54-2011 内線 2286、2287、2208(夜間) 防災行政無線 71-3242
第12後方支援隊第3科 （新町）	〒370-1394 高崎市新町 1080	0274-42-1121 内線 229

3 自衛隊の自主派遣

- (1) 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めるときは、当該要請を待たないで部隊等を派遣する。自主派遣の基準は、次のとおりである。

■自主派遣の基準

① 災害に際し、関係機関に対し当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
② 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
④ その他、災害に際し、前記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

- (2) 大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対処する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の県及び市町村は混乱していることを前提に、第12旅団長又は第12後方支援隊長は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

4 自衛隊の受入れ

総務部は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような対応を行う。応援を受ける各班は、資機材や自衛隊部隊を作業現地に案内するなど派遣された自衛隊の活動を支援する。また、連絡員を派遣して各班相互の連絡にあたる。

■自衛隊の受入体制

項目	内容
作業計画の作成	① 作業箇所及び作業内容 ② 作業の優先順位 ③ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ④ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	必要な資機材を確保する。
連絡窓口	① 本部から連絡員を派遣する。 ② 自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。
自衛隊連絡室	市役所第31会議室に設置する。
集結地候補地	市役所：もてなし広場、庁舎前広場、音楽センター前広場 倉渕：倉渕グラウンド 箕郷：ふれあい公園、みねはら公園、箕郷総合運動場 群馬：群馬総合運動場 新町：陸上自衛隊新町駐屯地 榛名：榛名中央グラウンド 吉井：陸上自衛隊吉井分屯地
ヘリコプター離発着場	倉賀野緑地、高崎ヘリポート、下豊岡運動広場ほか適地

5 派遣部隊の撤収要請

総務部は、市長（本部長）の指示により、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなると認めるときは、直ちに知事に対し、文書で撤収を要請する。ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。

6 費用負担区分

派遣部隊等の活動に要した費用のうち次の費用については、原則として市が負担する。これ以外の費用の負担区分については、市と自衛隊とで協議して定める。派遣部隊の活動が他市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村と協議して定める。

■費用の負担区分

① 宿泊施設の借上料
② 宿泊施設の汚物処理費用
③ 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金（ただし、自衛隊の装備品を稼働させるための通常必要とする燃料を除く。）
④ 災害派遣活動に係る資機材（自衛隊の装備品を除く。）の調達費用

※資料編6-1 自衛隊災害派遣の様式

第2節 情報収集・連絡及び通信の確保

第1 気象情報等の収集・連絡

〔方針・目標〕

- 県・気象台から伝達される市内の気象情報や河川情報等に注意し、被害が発生する前に初動活動がとれるよう災害情報を的確に把握する。

市担当部	総務部、協力部、救援部、消防部、各部
関係機関	県、県警察、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、高崎河川国道事務所、前橋地方気象台、東日本旅客鉄道(株)、上信電鉄(株)、東京電力パワーグリッド(株)、東日本電信電話(株)、消防団

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には特別警報が、重大な災害が起こるおそれのあるときには警報が、災害が起こるおそれのあるときには注意報が、市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

前橋地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、発表区域は、次表のとおりである。なお、発表基準は資料編に示す。

■特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるためによって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

■特別警報・警報・注意報の種類と概要

種類	種類	概要
特別警報	大雨	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。
	暴風雪	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると

第4章 風水害応急対策計画 第2節 情報収集・連絡及び通信の確保

		予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。
	霜	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。

(注)

ア 特別警報・警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。

イ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

ウ 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表する。

■発表区域（高崎市関係のみ）

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
群馬県	南部	高崎・藤岡地域	高崎市

2 気象業務法に基づく府県情報等

(1) 府県気象情報

前橋地方気象台が、台風、低気圧に伴う大雨や暴風等について、特別警報・警報・注意報の防災上の留意点を解説する等のため、必要に応じ発表する。

(2) 記録的短時間大雨情報

前橋地方気象台が、県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する（1時間に100mm以上の激しい雨を観測・解析した場合）。

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、県内に雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、前橋地方気象台が群馬県を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

3 気象業務法、災害対策基本法に基づく土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表されている際、土砂災害発生の危険性が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行うための支援と住民の自主避難の判断等にも利用できることを目的として、気象業務法、災害対策基本法に基づき、前橋地方気象台と群馬県県土整備部砂防課が共同で作成・発表する情報である。

(2) 土砂災害警戒情報の発表は、市町村単位で行われる。

(3) 土砂災害警戒情報は、大雨警報の伝達先と同じ関係機関に伝達する。

(4) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害の危険度を、降雨に基づいて判定し、発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものでないことに留意する。

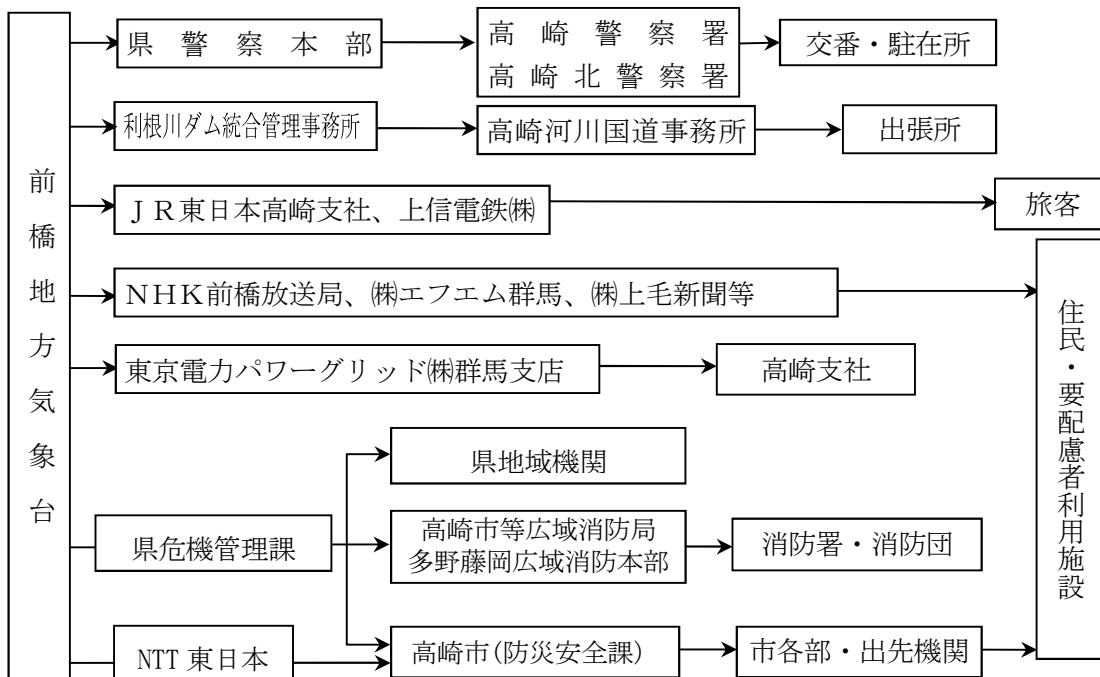
4 気象情報の伝達

(1) 総務部は、気象情報を監視し、警報等が発表されたときは、関係者等に安心ほっとメール等によりその旨を伝達する。警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まった場合には特別警報が発表されるが、特別警報が発表された際には、気象業務法第15条の2第4項により緊急速報メールや安心ほっとメール、防災行政無線等の様々な手段により直ちに市民等へ周知する。

(2) 高崎市に土砂災害警戒情報が発表された場合は、土砂災害等の危険箇所の住民等にその旨の伝達に努める。住民等への伝達方法は、第4章・第7節・第1の「2 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等」による。

(3) 警報等の発表が勤務時間外にされた場合には、本庁舎中央監視センター職員が受領し、防災安全課長（本部班長）に連絡する。

■気象警報・注意報等の伝達系統



5 消防法に基づく火災気象通報

- (1) 前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき当該状況を県(危機管理課)に通報するものとする。
- (2) 火災気象通報は、次のいずれかの条件に該当したときに行うものとする。
 - ア 実効湿度が50%以下で最小湿度が25%以下になる見込みのとき。(乾燥注意報の発表基準と同じ。)
 - イ 平均風速が13m/s以上になる見込みのとき。(強風注意報の発表基準と同じ。ただし降雨、降雪中又はまもなく降り出すと予想されるときは通報しないことがある。)
 - ウ 実効湿度が60%以下で最小湿度が35%以下になり、平均風速が8m/s以上になる見込みのとき。
- (3) 火災気象通報は、注意報・警報の地域区分に従い、県の「全域」、「南部」及び「北部」の区分により行うものとする。
- (4) 消防部等は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき、必要に応じ火災警報を発するものとする。

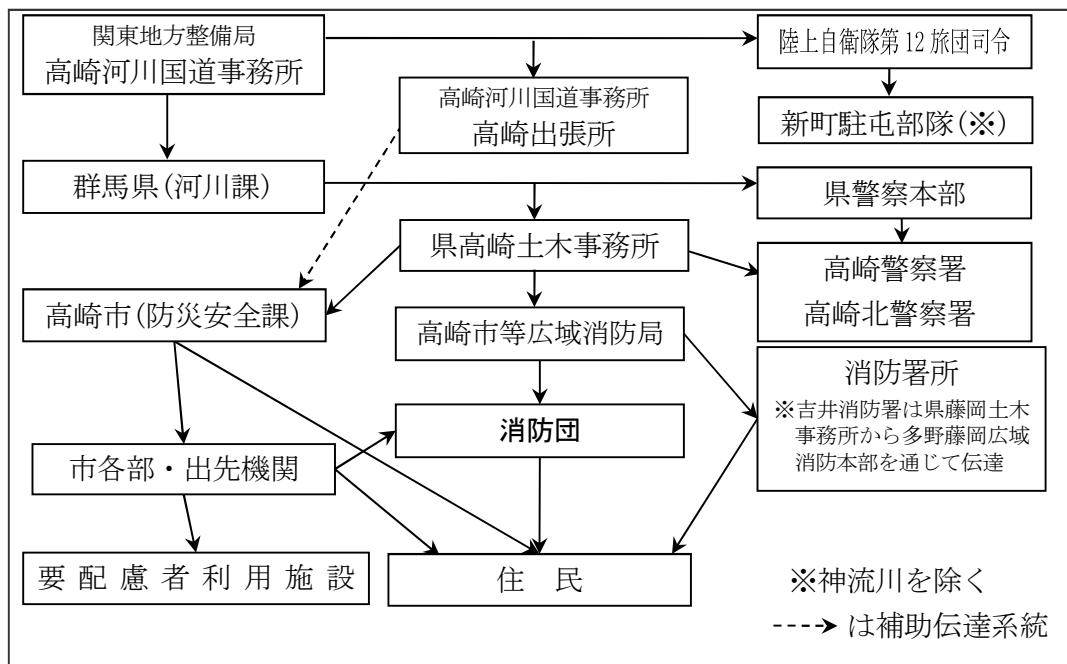
6 洪水予報・はん濫警戒情報・水防警報

国土交通省と気象庁が共同で、烏川(烏川・鐺川・碓氷川)、神流川の洪水予報を発表した場合、及び群馬県が利根川、烏川、井野川、榛名白川、鐺川、碓氷川のはん濫警戒情報又は水防警報、もしくはダム放流通報を発表した場合、総務部及び関係機関は、次の系統で情報を伝達する。なお、水防法による浸水想定区域内の住民等への伝達は、第4章・第7節・第1の「2 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等」による。また、水防警報、ダム放流通報の伝達方法等のその他必要な事項は、高崎市水防計画の定めるところによる。

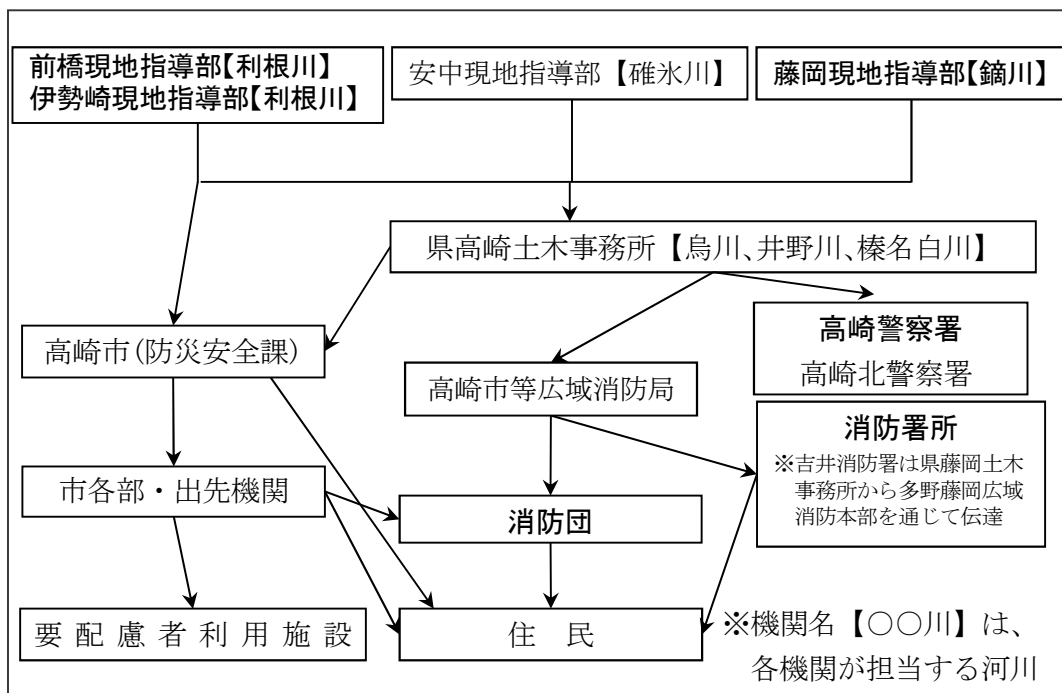
■洪水予報・はん濫警戒情報の種類

水位危険度のレベル	洪水予報の標題 [洪水予報の種類]	水位の名称	市・住民の行動等
レベル5	はん濫発生情報 [洪水警報]	氾濫開始相当水位	逃げ遅れた住民の救助等 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
レベル4	はん濫危険情報 [洪水警報]	はん濫危険水位	住民の避難完了
レベル3	はん濫警戒情報 [洪水警報]	避難判断水位	市は高齢者等避難の発令を判断 住民は避難を判断
レベル2	はん濫注意情報 [洪水注意報]	はん濫注意水位	水防団出動
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	水防団待機

■烏川（烏川・鐺川・碓氷川）、神流川(国管理区間)の洪水予報伝達系統



■利根川、鍬川、碓氷川、烏川、井野川、榛名白川(県管理区間)のはん濫警戒情報伝達系統



7 水防活動用警報等

前橋地方気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を関東地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

発表する警報、注意報の種類及び概要は次のとおりであり、水防活動の利用に適合する(水防活動用)警報及び注意報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概要
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたときに発表される
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

※資料編5-3 気象注意報・警報・特別警報の基準

第2 災害情報の収集・連絡

〔方針・目標〕

- 災害対策本部を設置した場合は、必要に応じ本庁舎第31会議室を情報収集の拠点とする。
- 災害初期は、登庁・参集職員による途上の情報、庁舎カメラ映像情報、テレビ・ラジオ等の情報、支所情報（優先電話、衛星携帯電話等）を収集する。
- 情報は災害対策本部に集約し、適宜、県、国に報告する。

市担当部	総務部、協力部、救援部、支所部、消防部、各部
関係機関	県、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、前橋地方气象台、消防団、女性防火クラブ、自主防災組織

1 災害情報の収集

(1) 災害対策本部における情報の収集

総務部は、次の方法で災害情報を収集する。特に、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市内で安否不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

- ① 登庁・参集職員による途上の見聞情報
- ② 庁舎カメラ映像
- ③ テレビ、ラジオ情報
- ④ 職員巡回による情報
- ⑤ 消防団、女性防火クラブ、自主防災組織等からの情報

(2) 災害対策本部地方部における情報の収集

災害対策本部地方部は、該当地区の災害状況を調査把握し、災害対策本部に伝達する。

(3) 消防部等における情報の収集

消防部等は、119番通報による災害情報を取りまとめるほか、必要に応じ消防職員を現地に派遣して情報の収集に当たる。また、人的被害については医療機関に照会して確認する。

(4) 主な情報収集担当機関

主な情報収集担当機関は次表のとおりである。

なお、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路管理者、ライフライン事業者、その他防災関係機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県の関係課・事務所、国の関係事務所等に連絡するものとする。

また、総務部は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

区分	第一次的な情報収集機関	市の担当部署	県の担当部署
人的被害 家屋被害	総務部、高崎警察署、高崎北警察署、消防部、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部	総務部	高崎行政県税事務所 危機管理課

第4章 風水害応急対策計画 第2節 情報収集・連絡及び通信の確保

区分	第一次的な情報収集機関	市の担当部署	県の担当部署
火災	消防部、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部	消防部、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部	高崎行政県税事務所 消防保安課
文教施設	市立…教育部 私立…県学事法制課 県立…県教育委員会	教育部	西部教育事務所 教育委員会
病院	保健医療部 安中保健福祉事務所	保健医療部	安中保健福祉事務所 医務課
社会福祉施設	福祉部	福祉部	健康福祉課
道路・橋梁	高崎河川国道事務所 高崎土木事務所 建設部	建設部	高崎土木事務所 道路管理課
河川	高崎河川国道事務所 高崎土木事務所	建設部	高崎土木事務所 河川課
砂防設備	利根川水系砂防事務所 高崎土木事務所	建設部	高崎土木事務所 砂防課
地滑り 防止施設	利根川水系砂防事務所 群馬森林管理署 高崎土木事務所 西部環境森林事務所 西部農業事務所	建設部 農政部	高崎土木事務所 砂防課 西部環境森林事務所 森林保全課 西部農業事務所 農村整備課
急傾斜地崩壊 防止施設	高崎土木事務所	建設部	高崎土木事務所 砂防課
清掃施設	環境部	環境部	西部環境森林事務所 廃棄物・リサイクル課
鉄道	鉄道事業者	市民部	危機管理課 交通政策課
水道	水道部	水道部	安中保健福祉事務所 食品・生活衛生課
電話	電気通信事業者	総務部	危機管理課
都市ガス	都市ガス事業者	総務部	産業政策課
LPガス	LPガス事業者	総務部	消防保安課
電気	電気事業者	総務部	危機管理課
ブロック塀	建設部	建設部	高崎行政県税事務所 危機管理課
農水産業	農政部	農政部	西部農業事務所 技術支援課 農村整備課 蚕糸園芸課 農業構造政策課
林業	農政部 西部環境森林事務所	農政部	西部環境森林事務所 林業振興課 森林保全課
商業・工業	商工観光部 商工会議所	商工観光部	高崎行政県税事務所 地域企業支援課 産業政策課

2 災害情報の連絡

(1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

総務部は、収集した被害情報を次の要領で県に報告する。

「災害報告要領」(昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知)及び「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに高崎行政県税事務所を経由して県危機管理課に報告する。

この際、高崎行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は、県危機管理課に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

なお、高崎行政県税事務所は、被害の拡大が予想されるときは、職員を市に派遣し市からの連絡に遺漏がないよう配慮することとなっている。応援の必要性については、時機を逸することなく連絡する。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡する。

具体的な報告方法は次による。

ア 災害概況即報

災害を覚知後30分以内に「火災・災害等即報要領」第4号様式(その1)により報告する。

イ 被害状況即報

災害概況即報の後、「火災・災害等即報要領」第4号様式(その2)により報告する。報告の頻度は次による。

(ア) 第1報は、被害状況を確認し次第報告

(イ) 第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告

人的被害に変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告

(ウ) 災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告

ウ 災害確定報告

応急対策を終了した後、10日以内に「災害報告取扱要領」により報告する。

(2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

各部は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課、関係地域機関又はその他関係機関に連絡する。

3 被害情報の整理

(1) 被害情報の記録

各部は、被害情報を災害対策本部に集約し記録を整理する。また、地理情報システムを活用して災害・被害情報のデータベース化に努める。

(2) 災害関連業務を支援するシステムの活用

総務部は、被災状況の管理や罹災証明書の発行、各種義援金の交付処理等を総合的に管理するため、災害関連業務を支援するシステムを活用することにより業務の円滑化を図る。

4 消防部等における災害情報の連絡

消防部等は、把握した災害情報を市災害対策本部及び県に報告する。

なお、119番通報が殺到したときは、「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)の規定に基づき、その状況を直ちに県に報告するとともに、消防庁に直接報告する。

■消防庁への連絡先

平日（9：30～18：30） 応急対策室	NTT回線：電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 消防防災無線：電話 7527 FAX7537 地域衛星通信ネットワーク：電話 048-500-90-49013 FAX 048-500-90-49033
休日・夜間（上記以外） 宿直室	NTT回線：電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553 消防防災無線：電話 7782 FAX7789 地域衛星通信ネットワーク：電話 048-500-90-49102 FAX 048-500-90-49036

※資料編4－1 防災関係機関

※資料編6－2 県報告様式

第3 通信手段の確保

〔方針・目標〕

- 災害時は一般電話が途絶する可能性があるため、緊急時は衛星携帯電話、防災行政無線（移動系）、災害時優先電話により本部、支所、現場との連絡手段とする。

市担当部	総務部、協力部、救援部、財務部、支所部
関係機関	県、自衛隊、県警察、前橋地方気象台、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、東京電力パワーグリッド(株)、東日本旅客鉄道(株)、上信電鉄(株)、日本アマチュア無線連盟群馬県支部

1 災害対策本部の通信施設

災害時には、次の通信施設を活用する。

総務部は、災害発生後、災害対策本部室に通信機器を集め機能確認を行う。また、移動系無線機の貸し出し等の管理を行う。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

財務部及び支所部は、停電等の支障が生じている場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。

■通信施設

主な通信手段	主な通信区間
一般加入電話・FAX	災害対策本部～支所、防災関係機関との連絡
災害時優先電話	
地域衛星通信ネットワーク (財)自治体衛星通信機構	災害対策本部～全国自治体・防災関係機関等
県防災行政無線等	災害対策本部～県・近隣市・防災関係機関
市防災行政無線（同報系）	災害対策本部地方部～当該支所管内
市防災行政無線（移動系）	災害対策本部～現場
衛星携帯電話	災害対策本部～支所
電子メール	災害対策本部～市民・職員
MCA無線	災害対策本部～支所・現場

2 災害時優先電話の利用

総務部は、災害時の救援、復旧等に必要重要な重要通信を確保するためにNTT電話サービスであらかじめ登録された災害時優先電話を利用し、通信手段の確保・運用を行う。

3 他機関が保有する通信施設の利用

(1) 専用通信施設の利用

災害対策基本法に基づいて、電話等の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、他機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信施設等を利用することができる。

根拠	利用設備等	通信内容
第 57 条	警察通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、鉄道通信設備、鉱業通信設備、消防通信設備、自衛隊通信設備、気象官署通信設備、電気事業通信設備	緊急を要する通知、要請、伝達又は警告
	放送事業者の放送	緊急を要する通知、要請、伝達又は警告
第 79 条	(第 57 条に同じ)	応急措置の実施に必要な緊急を要する通信

(2) 非常無線通信の利用

地震、台風、洪水、雪害、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第 52 条の規定に基づいて関東地方非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局で非常通信を行うことができる。

(3) アマチュア無線の利用

日本アマチュア無線連盟群馬県支部に無線通信の発受を依頼する。

(4) 衛星携帯電話の利用

東日本電信電話株等の通信事業者が災害対策用として保有する衛星携帯電話の貸出しを依頼する。

第3節 被災者等への的確な情報伝達活動

第1 広報活動

〔方針・目標〕

- 警戒段階から安心ほっとメール、ラジオ高崎、Twitter、Facebook、広報車や災害緊急連絡網（町内会連絡網）、災害専用電話、災害時電話・FAXサービス等により正確な情報を伝え不安の解消を図る。3日目以降は、市ホームページへの情報の掲示や災害広報の発行などを行う。
- 災害緊急連絡網（町内会連絡網）等の地域における情報伝達体制は、地域の実情により差異があり様々な形態が考えられるため、その実情に応じた体制整備を行う。
- 通信の輻そう等により緊急情報の提供が困難な場合に備え、多様な手段で緊急情報の提供を行うため Twitter や Facebook を活用する。
- 市民が市の提供する緊急情報を必要な時に容易に入手できるように、市は覚えやすい電話番号を確保し、電話により緊急情報を提供する災害専用電話を整備する。
- 避難指示等の避難情報を情報弱者等へ確実に伝達するため、災害時電話・FAXサービスの普及に努め、その活用を図る。
- 外国人への支援として市役所に災害多言語支援センターの設置に努め、通訳ボランティアによる相談等の支援を行う。

市担当部	総務部、支所部
関係機関	(株)ラジオ高崎等

1 広報活動

総務部は、次の方法により市民等に災害広報を行う。

(1) 広報内容

広報内容は、概ね次のとおりである。

■ 広報内容

1) 警戒段階

- | | |
|-------------------------------------|---------------------|
| ① 待機・準備の呼び掛け、高齢者等避難又は避難指示 | |
| ② 台風・気象情報 | ③ 河川情報（水位、水門の操作状況等） |
| ④ 各種警報 | ⑤ 避難情報 |
| ⑥ 災害対策の状況（対策本部、水防活動、通行規制の状況・予定等） | |
| ⑦ 被害状況（浸水、土砂災害等） | ⑧ 道路・交通状況（渋滞、通行規制等） |
| ⑨ 公共交通機関の運行状況 | |
| ⑩ ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内等） | |

2) 災害発生直後（災害発生時から3日目まで）

- | | |
|----------------|----------------|
| ① 災害の発生状況 | ② 崖崩れ等に関する情報 |
| ③ 災害対策本部の設置 | ④ 安否情報 |
| ⑤ 被害状況の概要 | ⑥ 避難所等の情報 |
| ⑦ 救援活動の状況 | ⑧ 二次災害防止に関する情報 |
| ⑨ 災害応急対策の実施状況 | ⑩ 医療機関の活動状況 |
| ⑪ 水・食料等の物資供給状況 | ⑫ ボランティア受け入れ情報 |

- ⑬ 「災害用伝言ダイヤル(171)」や携帯電話・PHSによる「災害用伝言板」、
「災害用ブロードバンド伝言板(web171)」の利用について周知
- 3) 生活再開時(災害発生4日目から10日目まで)
- ① ライフラインの被害状況と復旧見込
 - ② 仮設住宅の設置、入居の情報
 - ③ 生活必需品の供給状況
 - ④ 道路・交通情報
 - ⑤ 医療情報
 - ⑥ 教育関連情報
 - ⑦ 災害ごみの処理方法
 - ⑧ 相談窓口の開設状況
 - ⑨ 被災地からのホームページ等を用いた情報発信(災害規模、被害総額等)
 - ⑩ 生活必需品を扱う店舗の営業状況
- 4) 復興期(災害発生10日目以降)
- ① 罹災証明・義援金の受付手続き情報
 - ② 各種減免措置等の状況
 - ③ 各種貸付・融資制度情報
 - ④ 復興関連情報
 - ⑤ 被災地からのホームページ等を用いた情報発信(復興状況等)

(2) 広報媒体

広報媒体は、概ね次のとおりである。特に、ホームページへの掲示については、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイトの設置に努める。また、被災者生活支援に関する情報については紙媒体での情報提供に努める。

■広報媒体

- ① 災害緊急連絡網(町内会連絡網)
- ② 広報車による巡回放送
- ③ 安心ほっとメールによる配信
- ④ ラジオ高崎による放送
- ⑤ ホームページへの掲示
- ⑥ 災害広報紙の発行
- ⑦ 避難所、公共施設等の掲示板
- ⑧ 防災情報放送システム及び防災行政無線(同報系)による放送
- ⑨ 携帯電話事業者が提供する緊急速報メール
- ⑩ Twitter、Facebook
- ⑪ 災害専用電話
- ⑫ Lアラート(災害情報共有システム)
- ⑬ 災害時電話・FAXサービス

2 避難所での広報活動

総務部は、避難所担当と連携して広報を行う。広報に当たっては、避難所自治組織、ボランティア等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

なお、障害者、高齢者、外国人等情報の入手が困難な避難者に十分配慮する。

■避難場所での広報

- ① 災害広報紙の配布
- ② 避難所広報板の設置
- ③ 避難所自治組織による口頭伝達

3 災害時における要配慮者への広報

総務部は、要配慮者に対し、広報内容を理解できるよう住民組織による伝達などを要請する。

また、市役所に災害多言語支援センターの設置に努め、通訳ボランティアによる外国人の相談や広報などを実施する。

4 情報の入手が困難な者への配慮

総務部は、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、所在を把握できる広域避難者、帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、情報伝達できるよう配慮する。

5 報道機関への発表

(1) 記者発表

総務部は、市役所に報道センターを設置し、掲示板への情報の掲示や定期的な記者発表を行い、情報及び必要な資料を提供する。

(2) 取材活動への要請

総務部は、取材殺到により市の災害対策活動に支障が生じる場合は、幹事社等による代表取材のみとし、関係者以外の災害対策本部内への立入、取材を原則的に禁止するよう要請する。

また、避難者への取材は、個人情報等の配慮をするように要請する。

第2 広聴活動

市担当部	総務部、市民部、支所部
関係機関	

1 市民相談

市民部は、市民からの問い合わせ、各種申請及び生活相談に対応するため、市役所、支所に災害相談窓口を設置する。

相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。

■相談窓口の内容

① 罹災証明（被災家屋調査等）	② 仮設住宅等
③ ペット関係（ペット、死亡獣畜、放浪動物）	④ 仮設トイレ
⑤ 義援金（義援金受入）	⑥ 学校関係
⑦ 公共交通機関情報（バス輸送等）	⑧ 生活資金等
⑨ 苦情受付	⑩ その他相談

2 広聴活動

総務部は、高齢者等の市民が覚えやすい電話番号を確保し、市民からの様々な問合せを一括して対応する24時間対応の災害相談窓口での相談活動を通じて、被災者の要望等の収集を行い、関係各部に伝達する。

3 安否情報の提供

総務部は県（危機管理課）とともに、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第4節 災害の警戒防ぎよ、二次災害の防止活動

〔方針・目標〕

- 降水量の増加に伴い、ハザードマップ等を参考に市内の道路パトロールを行う。また、土砂災害等の危険箇所、河川、排水路の状況を点検し、危険がある場合は応急措置等を行う。
- 二次災害を防止するため、状況に応じ造成地等の宅地の危険度判定を実施する。

市担当部	建設部、都市整備部、支所部、消防部
関係機関	県、県警察、高崎土木事務所、高崎河川国道事務所、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、農業用排水施設・水門・水路等の管理者、消防団

第1 洪水・土砂災害対策

1 警戒・防ぎよ活動

(1) パトロール

建設部は、市内のパトロール、河川管理者、消防団、警察等からの情報収集により、市内の浸水や土砂災害等の状況を把握する。

災害発生の危険がある場合は、付近住民への呼びかけ、通行の制限等を行う。また、浸水、土砂災害等を発見した場合は、被災者の有無の確認、消防部等への通報を行う。

(2) 水防活動

消防部等は、高崎市水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに応急対策として水防活動を実施するものとする。また、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施するよう努める。

河川管理者（高崎河川国道事務所、高崎土木事務所）、農業用排水施設管理者、水門等の管理者は、洪水の発生が予想される場合、高崎市水防計画に基づいて、適切な措置を講じる。

(3) 災害の拡大防止活動

警戒・防ぎよ活動にあたる者は、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じるものとする。

(4) 二次災害の防止活動

警戒・防ぎよ活動にあたる者は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。

2 浸水被害の拡大防止

(1) 建設部は、浸水被害が発生したときは、被害の拡大を防止するため、必要に応じて排水対策を実施する。

(2) 建設部及び本市の水防協力団体は、備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、上下水道事業管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供を依頼する。

(3) 河川管理者、農業用排水施設管理者、水門・水路等の管理者は、被害の拡大を防止するため、被害を受けた堤防等の応急復旧を行う。

3 土砂災害の拡大防止

県及び建設部は、専門技術者等を活用して土砂災害の危険性がある箇所の点検を行い、危険性が高い箇所について、関係機関や住民に周知を図り、警戒や避難について適切に対処する。

また、土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等を行う。

4 被災宅地の二次災害対策

(1) 危険度判定実施体制の確保

建設部は、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図り、判定資機材、ステッカー、調査区域の分担などの準備を行うとともに、県等を通じて被災宅地危険度判定士の派遣を要請して判定を実施する。

(2) 危険度判定の実施

被災した宅地の二次災害を軽減・防止し、住民の安全の確保を図るために斜面造成宅地の危険度判定を行う。「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」による判定、「擁壁・のり面等被害状況調査・危険度判定票作成の手引き」による調査票の作成を行う。判定結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

5 空家の二次災害対策

建設部は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。ただし、文化財的な価値のある歴史的建造物については慎重な対応が必要なため、教育部と情報を共有するものとする。

※資料編3 災害危険区域等

第2 風害対策

1 竜巻等突風に関する情報の伝達

総務部は、竜巻注意報情報が発表された場合、安心ほっとメール等により市民へ情報を伝達する。

2 風倒木による二次災害の防止

道路管理者は、風倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じ道路における風倒木の除去など応急対策を講じる。

3 竜巻等突風への対応

実際に竜巻等が間近に迫った場合、竜巻等による飛散物が凶器となることから、飛散物から身を守ることを考えた行動をとることが重要であり、すぐに身を守るための行動をとる必要がある。

このため、竜巻等の特徴を確認した者は、周囲の状況に応じて直ちに身の安全を確保するものとする。

(1) 竜巻が間近に迫った時の特徴

- ・雲の底から地上に伸びる漏斗状の雲が目撃される
- ・飛散物が筒状に舞い上がる
- ・ゴーというジェット機のような轟音がする
- ・気圧の変化で耳に異常を感じる

(2) 竜巻が間近に迫った場合の身の守り方

① 住宅内での対応

- ・窓から離れる
- ・地下室か最下階へ移動する
- ・できるだけ家の中心部に近い窓のない部屋に移動する
- ・顔を下に向け、できるだけ低くかがんで、両腕で頭と首を守る

② オフィスビル・病院・高層ビルなどでの対応

- ・窓のない部屋や廊下等へ移動する。ガラスのある場所からは離れる
- ・ビル内部の階段室も避難場所となる。その際、可能なら下の階へ移動する
- ・顔を下に向け、できるだけ低くかがんで、両腕で頭と首を守る
- ・エレベーターは停止するおそれがあるので乗らない

③ 外にいる時の対応

- ・近くの頑丈な建物に避難する
- ・そのような建物が無ければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうづくまる
- ・強い竜巻の場合は、樹木や自動車などであっても飛ばされるおそれがあるので、自動車の中などでも頭を抱えてうづくまる姿勢をとることが必要である

第5節 救急・救助、医療活動

第1 救急・救助活動

〔方針・目標〕

- 被災者の救出、搬送などは、地域住民や自主防災組織と連携して行う。
- 多数の要救助者が予想される場合は、広域消防応援、緊急消防援助隊の派遣を求め、活動にあたる。

市担当部	消防部、総務部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、県、県警察、自衛隊、消防団、高崎土木建築業協同組合、自主防災組織

1 住民・自主防災組織及び事業所による救急・救助活動

住民は、自らの身の安全の確保、家族や近隣住民の被災状況を確認する。また、住民同士や自主防災組織による被災者の救出、応急処置等に努める。

救急・救助活動に必要な資機材は、自ら所有する資機材を使用するほか、市や高崎行政県税事務所等の資機材の貸し出しを受ける。

なお、消防、警察等による救急・救助活動に協力する。

2 消防部等による救急・救助活動

消防部等は、次の要領で救急・救助活動を実施する。

(1) 救急・救助活動の原則

- ア 直ちに救急・救助体制を整えて必要な活動を行う。
- イ 生存者の救出を最優先に人員を投入する。
- ウ 要救助者が多数いる場合は、救命を必要とする者を優先する。
- エ 重機类等資機材を有効に活用する。
- オ 要救助案件が多発し多数の救助隊が活動する場合は、各隊相互間の連絡を密にし、情報を共有するとともに役割分担及び携行資機材を調整するなどして効率的な救助活動を行う。

(2) 活動要領

ア 救助対象の状況把握

消防部等は、次の事項について被災地域の情報を収集し、実態の把握に努める。

- ① 医療機関の被害状況及び道路、橋梁等の被害状況に伴う危険度
- ② 建築物の倒壊状況
- ③ 多数の負傷者及び要救助者が発生した地域
- ④ 車両部隊の出動可否と通行可能道路
- ⑤ その他救急、救助活動上必要な事項

イ 救助活動

救助隊を編成し、被害状況等を考慮し、緊急度に応じて救助現場に派遣する。

ウ 傷病者の搬送

災害状況及び通行可能道路並びに医療機関等の受入可否を総合的に判断し、医療機関等に搬送する。搬送した傷病者及び病床数については、常に把握し搬送に支障のないように努める。

また、道路等の途絶により救急車等の搬送が困難な場合は、ヘリコプターの出動を県に要請する。

エ 道路障害等により救急車が出動不能時の活動

担架隊を編成し、重傷者を優先して救護所又は安全な場所へ搬送する。要搬送者が多数の場合は、付近住民の協力を求める。

オ 重機類の活用

協定に基づき、高崎土木建築業協同組合に重機の出動を要請する。

3 応援要請

消防部等は、必要に応じ広域応援協定等に基づき他の消防機関に応援を求め、又は消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関(「緊急消防援助隊」を含む。)の派遣を要請するよう知事(消防保安課)に求める。

また、災害救助犬の派遣団体から救助チームの派遣について申し出があったときは、積極的に受け入れる。

4 サイレントタイムの導入

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合は、消防部等は、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請する。

5 関係機関の連携

- (1) 消防機関、警察、自衛隊は、救急・救助活動が円滑かつ効率的に行われるよう、情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動する。この際、必要に応じ、関係機関で構成する調整会議を設置し、効果的な救急・救助、消火活動等に資する情報(要救助者の発見場所、安否不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等)の共有及び調整を行うものとする。また、要救助者の迅速な把握のため、関係機関と連携し安否不明者について情報収集に努める。県は要救助者の迅速な把握、救助活動の効率化のために氏名等公表や安否情報の収集・精査等を行うが、それらに必要な情報を提供することで、速やかな安否情報の絞り込みを行う。なお、上記に備え、関係機関であらかじめ一連の手続き等について整理し、それぞれが担う役割や手続き等について明確にするよう努める。
- (2) 災害現場で活動する消防・警察・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行うものとする。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。
- (3) 総務部は道の駅等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行う。

6 資機材の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとし、資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力等により確保するものとする。

7 感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

8 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

また、消防部等は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第2 医療活動

〔方針・目標〕

- 高崎地域及び各支所地域に基幹救護所を設置し、傷病者の受け入れ、トリアージ等を行う。重症傷病者は、災害拠点病院等に搬送する。
- 救出現場から救護所までの搬送は、住民、自主防災組織によって行い、救護所から緊急搬送病院までは救急車、ヘリコプターにて行うことを原則とする。

市担当部	保健医療部、福祉部、支所部、消防部
関係機関	県、自衛隊、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、高崎市医師会、群馬郡医師会、藤岡多野医師会新町分区・吉井分区、高崎市歯科医師会、藤岡多野歯科医師会、高崎市薬剤師会、日本赤十字社群馬県支部、消防団

1 被災地域内の医療機関による医療活動

被災地域内の医療機関は、次により医療活動を行う。

- (1) 来院した傷病者又は搬送された傷病者に対し治療を施す。
- (2) 病院建物、医療設備等が被害を受けたときは、応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対し応急復旧の要請を行い、機能の回復に全力を尽くす。
- (3) 医療機能の低下により傷病者の受入れができなくなった場合、又はより設備の整った医療機関に傷病者を転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講じる。
- (4) 転送先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。
- (5) 傷病者の転送に当たっては、必要に応じ、市又は県に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。
- (6) 医療施設の診療状況等の情報を広域災害救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行う。

2 救護所の設置及び救護班の派遣

(1) 医療体制

保健医療部は、日本赤十字社群馬県支部現地対策本部の設置に協力するとともに、日本赤十字社群馬県支部、消防部等、医師会等と連携して応急医療活動を行う。

(2) 救護所の設置

保健医療部は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、救護所を設置する。救護所の設置予定場所は各小学校とし、必要に応じて設置する。

(3) 救護班の派遣

保健医療部は、医師会、歯科医師会、薬剤師会に救護班の編成を要請し、救護所に派遣する。また、日本赤十字社群馬県支部又は県に対し、救護班（災害派遣医療チーム（群馬DMAT）等）の派遣を要請する。

(4) 救護所での活動

救護所では、次の医療活動を行う。

■ 救護所での活動

- | |
|---|
| ① 傷病者の応急手当
② 負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ）
③ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
④ 転送困難な患者に対する医療の実施
⑤ 死亡の確認
⑥ 緊急時の助産 |
|---|

3 救急救命士による救急救命処置

救急救命士の資格を持つ消防職員、看護師等は、傷病者の救護又は搬送に当たり、当該傷病者の症状が著しく悪化するおそれがあり、又は生命が危険な状態にあるときは、医師の診療を受けるまでの間に、気道の確保、心拍の回復等の救急救命処置を施すものとする。

4 医療施設の確保及び搬送

(1) 医療施設の確保

保健医療部は、重症傷病者を市内の救急告示医療機関又は災害拠点病院に受け入れするよう要請する。

(2) 医療施設への搬送

救護所から救急告示医療機関又は災害拠点病院へは救急車で搬送する。交通の状況により救急車で搬送が困難な場合は、ヘリコプターでの搬送を県、自衛隊に要請する。

■ 救急告示医療機関及び災害拠点病院

救急告示 医療機関 (R4. 10. 31 現在)	井上病院、希望館病院、黒沢病院、高崎総合医療センター、サンピエール病院、第一病院、高崎中央病院、野口病院、日高病院、真木病院、関越中央病院、中央群馬脳神経外科病院、榛名荘病院、高瀬記念病院、榛名荘病院附属高崎診療所はるな脳外科、高崎ハートホスピタル、公立碓氷病院、松井田病院、須藤病院
災害拠点病院	○基幹災害拠点病院：前橋赤十字病院 ○地域災害拠点病院：高崎総合医療センター、群馬県済生会前橋病院、日高病院、渋川医療センター、公立藤岡総合病院、公立富岡総合病院、原町赤十字病院、沼田病院、利根中央病院、伊勢崎市民病院、伊勢崎佐波医師会病院、桐生厚生総合病院、太田記念病院、館林厚生病院、群馬中央病院、群馬大学医学部附属病院

5 災害拠点病院の役割

(1) 災害拠点病院は、医療活動の中心として次の活動を行うものとする。

- ① 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療
- ② 自己完結型の救護チームの派遣
- ③ 地域の医療機関への応急用資機材の貸出し

(2) 災害拠点病院は、他の医療機関との関係において次の活動を行うものとする。

- ① 相互に密接な情報交換
- ② 必要に応じた他の医療機関等への協力要請
- ③ 傷病者の振り分け
- ④ 救護チーム派遣の共同実施

6 群馬DMATの活動

(1) 群馬DMATは、災害急性期における救命治療を目的として、次の活動を行うものとする。

- ① 災害現場における医療情報の収集及び伝達
- ② 災害現場におけるトリアージ並びに応急治療及び搬送等
- ③ 広域搬送基地医療施設等での医療支援
- ④ 他の医療従事者に対する医療支援
- ⑤ その他災害現場における救命活動に必要な措置

7 被災地域外での医療活動

- (1) 保健医療部又は医療機関は、被災地域内の医療機関の施設が被災し、十分な機能を確保できないと認められる場合、又は多数の負傷者が生じ被災地域内での医療機関で対応できない場合は、被災地域外の医療機関に対し後方医療活動の要請をするよう、県に求める。
- (2) 県は、後方支援医療機関の確保を行い、確保された医療機関に関する情報を連絡する。
- (3) 後方支援医療機関への傷病者の搬送については、ヘリコプターを活用するとともに、車両で搬送する場合は、県及び県警察は、緊急通行車両として特段の配慮を行うものとする。

8 被災者のこころのケア対策

- (1) 保健医療部は、県（障害政策課）、関係機関、関係団体等と連携し、災害による被災者のストレスケア等を迅速かつ的確に提供するため以下の活動を行う。
 - ① こころの健康危機に関する被災情報の収集と提供
 - ② こころのケア対策現地拠点の設置
 - ③ 精神科医療の確保
 - ④ 災害時のこころのケアの専門職からなる「こころのケアチーム」の派遣と災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣及び受入れ
 - ⑤ こころのホットラインの設置と対応
 - ⑥ その他災害時のこころのケア活動に必要な措置
- (2) 保健医療部は、必要に応じて県を通じ、国（厚生労働省）及び被災地域外の都道府県に対して、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の編成及び協力を要請する。

9 医薬品及び医療資器材の確保

- (1) 医薬品・医療資器材の確保
救護所では、医師等が持参する医薬品を使用する。不足する場合、薬剤師会等に要請する。
市で調達が困難なときは、県に要請する。

(2) 血液製剤等の確保

輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、群馬県赤十字血液センターに要請する。
また、必要に応じて市民へ献血の呼びかけを行う。

11 慢性疾患患者等への対応

保健医療部及び福祉部は、人工透析患者等の慢性疾患患者への医療を確保するため、人工透析患者等の把握、対応可能な医療機関の把握、患者の搬送、情報の周知等を行う。

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1 交通の確保

〔方針・目標〕

- 国道・県道の道路管理者と連携して、市内の道路・橋梁が通行可能かどうか把握する。
- 緊急輸送道路の開放及び孤立集落の解消をめざして、障害物の除去及び応急復旧工事を行う。
- ヘリコプターによる輸送に対応するため、候補地を点検し、使用可能な状態に整備する。

市担当部	建設部、支所部、総務部、協力部、救援部、都市整備部、市民部、商工観光部
関係機関	高崎河川国道事務所、高崎土木事務所、県警察、東日本旅客鉄道(株)、上信電鉄(株)、(株)群馬バス、関越交通(株)、群馬中央バス(株)、事業者

1 交通状況の把握

道路管理者は、通行可能な道路を迅速に把握して、県及び県警察に連絡する。

2 交通規制等の実施

(1) 警察の交通規制

県警察は、緊急輸送を確保するため必要な場合は、県（道路企画管理課・危機管理課）及び市町村と協議の上（協議するいとまがないときは省き）、あらかじめ指定された緊急輸送道路を参考に、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、通行禁止区域等を決定し、交通規制を実施する。

この場合、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合は、隣接県警察の協力を求め、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

(2) 県警察は、交通規制を実施したときは、直ちに県（道路企画管理課・危機管理課）、市町村その他の関係機関に連絡するとともに、テレビ、ラジオ、看板、交通情報板等により住民等に周知徹底を図る。市の交通規制

建設部は、市管理道路について、道路法第46条に基づき、道路の浸水、土砂の堆積、破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。その場合は、県警察及び道路管理者等と相互に密接に連絡をとるものとする。

3 災害対策基本法に基づく車両の移動

(1) 警察による措置

ア 警察官（警察官がその場にはいないときは消防吏員又は自衛官）は、緊急輸送道路における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要があるときは、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき、道路上の車両その他の物件を道路外の場所に移動させる措置をとるよう、当該物件の占有者、所有者又は管理者に命じるものとする。

イ 上記アの命令を受けた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないときは、警察官（警察官がその場にはいないときは消防吏員又は自衛官）は、自ら当該措置をとるものとする。

ウ 県公安委員会（警察本部・警察署）は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、災害対策基本法第76条の4の規定に基づき、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(2) 道路管理者による措置

被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防、救助活動等の災害応急対策に支障が生じるおそれがある場合において、建設部は、災害対策基本法に基づき、災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、通行の妨害となる放置車両対策を実施し、交通の確保を図る。

ア 災害時における車両の移動等

緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、建設部は、区間を指定して車両の移動等を実施する。

(ア) 緊急通行車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令できる。(災害対策基本法第76条の6第1項)

(イ) 運転者の不在時等は、建設部の措置により車両を移動できる。その際、やむを得ない限度での車両その他の物件を破損することができる。(災害対策基本法第76条の6第3項)【例】ホイールローダー等による車両移動

イ 土地の一時使用等

上記アの措置のため、やむを得ない必要がある時、建設部は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。(災害対策基本法第76条の6第4項)

【例】沿道での車両保管場所確保等

ウ 損失補償

建設部は、上記アの(イ)又はイの処分により、通常生ずべき損失を補償しなければならない。(災害対策基本法第82条第1項)

エ 国土交通大臣及び知事による指示

国土交通大臣は、県（道路管理課）、市（建設部）に対し、知事は市（建設部）に対し、上記ア、イの措置について指示をすることができる。(災害対策基本法第76条の7)

4 道路啓開等

道路管理者は、所管の道路、橋梁について被害状況を把握し、緊急輸送道路を最優先に、道路啓開等を行い、道路交通の確保を図る。

建設部は、市管理道路について、消防部等、警察署及び自衛隊と連携して危険な道路の通行の禁止又は制限等の措置などを講じるとともに、被災道路、橋梁に対する応急措置を行う。

(1) 被災状況の把握

道路パトロール区分図に基づき所管内の道路パトロールを行い、道路・橋梁及び占用物件の被災状況を把握する。

(2) 道路上の障害物の除去

路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障がある場合は、建設業者等に出動を依頼して道路啓開を実施し、迅速に通行可能にする。また、危険箇所には道路標識や警戒要員の配置等を行う。なお、道路上の障害物の除去は、緊急輸送等に必要な路線を優先して行う。

(3) 放置車両等の対応

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、前記「3 災害対策基本法に基づく車両の移動」による措置を行う。

(4) 道路・橋梁の復旧対策

緊急巡回、緊急点検によって得られた情報を整理検討のうえ、道路管理者及び占有者と協議し、応急復旧の方針を決定し、応急復旧を行う。

(5) 道路啓開等の代行制度

迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを確保するため、県道及び市町村道において、知事又は市町村長に代わって国が道路啓開を行うことが適当であると考えられるときは、国（国土交通省）が知事又は市町村長に代わって道路啓開等を代行できる制度により、国（国土交通省）へ要請を行う。（道路法第13条第3項）

5 ヘリポートの確保

総務部は、航空輸送の必要がある場合は、開設予定場所の状況を把握して、臨時ヘリポートの開設場所を決定し、その周知徹底を図る。また、被災により使用不能な場合は、直ちに応急復旧を行う。

■臨時ヘリポート開設予定場所

① 倉賀野緑地	② 高崎ヘリポート	③ 下豊岡運動広場	ほか適地
---------	-----------	-----------	------

6 鉄道交通の確保

東日本旅客鉄道(株)及び上信電鉄(株)は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、市民部、県（危機管理課(災害対策本部が設置された場合は交通政策課)）に連絡するとともに応急復旧を行う。

7 バス交通の確保

市民部は、バス事業者を通じて運行中の車両の状況を把握する。また、収集した災害・交通関係の情報をバス事業者に伝達し、運行の継続、再開を図る。

8 輸送拠点の確保

総務部は、緊急輸送道路ネットワークを参考に、被害状況、道路等の損壊状況を考慮した上で、市物資輸送拠点を開設し、輸送体制を確保するとともに、関係機関、住民等にその周知徹底を図る。

また、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効率的な収集配送が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、必要に応じて民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

■市物資輸送拠点開設予定場所

浜川運動公園、高崎市総合卸売市場	ほか
------------------	----

※資料編4-7 臨時ヘリポート適地

※資料編4-8 輸送拠点一覧

第2 緊急輸送

〔方針・目標〕

- 発災直後の傷病者の搬送、緊急物資の輸送は、ヘリコプターを中心とし、道路の復旧とともにトラック等による輸送を輸送業者に要請する。また、被災者の輸送が必要な場合は、バス会社に運行を要請する。
- 市役所駐車場の確保、緊急通行車両届出・申請、給油所の確認を行い、車両輸送に備える。

市担当部	財務部、総務部、協力部、救援部、市民部、支所部
関係機関	県、県警察、消防団、事業者

1 緊急輸送の原則

(1) 輸送に当たっての配慮事項

輸送に当たっては、次の事項に配慮する。

- ① 人命の安全
- ② 被害の拡大防止
- ③ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送の優先順位

① 第1段階

- 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- 政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

② 第2段階

- ①の続行
- 食料、水等生命の維持に必要な物資
- 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
- 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

③ 第3段階

- ①、②の続行
- 災害復旧に必要な人員及び物資
- 生活必需品

2 輸送手段の確保

(1) 輸送車両の確保

ア 市有車両の確保・配車

財務部は、市有車両その他の車両を管理し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。

イ 車両の確保

財務部は、市有車両では不足が生じる場合は、応援協定に基づき民間事業者から車両を確保するほか、(一社)群馬県トラック協会高崎支部又はその他の民間事業者に車両の確保を要請する。

ウ 燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時に備えた燃料の調達体制の整備に努める。

(2) バス輸送の確保

財務部は、被災者の避難、入浴施設・商業施設への送迎等の交通手段としてバスが必要となった場合は、バス事業者に運行を要請する。

(3) 鉄道輸送の確保

市民部又は総務部は、自動車による輸送が困難な場合又は鉄道による輸送が効率的な場合は、鉄道による輸送を鉄道事業者に要請する。

(4) ヘリコプターの確保

総務部は、陸上輸送が困難な場合又はヘリコプターによる輸送が効率的な場合は、県を通じて、ヘリコプターを確保する。

3 緊急通行車両の確認

(1) 趣旨

知事(危機管理課・高崎行政県税事務所)又は県公安委員会(警察本部・警察署)は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令第33条の規定に基づき、緊急通行車両の確認を行う。

(2) 緊急通行車両の区分

緊急通行車両の確認に当たっては、災害応急対策の緊急度及び重要度に応じ、次のとおり対象車両を区分する。

① 第1順位の対象車両

- ・ 救急・救助活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ・ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ・ 被害情報収集のための政府、地方公共団体の人員
- ・ 医療機関に搬送する重傷者
- ・ 交通規制に必要な人員及び物資

これらを輸送する車両については、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

- ・ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- ・ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらを輸送する車両については、上記の車両の活動に支障がないと認められるときは、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

② 第2順位の対象車両

- ・ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ・ 軽傷者及び被災者の被災地域外への輸送
- ・ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらを輸送する車両については、第1順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

③ 第3順位の対象車両

- ・ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ・ 生活必需品

これらを輸送する車両については、第1順位、第2順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

(3) 確認手続き

総務部又は財務部は、災害対策に使用する車両について、緊急通行車両確認申請書を県又は公安委員会に提出する。県又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、緊急通行車両確認証明書及び標章を交付する。

交付された標章は、運転者席の反対側（助手席）の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。

※資料編4－6 緊急通行車両確認申請書、証明書及び標章

第7節 避難受入活動

第1 避難誘導

〔方針・目標〕

- 避難誘導は、地域の自主防災組織、町内会が中心となって誘導する。特に、避難行動要支援者の支援を優先的に行う。
- 災害の危険がある場合は、住民の安全を確保するため、待機・準備の呼び掛け、高齢者等避難・避難指示の発令、警戒区域の設定を行うほか、自宅の上階部分など一定の安全が確保された屋内等での待避行動を促す。
- 災害が実際に発生していることを把握した場合には、可能な範囲で緊急安全確保を発令し、住民が命を守るための最善の行動をとるように促す。

市担当部	総務部、協力部、救援部、支所部、保健医療部、福祉部、学校教育担当部、消防部、公共施設所管部
関係機関	県警察、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、自衛隊、消防団、東日本旅客鉄道(株)、上信電鉄(株)、(株)群馬バス、関越交通(株)、群馬中央バス(株)、町内会、自主防災組織、事業所

1 避難の方法

(1) 避難のための立退き（災害対策基本法第60条第1項）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長（本部長）は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

(2) 緊急安全確保措置（災害対策基本法第60条第3項）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長（本部長）は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

2 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等

(1) 待機・準備の呼び掛け、高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の実施

ア 市長（本部長）の指示を受けた総務部又は法令により権限を有する者は、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに待機・準備の呼び掛け、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令する。

イ 総務部は、住民に対する避難のための準備情報の提供や高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行

動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。

- ウ 総務部は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。
- エ 総務部は、避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所への避難を基本とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。
- オ 避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、「緊急安全確保」を指示する。
- カ 総務部は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、待機・準備の呼び掛けとあわせて指定緊急避難場所の開設を市民部へ指示し、住民等に対し周知徹底を図る。
- キ 市長（総務部）のほか法令に基づき高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令する権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令するよう努める。
- ク 待機・準備の呼び掛け、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に係る発令者、措置及び発令する場合は次表1を基本とし、総務部が作成する避難指示等の判断・伝達マニュアルに詳細を記載する。また、避難指示等の警戒レベル及び避難指示等により立ち退き避難が必要な住民がとるべき行動は表2のとおりである。
- ケ 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成に当たり、避難指示等の判断は、浸水想定区域については洪水予報等を目安に、土砂災害等の危険箇所については土砂災害警戒情報を目安とし、流域の雨量や河川水位の状況、气象台、河川管理者、砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、通報等を考慮し、総合的かつ迅速に行う事とする。
- コ 総務部は、避難指示等の発令に当たり、対象地域や判断時期等について、必要に応じて関係機関に助言を求める。さらに、気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切な判断を行うよう努める。

■表1 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等の要件

		発令者	措置	発令する場合
待機・準備の呼び掛け		市長	対象地域の住民等は、不要不急な外出を避け、安全な場所に待機家族等と連絡を取ったり、持出品を整理する等の準備	災害の危険性が高まっている地域の居住者等に対し、待機と準備を促す呼び掛け。
高齢者等避難	警戒レベル3	市長 (災害対策基本法第56条)	要配慮者の避難開始 一般住民の避難準備	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
避難指示	警戒レベル4	知事及びその命を受けた職員、水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき
		知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき
		市長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立退きの指示 立退き先の指示 屋内安全確保の指示	※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令
		警察官 (災害対策基本法第61条)	立退きの指示 立退き先の指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき
		警察官 (警察官職務執行法第4条)	避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態で、特に急を要するとき
		自衛官 (自衛隊法第94条)	避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態で、特に急を要し、警察官がその場にはいないとき
緊急安全確保	警戒レベル5	市長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立退きの指示 立退き先の指示 緊急安全確保措置の指示	※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令

■表 2-1 避難指示等を発令する前の段階で住民に求める行動

		住民に求める行動
待機・準備の呼び掛け		<ul style="list-style-type: none"> 対象地域の住民等は、不要不急な外出は避け、安全な場所に待機する。 家族等と連絡を取ったり、持出品を整理する等の準備を行う。

■表 2-2 避難指示等の警戒レベル及び立ち退き避難が必要な住民がとるべき行動

避難情報等	住民等がとるべき行動等
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない) ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

(2) 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の伝達

総務部は、待機・準備の呼び掛け、高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保を伝達する場合、防災情報放送システム・防災行政無線（同報系）、サイレン、広報車、安心ほっとメール、緊急速報メール、テレビ・ラジオ放送、Twitter、Facebook、災害時電話・FAXサービス等の手段を用いる。特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合におけるエリアを限定した伝達について、エリアを限定した場合の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

また、伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

なお、待機・準備の呼び掛け、高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保を発令する際に明示する事項は、次のとおりとする。

■避難時に明示する事項

① 避難対象地域	② 避難を必要とする理由
③ 避難先	④ 避難経路
⑤ 避難時の注意事項（災害危険箇所の存在等）	

■避難指示等の伝達体制

伝達担当	伝達手段	伝達先
総務部	広報車、テレビ（Lアラート）、ラジオ高崎、ホームページ、安心ほっとメール、緊急速報メール、Twitter、Facebook、災害時電話・FAXサービス	住民等
総務部、支所部	町内会・自主防災組織、防災情報放送システム・防災行政無線	住民等
消防部、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部	消防車（広報車）	住民等
保健医療部、福祉部、支所部	民生委員児童委員、福祉関係者	避難行動要支援者
	電話	福祉施設、保育所 病院・診療所
学校教育担当部	電話	幼稚園、養護学校

(3) 関係機関への連絡

総務部は、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令したときは、その内容を速やかに県（高崎行政県税事務所を經由して危機管理課）、警察署、消防部等の関係機関へ連絡する。

(4) 解除

ア 総務部は、市長（本部長）の指示を受け、災害による危険がなくなると判断されるときには、高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を県、関係機関に報告する。

イ 総務部は、高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の解除について、必要に応じて指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対し、その所掌事務に関する助言を求める。また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて専門技術者等の派遣を要請し、二次災害の危険性等について助言を求める。

3 避難誘導

(1) 避難誘導

住民の避難誘導は、地域の実情により差異があり、高齢者等の様々な避難誘導の形態が考えられるため、災害緊急連絡網（町内会連絡網）を定めるなど、自主防災組織、町内会等が災害の規模、状況に応じて、避難誘導體制の確立に努め、あらかじめ地域ごとに定められた避難場所まで避難誘導を行う。なお、避難は原則として徒歩とする。また、避難誘導は、負傷者、避難行動要支援者を優先して行う。

ただし、水害においては、道路等が冠水する前に避難所への避難支援を行うことを基本とするが、水害が発生し道路が冠水により徒歩での避難が危険な場合には、避難場所等への無理な避難は行わずに「緊急安全確保」を行うなど災害の種別や災害の状況により避難誘導を行う。

なお、施設等の避難誘導は、施設管理者等が避難誘導體制を整備し、あらかじめ定めた避難場所まで避難誘導を行う。

■避難誘導者

避難対象	避難誘導担当者
在宅者	町内会・自主防災組織等、消防団
公共施設の利用者	公共施設の管理者及び勤務職員
交通機関の利用者	管理者及び乗務員
事業所等の従業員・利用者	施設の防火管理者及び管理責任者等

(2) 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者の避難は、地域の実情により差異があり、高齢者等の様々な避難誘導の形態が考えられるため、災害緊急連絡網（町内会連絡網）を定めるなど、地域の自主防災組織等が支援する。

(3) 自力及び家族等の支援による避難が困難な避難者は、市が準備した車両等で避難させる。

(4) 携行品の制限

携行品は、円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものとする。

4 被災者の運送の要請

総務部は、被災者の保護を実施するため緊急の必要があると認めるときは、県（危機管理課・交通政策課）を通じて、指定公共機関（運送事業者等）又は指定地方公共機関（運送事業者等）に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

5 警戒区域の設定

(1) 市長による警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、総務部は、市長の指示を受け、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 警察官による代行措置

(1)の場合において、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第63条第2項の規定に基づき当該職権を行う。

(3) 自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、(1)の場合において、市長その他市長の職権を行う者が現場にいないときは、災害対策基本法第63条第3項の規定に基づき当該職権を行う。

(4) 関係機関への連絡

総務部は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県（高崎行政県税事務所を經由して危機管理課、又は危機管理課）、警察署、消防部等の関係機関へ連絡する。

※資料編4－4 土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設

※資料編4－5 浸水想定区域内要配慮者利用施設

第2 避難所の開設・運営

〔方針・目標〕

- 避難所の運営は、自主防災組織等が運営組織を立ち上げ、自主運営を行うことを原則とする。市職員や施設管理者はその支援を行う。
- 避難所運営では、要配慮者の専用スペースの設置、介護ボランティア等の支援を行う。また、公共施設等に福祉避難所を開設するなど、要配慮者の生活に配慮した対策を行う。
- 特に、避難については、「命を守る避難」、「短期の避難生活」、「長期の避難生活」の3つの段階に分けて検討することが重要である。

市担当部	市民部、教育部、学校教育担当部、支所部、保健医療部、福祉部、総務部、協力部、救援部
関係機関	町内会、自主防災組織

1 指定緊急避難場所の開設

市民部は、災害時には、必要に応じ、待機・準備の呼び掛けとあわせて指定緊急避難場所を開設する。この場合、総務部は住民等に対し周知徹底を図るものとする。

2 指定避難所の開設

(1) 指定避難所の開設

ア 避難指示等を発令する場合、市民部は、避難所開設担当職員に、施設の管理者、勤務職員、自主防災組織等の地域住民等と協力し、指定避難所を開設するよう指示をする。

なお、避難所開設担当職員は、本部班（防災安全課）があらかじめ指定する。

イ 総務部は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。また、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

(2) 避難施設の確認

避難所開設担当職員は、施設の管理者、自主防災組織等と協力し、指定避難所施設の状況を確認する。指定避難所が施設損壊により危険な場合には、地域住民の協力を得て、立ち入り禁止の表示をし、必要に応じて、他の指定避難所への誘導を行う。

(3) 本部への連絡

避難所開設担当職員は、指定避難所や避難者の状況を電話等により市民部へ連絡する。

市民部は、避難情報を取りまとめ、本部へ報告する。

(4) 関係機関への連絡

指定避難所を開設したときは、関係機関等による支援が円滑に行われるよう、開設の状況等を総合防災情報システム等により速やかに県（高崎行政県税事務所を經由して危機管理課、又は直接危機管理課）、高崎警察署、高崎北警察署、消防部等の関係機関へ連絡するものとし、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。

(5) 混雑状況の周知

総務部は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

3 避難所の運営

市民部は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市民部は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

なお、避難者は、指定避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努めるものとする。

(1) 避難所運営組織

避難所の運営は、原則として町内会や自主防災組織を中心とした避難者の自主運営にて行う。自主防災組織等は、組織のリーダーからなる避難所自治組織をつくり、自主的な運営を行う。

避難所担当職員は、避難所自治組織の早期立ち上げの支援やボランティア等との調整を行う。

(2) 避難者等の把握

避難所担当職員は、避難所自治組織の協力を得て、避難者カード、避難者名簿を作成する。特に、避難してきた要配慮者の情報の把握に努める。

また、自主防災組織等と協力し、指定避難所以外の場所に避難している在宅被災者等の避難者の把握も行う。

(3) 避難者等への情報の提供

避難所担当職員は、住民の安否や応急対策の実施状況等、避難者が欲する情報を適宜提供する。

(4) ボランティアへの協力要請

避難所では、食料、生活必需品の供給、炊き出し等にボランティアの協力を得る。避難所担当職員は、必要に応じてボランティアの派遣を要請する。

(5) 避難所事務所の開設

避難所担当職員は、避難所内に避難所事務所を開設し、運営の拠点とする。

(6) 避難所運営記録の作成

避難所担当職員は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、1日に1度、市民部へ報告する。また、病人発生等、特別な事情のあるときは、その都度必要に応じて報告する。

市民部は、避難所に関する情報をとりまとめる。また、本部班（防災安全課）は定期的に避難者受入状況を県（高崎行政事県税務所を經由して危機管理課、又は直接危機管理課）に報告する。

4 避難所設備の整備

(1) スペースの配置

避難所担当職員は、施設管理者等と協力して避難所の各スペースを配置する。

■スペース例

① 生活スペース	② 休憩スペース	③ 更衣スペース
④ 洗面・洗濯スペース	⑤ 救護所スペース	⑥ 物資保管スペース
⑦ 配膳・配給スペース	⑧ 駐車スペース	⑨ 通信スペース

(2) 設備・備品の設置

避難生活に必要な設備・備品を設置する。不足の設備・備品は商工観光部が確保する。

■避難所の設備例

① 暖房器具	② 冷房器具	③ 扇風機	④ 仮設トイレ
⑤ 特設公衆電話設備	⑥ 給湯設備	⑦ 掲示板	⑧ 間仕切り
⑨ 食器、調理器具	⑩ 清掃用具		

5 生活の支援

(1) 飲料水・食料・物資の供給

避難所担当職員は、飲料水・食料・物資について市民部を通じ本部班（防災安全課）に要請する。避難者への配布は、避難所自治組織が実施する。

(2) 衛生管理

避難所担当職員は、避難所自治組織、巡回健康相談に従事する保健師、ボランティア等と協力して、避難所の衛生対策を行い居住環境の保持や避難者の健康管理に努める。

(3) 入浴支援

保健医療部は、自衛隊の入浴支援及びホテル、公衆浴場等の入浴施設等確保により被災者に対し入浴サービスを提供する。

6 良好な生活環境の確保

市民部は、次により、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

(1) 受入れする避難者の人数は当該避難所の受入能力に見合った人数とし、避難者数が受入能力を超える場合は、近隣の避難所と調整し適切な受入人数の確保に努める。

(2) 災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、被災地域外の地域にある者も含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的な福祉避難所として開設するよう努める。

(3) 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。

(4) 感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(5) 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

(6) 避難所自治組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。

(7) 避難所における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、水、食料その他生活必需品の配給については、平等かつ効率的な配給に努める。

- (8) 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察署や自主防災組織等の協力を得て防犯活動を実施する。
- (9) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- (10) 指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる必要がある。

7 要配慮者への配慮

市民部は、指定避難所に要配慮者の専用スペースを設けることや、要配慮者の特性に応じた応急物資を提供するなどの特段の配慮を行い、健康相談、医療機関への移送や福祉施設への入所、手話通訳、ホームヘルパー、介護ボランティアの派遣等の必要な措置をとる。

また、総務部は、外国人の避難者に対し通訳の確保などの支援を行う。

8 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

総務部は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、総務部及び保健医療部は連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健医療部は、総務部に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

9 男女のニーズの違い等への配慮

市民部は、指定避難所等の運営においては、次により、男女のニーズの違い、女性や子供等に対する性暴力・DVの防止等に配慮した運営管理を行うよう努める。

- (1) 指定避難所運営担当職員や保健師等に女性を配置する。
- (2) 指定避難所運営体制への女性の参画を進める。
- (3) 指定避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。
- (4) プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。
- (5) 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。
- (6) 安全を確保するために男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。
- (7) 女性用と男性用のトイレを可能な限り、離れた場所に設置する。
- (8) トイレ・更衣室・授乳室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、照明を増設する。
- (9) 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。
- (10) 警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

10 在宅避難者への配慮

在宅避難者等がその生活に困難をきたしている場合は、避難者用の応急物資を在宅避難者等へも配給するなど配慮する。

また、避難所での情報提供に当たっては、在宅避難者等の避難所以外への避難者への情報提供についても配慮に努める。

在宅避難者等の要配慮者についての状況把握に配慮し、福祉避難所への移動等必要な支援を実施する。

11 避難所の早期解消

市民部は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、建設部による応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等の利用可能な既存住宅の状況を確認し、避難所の早期解消に努める。

※資料編4-2 避難所

※資料編6-3 避難者名簿

第3 応急仮設住宅等の供給

〔方針・目標〕

- 被災者の生活安定を図るため、災害救助法に基づき災害発生から20日以内に仮設住宅の建設に着手し、住家を失った被災者に供給する。
- また、仮設住宅だけでなく、災害発生から3日後には、公営住宅の空室情報を提供するなどの支援を行う。

市担当部	建設部、総務部、協力部、救援部、支所部
関係機関	県

1 応急仮設住宅の提供

災害救助法が適用された場合は、県が応急仮設住宅を建設する。権限を委任された場合は建設部が行う。

(1) 需要の把握

建設部は、災害後に被害調査の結果から仮設住宅の必要な概数を把握する。また、災害相談窓口又は指定避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受け付ける。

応急仮設住宅の対象者は、罹災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。なお、これ以外の者への適用については、県との協議により決定する。

■ 応急仮設住宅の対象者

次のいずれかの条件に該当する被災者

- ① 住宅が全焼、全壊又は流失した被災者
- ② 居住する住家がない被災者
- ③ 自らの資力をもってして、住宅を確保できない被災者
 - ・生活保護法の被保護者及び要保護者
 - ・特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等
 - ・上記に準ずる被災者

(2) 建設用地の確保

建設部は、仮設住宅の建設地としてライフライン、交通、教育等の利便性を考慮して、公有地を優先して選定する。

(3) 仮設住宅の建設

建設部は、県の定める応急仮設住宅設置要領等に基づいて、市の有資格業者名簿（工事）や協定締結団体等と緊急に請負契約し建設する。

なお、気象条件や要配慮者に配慮して、冷暖房設備の設置、段差の排除等に配慮するなど、要配慮者の居住に適した構造の住宅の建設に努める。

(4) 民間賃貸住宅の活用

建設部は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

(5) 入居者の選定

建設部は、入居者の選定に当たり、福祉担当者、民生委員等による選考委員会を設置して決定する。選定に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。また、要配慮者の優先的入居に配慮する。

(6) その他の措置

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置する。また、要配慮者への措置として、社会福祉施設等を福祉仮設住宅として利用することができる。

(7) 維持管理

建設部は、市営住宅に準じて応急仮設住宅の維持管理を行う。

2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達

建設部は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、県や国、関係団体等に調達を要請するものとする。

3 応急仮設住宅の運営管理

(1) 建設部は、応急仮設住宅の適切な運営管理に努めるものとする。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。

(2) 建設部は、学校の敷地にある応急仮設住宅の運営に当たっては、入居者と学校関係者の交流と相互理解を促進し、精神的な負担の軽減に努める。

4 公営住宅のあっせん

建設部は、住宅を失った被災者に対して、公営住宅の空室状況を調査し、被災者に情報を提供する。

※資料編2 協定一覧

第4 広域一時滞在

〔方針・目標〕

- 広域的かつ大規模な災害が発生し、被災地域外への広域的な避難、受入れが必要と判断される場合には、協定締結自治体や県に対し、速やかに広域一時滞在を要請する。

市担当部	総務部、協力部、救援部、支所部
関係機関	県

1 県内の他の市町村及び相互応援協定締結自治体への広域一時滞在等

- (1) 総務部は、災害の規模、被災者の避難・受入状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他の市町村や相互応援協定締結自治体への広域的な一時滞在及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合には、当該市町村と直接協議することができる。
- (2) 総務部は、(1)により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県（危機管理課）に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく報告する。
- (3) (1)の協議を受けた市町村（以下本項目において「協議先市町村」という。）は、被災した住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災した住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村は、被災した住民に対し公共施設その他の施設（以下「公共施設等」という。）を提供するものとする。
- (4) (1)の協議を受けた協議先市町村は、当該市町村区域において被災した住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容について当該公共施設等を管理する者等に通知するとともに、本市に対し、通知するものとする。
- (5) 総務部は、(4)の通知を受けた場合、速やかにその内容を公示し、県（危機管理課）に報告するものとする。
- (6) 総務部は、協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行う。
- (7) 総務部は、必要に応じて県（危機管理課）に対し、住民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を要請する。

2 他の都道府県の市町村への広域的な避難等

- (1) 総務部は、災害の規模、被災者の避難・受入状況、避難の長期化等に鑑み、他の都道府県の市町村への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合には、県（危機管理課）に対し当該他の都道府県との協議を求められることができる。
- (2) 市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、県は、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を代わって行うものとする。
- (3) 県（危機管理課）は、協議先都道府県からの通知を受けたときは、速やかにその内容を総務部に通知する。
- (4) 総務部は、上記(4)の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示する。

- (5) 総務部は、県外の協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行う。

総務部は、必要に応じて県に対し、住民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を要請する。

3 他の都道府県の市町村への広域的な避難等

総務部は、必要に応じて県に対し、地方公共団体及び当該事項協力団体等における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難についての助言を求めるものとする。

第5 高崎市以外の被災した他地域からの避難者の受入れ

〔方針・目標〕

- 高崎市以外の地域で広域的、大規模な災害が発生した場合には、被災した高崎市以外の地域からの避難者（以下「広域避難者」という。）の受入れに迅速に対応できるよう受入体制を整備する。
- 市役所本庁舎や各支所、公民館、体育館等の市有施設のスペースを可能な限り開放し、体制の整備に努める。
- 被災自治体から災害救助法等に基づく応援要請があった場合は、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入れを実施する。

市担当部	総務部、市民部、建設部、財務部、商工観光部、教育部、学校教育担当部
関係機関	県

1 被災自治体からの情報収集及び連絡体制の整備

総務部は、広域避難者が多数想定される場合、県又は被災自治体と連携を取り、避難者数や避難者住所等の情報について積極的な情報収集に努める。

2 被災自治体からの応援要請内容の確認

総務部は、原則として県を通じ、被災自治体からの災害救助法等に基づく応援要請通知を受け、市の応援すべき救助内容について確認し、要請内容に基づき、応援実施体制の整備を行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で被災自治体に応援要請内容を確認し、後日文書による要請通知の送達を受けるものとする。

3 受入れ可能な避難施設情報の把握

- (1) 総務部は、市が保有する施設について受入れ可能な施設の情報を各施設管理者から収集する。なお、施設の所在地、受入れ可能な人員数等の施設に関する詳細情報についても収集する。
- (2) 総務部は、市有施設管理者から収集した情報をもとに、市内で受入れ可能な施設の一覧表を作成するなどして、情報の一元把握を図る。
- (3) 総務部は、市有施設管理者から収集した情報をもとに、受入れ可能な施設を選定し、県に報告する。なお、選定に当たっては、安全な避難を確保できる施設を選定する。
- (4) 建設部及び総務部は、必要に応じて、公営及び民間の賃貸住宅、宿泊施設の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、広域避難者に対し入居のあっせんを検討するものとする。

また、市営住宅の空室等での受入れも検討する。

4 広域避難者受入総合窓口の設置

- (1) 総務部は、県、他市町村との連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等市内の広域避難に係る総合調整を実施するため、「高崎市広域避難者受入総合窓口」を設置する。また、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに窓口の連絡先等を県へ報告する。

- (2) 総務部は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図る。
- (3) 総務部は、広域避難者受入総合窓口において、電話相談窓口を設置するなどし、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図る。

5 避難所開設

市民部は、被災自治体からの広域避難者に関する情報等をもとに、開設する避難所を選定し、避難所運営担当職員を避難所施設へ派遣し、開設する。選定に当たっては、広域避難者の避難行動を考慮し、広域避難者にとって負担の少ない立地条件の施設を選定するなど、広域避難者の立場に配慮した選定を行う。

また、総務部は開設した避難所について、県へ報告し、必要に応じて直接被災自治体へ情報を提供する。

6 広域避難者の受入れ

- (1) 総務部は、県及び被災自治体と調整し、受入れた広域避難者について実施する救助の方針を決定する。
- (2) 総務部は、県又は被災自治体からの通知に基づく情報を市民部へ提供し、市民部はその情報を元に避難所を開設し、広域避難者受入れを実施する。
- (3) 被災市町村は、群馬県と被災県との調整結果に基づき、広域避難者に対し、避難先施設を伝達する。広域避難者は、伝達された避難所へ向かう。
なお、群馬県と被災県が調整を実施するいとまがない場合は、広域避難者は、高崎市広域避難者受入総合窓口へ連絡し、群馬県及び県内市町村が調整した結果に基づき、各市町村等の運営する避難所へ移動する。
- (4) 交通手段を持たない広域避難者の移動は、被災自治体を実施することとするが、被災自治体が手配できない場合は、必要に応じ、財務部においてバス等の移動手段を手配する。

7 避難所の運営

- (1) 避難所担当職員の配置
市民部は、避難所を開設したときは、当該避難所に避難所担当職員を配置する。
- (2) 広域避難者に係る情報の把握
市民部は、避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握する。
- (3) 良好な生活環境の確保
避難者は、避難所の運営に積極的に参加し、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。また必要に応じて自治組織を設置する等の措置により、自治の確立に努めるものとする。
市民部は、次により、避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。
ア 受入れする避難者の人数は当該避難場所の受入能力に見合った人数とし、避難者数が受入能力を超える場合は、他の受入れ可能な施設と調整し適切な受入人数の確保に努める。
イ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ救護班を派遣する。
ウ 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

エ 水、食料その他生活必需品等の配給については、平等かつ効率的な配給に努める。

オ 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察機関等の協力を得て防犯活動を実施する。

カ 要配慮者に配慮するとともに男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

(4) 避難所運営記録の作成

避難所担当職員は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成する。また、病人発生等、特別な事情のあるときは、その都度、必要に応じて報告する。

(5) 広域避難者に係る情報等の県への報告

市民部は、避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況を総務部へ報告し、総務部は適宜、県へ報告する。

(6) 広域避難者への情報等の提供

市民部又は総務部は、被災自治体から提供を受けた広域避難者の生活支援関連情報等について広域避難者へ随時提供するものとする。なお、広域避難者へのわかりやすい情報提供に努める。

また、広域避難者が欲する情報を県や被災自治体等から収集し、適宜提供する。

8 応急仮設住宅等の提供

建設部は、広域避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じて、被災自治体からの要請に基づき、既存の公営及び民間の賃貸住宅を借り上げするなどし、広域避難者へ応急仮設住宅等として提供する。

また、提供に当たっては、要配慮者の状況を勘案するなど、広域避難者の状況に応じた優先的な入居に配慮する。

9 小・中学校、高校等における被災児童・生徒の受入れについて

教育部は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて、避難児童・生徒の小・中学校、高校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した上で、県と協議を行い被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施する。

10 県内市町村との協力

総務部は、県及び県内他市町村と適宜連絡会議を開催するなどし、広域避難者の受入れに係る情報共有に努めるとともに、協力して広域避難者への支援に当たる。

11 避難所の閉鎖

総務部は、県及び被災自治体と協議を行い、被災自治体からの要請に基づき速やかに避難所を閉鎖する。

第8節 食料・飲料水・燃料・生活必需品等の調達、供給活動

第1 飲料水の供給

〔方針・目標〕

- 速やかに断水状況等の情報収集を行い、避難所、学校、病院等の給水拠点で給水を開始する。
3日までには1人1日3リットルの給水ができるようにする。

市担当部	水道部、支所部、商工観光部、農政部、福祉部
関係機関	自主防災組織

1 需要の把握

水道部は、水道施設の被災状況、断水の状況、避難所、病院等の情報を収集し、給水需要を把握する。なお、需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。

2 応急給水計画等の作成

(1) 応急給水計画等の作成

水道部は、被災状況等の情報に基づき、給水方法、給水資機材の調達、給水拠点、要員配置等を定めた応急給水計画を作成する。

(2) 水源の確保

水道部は、配水場、浄水場、配水池等の水源を確認し、水補給水源とする。また、民間会社の大型受水槽等を水源として使用できるように協力を要請する。

(3) 保存水の確保

水道部及び商工観光部は、保存水を流通業者、製造販売業者から確保する。確保が困難な場合は、県、他市町村に応援を要請する。

(4) 資機材、車両等の確保

水道部は、応急給水に必要な資機材、車両等を協定に基づき、民間会社、水道事業者、水道工事業協同組合、日本水道協会等に要請し確保する。

応援部隊の集結地は、正観寺維持管理事務所とする。

(5) 給水拠点の周知・広報

水道部は、給水拠点を設定したときは、総務部を通じて市民へ広報する。

3 応急給水

(1) 優先給水

水道部は、断水地区の医療機関、学校、要配慮者利用施設等を優先して給水する。

(2) 給水方法

水道部は、次の方法で、給水源の確保、搬送等を行う。

- ① 給水車による避難所での給水
- ② 耐震性貯水槽による給水
- ③ 病院・学校の受水槽への給水

④ 消火栓の活用

住民へは、持参したポリ容器などに給水し、要配慮者には市で用意した携帯用給水袋により、地域住民の協力を得て可能な限り戸口で給水できるようにする。

なお、給水車等による給水が十分でない場合は、ペットボトル等の保存水を配布する。

■給水量の基準

項目	経過日数			
	災害発生～3日	4日～10日	11日～21日	22日～
目標応急給水量	3リットル/人・日	20リットル/人・日	100リットル/人・日	250リットル/人・日
用途	生命維持に必要な最低限の水	調理、洗面など最低生活に必要な水	調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水	被災前と同様の生活に必要な水

第2 食料の供給

〔方針・目標〕

- 食料は、速やかに供給を開始し、3日目以降は3食の供給に努める。その間は、家庭内備蓄での対応とする。
- 8日目からは炊き出しを自衛隊、赤十字奉仕団、町内会に要請して実施し、協定業者からのパン・弁当などと併用して供給する。

市担当部	商工観光部、農政部、支所部、福祉部
関係機関	県、自衛隊、赤十字奉仕団、町内会、自主防災組織、事業者

1 需要の把握

市民部は、各避難所担当職員からの請求をもとに食料の需要を把握する。対象は避難者及び在宅の被災者を含む。なお、需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。

2 食料の確保

(1) 食料供給の対象者

食料供給の対象者は、次のとおりである。

■食料供給の対象者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 避難指示等に基づき避難所に受入れされた人 ② 住家が被害を受け、炊事の不可能な人 ③ 孤立集落滞在者 ④ 旅行者、市内通過者などで他に食料を得る手段のない人 ⑤ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者 ⑥ その他、食料の調達が不可能となった人 |
|--|

(2) 食料の確保

商工観光部は、備蓄食料、協定事業者から食料を確保する。協定業者から調達ができない場合は、県に要請する。確保する食料は、おにぎり、パン、弁当、アルファ米食品、ペットボトル飲料等とし、アレルギー除去食品や要配慮者に配慮した食品も供給する。

(3) 政府所有の米穀等の調達

農政部は、災害救助法が適用され、政府所有米穀の供給が必要と認められる場合には、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号 総合食料局長通知）」に基づき、県を通じ、又は直接関東農政局に対し、応急用米穀の供給を要請する。

3 食料の供給

(1) 備蓄食料の供給

食料供給開始までの間は、原則として、市民、事業所自らが備蓄した食料を充てる。

また、市職員及び町内会、自主防災組織は、備蓄倉庫等に保管してある備蓄食料を必要に応じ避難者へ供給する。

(2) 食料の輸送

食料の輸送は、食料供給事業者又は協定輸送業者が直接、避難所に輸送し、孤立集落へはヘリコプターにて輸送する。また、必要に応じて食料集配拠点を設置する。

(3) 食料の分配

避難所担当職員は、避難所にて避難所自治組織、ボランティア等の協力により食料を分配する。

(4) 炊き出し

避難生活が落ち着いた段階で、パン、弁当等の供給と併用して炊き出しを実施する。市は、自衛隊、赤十字奉仕団、町内会、自主防災組織、婦人会、NPO・ボランティア等に炊き出しを要請する。

市は、炊き出しに必要な食材、燃料、調理器具等を確保する。

※資料編4-3 災害備蓄品等備蓄状況

第3 燃料の調達

〔方針・目標〕

- 市内の救急告示医療機関や緊急車両の燃料の状況を把握し、石油等の燃料供給事業者と連携を図り必要な燃料を確保する。

市担当部	財務部、保健医療部、商工観光部、支所部、消防部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、協定締結団体、事業者等

1 需要の把握

財務部は、公用車、緊急用車両、緊急物資輸送用車両、避難所及び非常用発電設備の燃料等の必要量を把握する。

2 燃料の調達

財務部は、燃料の供給が不足した場合、市民の安全を確保するために特に重要な施設、事業について優先的に燃料の供給を行うよう自然災害時における燃料等の供給協力に関する協定等に基づき群馬県石油協同組合高崎支部、県へ要請する。

※資料編2 協定一覧

第4 生活必需品等の供給

〔方針・目標〕

- 速やかに避難所生活等に必要な生活用品、消耗品等の供給を開始する。
- 全国からの救援物資を受け入れるため高崎市総合卸売市場等に輸送拠点を設置し、原則として自治体、企業、団体からの物資のみを受け入れる。

市担当部	商工観光部、支所部
関係機関	

1 需要の把握

財務部は、各避難所担当職員からの請求をもとに生活必需品の需要を把握する。対象は避難者及び在宅の被災者を含む。なお、需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。

2 生活必需品等の確保

(1) 生活必需品等供給の対象者

生活必需品等供給の対象者は、次のとおりであり、このうち特に必要と認められる者に支給する。

■生活必需品等供給の対象者

- ① 災害により住家に被害を受けた人
- ② 被服、寝具その他生活上必要な最低限度の家財等を喪失した人
- ③ 被服、寝具その他生活上必要な物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な人

(2) 生活必需品等の調達

商工観光部は、備蓄物資、協定事業者等から生活必需品を確保する。協定業者等から調達ができない場合は、県に要請する。

3 生活必需品等の供給

(1) 生活必需品等の輸送

生活必需品の輸送は、協定事業者又は協定輸送業者が直接、避難所に輸送する。孤立集落へはヘリコプターにて輸送する。

(2) 生活必需品等の保管

調達した生活必需品等の保管が必要なときは、輸送拠点を設置する。

(3) 生活必需品等の分配

避難所担当職員は、避難所において、避難所自治組織、ボランティア等の協力のもとに搬送された生活必需品等を避難者に分配する。

4 救援物資の受入れ・管理

(1) 輸送拠点の設置

商工観光部は、救援物資の受け入れのため、高崎市総合卸売市場等に輸送拠点を設置する。

(2) 救援物資の受入れ

救援物資は、個人からは受け入れないことを原則とする。公共団体や企業等からの申し出については、提供申出者を登録し、改めて配送先等を連絡する登録制とし、必要なときに供給を要請する。

(3) 救援物資の管理

輸送拠点では、市が施設の管理者と協力して仕分け・管理を行う。人手が足りない場合にはボランティアに要請する。

※資料編2 協定一覧

※資料編4-3 災害備蓄品等備蓄状況

※資料編4-8 輸送拠点一覧

第9節 保健衛生・防疫・遺体の処置等に関する活動

第1 保健衛生活動

〔方針・目標〕

- 避難所を巡回し医療依存度の高い被災者の状況を把握する。その後、医師会、歯科医師会等と連携して、避難所の巡回医療を行う。
- インフルエンザ、エコノミークラス症候群等の予防措置のため巡回健康相談を行う。
- 速やかに備蓄のトイレを設置し、県内市町村、下水道管路施設管理業協同組合やレンタル会社などから組立トイレ、仮設トイレを確保し、避難所に設置する。
- ごみの処理は2日以内に収集計画を立案し実施する。災害時においても通常の分別を保持して処理する。

市担当部	保健医療部、環境部、支所部
関係機関	高崎市医師会、群馬郡医師会、藤岡多野医師会新町分区・吉井分区、高崎市歯科医師会、藤岡多野歯科医師会、高崎市薬剤師会、下水道管路施設管理業協同組合、群馬県獣医師会高崎支部、事業者

1 被災者の健康状態の把握等

(1) 巡回医療

保健医療部は、医師会、歯科医師会、薬剤師会等に要請し、巡回救護班を編成し、避難所、仮設住宅、自宅滞在の被災者に対し、健康相談、精神科や歯科を含めた巡回医療を実施する。

なお、医師等が不足する場合は、県に応援を要請する。

(2) 巡回健康相談

保健医療部は、保健師等により、避難所、仮設住宅、自宅滞在の被災者に対し、感染症予防、エコノミークラス症候群、メンタルケア等の避難生活等に起因する疾病に関する情報の提供や予防措置を行い、その発症を未然に防止する。また、健康相談等の実施に当たっては、要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得て実施するよう努める。

なお、保健師等が不足する場合には、県等に応援を要請する。

2 食品衛生の確保

保健医療部は、食中毒の発生を防止するため、避難所や被災地で供給する飲料水や食料について、衛生状況を監視し、問題があるときは改善を指導する。

3 し尿の処理

(1) 仮設トイレの設置

環境部は、水道が断水した場合、避難者数等に応じて、仮設トイレを避難所、公園等に設置する。市備蓄分及びレンタル業者等からの調達で不足する場合は、県に対し支援を要請する。仮設トイレの設置基数は、100人に1基程度を基本とし、障害者等への配慮を行う。

また、断水により自宅トイレが使用不能な場合は、ポータブルトイレの活用を図る。

(2) 仮設トイレの管理

環境部は、必要な消毒剤等を散布し、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。

(3) し尿の収集・処理

環境部は、仮設トイレ等のし尿の収集・処理計画を作成し、許可業者等に収集を要請する。し尿収集・処理が困難な場合は、県に応援を要請する。

4 ごみ（生活ごみ、粗大ごみ）の処理

(1) 収集・処理の実施

環境部は、道路の被災、避難所の開設及び収集車の配車等の状況から収集計画を立案し、ごみの収集、処理を行う。ごみ排出量が多い場合は、可燃ごみを優先して処理する。

収集したごみは、水分を多く含んでいる状態のため、そのままでは処理を行うことが難しく、また短期間に大量に排出するため、早期の処理は、困難である。このため、早期に処理できない場合は、一時的な保管場所を確保するとともに、良好な衛生状態の保持に努める。

また、広報紙等を通じて、ごみの分別など通常時のごみ捨てのルールを守るよう市民に協力を呼びかける。

(2) ごみ処理施設の確保

環境部は、市の処理機能を超えるごみが排出された場合は、県に応援を要請する。

5 災害時における動物の管理等

保健医療部は、県や関係団体等と情報連絡を取り合い、被災した飼養動物の保護受入れ、避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講じる。

第2 防疫活動

〔方針・目標〕

- 感染症や食中毒の発生を予防するため、避難所での保健指導、仮設トイレの消毒など、県と連携し、必要な防疫活動を実施する。

市担当部	保健医療部、支所部
関係機関	県

1 防疫活動の実施

保健医療部は、県と連携し、又は指示等を受けて次の防疫活動を実施する。

- ① 消毒措置の実施(感染症法第27条)
- ② ねずみ族、昆虫等の駆除(感染症法第28条)
- ③ 避難所等の衛生保持
- ④ 臨時予防接種の実施(予防接種法第6条)
- ⑤ 住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動
- ⑥ 患者等に対しての二次感染防止等の保健指導

なお、自らの防疫活動が十分ではないときは、県に協力を要請する。

2 資機材等の確保

保健医療部は、薬剤師会、流通業者等から防疫活動に必要な薬品、資機材を調達、確保する。

3 感染症患者への措置

- (1) 保健医療部は、県と連携し、災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、患者等の確実な把握を行う。特に、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の指示等の措置を講じる。
- (2) 保健医療部は、県と連携し、関係医療機関等の協力を得て、患者等に対する医療の確保を図る。特に、入院が必要となる一類感染症及び二類感染症の患者等が発生した場合は、感染症指定医療機関を始めとする医療機関等と連携して必要病床数を確保するとともに、患者等の移送を行う。

■感染症

一類感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱

二類感染症：急生灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであって、その血清型がH5N1またはH7N9であるものに限る。）

三類感染症：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
新型インフルエンザ等感染症：新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

4 避難所における衛生管理

(1) 衛生指導

保健医療部は、避難所自治組織、ボランティア等と協力して、避難所の衛生管理を行うよう指導する。また、石けん、消毒薬品等を調達し、避難所に配布する。

(2) 食中毒等の予防

保健医療部は、食中毒の予防のため、避難所では食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底するよう指導する。

また、食料供給業者に対しても、食中毒の予防を要請する。

第3 行方不明者の捜索及び遺体の処置

〔方針・目標〕

- 速やかに遺体安置所を設置し、必要な資機材を準備する。
- 警察等と連携して、遺体安置所で検視、検案、安置、引き渡しまでの一連の処置を行う。

市担当部	市民部、支所部、消防部
関係機関	県警察、自衛隊、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、消防団

1 行方不明者の捜索

(1) 行方不明者情報の収集

行方不明者の捜索対象は、災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者とする。ただし、災害発生から3日以内は、救出の対象とし、3日を経過したものは、死亡したものと推定する。

市民部は、相談窓口（市役所、支所）で問い合わせ等に対応し、避難所・被災現場等の情報とともに要捜索者名簿を作成する。要捜索者名簿は、警察署、消防部等に提出し密接に連携をとる。

(2) 捜索の実施

消防部等は、警察・自衛隊等の関係機関の協力により捜索班を編成し、要捜索者名簿に基づき捜索活動を行う。

行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に連絡し警察官の検視を受ける。

2 遺体の受入

発見された遺体は、警察・消防・自衛隊の協力を得て検視・死体調査及び検案を行うのに適当な場所に受入れする。

3 検視・死体調査及び検案

警察署は、必要に応じ、警察災害派遣隊等を被災地に派遣し、群馬県警察医会の医師の協力を得て、遺体の検視・死体調査及び検案、身元確認を行う。また、効果的な身元確認が行えるよう市、県、指定公共機関等と密接に連携する。

なお、遺体が多数に上り、群馬県警察医会の医師のみでは対応しきれない場合は、群馬県医師会の協力を求めるものとする。

4 遺体の安置

(1) 遺体安置所の開設

市民部は、検視・死体調査及び検案を終了した遺体の安置を行うため、体育館等の公共施設に遺体安置所を開設する。

(2) 納棺用品等の確保

市民部は、ドライアイス、納棺に必要な用品及び納棺作業等を葬祭業者に要請する。

(3) 遺体の処置

市民部は、医師会、日本赤十字社群馬県支部等に対し、遺体の洗浄、消毒、縫合の処置

を要請する。

(4) 身元の確認及び引き渡し

市民部は、警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。
また、歯科医師会との協力を得て身元の確認を行う。

身元が不明な場合は、行旅死亡人として取扱い、関係機関に手配するとともに写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるようにする。

また、身元の判明した遺体は、遺族に引き渡す。

5 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬の受付

市民部は、市役所・支所等で死体（胎）埋火葬許可証を発行する。

(2) 埋火葬の実施

遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は身元が判明しないときは、市で埋火葬を行う。

また、遺体の損傷等により正規の手続きを経ていると公衆衛生上問題が生じると認める場合は、手続きの特例的な取扱いについて、県を通じて厚生労働省と協議する。

遺体が多数発生あるいは火葬施設が被災した場合は、県に応援を要請する。その場合、遺族による遺体搬送が困難なときは、葬祭業者等に協力を要請する。

第10節 被災家屋等に関する活動

第1 家屋の解体・廃棄物の処理

〔方針・目標〕

- 被災家屋の解体・撤去・搬出は個人対応となるが、県が被災者生活再建支援法に基づき、経済支援を被災者に対し行うので、市は同法の申請受付、解体施工業者等の紹介を行う。災害発生後1週間を目途に環境部は受付窓口を設置する。
- 廃棄物の処理は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」に基づき分別処理を行う。

市担当部	建設部、環境部、支所部
関係機関	県

1 家屋の解体

家屋の解体は、生活再建支援資金等により家屋の所有者が、解体、撤去、処理場までの運搬を行う。

環境部は、公民館に受付窓口を設置して、処理の申込みの受付、解体施工業者の紹介等の支援を行う。

2 災害廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物の収集・処理計画の作成

環境部は、県等と連携し災害により生じたがれき等の災害廃棄物の量を推計し、必要な運搬・処理体制を検討し、がれき収集・処理計画を作成する。

(2) 災害廃棄物の処理

環境部は、県と連携して公共用未利用地に仮置き場を設置し、廃棄物の処理を行う。廃棄物は、分別等を行い適正に処理を行う。

第2 被災住宅の応急修理等

〔方針・目標〕

- 住宅の応急修理及び障害物の除去は、災害救助法の基準に基づき実施する。

市担当部	建設部、支所部
関係機関	高崎土木建築業協同組合等

1 住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、災害により住宅が半焼又は半壊し、自らの資力では応急修理できない者を修理対象者とし、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。

(1) 需要の把握

建設部は、相談窓口にて住宅の応急修理の申し込みを受付ける。住宅の応急修理の対象者は、次のすべての条件に該当する者である。

- ① 住宅が半壊、準半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者
- ② 自らの資力では応急修理ができない者

(2) 応急修理の実施

応急修理の対象は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

建設部は、工事登録業者に委託して応急修理を行う。

2 障害物の除去

災害救助法が適用された場合、災害より日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）に堆積した土砂、立木などで日常生活に著しい支障を及ぼす障害物を除去する。

なお、道路、河川等の障害物の除去は、各管理者が行う。

(1) 需要の把握

建設部は、相談窓口にて障害物除去の申し込みを受付ける。障害物除去の対象者は、次のすべての条件に該当する場合である。

- ① 障害物のため、当面日常生活を営むことができない場合
- ② 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれている場合
- ③ 自らの資力では、障害物の除去ができない場合
- ④ 住家が半壊又は床上浸水した場合
- ⑤ 原則として、当該災害により直接被害を受けた場合

(2) 障害物除去の実施

建設部は、市所有の資機材を使用し、又は高崎土木建築業協同組合等に応援を要請して障害物を除去する。

第3 環境保全

〔方針・目標〕

- 廃棄物の不法投棄や解体に伴うアスベスト飛散等による環境汚染を防止するため、県等と連携して住民や解体業者等に広報活動をするとともに、環境監視体制を確立する。

市担当部	環境部
関係機関	県

1 不法投棄の監視

環境部は、廃棄物を空地や河川敷等に不法投棄しないように監視をするとともに、災害広報紙を通じて、不法投棄の防止や適正な処理方法について周知する。

2 環境汚染の防止

環境部は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの被災や、危険物の漏えいによる環境汚染に対処するため、必要な広報活動や環境監視体制を確立し、環境汚染防止体制の強化を図り、アスベストの飛散防止に関しては、災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省平成29年9月）によるものとする。

第 1 1 節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

第 1 社会秩序の維持

〔方針・目標〕

- 災害直後から被災地や避難所における安全を確保するため、県警察、市、自主防災組織などが連携して、被災地のパトロール、避難所での不審者の通報など防犯活動を行う。

市担当部	市民部、支所部
関係機関	県警察、自主防災組織、防犯協会等

1 パトロール等の実施

県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、県警察が独自に、又は自主防災組織等と連携し、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。

市民部は、県警察や防犯協会と連携して避難所、被災地等のパトロール等を実施する。

2 犯罪の取締り

県警察は、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。

3 安全確保に関する情報交換等

県警察及び市民部は、地域の自主防災組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談については、親身に対応し、住民等の不安の軽減に努める。

第2 物価の安定及び消費者の保護

〔方針・目標〕

- 災害直後から県と連携して物価の監視や食料・物資等の安定供給を要請する。

市担当部	商工観光部、支所部
関係機関	県、高崎市商工会議所、高崎市榛名商工会、高崎市倉渕商工会、高崎市箕郷商工会、高崎市群馬商工会、高崎市新町商工会、高崎市吉井商工会

1 需給状況の監視及び指導

県は、食料・飲料水、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占めや売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じ指導等を行い、商工観光部はこれに協力する。

2 安定供給の要請

県は、必要に応じ、スーパーマーケット協会や生活協同組合等の業界団体に対し、食料・飲料水、生活必需品等の安定供給を要請する。また、商工観光部は、県に協力して商工会議所等に同様の要請を行う。

3 消費者の保護

県は、消費生活相談体制を充実させるとともに、悪質商法が認められた場合は、住民に注意を呼びかけるとともに、警察と連携して取締りに努める。また、商工観光部は県に協力して広報活動等を行う。

第12節 施設、設備の応急復旧活動

第1 施設、設備の応急復旧

市担当部	建設部、支所部、公共施設所管の各部
関係機関	民間事業者

1 施設、設備の応急復旧

- (1) 県、市、施設・設備等の管理者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。
- (2) 建設部や各部は、情報収集で得た航空写真・画像・地図情報等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。
- (3) 建設部は、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。
- (4) 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動するよう努める。
- (5) ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市、ライフライン事業者は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実働部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

道路管理者は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を行うものとし、県及び市のみでは迅速な対応が困難な場合には、国（国土交通省、防衛省等）と適切な役割分担等の下、道路啓開を実施するものとする。

第2 公共施設の応急復旧

〔方針・目標〕

- 重要施設を優先に点検を行い、災害拠点となる重要施設から復旧させる。

市担当部	建設部、支所部、公共施設所管部
関係機関	協定締結団体、事業者

1 施設の緊急点検等

建設部は、道路、橋梁等のうち、緊急輸送路等の重要な路線を優先に、被害状況等の緊急点検を行い、速やかに応急復旧を行う。また、所管する公共施設の応急危険度判定及び被災状況を把握し、迅速な復旧に努める。

2 重要施設の優先復旧

建設部は、所管する公共施設の応急復旧を行うに当たっては、人命の保護や応急対策活動の円滑な実施を確保するために必要な施設等、重要度の高い施設の復旧を優先させる。

3 関係業界団体に対する協力の要請

建設部は、所管する公共施設の応急復旧を行うに当たり、必要に応じ建設業協会等関係業界団体に対し、資機材の確保、工事の請負等について協力を要請する。

第3 電力施設の応急復旧

市担当部	総務部
関係機関	県、東京電力パワーグリッド(株)、高崎設備協会

1 迅速な応急復旧の実施

電気事業者及び県は、被災した発電所、変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行う。

2 重要施設の優先復旧

電気事業者は、送電設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させる。

- ① 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- ② 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 大規模停電時における電源車等の配備

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急復旧対策に係る期間が保有する施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。

また、県は、経済産業省、電気事業者等と調整を行い、電源車の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。

4 電力関係機関の相互間の応援

電気事業者及び県は、電力施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電力関係機関に応援を要請する。

5 広報活動

電気事業者は、停電の状況、復旧の見通し、送電再開時における電気器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行う。

6 情報収集の実施

総務部は、電気事業者との情報連絡を密にし、被災状況の把握に努めるものとする。

第4 ガス施設の応急復旧

市担当部	総務部
関係機関	東京ガス(株)、LPガス事業者

1 迅速な応急復旧の実施

都市ガス事業者は、被災した都市ガスの貯蔵施設、導管等の施設について、速やかに応急復旧を行う。

2 重要施設の優先復旧

都市ガス事業者は、ガス施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させる。

- ① 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- ② 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

都市ガス事業者は、必要に応じ、移動式ガス発生設備等の代替設備を活用して応急供給を実施する。

4 ガス関係機関相互間の応援

都市ガス事業者は、ガス施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他のガス関係機関に応援を要請する。

5 供給再開時の安全確認

都市ガス事業者は、ガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは安全を確認した上で供給を行う。

6 広報活動

都市ガス事業者は、ガスの供給停止の状況、復旧の見通し、供給再開時におけるガス器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行う。

7 LPガス事業者の実施する応急復旧

LPガス事業者は、都市ガス事業者同様、必要な応急復旧を行うものとする。

8 情報収集の実施

総務部は、ガス事業者との情報連絡を密にし、被災状況の把握に努めるものとする。

第5 上下水道施設の応急復旧

〔方針・目標〕

- 上水道施設は、施設の被害状況を調査し、断水した避難所、病院に緊急給水する。次いで、7日以内に復旧計画を策定し応急復旧工事を実施する。
- 下水道施設は、施設の緊急調査及び緊急措置を行い、下水道に起因する道路の機能障害を改善し、緊急輸送路等を確保する。次いで、7日以内に復旧計画を策定し応急復旧工事を実施する。

市担当部	水道部、下水道部、支所部
関係機関	協定締結団体、事業者

1 迅速な応急復旧の実施

水道部及び下水道部は、被災した浄水設備、水道管路、下水道管渠、下水終末処理施設等の上下水道施設について、速やかに応急復旧を行う。

2 重要施設の優先復旧

水道部及び下水道部は、上下水道施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させる。

- ① 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- ② 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

水道部は、必要に応じ、給水車等の代替設備を活用して応急給水を実施する。

4 上下水道関係機関相互間の応援

水道部及び下水道部は、上下水道施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の上下水道関係機関に応援を要請するものとする。

5 広報活動

水道部及び下水道部は、水道の断水の状況や復旧の見通し、下水道の管渠や施設等の被害状況並びに復旧の見通し、更に被害による設備能力低下に伴う節水協力等について、住民に対し広報を行うものとする。

第6 電気通信設備の応急復旧

市担当部	総務部
関係機関	東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、高崎設備協会、事業者

1 迅速な応急復旧の実施

電気通信事業者は、被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行う。

2 重要施設の優先復旧

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等の回線の復旧を優先させる。

- ① 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- ② 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備・代替サービスの提供

電気通信事業者は、必要に応じ、代替設備又は代替サービスとして次の設備又はサービスを提供する。

- ① 避難所等への特設公衆電話の設置及びネット環境の設置
- ② 避難所又は防災拠点等への携帯電話又は衛星携帯電話の貸出し
- ③ 災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話・PHSによる災害用伝言板、災害用ブロードバンド伝言板(w e b 1 7 1)の提供

4 電気通信関係機関相互間の応援

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電気通信関係機関に応援を要請する。

5 広報活動

電気通信事業者は、電気通信の途絶・輻そうの状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行う。

6 情報収集の実施

総務部は、電気通信事業者との情報連絡を密にし、被災状況の把握に努めるものとする。

第13節 自発的支援の受入れ

第1 ボランティアの受入れ

〔方針・目標〕

- 速やかに社会福祉協議会を運営母体とした災害救援ボランティアセンターを立ち上げる。市は必要な資機材等の支援を行う。

市担当部	福祉部
関係機関	高崎市社会福祉協議会

1 ボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類は、概ね次のとおりである。

■ ボランティア活動の種類

一般ボランティア	専門ボランティア
避難誘導	被災者の救出（消防・警察業務経験者等）
情報連絡	救護（医師、看護師、薬剤師、救命講習修了者等）
給食、給水	被災宅地危険度判定
物資の搬送・仕分け・配給	外国語通訳
入浴サービスの提供	手話通訳
避難所の清掃	介護（介護福祉士等）
ごみの収集・廃棄	アマチュア無線
高齢者、障害者等の介助	各種カウンセリング
防犯	
ガレキの撤去	
住居の補修	
家庭動物の保護	

2 ボランティア受入窓口の開設

福祉部は、社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体と連携して、総合福祉センターに「災害救援ボランティアセンター」を設置し、ボランティアの受付・登録を行う。

3 ボランティアニーズの把握

社会福祉協議会は、各避難所、防災拠点等におけるボランティアニーズ（種類、人数等）を把握する。

4 ボランティアの受入れ

社会福祉協議会及びボランティアセンターは、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取り組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、併せてボランティアの生活環境に配慮するものとする。

5 ボランティアセンターの運営

社会福祉協議会は、ボランティア活動についてコーディネートを担当する職員又はボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアの要請、情報収集・提供、活動の調整を行う。

なお、これらの運営は、原則としてボランティアにより行われるように配慮する。

また、社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターに、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

6 ボランティア活動の支援

福祉部は、必要に応じて災害救援ボランティアセンターに情報連絡員を派遣するほか、必要な資機材等の支援を行う。

第2 義援物資・義援金の受入れ

〔方針・目標〕

- 速やかに義援金専用口座を開設し、全国からの義援金を受け入れる。義援金は「募集・配分委員会」を設置して被災者に適切に配分する。

市担当部	福祉部、財務部、会計部、市民部
関係機関	日本赤十字社群馬県支部

1 義援物資の受入れ

(1) 義援物資の受入れ要否の判断

福祉部は、地方公共団体や企業等からの大口の義援物資供給の申出があった時は、申出のあった品目の過不足状況、提供可能時期等に基づき、受入れの要否を判断する。

(2) 需要の把握

義援物資の受入れを決定した場合、市民部は、各避難所等について、受入れを希望する義援物資の種類、規格及び数量を把握する。

(3) 受入機関の決定

福祉部は、県と調整の上、義援物資の受入機関(県と各市町村が個別に受け入れるか共同で受け入れるか)を定めるものとする。

(4) 集積場所の確保

受入機関は、送付された義援物資を保管及び仕分けできる集積場所並びに仕分け作業に要する人員、資機材を確保する。

(5) 受入物資の仕分け

受入機関は、受入物資を効率的に配分するため、集積場所において仕分けを行う。

(6) 受入物資の配分

福祉部は、自らの判断により受け入れた物資についての配分先及び配分量を決めて配分する。

なお、配分に当たっては、公平性を重視し過ぎるあまり配分が遅延することのないよう、注意する。

(7) ボランティア及び民間事業者等の活用

大量の物資を迅速・的確に配送するため、必要に応じて、ボランティアの協力を得るほか、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

(8) 小口・混載の義援物資

小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担となることから、原則として受け付けないこととする。

また、小口・混載の義援物資は受け入れないことを広報するとともに、義援金による支援を積極的に呼びかけることとする。

(9) 赤十字義援物資の受入れ

福祉部は、日本赤十字社群馬県支部に義援物資の供給を要請する。物資は、集積場所で救援物資と同様に扱う。

2 義援金の受入れ

(1) 義援金の募集

財務部は、必要に応じ義援金の受付窓口及び専用口座を開設する。

また、募集方法、募集期間等を定め、市のホームページ、報道・放送機関を通じて公表する。

(2) 義援金募集・配分委員会の設置

財務部は、義援金の義援金募集・配分委員会を設置し、配分計画を作成する。

県において義援金募集・配分委員会が設置された場合は、義援金受入事務を一元化する。

(3) 義援金の配分

財務部は、義援金募集・配分委員会で決めた配分基準より、被災者へ支給を行う。支給は、災害相談窓口などを通じて手続きを行う。

第14節 その他の災害応急対策

第1 要配慮者への災害応急対策

〔方針・目標〕

- 福祉部は、避難行動要支援者について、地域の自主防災組織や民生委員児童委員の協力のもとに、安否の確認を開始する。
- 避難後は、避難所の専用スペースや、福祉避難所を設置し受入れするなど、要配慮者のニーズと生活環境に配慮する。
- 社会福祉施設入所者の安全確保は施設管理者の責任となるが、福祉部は、可能な限り避難や介護支援等を行う。

市担当部	保健医療部、福祉部、支所部、商工観光部、総務部
関係機関	社会福祉施設の管理者、自主防災組織

1 災害に対する警戒、情報提供

- (1) 総務部は、気象に係わる注意報又は警報等が発表されたときには、河川管理者、砂防関係機関等とあらかじめ定めた情報伝達体制により、河川水位等の防災情報を収集する。
- (2) 総務部は、今後の気象予測や河川水位情報及び土砂災害警戒情報等から総合的に判断して、待機・準備の呼び掛け、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令する。
- (3) 総務部は、待機・準備の呼び掛け、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保が、確実に要配慮者に伝達できるよう安心ほっとメールや災害時電話・FAXサービス等のあらゆる手段、方法を講じる。
- (4) 福祉部は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災気象情報や待機・準備の呼び掛け、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を直接伝達する。

2 避難支援

避難行動要支援者の避難は、避難行動要支援者名簿を活用するなどして自主防災組織等の地域住民が、地域ごとに避難行動要支援者に必要となる支援の内容を確認し、災害時の避難誘導、救助活動等に活用することにより避難支援等関係者が避難を支援する。

(1) 避難行動要支援者名簿を活用した避難支援

避難行動要支援者の避難において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の者に提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者の避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等の協力を得て、安全確保に努めながら安否確認や可能な範囲での避難の支援に努める。

(2) 要配慮者の避難生活における配慮

避難所における要配慮者の負担を軽減するため、避難が予想される期間などを勘案し、福祉避難所の開設を行う。福祉避難所を開設した場合は、対象となる要配慮者に対し、速やかに周知する。福祉避難所においては、要配慮者の避難生活の負担軽減を図るため、食料品、飲料水の生活必需品及び車いす、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国語通訳者、医師、看護職等の人材の迅速な派遣に努める。一般の避難所においても、要配慮者の避難生活が不自由にならないよう、福祉避難所と同様に、これらの手配を迅速に行うよう努める。また、物資や人材等に不足が生じる場合、福祉部は県（要配慮者利用施設所管の各課）に応援を要請する。

(3) 社会福祉施設等への要請

福祉部は、避難所での生活に不自由をきたし、健康の保持が困難な要配慮者について、要配慮者利用施設への緊急入所等の対応を管理者に要請する。また、適当な入所先が確保できないときは、県（要配慮者利用施設所管の各課）に対し、入所先のあっせんを要請する。

3 安否の確認

総務部は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、避難行動要支援者の安否確認等が迅速に行われるように努める。

4 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、避難支援にあたる大前提として本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることとし、支援については、地域の実情や災害の状況に応じて、十分に安全確保に配慮し、可能な範囲で避難支援等を行うものとする。

5 避難所等での支援

(1) 情報提供

総務部は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、災害緊急連絡網（町内会連絡網）の活用、手話通訳者や外国語通訳者の派遣、自主防災組織等による伝達等により、情報を随時提供する。

(2) ニーズの把握及び支援の実施

福祉部は、民生委員児童委員、ケアマネージャー、ホームヘルパー、保健師等により、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、そのニーズに応じ、介護保険法や障害者総合支援法に基づくサービスの提供等の支援を実施する。

(3) 生活支援物資の供給

総務部は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

6 要配慮者利用施設管理者等の安全確保

(1) 避難及び生活支援

要配慮者利用施設の管理者は、利用者の安否を確認し、利用者の救助及び避難誘導等の必要な措置を実施する。避難誘導に必要な人員が不足する場合は、地域の自主防災組織等に要請する。

また、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を利用者に配布するとともに、不足が生じる場合は、市に協力を要請する。

(2) 他施設への緊急入所等

要配慮者利用施設の管理者は、被災により施設の使用が不能となったときは、他の同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引取りを要請する。

適当な入所先が確保できないときは、県又は市に対し、入所先のあっせんを要請する。

※資料編 4－4 土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設

※資料編 4－5 浸水想定区域内要配慮者利用施設

第2 農林業の応急対策

市担当部	農政部、支所部
関係機関	県、高崎市農業協同組合、はぐくみ農業協同組合、多野藤岡農業協同組合

1 農作物関係

(1) 改植用苗の確保

県は、水稻の改植の必要が生じたときは、県内外から余剰苗を調達する。なお、苗の使用に当たっては、病虫害の防除に留意する。また、果樹の改植の必要が生じたときは、群馬県園芸協会等を通じ、改植用苗のあっせんを行う。

(2) 病虫害の防除

農政部は、県から病虫害防除の指示を受けたときは、防除班を編成して防除を実施する。また、県は、緊急防除体制の整備を図るとともに、その防除指導を行う。

(3) 転換作物の導入指導

農政部は、県と協力し、必要に応じ、農業協同組合等関係団体の協力を得て、転換作物の導入を指導する。

2 家畜関係

(1) 家畜の避難

農政部は、県と協力し、必要に応じ、家畜の飼養者に対し家畜を安全な場所に避難させるよう呼びかける。

(2) 家畜の防疫及び診療

県は、家畜の伝染性疾病を防ぐため必要と認めるときは、市、家畜自衛防疫団体、農業協同組合、農業共済組合、獣医師会又は飼養者と協力して、薬品の確保、防疫指導等を行う。

(3) 環境汚染の防止

降雨等の影響により家畜の飼育施設からし尿等の汚物が流出するおそれがあるときは、農政部及び県は、飼養者に対し、し尿の汲み取りや土嚢積み等の流出防止措置を講ずるよう指導する。

(4) 飼料の確保

県は、必要に応じ、飼料の確保を図る。

3 水産関係

県は、必要に応じ、被災養殖業者に対し飼育又は防疫対策等の技術指導を行う。また、被災養殖業者から要請があったときは、関係団体の協力を得て、種苗のあっせん等を行う。

4 林産関係

県は、河川への木材の流出を防ぐため、必要に応じ、木材の所有者又は管理者に対し、安全な場所への移送、流出防止等の措置を講じるよう指導する。

第3 学校等の防災対策

〔方針・目標〕

- 在校(園)中に災害が発生した場合は、保護者に連絡し引き渡しを行う。登下校中の場合は、安否を確認する。夜間休日の場合は、速やかに、全員の所在を確認する。
- 速やかに施設の被害状況等を把握し、1週間を目途に授業が再開できるように、施設の復旧、避難スペースとの調整を行う。

市担当部	教育部、学校教育担当部、支所部、子育て支援担当部
関係機関	学校管理者、幼稚園、保育所

1 気象状況の把握

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の管理者(以下この節において「学校管理者」という。)は、台風、低気圧、前線の接近、積乱雲の発達により、竜巻等の突風、集中豪雨等の天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努める。

2 学校施設等の安全性の点検

災害危険区域における学校管理者は、校舎等周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等の兆候を調べ、学校施設等の安全性を点検する。

3 園児・児童・生徒の安全確保

学校管理者は、園児・児童・生徒の在校(園)時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、園児・児童・生徒を安全な場所に移動させる。

傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

園児・児童・生徒を下校させる場合は、学校等で保護し保護者への引き渡しを行う。

4 災害情報の連絡

学校管理者は、園児・児童・生徒、教職員、校舎等施設の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡する。

5 教育の確保

(1) 教室及び運動場の確保

学校管理者は、校舎等が被災したため授業を実施できなくなった場合は、被災校舎等の応急修理、仮設校舎等の建設、公民館等の借上げ等により教室及び運動場の確保を図る。

(2) 代替教員の確保

教育部は、教員が被災等したため授業の担当が困難となった場合は、県教育委員会と協議し代替教員の確保を図る。

(3) 学用品の支給

教育部は、被災により就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、これらの学用品を直ちに入手することができない児童及び生徒に対し、必要最小限度の学用品を支給する。

(4) 授業料の免除

教育部は、被災により授業料の減免が必要と認められる園児・児童・生徒については、条例等に基づき授業料の減免を行う。

(5) 学校給食

教育部は、施設の被害、燃料、食材等の不足により給食が提供できない場合は、休止又は代替措置として応急給食を実施する。

(6) 避難場所との関係

学校等が避難所となった場合は、当初は臨時休校とするなどして避難者の援護を優先させる。授業を再開する場合は、教育場所と避難場所とを区分するように調整を行う。

6 幼稚園・保育所の対策

(1) 園児の応急措置

ア 安全の確保

幼稚園・保育所では、気象情報を収集するとともに園児、職員の安全を確保する。

各園(所)長は、施設設備の被害状況を把握し、園児、職員の状況を含めて市に報告する。

イ 園児等の安否確認

各園(所)長は、災害用伝言ダイヤル(171)を活用するなどして、園児、職員の安否確認を行うとともに、保護者の所在、安否情報の把握に努める。

(2) 応急保育

福祉部及び教育部は、保育所等の被害状況を把握し、既存施設において保育の実施ができない場合、避難先の小学校などで臨時的な保育所を設け保育する。交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、臨時的な保育所や近隣の保育所で保育する。

また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続を省き、一時的保育を行うよう努めるほか、保育料の減免等の措置を講じる。

第4 文化財の災害応急対策

〔方針・目標〕

- 災害のおそれがある時は、観覧者等を安全な避難所に誘導する。また、重要文化財等の一時避難等の応急措置を行う。

市担当部	教育部、支所部
関係機関	文化財の管理者

1 気象状況の把握

文化財の所有者及び管理責任者（以下第4において「管理者」という。）は、台風、低気圧、前線等の接近により、天候の著しい悪化が予想される時は、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努める。

2 文化財収蔵施設の安全性の点検

災害危険区域における文化財の管理者は、安全に十分留意した上で、文化財周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等の兆候を調べ、文化財の安全性を点検する。

3 利用者・観覧者等の安全確保

文化財の管理者は、開館時間内に、施設が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、利用者・観覧者等を安全な場所に移動させる。

傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

4 文化財の安全の確保

文化財の所有者・管理者及び市は、浸水、転倒等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、安全な場所への移動、固定等の措置を講じる。

5 災害情報の連絡

文化財の管理者は、利用者・観覧者等及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて市に連絡する。

6 応急修復

文化財の管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、専門家等の協力を得て適切な応急修復を施す。

教育部は、応急修復について積極的に協力する。

第5 金融事業及び郵政事業の災害応急対策

市担当部	
関係機関	日本銀行、前橋財務事務所、日本郵便(株)

1 応急金融対策

(1) 通貨の安定供給

日本銀行(前橋支店)は、被災地における通貨の安定供給のため、次の措置を講じる。

ア 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な援助等を行う。

また、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、状況に応じて職員を派遣するなど必要な措置を講じる。

イ 輸送・通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関と密接に連絡をとった上、輸送及び通信の確保を図る。

ウ 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、また、必要に応じ営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう要請等を行う。

(2) 非常金融措置の実施

ア 関東財務局(前橋財務事務所)及び日本銀行(前橋支店)は、被災者の便宜を図るため、関係機関と協議の上、金融機関に対し、次のような非常金融措置をとるよう要請等を行う。

(ア) 預金通帳等を紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行う。

(イ) 被災者に対し、定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出し等の特別取扱いを行う。

(ウ) 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出しを認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとる。

(エ) 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとる。

イ 関東財務局(前橋財務事務所)は、被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議の上、保険会社に対し、次のような非常金融措置をとるよう、あつせん、指導等を行う。

ア 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行う。

イ 生命保険料又は損害保険料の支払いについては、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講じる。

ウ 金融措置に関する広報

関東財務局(前橋財務事務所)及び日本銀行(前橋支店)は、金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等について、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。

2 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護措置

災害救助法の適用が決定された場合に、日本郵便(株)は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

- (1) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ③ 被災地あて救援用郵便物等の料金免除
 - ④ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (2) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- (3) その他、要請のあったもののうち協力できる事項

第6 災害救助法の適用

市担当部	総務部、財務部
関係機関	県

1 災害救助法に基づく救助の実施

知事(危機管理課及び関係課)は、当該災害が、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受ける災害であると認めたときは、速やかに同法に基づく救助を実施する。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法は、次のいずれかの場合に市町村ごとに適用される。市における適用基準は、次のとおりである。

■災害救助法の適用基準

要件	指標となる被害項目	適用の基準	同法施行令における該当条項
合 住家等への被害が生じた場	市内の住家が滅失(罹災)した世帯の数	市 150 以上	第1条第1項第1号
	県内の住家が滅失(罹災)した世帯の数そのうち市内の住家が滅失(罹災)した世帯の数	県 1,500 以上	第1条第1項第2号
		市 75 以上	
県内の住家が滅失(罹災)した世帯の数そのうち市内の住家が滅失(罹災)した世帯の数	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合	県 7,000 以上	第1条第1項第3号※
		市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。	
それが生じた場合	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合	知事が内閣総理大臣と協議	第1条第1項第4号※

※第1項第3号に係る事例

被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※第1項第4号に係る事例

- ①災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ②被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

3 滅失世帯の算定基準

(1) 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の全壊（全焼・流失）した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

■滅失世帯の算定方法

滅失住家1世帯	全壊（全焼・流失）住家	1世帯換算
	半壊（半焼）住家	2世帯換算
	床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できない状態になった住家	3世帯換算

(2) 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行う上で、おおよその基準は次のとおりとする。

■被害の認定基準

被害の区分	認定の基準
住家の全壊全焼（全流失）	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
住家の大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものであるとする。
住家の中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床または天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものであるとする。
住家の半壊（半焼）	住家その居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のものである、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
準半壊	住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたものである、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合10%以上20%未満のものであるとする。
住家の床上浸水土砂の堆積等	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったものである。

※「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取扱う。

※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

4 救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

- ① 避難所の設置及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 災害に係った者の救出
- ⑥ 災害に係った住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

5 救助の実施機関

災害救助は知事(危機管理課)が実施し、市長はこれを補助する。

ただし、救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、救助の一部を市長が行うこととすることができる。

6 適用手続き

総務部は、県に被害報告を行う。それに基づき、知事(危機管理課)は、災害救助法が適用されるか否かを判断する。知事(危機管理課)は、災害救助法の適用を決定したときは、対象市町村名を公示するとともに、厚生労働省社会援護局長に報告する。

また、知事(危機管理課)は、救助の一部を市長が行うこととする場合は、当該救助の内容及び当該事務を行うこととする期間を市長に通知するとともに公示する。

※資料編5-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

※資料編5-2 被害認定基準

※資料編6-4 災害救助法様式

第7 動物愛護

〔方針・目標〕

- 災害時のペットの扱いは、飼い主の責任とし、原則として避難所における生活場所へのペットの持ち込みは禁止とする。
- 動物救護本部を設置した場合は、その情報等を収集し被災者に提供する。

市担当部	保健医療部、環境部、支所部
関係機関	群馬県獣医師会高崎支部、動物愛護関係団体

1 ペット対策

(1) 動物救護本部の設置

保健医療部は、獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力し、必要に応じて「動物救護本部」を設置し、家庭動物等の受入対策等を実施する。

- ① 飼養されている動物に対する餌の配布
- ② 負傷した動物の受入・治療・保管
- ③ 放浪動物の受入・保管
- ④ 飼養困難な動物の一時保管
- ⑤ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
- ⑥ 動物に関する相談の実施等

(2) 避難所における広報

避難所における生活場所へのペットの持ち込みは、原則的に禁止とし、飼養者が自己責任において飼養するよう広報する。

(3) 他の動物救護本部との連携

県又は他市の動物救護本部と次の連携を行う。

- ① 被災動物救護体制の整備
- ② 犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供
- ③ 動物の応急保護受入施設設置のための調整等
- ④ 被災者のペットの状況についての情報提供

(4) ペット救護所開設の支援

県、獣医師会及び動物愛護関係団体によりペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を被災者に広報する。

(5) 飼養者の対応

ペットの保護及び飼養は、原則として動物の所有者が行うものとし、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

2 放浪動物への対応

保健医療部は、飼い主の被災により放置、遺棄又は逃亡したペットが発生した場合は、捕獲等の対応をとる。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講じる。

3 死亡動物への対応

死亡した家庭動物等が放置されている場合は、所有者が対応することを原則とする。

また、環境部は、飼い主がいない又は不明の死亡した家庭動物等が放置されている旨の通報を受けた場合、適正な処理を行う。

第8 孤立対策

市担当部	建設部、支所部、総務部、協力部、救援部、消防部、保健医療部、福祉部、 商工観光部
関係機関	県、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、自衛隊、消防団

1 孤立の把握

建設部は、道路の被災状況等から孤立地区を抽出する。

2 ヘリコプターの要請

総務部は、孤立地区の状況が不明、あるいは支援が必要な場合は、県を通じて自衛隊、県防災ヘリコプター等の出動を要請する。

また、孤立地区のヘリコプター着陸可能場所の資料等を用いて、県、自衛隊等とヘリコプターの運航計画を協議する。

3 救助活動

市は、次の対策を実施する。

(1) 情報の収集

消防部等及び関係部は、孤立地区内の傷病者、要配慮者、観光客等の情報を収集する。要救助者がいる場合は、容態、人数等に関する情報を収集し総務部が県に報告する。

(2) 救助活動

消防部等は、倒壊家屋や崩壊土砂による要救助者がいる場合は、救助隊員や資機材をヘリコプターで搬送し、救助作業にあたる。

(3) 傷病者の救出

消防部等は、傷病者は最優先でヘリコプター等により救出を行う。この際、救出した傷病者の搬送先、ヘリポートから医療機関までの搬送手段を確保しておく。

また、傷病者が多数いる場合、市は、救護班を現地に派遣し対応する。

(4) 住民・観光客の避難

孤立地区内での生活が困難な場合、あるいは土砂災害等の危険がある場合は、ヘリコプターによる避難活動を行う。

(5) 食料・生活必需品等の供給

災害発生当初は、原則的に地区内の備蓄食料や住民が所有する食料を融通しあって生活することを原則とする。

総務部は、道路が応急復旧するまでの間、孤立地区住民の生活の維持のため、ヘリコプター等による食料、生活必需品等の輸送を実施する。

(6) 道路の応急復旧

建設部は、孤立地区に通じている道路の被害状況を把握し、二輪車、自動車の順に、一刻も早い交通確保を行う。

第5章 雪害・火山災害・

大規模事故等応急対策計画

第1節 災害共通の対策活動

第1 応急活動体制の確立

市担当部	総務部、協力部、救援部、支所部、消防部、各部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、消防団

1 災害対策本部の設置

(1) 設置の決定

総務部は、市長（本部長）の指示を受け、次のいずれかに該当する場合は、災害対策本部の設置を検討する。

■本部の設置基準

- | |
|--|
| ① 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する事態のとき。
② 市内に大規模な被害が発生したとき、又は被害が発生するおそれのあるとき。
③ その他市長が必要と認めたとき。 |
|--|

■火災・災害等即報要領〔火災等即報〕

直接即報基準		
個別基準	交通機関の火災	航空機、自動車等の火災で次に掲げるもの ①航空機火災 ②トンネル内車両火災 ③列車火災
	危険物等に係る事故	危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの。 ①死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ②負傷者が5名以上発生したもの ③危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれがあるもの ④危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ・河川等へ危険物等が流出し、防除・回収等を要するもの ・500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ⑤市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ⑥市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害等	①放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの ②原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市長にあったもの ③放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

直接即報基準	
その他特定の事故	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
社会的影響基準	爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)

■火災・災害等即報要領〔救急・救助事故即報〕

直接即報基準	
個別基準	死者及び負傷者の合計が15人以上の救急・救助事故で次に掲げるもの ①列車、航空機等の衝突、転覆等による救急・救助事故 ②バスの転落等による救急・救助事故 ③ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 ④映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所での救急・救助事故 ⑤その報道機関にとり上げられる等社会的影響度が高いもの

(2) 設置場所

総務部は、災害対策本部を本庁舎4階災害対策本部室に設置する。情報収集及び防災関係機関の待機用として3階第31会議室を予備室とする。

災害の状況により本庁舎に設置できない場合は、総合保健センター又はその他の付近の市有施設に設置する。

(3) 廃止の決定

総務部は、市長(本部長)の指示により、予想された災害の危険が解消されたと認めるとき、又は応急対策が概ね終了したと認めるときは、災害対策本部を廃止する。

(4) 設置・廃止の通知

総務部は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、県、防災関係機関、報道機関等に対し、その旨を通知する。

(5) 災害対策本部の組織

ア 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害対策に関する重要事項を決定し、その推進を図る。

本部員は、必要によりそれぞれの所管事項について、会議に必要な資料を提出する。

イ 本部連絡員

各部に本部連絡員を置き、災害対策本部室に待機する。

本部連絡員は、本部長の命令、本部会議の決定事項を各部に伝達し、各部の所管する応急対策実施状況等を本部に報告する。

ウ 職務の代理

市長(本部長)が事故等により職務を遂行できない場合は、副市長(副本部長)がその職務を代理する。

(6) 現地災害対策本部

災害に関する情報収集のため、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

(7) 災害警戒本部

災害対策本部を設置するに至らない規模の事故への対応や、災害対策本部の規模を縮小する場合は、事故の規模や状況に応じて、災害警戒本部を設置する。

(8) 災害対策事務の優先処理

災害対策の実施に関する事務は、他のすべての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

(9) 関係機関に対する職員派遣の要請等

災害対策本部長は、必要に応じ、ライフライン等関係機関に対し連絡用の職員の派遣を要請する。

また、災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供を求める。

2 職員の非常参集

(1) 非常動員体制

動員体制は次のとおりである。動員の際、総務部長は副市長（副本部長）に諮り動員規模を指定する。

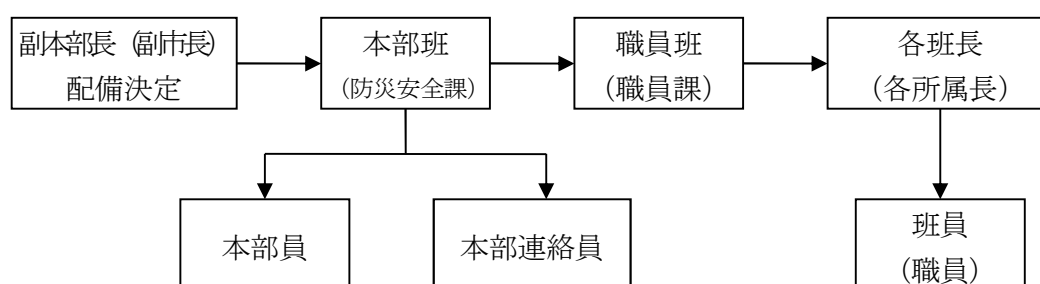
■動員体制

配備体制	配備基準
初動体制	① 市内に小規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 ② その他市長が必要と認めたとき。
警戒体制	① 市内に局地的な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 ② その他市長が必要と認めたとき。
非常体制	① 市内の数箇所の地区で大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 ② その他市長が必要と認めたとき。

(2) 動員の方法

ア 動員伝達経路

動員伝達経路は、次のとおりである。



イ 勤務時間内における動員

職員班（職員課）は、庁内放送等を通じて班員（職員）に動員を連絡する。

ウ 勤務時間外における動員

各班長（各所属長）は、あらかじめ定めた連絡網により班員（職員）へ連絡する。

本部班長（防災安全課長）は必要に応じ職員緊急参集システムによるメール配信、ラジオ高崎への緊急放送、防災行政無線（同報系）や屋外スピーカー等による呼びかけを行う。

(3) 動員配備場所

原則として、通常の勤務場所に登庁する。道路被害等により登庁ができない場合は、最寄りの災害対策本部地方部（支所）に参集する。

3 広域応援の要請

(1) 県への応援要請

総務部は、市長（本部長）の指示により、災害対策基本法第 68 条に基づき、応急措置の実施について県知事に応援を求める。

■要請事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 災害の状況 ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑥ その他必要な事項 |
|---|

(2) 県等への職員派遣の要請

総務部は、市長（本部長）の指示により、県、市町村、防災関係機関に対し、職員派遣の要請又は派遣のあつせんを求める。

ア 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請

災害対策基本法第 29 条に基づき、指定行政機関の長に対し職員の派遣を要請する。

イ 県に対する職員派遣のあつせんの要請

災害対策基本法第 30 条に基づき、知事に対し指定行政機関又は指定地方行政機関の職員派遣を要請する。

ウ 県又は市町村に対する職員派遣の要請

地方自治法第 252 条の 17 に基づき、知事又は市町村長に対し職員の派遣を要請する。

■要請事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 派遣要請又は派遣のあつせんを求める理由 ② 派遣要請又は派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑤ その他参考となるべき事項 |
|--|

エ 応急対策職員派遣制度に基づく応援の要請

総務部は、県による応急対策職員派遣制度に基づく対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県（危機管理課）を通じて総務省に対し総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣されるチーム）の派遣を要請する。

また、同制度に基づく対口支援団体決定後において災害マネジメントについて支援を必要とする場合は、当該支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

(3) 他市町村への要請

ア 応援の要求

総務部は、市長（本部長）の指示により、災害対策基本法第 67 条に基づき、他市町村等に応援を要請する。

イ 協定に基づく要請

総務部は、市長（本部長）の指示により、あらかじめ締結された協定等に基づき、締結先の市町村等に応援を要請する。

(4) 消防機関への要請

ア 応援の要請（群馬県消防相互応援協定）

消防局長は、群馬県消防相互応援協定に基づき、協定締結先の消防機関に応援を要請する。

イ 応援の要請（消防組織法第 44 条）

消防局長は、消防組織法第 44 条に基づき、知事を通じて消防庁長官に他の消防機関及び緊急消防援助隊の応援を要請する。

(5) 応援の受入れ

ア 受入体制

総務部は、総合的な受入連絡窓口を総務部におき、応援隊等を受け入れるために、次の体制を確保する。

■受入体制

連絡窓口	総合的な窓口を総務部におく。 受け入れ後は、応援を受ける各班が対応する。
現場への案内	応援を受ける担当班
受入施設	高崎シティギャラリー・ロビー
食料、飲料水等	原則、自前で確保を要請する。 まかなえない場合は、市職員と同様の方法で食料、物資等の手配をする。

イ 経費の負担

応援に要した費用は、原則として市の負担とする。

(6) 撤収要請

総務部は、応援の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、要請先と協議の上、撤収要請を行う。

4 自衛隊への災害派遣要請

(1) 自衛隊の災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりである。

■災害派遣活動の範囲

<ul style="list-style-type: none"> ① 車両、航空機等による被害状況の把握 ② 避難者の誘導、輸送等避難のために必要がある場合の援助 ③ 行方不明者、負傷者等の捜索、救助 ④ 堤防等の決壊に対する水防活動 ⑤ 消防機関の消火活動への協力 ⑥ 道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去
--

- | |
|--|
| ⑦ 被災者に対する応急治療、救護及び防疫並びに病虫害防除等の支援
⑧ 通信支援
⑨ 救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
⑩ 被災者に対する炊き出し、給水の支援
⑪ 救援物資の支給又は貸付の支援
⑫ 交通規制への支援
⑬ その他災害の発生時において知事が必要と認め、自衛隊の対応が可能な事項 |
|--|

(2) 自衛隊派遣の要求

総務部は、市長（本部長）の指示を受け、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう知事に要求する。要求は、文書で行うが、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。

また、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、その旨及び当該市の地域に係る災害の状況を第12旅団長に通知し、当該通知を行ったときは、速やかにその旨を知事に通知する。

（参考）災害派遣実施の可否の判断3原則

人名又は財産を保護するため、自衛隊を派遣することについて、

公共性：公共の秩序を維持するという妥当性があること。

緊急性：さし迫った必要性があること。

非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

■要請事項

- | |
|--|
| ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
② 派遣を希望する期間
③ 派遣を希望する区域及び活動内容
④ その他、参考となるべき事項
例) ・ 必要な車両、ヘリコプター、航空機、資機材
・ 必要な人員
・ 連絡場所及び連絡責任者 |
|--|

■最寄りの自衛隊連絡先

部隊名（駐屯地等）	所在地	電話番号
第12旅団司令部第3部 防衛班（相馬原）	〒370-3594 榛東村新井 1017-2	0279-54-2011 内線 2286、2287、2208(夜間) 防災行政無線 71-3242
第12後方支援隊第3科 （新町）	〒370-1394 高崎市新町 1080	0274-42-1121 内線 229

(3) 自衛隊の自主派遣

- ① 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めるときは、当該要請を待たないで部隊等を派遣する。自主派遣の基準は、次のとおりである。

■自主派遣の基準

- | |
|--|
| ① 災害に際し、関係機関に対し当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合 |
| ② 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合 |
| ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合 |
| ④ その他、災害に際し、前記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合 |

② 大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対処する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の県及び市町村は混乱していることを前提に、第12旅団長又は第12後方支援隊長は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

(4) 自衛隊の受入れ

総務部は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような対応を行う。応援を受ける各班は、資機材や自衛隊部隊を作業現地に案内するなど派遣された自衛隊の活動を支援する。また、連絡員を派遣して各班相互の連絡にあたる。

■自衛隊の受入体制

項目	内容
作業計画の作成	① 作業箇所及び作業内容 ② 作業の優先順位 ③ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ④ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	必要な資機材を確保する。
連絡窓口	① 本部から連絡員を派遣する。 ② 自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。
自衛隊連絡室	市役所第31会議室に設置する。
集結地候補地	市役所：もてなし広場、庁舎前広場、音楽センター前広場 倉渕：倉渕グラウンド 箕郷：ふれあい公園、みねはら公園、箕郷総合運動場 群馬：群馬総合運動場 新町：陸上自衛隊新町駐屯地 榛名：榛名中央グラウンド 吉井：陸上自衛隊吉井分屯地
ヘリコプター離発着場	倉賀野緑地、高崎ヘリポート、下豊岡運動広場 ほか適地

(5) 派遣部隊の撤収要請

総務部は、市長（本部長）の指示により、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなると認めるときは、直ちに知事に対し、文書で撤収の要請を要求する。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。

(6) 費用負担区分

派遣部隊等の活動に要した費用のうち次の費用については、原則として市が負担する。

これ以外の費用の負担区分については、市と自衛隊とで協議して定める。派遣部隊の活動が他市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村と協議して定める。

■費用の負担区分

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 宿泊施設の借上料② 宿泊施設の汚物処理費用③ 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金（ただし、自衛隊の装備品を稼働させるための通常必要とする燃料を除く。）④ 災害派遣活動に係る資機材（自衛隊の装備品を除く。）の調達費用 |
|--|

※資料編 6－1 自衛隊災害派遣の様式

第2 災害情報の収集・連絡及び通信の確保

市担当部	総務部、協力部、救援部、財務部、支所部、消防部、各部
関係機関	自衛隊、県、県警察、前橋地方気象台、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、東京電力パワーグリッド(株)、東日本旅客鉄道(株)、上信電鉄(株)、日本アマチュア無線連盟群馬県支部、女性防火クラブ、自主防災組織等、消防団

1 災害情報の収集

(1) 災害対策本部における情報の収集

総務部は、次の方法で災害情報を収集する。

- ① 登庁・参集職員による途上の見聞情報
- ② 庁舎カメラ映像
- ③ テレビ、ラジオ情報
- ④ 職員巡回による情報
- ⑤ 消防団、女性防火クラブ、自主防災組織等からの情報

(2) 災害対策本部地方部における情報の収集

災害対策本部地方部は、該当地区の災害状況を調査把握し、災害対策本部に伝達する。

(3) 消防部等における情報の収集

消防部等は、119番通報による災害情報を取りまとめるほか、必要に応じ消防職員を現地に派遣して情報の収集に当たる。また、人的被害については医療機関に照会して確認する。

(4) 主な情報収集担当機関

主な情報収集担当機関は次表のとおりである。

なお、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路管理者、ライフライン事業者、その他防災関係機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県の関係課・事務所、国の関係事務所等に連絡するものとする。また、総務部は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

2 災害情報の連絡

(1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

総務部は、収集した災害情報を次の要領で県に報告する。

「災害報告要領」(昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知)及び「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに高崎行政県税事務所を経由して県危機管理課に報告する。

この際、高崎行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は、県危機管理課に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

なお、高崎行政県税事務所は、被害の拡大が予想されるときは、職員を市に派遣し市からの連絡に遺漏がないよう配慮することとなっている。

応援の必要性については、時機を逸することなく連絡する。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

具体的な報告方法は次による。

ア 災害概況即報

災害を覚知後30分以内に「火災・災害等即報要領」第4号様式（その1）により報告する。

イ 被害状況即報

災害概況即報の後、「火災・災害等即報要領」第4号式（その2）により報告する。報告の頻度は次による。

- (ア) 第1報は、被害状況を確認し次第報告
- (イ) 第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告
人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告
- (ウ) 災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告

ウ 災害確定報告

応急対策を終了した後、10日以内に「災害報告取扱要領」により報告する。

(2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

各部は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課、関係地域機関又はその他関係機関に連絡する。

3 被害情報の整理

(1) 被害情報の記録

各部は、被害情報を災害対策本部に集約し記録を整理する。また、地理情報システムを活用して災害・被害情報のデータベース化に努める。

(2) 災害関連業務を支援するシステムの活用

総務部は、被災状況の管理や罹災証明書の発行、各種義援金の交付処理等を総合的に管理するため、災害関連業務を支援するシステムを活用することにより業務の円滑化を図る。

4 消防部等における災害情報の連絡

消防部等は、把握した災害情報を市災害対策本部及び県に報告する。

なお、119番通報が殺到したときは、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）の規定に基づき、その状況を直ちに県に報告するとともに、消防庁に直接報告する。

■消防庁への連絡先

平日（9：30～18：30） 応急対策室	NTT回線：電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 消防防災無線：電話 7527 FAX7537 地域衛星通信ネットワーク：電話 048-500-90-49013 FAX 048-500-90-49033
休日・夜間（上記以外） 宿直室	NTT回線：電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553 消防防災無線：電話 7782 FAX7789 地域衛星通信ネットワーク：電話 048-500-90-49102 FAX 048-500-90-49036

※資料編4-1 防災関係機関

※資料編6-2 県報告様式

5 通信手段の確保

(1) 災害対策本部の通信施設

災害時には、次の通信施設を活用する。

総務部は、災害発生後、災害対策本部室に通信機器を集め機能確認を行う。また、移動系無線機の貸し出し等の管理を行う。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

また、停電等の支障が生じている場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。

■通信施設

主な通信手段	主な通信区間
一般加入電話・FAX	災害対策本部～支所、防災関係機関との連絡
災害時優先電話	
地域衛星通信ネットワーク (財)自治体衛星通信機構	災害対策本部～全国自治体・防災関係機関等
県防災行政無線等	災害対策本部～県・近隣市・防災関係機関
市防災行政無線（同報系）	災害対策本部～当該支所管内
市防災行政無線（移動系）	災害対策本部～現場
衛星携帯電話	災害対策本部～支所
電子メール	災害対策本部～市民・職員
MCA無線	災害対策本部～支所・現場

(2) 災害時優先電話の利用

総務部は、災害時の救援、復旧等に必要重要な重要通信を確保するためにNTT電話サービスであらかじめ登録された災害時優先電話を利用し、通信手段の確保・運用を行う。

(3) 他機関が保有する通信施設の利用

ア 専用通信施設の利用

災害対策基本法に基づいて、電話等の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、他機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信施設等を利用することができる。

根拠	利用設備等	通信内容
第 57 条	警察通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、鉄道通信設備、鉱業通信設備、消防通信設備、自衛隊通信設備、気象官署通信設備、電気事業通信設備	緊急を要する通知、要請、伝達又は警告
	放送事業者の放送	緊急を要する通知、要請、伝達又は警告
第 79 条	(第 57 条に同じ)	応急措置の実施に必要な緊急を要する通信

イ 非常無線通信の利用

地震、台風、洪水、雪害、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第 52 条の規定に基づいて関東地方非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局で非常通信を行うことができる。

ウ アマチュア無線の利用

日本アマチュア無線連盟群馬県支部に無線通信の発受を依頼する。

エ 衛星携帯電話の利用

東日本電信電話㈱等の通信事業者が災害対策用として保有する衛星携帯電話の貸出しを依頼する。

第3 広報・広聴活動

市担当部	総務部、市民部、支所部
関係機関	(株)ラジオ高崎等

- 災害発生直後から安心ほっとメール、ラジオ高崎、Twitter、Facebook、広報車、災害緊急連絡網（町内会連絡網）、災害専用電話、災害時電話・FAXサービス等により正確な情報を伝え不安の解消を図る。3日目以降は、市ホームページへの情報の掲示や災害広報の発行などを行う。
- 災害緊急連絡網（町内会連絡網）等の地域における情報伝達体制は、地域の実情により差異があり様々な形態が考えられるため、その実情に応じた体制整備を行う。
- 通信の輻そう等により緊急情報の提供が困難な場合に備え、多様な手段で緊急情報の提供を行うためTwitterやFacebookを活用する。
- 市民が市の提供する緊急情報を必要な時に容易に入手できるように、市は覚えやすい電話番号を確保し、電話により緊急情報を提供する災害専用電話を整備する。
- 避難指示等の避難情報を情報弱者等へ確実に伝達するため、災害時電話・FAXサービスの普及に努め、その活用を図る。
- 外国人への支援として市役所に災害多言語支援センターの設置に努め、通訳ボランティアによる相談等の支援を行う。

1 広報活動

総務部は、次の方法により市民等に災害広報を行う。

(1) 広報内容

広報内容は、概ね次のとおりである。

■ 広報内容

1) 警戒段階

- | | |
|---------------------|-------------------------------------|
| ① 高齢者等避難又は避難指示 | ③ 避難情報 |
| ② 警報等（火災気象通報、噴火警報等） | ⑤ 被害状況 |
| ④ 災害対策の状況（対策本部等） | ⑦ 公共交通機関の運行状況 |
| ⑥ 道路・交通状況（渋滞、通行規制等） | ⑧ ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内等） |

2) 災害発生直後（災害発生時から3日目まで）

- | | |
|---|----------------|
| ① 災害の発生状況 | ② 崖崩れ等に関する情報 |
| ③ 災害対策本部の設置 | ④ 安否情報 |
| ⑤ 被害状況の概要 | ⑥ 避難所等の情報 |
| ⑦ 救援活動の状況 | ⑧ 二次災害防止に関する情報 |
| ⑨ 災害応急対策の実施状況 | ⑩ 医療機関の活動状況 |
| ⑪ 水・食料等の物資供給状況 | ⑫ ボランティア受け入れ情報 |
| ⑬ 「災害用伝言ダイヤル（171）」や携帯電話・PHSによる「災害用伝言板」、
「災害用ブロードバンド伝言板（web171）」の利用について周知 | |

3) 生活再開時（災害発生4日目から10日目まで）

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ① ライフラインの被害状況と復旧見込 | ② 仮設住宅の設置、入居の情報 |
| ③ 生活必需品の供給状況 | ④ 道路・交通情報 |

⑤ 医療情報	⑥ 教育関連情報
⑦ 災害ごみの処理方法	⑧ 相談窓口の開設状況
⑨ 被災地からのホームページ等を用いた情報発信（災害規模、被害総額等）	
4) 復興期（災害発生10日目以降）	
① 罹災証明・義援金の受付手続き情報	② 各種減免措置等の状況
③ 各種貸付・融資制度情報	④ 復興関連情報
⑤ 被災地からのホームページ等を用いた情報発信（復興状況等）	

(2) 広報媒体

広報媒体は、概ね次のとおりである。特に、ホームページへの掲示については、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイトの設置に努める。また、被災者生活支援に関する情報については紙媒体での情報提供に努める。

■広報媒体

① 災害緊急連絡網（町内会連絡網）	
② 広報車による巡回放送	③ 安心ほっとメールによる配信
④ ラジオ高崎による放送	⑤ ホームページへの掲示
⑥ 災害広報紙の発行	⑦ 避難所、公共施設等の掲示板
⑧ 防災情報放送システム及び防災行政無線（同報系）による放送	
⑨ 携帯電話事業者が提供する緊急速報メール	
⑩ Twitter、Facebook	⑪ 災害専用電話
⑫ Lアラート（災害情報共有システム） ⑬ 災害時電話・FAXサービス	

2 報道機関への発表

(1) 記者発表

総務部は、市役所に報道センターを設置し、掲示板への情報の掲示や定期的な記者発表を行い、情報及び必要な資料を提供する。

(2) 取材活動への要請

総務部は、取材殺到により市の災害対策活動に支障が生じる場合は、幹事社等による代表取材のみとし、関係者以外の災害対策本部内への立入、取材を原則的に禁止するよう要請する。また、避難者への取材は、個人情報等の配慮をするように要請する。

3 広聴活動

(1) 市民相談

市民部は、市民からの問い合わせ、各種申請及び生活相談に対応するため、市役所、支所に災害相談窓口を設置する。

相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。

■相談窓口の内容

① 罹災証明（被災家屋調査等）	② 仮設住宅等
③ ペット関係（ペット、死亡獣畜、放浪動物）	④ 仮設トイレ
⑤ 義援金（義援金受入）	⑥ 学校関係
⑦ 公共交通機関情報（バス輸送等）	⑧ 生活資金等
⑨ 苦情受付	⑩ その他相談

(2) 広聴活動

総務部は、高齢者等の市民が覚えやすい電話番号を確保し、市民からの様々な問合せを一括して対応する24時間対応の災害相談窓口での相談活動を通じて、被災者の要望等の収集を行い、関係各部に伝達する。

(3) 安否情報の提供

総務部は県（危機管理課）とともに、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第4 救急・救助、医療及び消火活動

市担当部	保健医療部、支所部、消防部
関係機関	県警察、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、高崎市医師会、群馬郡医師会、藤岡多野医師会新町分区・吉井分区、高崎市歯科医師会、藤岡多野歯科医師会、高崎市薬剤師会、消防団

1 消防部等による救急・救助活動

消防部等及び県警察は、救急・救助活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、広域応援を要請する。

救急・救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。また、必要に応じ、民間からの協力等により、救急・救助活動のための資機材を確保し、効率的な救急・救助活動を行う。

医療機関への負傷者の搬送は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システム等を活用し、負傷者の負傷状態に適した医療施設及び医療技術を有する医療機関へ搬送する。また、搬送に要する時間を短縮するためにヘリコプターを有効に活用する。

2 医療活動

(1) 救護所の設置及び救護班の派遣

地理的条件等により医療機関への負傷者の搬送に支障が生じる場合、市は、事故現場に近い場所に救護所を設置する。また、必要に応じて、日本赤十字社群馬県支部現地災害対策本部の設置に協力し、連携して活動を行う。

保健医療部は、医師会、歯科医師会、薬剤師会に救護班の編成を要請し、救護所に派遣する。また、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県に対し、救護班（災害派遣医療チーム（群馬DMAT）等）の派遣を要請する。なお、救護班を編成した機関は、その旨を県に連絡する。

救護班の緊急輸送については、県及び県警察は、緊急通行車両として特段の配慮を行う。

(2) 医療機関による医療活動

負傷者を受け入れた医療機関は、次の事項に留意して治療に当たる。

ア 負傷の状態により、負傷者を他の医療機関に転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講じる。

イ 転送先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システム等を活用する。

ウ 負傷者の転送に当たっては、必要に応じ、市又は県に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

(3) トリアージの実施

負傷者が多数に上るため、救護所又は医療機関において治療の優先順位をつける必要がある場合は、トリアージを行う。

3 消火活動

消防部等は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、同時多発的に火災が発生し対応ができなくなった場合は、最重要防ぎよ地域等の優先順位を定め、迅速な消火に努める。具体的な消防活動は、消防計画による。

また、管内の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに消防相互応援協定等に基づき広域応援を求める。さらに、県内の消防力では対応できないと認めるときは、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の派遣を要請するよう、直ちに知事（危機管理課）に求める。

第5 交通対策・緊急輸送

市担当部	建設部、支所部、総務部、協力部、財務部、救援部、都市整備部、市民部、商工観光部
関係機関	高崎河川国道事務所、高崎土木事務所、県警察、東日本旅客鉄道(株)、上信電鉄(株)、(株)群馬バス、関越交通(株)、群馬中央バス(株)、事業者

1 交通状況の把握

道路管理者は、通行可能な道路を迅速に把握して、県及び県警察に連絡する。

2 交通規制等の実施

(1) 警察の交通規制

県警察は、緊急輸送を確保するため必要な場合は、県（道路企画管理課・危機管理課）及び市町村と協議の上（協議するいとまがないときは協議を省き）、あらかじめ指定されている緊急輸送道路を参考にして、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、通行禁止区域等を決定し、交通規制を実施する。

この場合、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、隣接県警察の協力を求め、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

県警察は、交通規制を実施したときは、直ちに県、市町村その他の関係機関に連絡するとともに、テレビ、ラジオ、看板、交通情報板等により住民等に周知徹底を図る。

(2) 市の交通規制

建設部は、市管理道路について、道路法第46条に基づき、道路の浸水、土砂の堆積、破損等により交通が危険である場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、又は制限できる。その場合は、県警察及び道路管理者等と相互に密接に連絡をとるものとする。

2 ヘリポートの確保

総務部は、航空輸送の必要がある場合は、開設予定場所のヘリポート適地の状況を把握して、臨時ヘリポートの開設場所を決定し、その周知徹底を図る。また、被災により使用不能な場合は、直ちに応急復旧を行う。

■臨時ヘリポート開設予定場所

① 倉賀野緑地	② 高崎ヘリポート	③ 下豊岡運動広場	ほか適地
---------	-----------	-----------	------

3 輸送手段の確保

(1) 輸送車両の確保

ア 市有車両の確保・配車

財務部は、市有車両その他の車両を管理し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。

イ 車両の確保

財務部は、市有車両では不足が生じる場合は、民間会社又は県を通じて(社)群馬県トラック協会に車両の確保を要請する。

ウ 燃料の確保

財務部は、市有車両、応援車両等、すべての車両に必要な燃料を燃料販売業者から調達する。必要とする燃料等が調達不能となった場合、県に対して調達及び斡旋を要請する。

(2) ヘリコプターの確保

総務部は、陸上輸送が困難な場合又はヘリコプターによる輸送が効率的な場合は、県を通じて、ヘリコプターを確保する。

※資料編4-6 緊急通行車両確認申請書、証明書及び標章

※資料編4-7 臨時ヘリポート適地

第6 避難対策

市担当部	総務部、協力部、救援部、支所部、市民部、保健医療部、福祉部、学校教育担当部、教育部、消防部、公共施設所管部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、県警察、自衛隊、東日本旅客鉄道(株)、上信電鉄(株)、(株)群馬バス、関越交通(株)、群馬中央バス(株)、町内会、自主防災組織、事業所、消防団

1 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等

(1) 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長（本部長）は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に係る要件は、次のとおりである。

■ 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の要件

	命令者	措置	発令する場合
高齢者等避難	市長 (災害対策基本法第56条)	要配慮者の避難開始 一般住民の避難準備	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特別な必要があると認められるとき。
避難指示	知事及びその命を受けた職員 又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき
	市長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令
	警察官 (災害対策基本法第61条)	立退き及び立退き先の指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
	自衛官 (自衛隊法第94条)	避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいないとき。

緊急安全確保	市長又は知事 (災害対策基本法第 60 条)	立退きの指示 立退き先の指示 屋内安全確保 の指示	※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令
--------	---------------------------	------------------------------------	----------------------------------

(2) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の伝達

総務部等は、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を伝達する場合、防災情報放送システム・防災行政無線（同報系）、サイレン、広報車、安心ほっとメール、緊急速報メール、テレビ・ラジオ放送、Twitter、Facebook、災害時電話 F A X ・サービス等の手段を用いる。

なお、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令する際に明示する事項は、次のとおりとする。

■避難時に明示する事項

① 避難対象地域	② 避難を必要とする理由	③ 避難先
④ 避難経路	⑤ 避難時の注意事項(災害危険箇所の存在等)	

■避難指示等の伝達体制

伝達担当	伝達手段	伝達先
総務部	広報車、テレビ（Lアラート）、ラジオ高崎、ホームページ、安心ほっとメール、緊急速報メール、Twitter、Facebook、災害時電話・F A X サービス	住民等
総務部、支所部	町内会・自主防災組織、防災情報放送システム・防災行政無線	住民等
消防部、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合 消防本部	消防車（広報車）	住民等
福祉部、保健医療部、 支所部	民生委員児童委員、福祉関係者 電話	避難行動要支援者 福祉施設、保育所 病院・診療所
学校教育担当部	電話	幼稚園、養護学校

(3) 関係機関への連絡

総務部は、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令したときは、その内容を速やかに県（高崎行政県税事務所を経由して危機管理課）、警察署、消防等に連絡する。

(4) 解除

総務部は、市長（本部長）の指示を受け、災害による危険がなくなると判断されるときには、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を県、関係機関に報告する。

2 避難誘導

(1) 避難誘導

住民の避難誘導は、地域の実情により差異があり、高齢者等の様々な避難誘導の形態が考えられるため、災害緊急連絡網（町内会連絡網）を定めるなど、自主防災組織、町内会等が災害の規模、状況に応じて、避難誘導體制の確立に努め、あらかじめ地域ごとに定められた避難場所まで避難誘導を行う。なお、避難は原則として徒歩とする。また、避難誘導は、負傷者、避難行動要支援者を優先して行う。

なお、施設等の避難誘導は、施設管理者等が避難誘導體制を整備し、あらかじめ定めた避難場所まで避難誘導を行う。

■避難誘導者

避難対象	避難誘導担当者
在宅者	町内会・自主防災組織等、消防団
公共施設の利用者	公共施設の管理者及び勤務職員
交通機関の利用者	管理者及び乗務員
事業所等の従業員・利用者	施設の防火管理者及び管理責任者等

(2) 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者の避難は、地域の実情により差異があり、高齢者等の様々な避難誘導の形態が考えられるため、災害緊急連絡網（町内会連絡網）を定めるなど、地域の自主防災組織等が支援する。

(3) 自力及び家族等の支援による避難が困難な避難者は、市が準備した車両等で避難させる。

(4) 携行品の制限

携行品は、円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものとする。

3 警戒区域の設定

(1) 市長（本部長）による警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、総務部は、市長の指示を受け、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 警察官による代行措置

(1)の場合において、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第63条第2項の規定に基づき当該職権を行う。

(3) 自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、(1)の場合において、市長その他市長の職権を行う者が現場にいないときは、災害対策基本法第63条第3項の規定に基づき当該職権を行う。

(4) 関係機関への連絡

総務部は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県（高崎行政県税事務所を經由して危機管理課、又は直接危機管理課）、警察署、消防部等の関係機関へ連絡する。

4 指定避難所の開設

(1) 指定避難所の開設

ア 避難指示等を発令する場合、市民部は、避難所開設担当職員に、施設の管理者、勤務職員、自主防災組織等の地域住民等と協力し、指定避難所を開設するよう指示をする。

なお、避難所開設担当職員は、本部班（防災安全課）があらかじめ指定する。

イ 総務部は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。また、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

(2) 避難施設の確認

避難所開設担当職員は、施設の管理者、自主防災組織等の地域住民等と協力し、指定避難所施設の状況を確認する。指定避難所が施設損壊により危険な場合には、地域住民の協力を得て、立ち入り禁止の表示をし、必要に応じて、他の避難場所への誘導を行う。

(3) 本部への連絡

避難所開設担当職員は、指定避難所や避難者の状況を電話等により市民部へ連絡する。市民部は、避難情報を取りまとめ、本部へ報告する。

(4) 関係機関への連絡

指定避難所を開設したときは、関係機関等による支援が円滑に行われるよう、開設の状況等を総合防災情報システム等により速やかに県（高崎行政県税事務所を經由して危機管理課、又は直接危機管理課）、高崎警察署、高崎北警察署、消防部等の関係機関へ連絡するものとし、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。

(5) 混雑状況の周知

総務部は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

5 避難所の運営

(1) 避難者等の把握及び情報の提供

避難所担当職員は、避難所自治組織の協力を得て、避難者カード、避難者名簿を作成する。特に、避難してきた要配慮者の情報の把握に努める。また、自主防災組織と協力して、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている在宅被災者等の避難者の把握も行う。

避難所担当職員は、住民の安否や応急対策の実施状況等、避難者が欲する情報を適宜提供する。

(2) 避難所事務所の開設

避難所担当職員は、避難所内に避難所事務所を開設し、運営の拠点とする。

(3) 避難所運営記録の作成

避難所担当職員は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、1日に1度、本部へ報告する。また、病人発生等、特別な事情のあるときは、その都度必要に応じて報告する。

市民部は、避難所に関する情報をとりまとめ本部班（防災安全課）へ報告し、本部班は定期的に避難者受入状況を県（高崎行政事県税務所を経由して危機管理課、又は直接危機管理課）に報告する。

※資料編4－2 避難所

※資料編6－3 避難者名簿

第7 行方不明者の搜索及び遺体の処置

市担当部	市民部、支所部、消防部
関係機関	県警察、自衛隊、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、消防団

1 行方不明者の搜索

(1) 行方不明者情報の収集

行方不明者の搜索対象は、災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者とする。ただし、災害発生から3日以内は、救出の対象とし、3日を経過したものは、死亡したものと推定する。

市民部は、相談窓口（市役所、支所）で問い合わせ等に対応し、避難所・被災現場等の情報とともに要搜索者名簿を作成する。要搜索者名簿は、警察署、消防部等に提出し密接に連携をとる。

(2) 搜索の実施

消防部等は、警察・自衛隊等の関係機関の協力により搜索班を編成し、要搜索者名簿に基づき搜索活動を行う。

行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に連絡し警察官の検視を受ける。

2 遺体の受入

発見された遺体は、警察・消防・自衛隊の協力を得て検視・死体調査及び検案を行うのに適当な場所に受入れする。

3 検視・死体調査及び検案

警察署は、必要に応じ、警察災害派遣隊等を被災地に派遣し、群馬県警察医会の医師の協力を得て、遺体の検視・死体調査及び検案、身元確認を行う。また、効果的な身元確認が行えるよう市、県、指定公共機関等と密接に連携する。

なお、遺体が多数に上り、群馬県警察医会の医師のみでは対応しきれない場合は、群馬県医師会の協力を求めるものとする。

4 遺体の安置

(1) 遺体安置所の開設

市民部は、検視・死体調査及び検案を終了した遺体の安置を行うため、体育館等の公共施設に遺体安置所を開設する。

(2) 納棺用品等の確保

市民部は、ドライアイス、納棺に必要な用品及び納棺作業等を葬祭業者に要請する。

(3) 遺体の処置

市民部は、医師会、日本赤十字社群馬県支部等に対し、遺体の洗浄、消毒、縫合の処置を要請する。

(4) 身元の確認及び引き渡し

市民部は、警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。また、歯科医師会との協力を得て身元の確認を行う。

身元が不明な場合は、行旅死亡人として取扱い、関係方面に手配するとともに写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるようにする。

また、身元の判明した遺体は、遺族に引き渡す。

5 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬の受付

市民部は、市役所・支所等で死体（胎）埋火葬許可証を発行する。

(2) 埋火葬の実施

遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は身元が判明しないときは、市で埋火葬を行う。

また、遺体の損傷等により正規の手続きを経ていると公衆衛生上問題が生じると認める場合は、手続きの特例的な取扱いについて、県を通じて厚生労働省と協議する。

遺体が多数発生あるいは火葬施設が被災した場合は、県に応援を要請する。その場合、遺族による遺体搬送が困難なときは、葬祭業者等に協力を要請する。

第2節 雪害対策

第1 応急活動体制の確立

市担当部	総務部、協力部、救援部、支所部、消防部、各部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、消防団

1 災害対策本部等の設置の決定

災害対策本部の設置等については第1節によるほか、次のいずれかに該当する場合に災害対策本部又は災害警戒本部の設置を検討する。

■本部等の設置基準

災害対策本部	① 雪害により市内に大規模な被害が発生したとき、又は被害が発生するおそれのあるとき ② その他市長が必要と認めたとき
災害警戒本部	① 大雪警報が発表されたとき ② 災害対策本部を設置するに至らない規模の雪害対応や災害対策本部の規模を縮小するとき ③ その他市長が必要と認めたとき

2 非常動員体制

動員体制は第1節の定めに関らず、次のとおりとする。

■非常動員体制

配備体制	配備基準	組織体制
初動体制	大雪注意報	○総務部、農政部、水道局、下水道局及び各支所における各部局の体制 ○建設部及び都市整備部「道路除雪行動計画における初動体制」 ○農政部、水道局、下水道局、各支所の情報収集体制
警戒体制	大雪警報	○総務部、農政部、水道局、下水道局及び各支所における各部局の体制 ○建設部及び都市整備部の「道路除雪行動計画における除雪作業体制」 ○農政部、水道局、下水道局及び各支所の情報収集体制
非常体制	大雪警報が発表され、市民生活に重大な影響が及ぶおそれがあるとき	全職員

※ 緊急応援隊の編成

総務部長は、大雪による市民生活への影響を勘案し、全庁による緊急応援隊を組織し、以下の対応を行う。

- ① 自力で除雪作業ができない高齢者等世帯の住宅除雪作業支援
- ② 移動困難車両の移動支援

第2 情報の収集、連絡及び市民への広報

市担当部	総務部、協力部、救援部、財務部、支所部、消防部、各部
関係機関	自衛隊、県、県警察、前橋地方気象台、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、東京電力パワーグリッド(株)、東日本旅客鉄道(株)、上信電鉄(株)、日本アマチュア無線連盟群馬県支部、女性防火クラブ、自主防災組織等、消防団

1 気象情報等の収集・連絡

総務部は気象情報を監視し、警報等が発表されたときは、関係者等に安心ほっとメール等によりその旨を伝達する。警報の発表基準をはるかに超える雪等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まった場合には特別警報が発表されるが、特別警報が発表された際には、気象業務法第15条の2第4項により緊急速報メールや安心ほっとメール、防災行政無線等の様々な手段により直ちに市民等へ周知する。

なお、警報等の発表が勤務時間外にされた場合には、本庁舎中央監視センター職員が警報等を受領し、防災安全課長（本部班長）に連絡する。

■気象特別警報・警報・注意報の発表基準（前橋地方気象台：雪害関係）

種類	発表基準
特別警報	暴風雪 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
警報	大雪 12時間降雪の深さが、平地で20cm以上、山地で30cmを超えると予想される。
	暴風 平均風速が18m/sを超えると予想される。
	暴風雪 平均風速が18m/sを超え、雪を伴うと予想される。
注意報	風雪 平均風速が13m/sを超え、雪を伴うと予想される。
	大雪 12時間降雪の深さが、平地で5cm以上、山地で10cmを超えると予想される。
	なだれ 次のいずれかに該当する。 ・積雪があつて、24時間降雪の深さが30cm以上 ・積雪の深さ50cm以上で、日平均気温が5℃以上、又は日降水量が15mm以上
	着氷（雪） 著しい着氷(雪)が予想される。

2 災害情報の収集・連絡

災害情報の収集・連絡については第1節 第2によるほか、特に次の事項について確実に情報の収集を行う。

(1) 道路の状況確認

建設部は、次の方法により道路状況を把握する。また、高崎土木建築業協同組合に対し、道路除雪の実施状況を確認する。

- ① 建設部職員のパトロールにより除雪が必要な箇所の把握
- ② 副市長（建設部担当）からの指示による除雪箇所の確認
- ③ 市民からの通報や要望を受けて除雪箇所を把握

(2) 公共交通機関の状況確認

市民部は、ぐるりん等のバス事業者、JR東日本高崎支社、上信電鉄に連絡し、運行情況等を確認する。また、鉄道等の運休が想定される雪害時には、JR東日本高崎支社へ連絡し、帰宅困難者の発生について情報を収集する。

(3) 医療機関の状況確認

保健医療部は、災害拠点病院及び救急告示医療機関に連絡し状況等を確認する。

(4) 福祉施設の状況確認

福祉部は、重度者を抱える施設を中心に連絡し、状況等を確認する。

(5) 在宅要配慮者の状況確認

福祉部は、高齢者安心センター（地域包括支援センター）や各班が日頃からの相談業務により把握している要配慮者の安否を確認するほか、民生委員・児童委員協議会に対し、連絡網を通じて各民生委員・児童委員へ把握している要配慮者の状況把握を依頼する。

3 広報・広聴活動

市民等への広報・広聴活動については第1節 第3によるほか、特に次の事項について周知する。

(1) 不要不急の外出の自粛

道路上で動けなくなった車両は、緊急車両の通行の妨げや除雪作業の支障となるため、総務部は、市民等に対し、安心ほっとメールやラジオ高崎、ホームページ等の様々なメディアを活用して不要不急の外出を自粛するよう周知する。

(2) 市による支援の情報発信

総務部は、道路上で動けなくなった車両や外出困難により切迫した状態にある高齢者世帯等を支援するために組織する市職員による緊急応援隊や雪かき支援隊について速やかに情報を発信する。

(3) 公共交通情報

市民部が把握した公共交通機関の運行情報等について、総務部は速やかに情報を発信する。

(4) ライフライン情報

総務部は、東京電力パワーグリッドや東京ガス等のライフライン機関より把握した情報について速やかに情報を発信する。

(5) 帰宅困難者の受入情報

総務部は、鉄道の運休等により発生する帰宅困難者に対し、速やかに市有施設での受入について情報発信を行い周知する。

第3 雪害の拡大防止

市担当部	建設部、総務部、支所部、消防部
関係機関	県、県警察、高崎土木事務所、高崎河川国道事務所、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、農業用排水施設・水門・水路等の管理者、消防団

1 雪害の拡大防止

平成26年2月の豪雪時には、交通機能が著しく低下し、市民生活及び産業機能に大きな影響を与えたことから、道路交通の確保を最重点とした除排雪対策等を行うものとする。

2 道路等の除雪

道路管理者（高崎河川国道事務所、高崎土木事務所、建設部）は、積雪による道路交通機能の低下や集落の孤立等を防止し、また速やかな通常の道路交通を確保するため、国、県、高崎土木建築業協同組合等とあらかじめ定める計画により道路の除雪を実施する。

3 交通安全対策及び交通の円滑化

- (1) 路上放置車両は、除排雪の障害及び交通渋滞の原因となることから、総務部は、緊急応援隊による道路上で動けなくなった車両の支援を実施するほか、高崎警察署、高崎北警察署へ連絡する。高崎警察署、高崎北警察署は、路上駐車車両への指導等に努める。
- (2) 道路管理者（高崎河川国道事務所、高崎土木事務所、建設部）は、気象状況やなだれ等による交通の危険状況に応じて、高崎警察署、高崎北警察署との緊密な連携のもと、できるだけ早く通行規制予告を発表するなど交通の規制を実施する。
- (3) 建設部は、除排雪作業を実施する場合、高崎警察署、高崎北警察署との緊密な連携のもと、交通の安全確保、除排雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要な場合は、緊急交通規制の実施を要請する。
- (4) 市は道路管理者及び関東地方整備局、関東運輸局（群馬運輸支局）を中心とする関係機関と連携し、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

4 通信、電力供給の確保

電気通信事業者は送信線や送電線の切断等の雪害の未然防止に努め、異常事態が発生した場合は早急に対応するよう働きかける。

また、建設部は、通信及び電力復旧に必要な現場までの接続道路について、優先除雪区間等の除雪状況等を勘案し、可能な限り速やかに除雪を実施する。

5 市職員による除雪支援等の実施

総務部は、市民生活の早期復旧を目指し、全庁的な職員体制による次の支援を実施する。

(1) 雪かき支援隊による除雪支援

総務部は、スコップや小型除雪機等を使用する全庁的な職員による雪かき支援隊を組織し、大雪により外出できず切迫した状態にある高齢者の世帯や病気等により自力で除雪作

業が困難な世帯等を対象として除雪支援を実施する。

(2) 緊急応援隊による支援

総務部は、緊急応援隊を組織し、道路上で動けなくなった車両の移動支援やその他必要な応急対応を実施する。

6 市民等共同による除雪

(1) 地域による除雪の支援

総務部は、市民の隣保協同の精神に基づく自発的な除雪等を支援するため、地域の核となる公民館等にスコップを配置するなど必要に応じた支援に努める。

(2) ボランティアセンターの設置

福祉部は、必要に応じて高崎市社会福祉協議会に対しボランティアセンターの設置を求め、ボランティア等の協力を得て除雪困難な世帯等への除雪に努める。

(3) 市民、事業者等による除雪

総務部は、市民、事業者等と協力し、通学路、生活道路等の重機による作業が困難な交通路の確保に努める。特に、一人暮らし高齢者世帯、障害者世帯、母子家庭等の除雪の担い手が不足する世帯においては、町内会、民生委員、消防団等の連携に心がける。

第3節 火山災害対策

第1 噴火警報等の伝達

〔方針・目標〕

火山災害対策は、噴火等の災害発生の危険性を予測するための観測・監視体制の強化、噴火警報等の情報の伝達、迅速な避難誘導等、災害発生直前の対策がきわめて重要である。

市担当部	総務部、協力部、救援部、支所部、消防部、各部
関係機関	県、県警察、高崎河川国道事務所、前橋地方気象台、東日本旅客鉄道(株)、上信電鉄(株)、東京電力パワーグリッド(株)、東日本電信電話(株)、消防団、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部

1 火山活動に関する情報収集

- (1) 総務部は、災害発生につながるおそれがある異常な現象の通報を受けた時は、その旨を気象庁及び関係機関に通報するものとする。
- (2) 国、大学等の火山監視観測・調査研究機関は、火山活動に関する情報を相互に共有し、火山活動の状況の把握に努めるものとする。また、火山の監視観測を行う機関は、火山噴火予知連絡会による総合調整の下で、現地において機動的な観測を行うものとする。

2 噴火警報等の伝達

(1) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

気象庁火山監視・警報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

(2) 噴火予報

気象庁火山監視・警報センターが、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合等に発表する。

(3) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。

総務部は、活動火山対策特別措置法に基づき、県等が設置する浅間山火山防災協議会（群馬県、関係市町村、前橋地方気象台、火山専門家等で構成）へ参加し、平常時から噴火時の避難について共同で検討する。

また、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、本市に関係する浅間山について、噴火警戒レベルを運用する。

なお、県内の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルは、以下のとおりである。

■群馬県及び近隣の活火山の噴火警戒レベルの運用状況

区分	火山名
噴火警戒レベルが運用されている火山	日光白根山、草津白根山（本白根山）、 草津白根山（白根山（湯釜付近））、 浅間山
噴火警戒レベルが運用されていない火山	榛名山、赤城山

■噴火警報・予報の名称、火山活動の状況、噴火警戒レベル等の一覧表

（噴火警戒レベルが運用されている火山）

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル （警戒事項等）	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 （居住地域） 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	レベル5 （避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
			レベル4 （高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。
警報	噴火警報 （火口周辺） 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 （入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 （火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 （活火山であることに留意）	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

■噴火警報・予報の名称、発表基準、噴火警戒レベル等の一覧表

（噴火警戒レベルが運用されていない火山）

種別	対象範囲を付した警報の呼び方	対象範囲	警戒事項等	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 （居住地域） 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
警報	噴火警報 （火口周辺） 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	入山危険	火口から居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

■浅間山の噴火警戒レベル（平成25年8月30日から実施）

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 天仁天明クラスの噴火発生、火砕流等が居住地域に到達 【天明噴火（1783年）の事例】 8月4日～5日：吾妻火砕流、鎌原岩、屑なだれ、吾妻で慰留、鬼押出溶岩流等が発生 ・中噴火が切迫し、天仁天明クラスの噴火が切迫している。 【天明噴火（1783年）の事例】 8月1日～3日：軽石噴火の発生間隔が短くなり、継続時間が長くなる。 ・積雪期中噴火に伴う火砕流が発生し、融雪型火山泥流が居住地域に到達、または到達すると考えられる。 【過去事例】観測事例なし
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・中噴火が漸次的に発生し、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される。 【天明噴火（1783年）の事例】 7月26日～31日：中噴火が漸次的に発生 ・噴火継続中の有感地震発生や顕著な地殻変動等により、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される。 【過去事例】観測事例なし ・積雪期中噴火が発生し、居住地域に影響する融雪型火山泥流の原因となる火砕流が発生した可能性がある。
警報	火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活状況に応じて要配慮者の避難準備、登山禁止入山規制等危険な地域への立ち入り規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ・山頂火口から中噴火が発生し、4km以内に噴石や火砕流が到達 【2004年噴火の事例】 9月1日：噴石が山頂火口から約2.7kmまで飛散 【その他の事例】 1973年2月1日：噴石が山頂火口から約2kmまで飛散、火砕流が1.5kmまで、融雪型火山泥流が2kmまで到達 1958年11月10日：噴石が山頂火口から約3kmまで飛散、火砕流が約3kmまで到達 ・中噴火が切迫している。 【過去事例】 2004年8月31日：山体浅部の膨張を示す傾斜変動と火山性地震急増 1973年2月1日：地震急増
			レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活、火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ・山頂火口から小噴火が発生し、2km以内に噴石や火砕流が到達 【1982年噴火の事例】 4月26日：噴石が山頂火口から約1kmに飛散、火砕流が約1kmまで到達 ・小噴火の発生が予想される。 【2004年噴火の事例】 7月下旬：噴煙量増加、火山性地震増加
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動は静穏、状況により山頂火口から500km以内に影響する程度の噴出の可能性あり。

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) 表中にある火口からの距離はいずれも概ねの数値を意味する。

注3) 天仁天明クラスの噴火とは、火砕流、泥流等が居住地域まで到達して広範囲に影響するような噴火とする。

注4) 中噴火とは、山頂火口から概ね4km以内に噴石飛散させる噴火とする(稀に噴石が概ね4kmをこえることがある)。

注5) 小噴火とは、山頂火口から概ね2km以内に噴石飛散させる噴火とする。

(4) 降灰予報

気象庁が、以下の3種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報（定時）

- (ア) 噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表。
- (イ) 噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表。
- (ウ) 18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

イ 降灰予報（速報）

- (ア) 噴火が発生した火山に対して、直ちに発表。
- (イ) 発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

ウ 降灰予報（詳細）

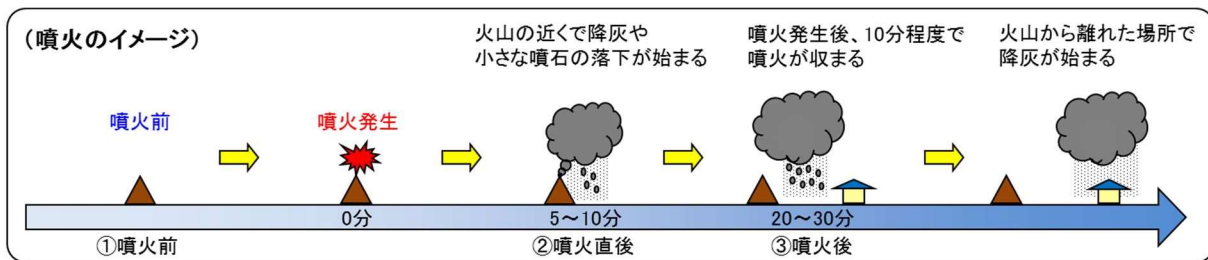
- (ア) 噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表。
- (イ) 降灰予報の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表。
- (ウ) 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供。

■降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm 以上
やや多量	0.1 mm 以上 1 mm 未満
少量	0.1 mm 未満

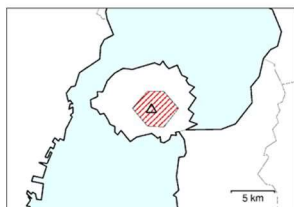
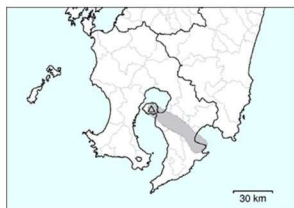
名称	表現例		影響と取るべき行動		その他の影響	
	厚さ キーワード	イメージ 路面 視界	人	道路		
多量	1mm 以上【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	<u>外出を控える</u> 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等などの異常を訴える人が出始める	<u>運転を控える</u> 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ ≤ 1mm【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	<u>マスク等で防護</u> 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	<u>徐行運転する</u> 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある	稲等の農作物が収穫できなくなったり（※1）、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	<u>窓を閉める</u> 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	<u>フロントガラスの除灰</u> 火山灰がフロントガラス等などに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可（※1）

※1 富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による設定



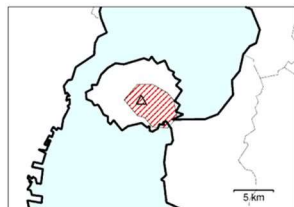
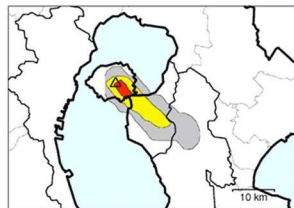
①降灰予報(定時)

噴火の可能性が高い火山に対して、想定した噴煙高を用いて、18時間先までに噴火が発生した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を計算し、定期的に発表します



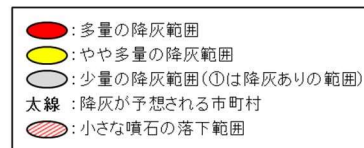
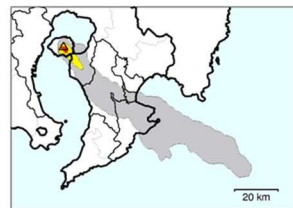
②降灰予報(速報)

噴火発生直後、事前に計算した想定噴火のうち最も適当なものを抽出し、1時間以内の降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を、噴火後5~10分程度で速やかに発表します



③降灰予報(詳細)

噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布や降灰開始時刻を計算し、6時間先までの詳細な予報を、噴火後20~30分程度で発表します



(5) 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

(6) 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

ア 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。

イ 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山(本県では、浅間山・草津白根山・日光白根山)を対象に発表する。

なお、以下のような場合には発表しない。

- ・ 普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合
- ・ 噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合

発表される情報の例は以下である。

火山名 ○○山 噴火速報 令和△△年△△月△△日△△時△△分 気象庁発表 **（見出し）** <○○山で噴火が発生> **（本文）** ○○山で、令和△△年△△月△△日△△時△△分頃、噴火が発生しました。

ウ 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。

エ 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

オ 噴火に関する火山観測報

主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表する。

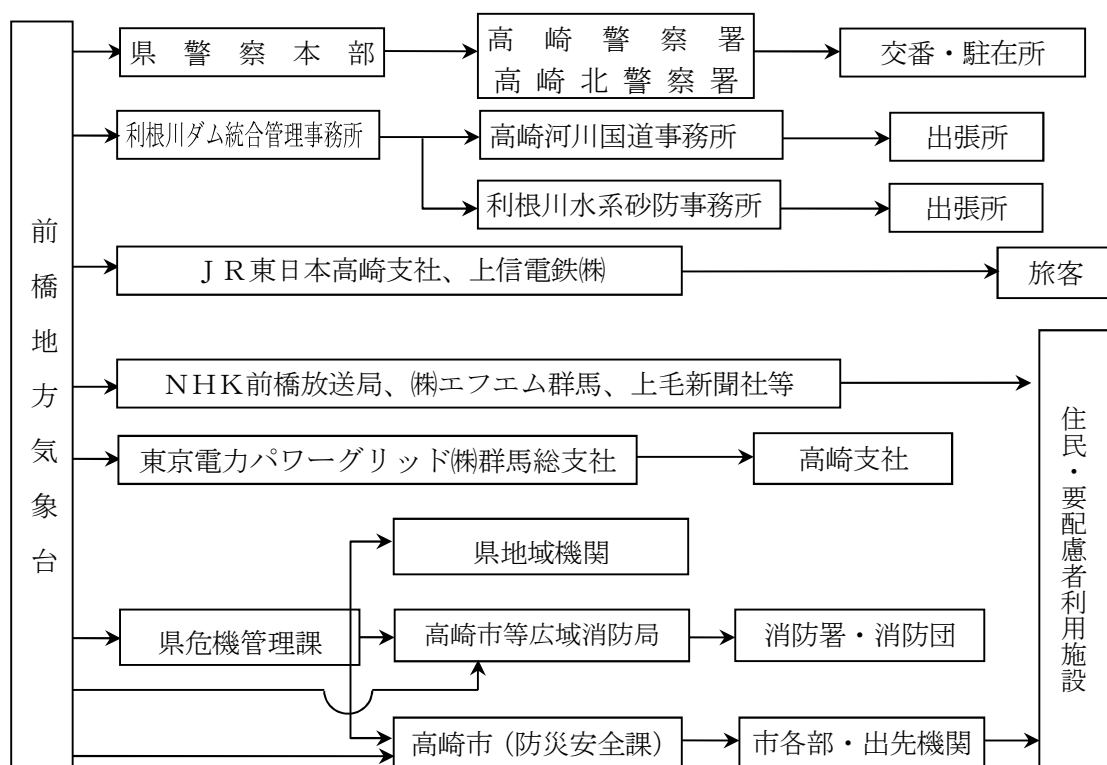
(7) 噴火警報等の伝達

総務部は、市内及び周辺火山の火山情報を注視し、噴火警報・噴火予報が発表されたときは、関係者等にその旨を伝達する。なお、勤務時間外は本庁舎中央監視センター職員が警報等を受領し、防災安全課長に連絡する。

また、噴火警報（噴火警戒レベルを含む。以下同じ。）、臨時の解説情報、噴火速報等を住民、観光客等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを明確にしておく。

噴火警報等の伝達系統及び伝達手段は、次図のとおりとする。

■噴火警報・噴火予報の伝達系統



(8) 住民等に対する噴火警報等の周知

ア 放送機関は、前橋地方気象台から噴火警報等の伝達を受けたときは、放送を通じて住民等に周知するものとする。

イ 総務部は、前橋地方気象台及び県から噴火警報等の伝達を受けたときは、「第4章 風水害応急対策計画 第3節 被災者等への的確な情報伝達活動」に掲げる広報媒体により、住民等に対し速やかに周知する。

第2 避難誘導等

市担当部	総務部、協力部、救援部、農政部、支所部
関係機関	烏川流域森林組合、多野東部森林組合

1 高齢者等避難・避難指示等

- (1) 総務部は、噴火警報（噴火警戒レベル4）又は噴火警報（噴火警戒レベル5）の発表を知ったときは直ちに地域住民、観光客、関係機関に周知するとともに、火山防災協議会の助言等を踏まえ、避難に関する情報の発令を行う。
- (2) 総務部は、避難時の周囲の状況等により立退き避難することがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、「緊急安全確保措置」を指示する。
- (3) 総務部は、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な高齢者等避難又は避難指示を発令するものとする。
- (4) 法令に基づき高齢者等避難又は避難指示を発令する権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに高齢者等避難又は避難指示を発令するものとする。
- (5) 高齢者等避難又は避難指示に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は、次表のとおりである。

■避難指示等の種類と判断の目安

	発令者	措置	発令する場合
高齢者等避難	市長 (災害対策基本法第56条)	要配慮者の避難開始 一般住民の避難準備	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル4（高齢者等避難）の噴火警報が発表される等、居住地域に被害を及ぼす噴火の発生が予想されるとき。 ・住民等の安全確保のため必要と判断した場合。
避難指示	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者(水防法第29条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫しているとき。
	知事及びその命を受けた職員(地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫しているとき。
	市町村長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立退きの指示 立退き先の指示 緊急安全確保措置の指示	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル5（避難）の噴火警報が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫しているとき。 ・住民等の安全確保のため必要と判断した場合。 ・知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	立退きの指示 立退き先の指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。
	(警察官職務執行法第4条)	避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
	自衛官 (自衛隊法第94条)	避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいないとき。

2 避難誘導、避難指示等の伝達

市は、「第4章 風水害応急対策計画 第7節 避難受入活動」に準じて避難誘導や避難の指示等の伝達を行うほか、森林組合等と連携して、入山者（営林業者、登山客等）への避難指示等の広報、誘導を行う。

3 警戒区域の設定

総務部は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、気象庁の発表する噴火警報（噴火警戒レベルを含む。）または火山防災協議会の助言等を踏まえて、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

この際、その内容を速やかに高崎行政県税事務所を經由して危機管理課、又は直接危機管理課、地元警察機関、地元消防機関等に連絡する。

4 避難指示等の解除に当たったの留意点

総務部は、高齢者等避難若しくは避難指示又は警戒区域の設定を解除するときは、国や火山専門家の助言を踏まえるなど、十分に安全性を確認する。

5 専門知識の活用

総務部は、避難指示等の発令及び解除、警戒区域の設定及び解除等については、気象庁の発表する噴火警報（噴火警戒レベルを含む。）または火山防災協議会の助言等を踏まえて実施するなど火山活動に係る専門知識を活用する。

第3 交通規制

市担当部	建設部、支所部
関係機関	県警察、高崎河川国道事務所、高崎土木事務所

噴火、爆発、二次災害による被害を防止するため、警察及び道路管理者は、相互に調整の上、必要に応じて、火山周辺道路について、山麓への進入禁止等の通行規制を行う。

■浅間山、草津白根山（白根山（湯釜付近））、草津白根山（本白根山）の交通規制範囲（山頂火口からの半径距離）

火山名	第一次規制区域	第二次規制区域	第三次規制区域
浅間山	8km	12km	16km
草津白根山 （白根山（湯釜付近））	1km	2km	3km・5km
草津白根山 （本白根山）	2 km	3 km～	—

群馬県火山防災対策連絡協議会「火山噴火(爆発)防災計画」より

第4節 航空災害対策

第1 事故情報の伝達

市担当部	総務部、協力部、救援部、消防部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、消防団

総務部は、墜落地点の位置、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに高崎行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

消防部等は、墜落地点の位置、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理課に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、事故の状況が、火災・災害等即報要領の直接即報基準（第1節の第1の「1 災害対策本部の設置」参照）に該当する場合は、県に報告するとともに、消防庁にも直接報告する。

第2 交通規制

市担当部	建設部、市民部
関係機関	県警察

二次災害による被害を防止するため、警察及び道路管理者は相互に調整の上、必要に応じて周辺道路の進入禁止等の通行規制を行う。

第5節 鉄道事故災害対策

第1 事故情報の伝達

市担当部	総務部、協力部、救援部、消防部、市民部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、県警察、東日本旅客鉄道(株)、上信電鉄(株)、消防団

1 災害即報

総務部は、事故現場の位置、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに高崎行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

消防部等は、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理課に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、事故の状況が、火災・災害等即報要領の直接即報基準（第1節の第1の「1 災害対策本部の設置」参照）に該当する場合は、県に報告するとともに、消防庁にも直接報告する。

2 鉄道情報

鉄道事業者は、大規模な鉄道災害が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、国土交通省、県、市、消防及び警察に連絡する。また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡する。

3 鉄道の輸送の安全確保

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。

4 計画運休の備え

鉄道事業者は、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれがあるときは、必要により計画的に列車の運転を休止するものとし、①利用者等への情報提供の内容・タイミング・方法、②振替輸送のあり方、③県・市町村への情報提供の仕方などについて、情報提供タイムラインをあらかじめ策定しておくとともに、県(交通政策課)及び関係する市町村との情報提供・連絡体制の確立に努める。

第2 鉄道の応急措置

市担当部	消防部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、東日本旅客鉄道(株)、上信電鉄(株)、消防団

1 初期消火・救出・救護等

鉄道事故が発生した鉄道事業者は、初期消火、負傷者の救出・救護、避難誘導を行うとともに、消防、警察等、関係機関の災害対策に協力する。

2 代替交通手段の確保

事故災害が発生した鉄道事業者は、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

第6節 道路事故災害対策

第1 事故情報の伝達

市担当部	総務部、協力部、救援部、建設部、支所部、消防部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、高崎土木事務所、高崎河川国道事務所、消防団

1 災害即報

総務部は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに高崎行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

消防部等は、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理課に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、事故の状況が、火災・災害等即報要領の直接即報基準（第1節の第1の「1 災害対策本部の設置」参照）に該当する場合は、県に報告するとともに、消防庁にも直接報告する。

2 道路情報

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、関東地方整備局、県、市、消防及び警察に連絡する。また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡する。

第2 道路の応急措置

市担当部	建設部、消防部
関係機関	県警察、高崎土木事務所、高崎河川国道事務所、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、消防団

1 危険物等の流出対策

道路管理者は、危険物等の流出が認められたときは、関係機関と協力して、直ちに防除活動、避難誘導を行い、危険物等による二次災害の防止に努める。

消防部等、警察署は、危険物等の流出が認められたときは、直ちに防除活動を行うとともに避難誘導活動を行う。

2 道路施設・交通安全施設の応急復旧

道路管理者は、迅速かつ的確に、障害物の除去、応急復旧を行い、早期に道路交通を確保する。また、類似災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

県警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずる。また、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

なお、幹線道路の通行が長時間規制される場合は、う回路を設定し、住民等に周知する。

第7節 危険物等災害対策

第1 事故情報の伝達

市担当部	総務部、保健医療部、環境部、協力部、救援部、消防部
関係機関	危険物等の管理者、量子科学技術研究開発機構高崎量子応用研究所、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、消防団

1 災害即報

総務部は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに高崎行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

消防部等は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、事故の状況が、火災・災害等即報要領の直接即報基準（第1節の第1の「1 災害対策本部の設置」参照）に該当する場合は、県に報告するとともに、消防庁にも直接報告する。

2 危険物情報

危険物等の管理者は、危険物等による大規模な事故が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、当該危険物等の取扱規制担当官公署、県、市、消防及び警察に連絡するものとする。また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡するものとする。

3 専門情報の収集

総務部及び消防部等は、避難誘導、救急・救助、医療活動、消火活動を安全かつ効果的に実施するため、当該危険物等の性状等について、必要に応じ、事業者や当該危険物等の取扱規制担当官公署等から情報を収集し、関係各部に提供する。また必要に応じて、当該危険物の取扱規制担当官公署等に対し、専門家の派遣を要請する。

量子科学技術研究開発機構量子ビーム科学研究部門高崎量子応用研究所は、放射性同位元素に係る事故が発生したときは、応急対策活動実施機関に対し、実施措置に係る助言、放射線量の測定等の協力を行うとともに、応急対策活動実施機関に対し、放射線防護用資機材を貸与する。

第2 危険物等の応急措置

市担当部	環境部、保健医療部、建設部、水道部、消防部
関係機関	県、県警察、高崎河川国道事務所、高崎土木事務所、危険物施設等の管理者、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、消防団

1 初期消火・救出・救護等

事故災害が発生した危険物施設等の管理者は、初期消火、負傷者の救出・救護、避難誘導を行うとともに、消防部等、警察等、関係機関の対策に協力する。

消防部等、警察等の関係機関は、当該危険物等の性状に応じ、環境モニタリング、防護用資機材の装着等の措置を講じることにより、救急・救助、消防活動に従事する職員の安全を確保する。

2 危険物等の流出対策

危険物施設等の管理者、消防部等、県、河川管理者（市、高崎土木事務所、高崎河川国道事務所）等は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講じる。

なお、その際、関係行政機関等からなる水質汚濁防止連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用する。

3 水道水の安全措置

環境部は、危険物の流出により飲料水が汚染されるおそれがある場合、緊急調査を行い、関係機関等へ通報する。

水道部は、環境部の実施した調査結果を踏まえ、必要に応じて汚染水源の使用禁止、水道水の摂取制限等の安全措置を講じる。

また、住民への情報提供のために災害専用電話を開設する。

第3 核燃料物質等の事業所外運搬中事故の応急措置

市担当部	総務部、協力部、救援部、消防部
関係機関	県警察、原子力事業者等、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、消防団

1 特定事象発生時の連絡

原子力防災管理者（※1）は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象（※2）発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁（文部科学省、経済産業省又は国土交通省をいう。以下この節において同じ。）、文部科学省、内閣府、県、市、警察、消防など関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認する。以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

- ① 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、運搬容器から1m離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量率が検出されたこと又は検出されるがい然性が高いこと

- ② 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、運搬容器から放射性物質が漏えいすること又は漏えいするがい然性が高いこと
- (※1)「原子力防災管理者」：原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第9条に基づき、原子力事業者がその原子力事業所の原子力防災組織を統括させるために選任した者
- (※2)「特定事象」：原災法第10条第1項の規定により通報を行うべき事象であって、事業所外運搬については次のいずれか

2 原子力事業者等の対応

原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者(以下「原子力事業者等」という。)は、遅滞なく国等に対し必要な報告を行うとともに、消火・延焼防止及び消防吏員への通報、立入禁止区域の設定、避難のための警告、汚染の拡大防止及び除去、放射線の遮蔽、放射線障害を受けたおそれのある者等の救出及び避難支援等の応急の措置を講じることにより、原子力災害の発生の防止を図る。また、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者等に要員及び資機材の派遣要請を行う。

原子力事業者等は、原災法第16条の規定に基づき、国の原子力災害対策本部が設置されたときは、同本部長の指揮の下、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講ずる。

3 消防及び警察の措置

消防部等は、事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救急、救助等必要な措置を実施する。

警察署は、事故の通報を受けた場合、事故の状況の把握に努め、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

4 一般公衆の安全の確保

県及び市は、原災法第20条第3項の規定に基づき、国の原子力災害対策本部又は原子力災害現地対策本部から、事故現場周辺の住民を避難させるなど一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じることについて指示を受けたときは、速やかに当該措置を講じる。

第8節 県外の原子力施設事故の応急対策

第1 基本方針

1 目的

群馬県内には、原子力施設（原子力規制委員会が原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第6条の2第1項に基づき定める「原子力災害対策指針」の対象となる原子力施設をいう。以下同じ。）が立地せず、県外に立地する原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」設定の目安となる範囲[※]にも含まれていない。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所事故においては、大量の放射性物質が放出され、今までの想定を超える事態が発生している。

本市においても、福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、これまで空間放射線量率の定点測定を実施するなど前例のない災害対応を実施してきたところである。

本対策では、これらの災害対応を踏まえ、県外の原子力施設において事故が発生した際に備え、必要な事項を定め、市民の不安を解消することを目的とする。

※ 平成25年3月21日現在、原子力災害対策重点区域設定の目安となる範囲は、実用発電用原子炉に係る原子力施設について、最大でも「原子力施設から概ね30km」とされている。市は、県外に立地する原子力施設において放射性物質又は放射線が異常な水準で放出されるなどの事象等（以下「異常事象等」という。）が発生した場合は、県や関係機関等からの情報収集に努めることとする。

2 原子力施設事故災害対策において尊重すべき指針

県外の原子力施設事故災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針を十分に尊重するものとし、必要に応じて、本対策を見直すものとする。

第2 情報の収集・連絡

市担当部	総務部、環境部
関係機関	県

1 情報の収集・連絡

市は、県外に立地する原子力施設において放射性物質又は放射線が異常な水準で放出されるなどの事象等（以下「異常事象等」という。）が発生した場合は、県や関係機関等からの情報収集に努めることとする。

第3 モニタリング体制の強化

市担当部	環境部、農政部、保健医療部、福祉部、支所部、教育部、水道部
関係機関	県

1 モニタリング体制の強化

環境部は、県外に立地する原子力施設における異常事象等発生の情報を得た場合は、放射性物質又は環境放射線の影響を早期に把握するため、必要に応じて、関係部局が連携し以下の対応を実施する。

実施結果等については、市民などへ積極的に広報するものとする。

(1) 空間放射線量率モニタリングの強化

環境部は、平常時に行っているモニタリング結果の取りまとめを行うとともに、観測データの推移に留意し、必要に応じて、その状況を逐次、県や関係機関等へ連絡する。

また、必要に応じて、モニタリングの箇所数の増加等モニタリングの強化を図ることとする。

(2) 水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査

水道部及び下水道部は水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を実施し、県や関係機関等へ連絡する。

(3) 農林水畜産物等の放射性物質検査

農政部は、必要に応じて、県や関係機関等と連携し、農林水畜産物等に係る放射性物質検査を実施する。

(4) 学校給食等の放射性物質検査

教育部は、県や関係機関等と連携し、学校給食等に係る放射性物質検査を実施する。

第4 市民等への情報伝達・相談活動

市担当部	総務部、環境部、農政部、保健医療部、福祉部、支所部、教育部、水道部
関係機関	県

1 市民等への情報伝達活動

ア 環境部は、県や関係機関等と連携し、異常事象等に関する情報を広く市民に向けて提供し、市内における異常事象等に伴う混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

イ 環境部は、ラジオ高崎等の放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得た情報提供に努める。また、インターネット等を活用した情報の提供にも努める。

ウ 環境部は、市民への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、その内奥を十分確認し、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じて伝達する情報の内容を理解する上で参考となる情報等を併せて提供する。

エ 環境部は、市民等のニーズに応じた多様な内容を情報提供するよう努める。

情報提供すべき内容としては、以下のような事項が想定される。

- ① 市内の空間放射線量率に関する情報
- ② 水道水、農林水畜産物、上下水処理等副次産物、学校給食等の放射性物質に関する検査結果など
- ③ 相談窓口の設置状況

2 相談窓口等の設置

- (1) 環境部は、県や関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応できるよう相談窓口を開設し、必要な要員を配置する。
- (2) 環境部は、市民からの相談等で、十分な情報がない場合は、県や関係機関等と速やかに連絡を取り、情報を収集し、解決を図るよう努める。

第5 水道水、飲食物の摂取制限等

市担当部	環境部、農政部、保健医療部、支所部、水道部
関係機関	県

1 水道水の摂取制限等

水道部は、原子力災害対策指針の指標や、厚生労働省から示された管理目標に基づく指示及び要請に基づき、摂取制限等の措置及び広報を実施する。

2 飲食物の摂取制限等

保健医療部は、原子力災害対策指針の指標や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指示及び要請に基づき、当該飲食物の回収及び販売禁止等必要な措置を講じる。

3 農林水畜産物等の採取及び出荷制限

農政部は、原子力災害対策指針の指標や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国又は県の指示及び要請に基づき、農林水畜産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に農林水畜産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を県と連携して行う。

4 食料及び飲料水の供給

総務部は、食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動について、県と協力して関係住民への応急措置を行う。

5 上下水処理等副次産物の利活用について

環境部、水道部及び下水道部は、国又は県からの指導・助言、指示及び放射性物質検査に基づき、各処理施設から発生する副次産物の利活用について、搬出制限等必要な措置を行う。

第6 風評被害等の未然防止

市担当部	環境部、農政部、商工観光部、支所部、水道部
関係機関	県

1 風評被害等の未然防止

環境部等は、県や関係機関等と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止のために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客減少の防止のための広報活動等を行う。

第7 各種制限措置の解除

市担当部	環境部、農政部、保健医療部、支所部、水道部
関係機関	県

1 各種制限措置の解除

環境部等は、県や関係機関等と連携し、放射性物質検査の結果及び国・県の指示や判断等を踏まえ、水道水・飲食物の摂取制限、農林水畜産物の採取の禁止・出荷制限等、上下水処理等副次産物の搬出制限等の各種制限措置を解除する。

第8 モニタリングの継続実施と結果の公表

市担当部	環境部、農政部、保健医療部、支所部、水道部
関係機関	県

1 モニタリングの継続実施と結果の公表

環境部等は、必要に応じて、県・原子力事業者その他関係機関と協力して空間放射線量率モニタリングや水道水、農林水畜産物、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を継続して行い、その結果を速やかに公表する。

第9 風評被害等の影響軽減

市担当部	環境部、農政部、保健医療部、商工観光部、支所部、水道部
関係機関	県

1 風評被害等の影響軽減

環境部等は、県や関係機関等と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客減少の防止のための広報活動等を引き続き行う。

第10 健康への影響と対策の検討

市担当部	保健医療部
関係機関	県

1 健康への影響と対策の検討

保健医療部は、県や関係機関等と連携し、モニタリング調査の結果等により、市民への健康の影響が懸念される場合は、影響の程度や対策について検討する。

第11 原子力施設事故発生地域からの避難者の受入れ

〔方針・目標〕

- 高崎市以外の地域で原子力施設事故が発生した場合は、被災地域外に避難する者（以下「広域避難者」）の受入れに迅速に対応できるよう、受入体制を整備する。
- 市役所本庁舎や各支所、公民館、体育館等の市有施設のスペースを可能な限り開放し、体制整備に努める。
- 被災自治体から災害救助法等に基づく応援要請があった場合は、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入を実施する。

市担当部	総務部、市民部、福祉部、建設部、財務部、商工観光部、教育部、学校教育担当部
関係機関	県

1 被災自治体からの情報収集及び連絡体制の整備

総務部は、広域避難者が多数想定される場合、県または被災自治体と連携を取り、避難者数や避難者住所等の情報について積極的な情報収集に務める。

2 被災自治体からの応援要請内容の確認

総務部は、県または広域避難者受入れに関する協定を締結した被災自治体等からの災害救助法等に基づく応援要請の通知を受け、市の応援すべき救助内容について確認し、要請内容に基づき、応援実施体制の整備を行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で被災自治体に応援要請内容を確認し、後日文書による要請通知を受けるものとする。

3 被災自治体からの応援要請内容の確認

総務部は、原則として県を通じ、被災自治体等からの災害救助法等に基づく応援要請の通知を受け、市の応援すべき救助内容について確認し、要請内容に基づき、応援実施体制の整備を行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で被災自治体に応援要請内容を確認し、後日文書による要請通知を受けるものとする。

4 受入れ可能な避難施設情報の把握

- (1) 総務部は、市が保有する施設について受入れ可能な施設の情報を各施設管理者から収集する。なお、施設の所在地、受入れ可能な人員数等の施設に関する詳細情報についても収

集する。

- (2) 総務部は、市有施設管理者から収集した情報をもとに、市内で受入れ可能な施設の一覧表を作成するなどして、情報の一元把握を図る。
- (3) 総務部は、市有施設管理者から収集した情報をもとに、受入れ可能な施設を選定し、県に報告する。なお、選定に当たっては、安全な避難を確保できる施設を選定する。
- (4) 建設部及び総務部は、必要に応じて、公営及び民間の賃貸住宅、宿泊施設の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、広域避難者に対し入居のあっせんを検討するものとする。
また、市営住宅の空室等での受入れも検討する。

5 広域避難者受入総合窓口の設置

- (1) 総務部は、県、他市町村との連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等市内の広域避難に係る総合調整を実施するため、「高崎市広域避難者受入総合窓口」を設置する。また、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに窓口の連絡先等を県へ報告する。
- (2) 総務部は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図る。
- (3) 総務部は、広域避難者受入総合窓口において、電話相談窓口を設置するなどし、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図る。

6 避難所開設及び受入れ

市民部は、被災自治体からの広域避難者に関する情報等をもとに、避難所を開設し避難者の受入れを行う。

また、総務部は開設した避難所について、県へ報告し、必要に応じて直接被災自治体へ情報を提供する。

※資料編2 協定一覧

第9節 大規模火災対策

第1 火災情報の伝達

市担当部	総務部、協力部、救援部、支所部、消防部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、消防団

総務部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに高崎行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県消防保安課）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

消防部等は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、事故の状況が、火災・災害等即報要領の直接即報基準（第1節の第1の「1 災害対策本部の設置」参照）に該当する場合は、県に報告するとともに、消防庁にも直接報告する。

第2 消火活動

市担当部	消防部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、地域住民、自主防災組織、事業所、消防団

住民及び自主防災組織は、火災の拡大を防ぐため、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力する。

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努める。なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力する。

第11節 林野火災対策

第1 火災情報の伝達

市担当部	総務部、協力部、救援部、支所部、消防部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、消防団

総務部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに高崎行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県消防保安課）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

消防部等は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、事故の状況が、火災・災害等即報要領の直接即報基準（第1節の第1の「1 災害対策本部の設置」参照）に該当する場合は、県に報告するとともに、消防庁にも直接報告する。

第2 避難誘導

市担当部	農政部、救援部、支所部
関係機関	烏川流域森林組合、多野東部森林組合

農政部は、森林組合等と連携して、入山者（営林作業者、登山客等）への避難指示等の広報、誘導を行う。

第3 消火活動

市担当部	消防部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、消防団

消防は、林野火災防ぎょ図の活用、県への防災ヘリコプターによる空中消火の要請等により効果的な消火活動を実施する。

第4 二次災害の防止

市担当部	建設部、支所部
関係機関	高崎土木事務所、西部環境森林事務所

建設部は、砂防関係機関の協力を得て、林野火災により荒廃した流域について、降雨による土石流の発生等の二次災害のおそれがあるため、土砂災害等の危険箇所の点検を行う。また、危険性が高いと判断された箇所について、総務部は、関係機関や住民に周知し、適切な警戒避難を確保する。また、砂防関係機関は、できる限り速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。

第6章 災害復旧・復興対策計画

第1節 生活の再建支援等

第1 被災者等の生活再建の支援

市担当部	救援部、支所部、財務部、福祉部、消防部、建設部
関係機関	県、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、社会福祉協議会、公共職業安定所

1 罹災証明書の交付

(1) 被災した家屋の調査

財務部は、家屋の被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、罹災証明書を交付するために、申請のあった全家屋を対象に被害認定調査を行う。調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき行い、被害の程度を全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・一部損壊等の区分により判定する。

火災により焼失した家屋等については、消防部等が消防法に基づき行う火災調査により被害の状況を把握する。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するよう努める。

被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住宅被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するよう努める。

■家屋の被害認定調査

一次調査：目視による外観調査により、全壊、それ以外を判定する。

二次調査：建物内への立入調査により、大規模半壊、半壊、一部損壊等を判定する。

三次調査：二次調査結果に対する不服申し立てにより再調査を行う。

(2) 罹災証明書の交付

家屋の被害認定調査の結果は、被災者台帳に記録され、財務部資産税課及び各支所税務課窓口において、罹災証明書を交付する。

2 被災者台帳の作成

(1) 災害対策本部は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

(2) 総務部は、被災者に関する情報の提供について、必要に応じて県に対し協力を要請する。

(3) 福祉部は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

3 災害弔慰金の支給等

福祉部は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的生活再建の支援を行う。

また、各支援制度に係る被災者からの申請等を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県等への申請書送付に関する業務の実施体制の整備を図るものとする。

福祉部及び社会福祉協議会は、法令等に基づき次の支援を行う。

(1) 災害弔慰金

「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金

「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障害がある市民に対して災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害援護資金

「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

(4) 群馬県（小規模）災害見舞金

災害弔慰金、災害見舞金の対象者以外の被災者に災害見舞金を支給する。

(5) 高崎市災害見舞金・災害弔慰金

「高崎市災害救助及び災害見舞金等支給条例」に基づき、「災害弔慰金の支給等に関する条例」の対象外で、住家に被害を受けた者及び身体に負傷を受けた者に対し災害見舞金、災害により死亡した者に災害弔慰金を支給する。

(6) 被災者生活再建支援金

「被災者生活再建支援法」（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、生活再建支援金を支給する。

なお、被災者生活再建支援法の対象とならない場合には、群馬県と協議し、群馬県・市町村被災者生活再建支援制度により生活再建支援を実施する。

(7) 生活福祉資金（災害援護資金）

「生活福祉資金貸付事業制度要綱」（厚生労働省）に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。なお、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

4 税の徴収猶予及び減免等

財務部は、被災者の納付すべき市税について、法令又は条例の規定に基づき、納税の緩和措置として期限の延長、徴収の猶予又は減免等の措置を講じるものとする。

5 雇用の確保

公共職業安定所は、災害により離職や休業を余儀なくされた者に対し、雇用保険法に基づく手当を支給する。また、離職者に対し就労支援等を行う。

6 住宅の再建支援

建設部は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、住宅金融支援機構や群馬県マイホーム建設資金利子補給制度等の利用を促進する。

また、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行う。

なお、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、移転を推奨する。

7 復興過程における仮設住宅の提供

建設部は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

8 支援措置の広報等

総務部は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村等が協力することにより、必要な情報・サービスを提供する。

※資料編 1－9 高崎市災害救助及び災害見舞金等支給条例

※資料編 1－10 高崎市災害見舞金等支給規則

※資料編 1－11 高崎市災害弔慰金の支給等に関する条例

※資料編 5－2 被害認定基準

第2 中小企業者・農林事業者の再建支援

市担当部	商工観光部、農政部
関係機関	県

1 中小企業の被災状況の把握

商工観光部は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

2 中小企業に対する低利融資等

商工観光部は、中小企業者の災害復旧を支援するため、次の貸付け等を行い、又はこれらの制度について周知する。

- ① 経営サポート資金
- ② 中小企業高度化資金（災害復旧貸付）
- ③ 政府系金融機関による貸付条件の優遇

3 農林業者に対する助成・低利融資等

農政部は県と連携して、農林業者の災害復旧を支援するための助成、貸付け及び利子補給等を行い、又はこれらの制度について周知する。

- ① 群馬県農漁業災害対策特別措置条例による助成
- ② 農業協同組合及び農業協同組合連合会の融資等
- ③ 日本政策金融公庫による貸付

4 地場産業・商店街への配慮等

商工観光部は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講じる。

第3 復旧事業の推進

市担当部	各部
関係機関	各機関、公共施設の管理者

1 被災施設の復旧等

- (1) 市（復旧事業を行う各部）及び関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、適正かつ円滑・迅速に被災施設の復旧事業を行い、又は支援する。
- (2) 市（復旧事業を行う各部）及び関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。
- (3) 建設部は、県道及び市道について、県又は市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術または機械力を要する工事を国（国土交通省）が県知事又は市長に代わって行うことが適当であると認められるときは、県知事又は市長に代わって災害復旧工事を行うことができる権限代行制度により、国（国土交通省）へ要請を行う。
- (4) 建設部は、市長が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で市長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を国が市長に代わって行うことが適当と認められるときは、市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、国に対し支援の要請を行う。
- (5) 建設部は、災害が発生した場合において、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は市長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、県又は市における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を国が県知事又は市長に代わって行うことが適当と認められるものは、県知事又は市長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、国へ支援の要請を行う。
- (6) 土砂災害防止事業実施機関は、地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う
- (7) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。
- (8) 警察署は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

2 災害廃棄物の処理

(1) 適正かつ円滑・迅速な処理の実施

復旧事業を実施する各部は、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行う。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、国（環境省、防衛省）が作成した「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」等に基づき、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担する

などして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

(2) リサイクルの励行

復旧事業を実施する各部署は、損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能なかぎりリサイクルを図るよう努める。

(3) 環境への配慮

復旧事業を実施する各部署は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業員の健康管理に配慮する。

(4) 広域応援

総務部は、災害廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県に応援を要請するものとする。

3 公共施設の復旧

(1) 災害復旧事業計画の作成

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成する。

なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来的な災害に備える。

(2) 早期復旧の確保

ア 迅速な査定の確保

公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるよう努める。

イ 迅速な復旧事業の実施

公共施設の管理者は、実施が決定した復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずる。

(3) 財政援助の活用

公共施設の管理者は、施設の復旧に当たっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用する。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、次のとおり。

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ② 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
- ③ 公営住宅法
- ④ 土地区画整理法
- ⑤ 感染症予防法
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦ 予防接種法
- ⑧ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ⑨ 下水道法
- ⑩ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
- ⑪ 都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針

4 激甚災害の早期指定の確保

総務部は、市長の指示により、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づき内閣総理大臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう、知事に対し、査定事業費等を速やかに報告する。

第2節 災害復興推進体制

第1 災害復興体制

市担当部	総務部、各部
関係機関	国、県

1 災害復興対策本部の設置

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、市長を本部長とする「災害復興対策本部」を設置し、各分野の災害復旧・復興活動の一元化を図る。

2 基本方針の決定

総務部は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を決定する。

3 住民の参加

被災地の復旧・復興に当たっては、市が主体となって住民の意向を尊重しつつ、国、県の支援を受けながら共同して計画的に行うものとする。この際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

4 国等に対する協力の要請

総務部は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術派遣制度を活用するものとする。

第2 災害復興計画の策定

市担当部	総務部
関係機関	

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、市は、自らが決定した復興の基本方向に基づき、具体的な復興計画を作成する。

市の復興計画においては、市街地の復興、産業の復興及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

なお、大規模災害からの復興に関する法律を活用する場合には、国の復興基本方針等に即した復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

復興計画の作成に当たっては、計画策定の過程において、女性の参画を進めるとともに、復

興計画に障害者、高齢者等の要配慮者など多様な意見を反映するよう努める。

第3 災害復興事業の推進

市担当部	都市整備部、建設部、各施設所管部
関係機関	市民、各事業者

1 防災まちづくりの実施

- (1) 都市整備部、建設部等は、必要に応じ、再度災害の防止とより快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。
防災まちづくりに当たっては、現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、理解を求める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。
- (2) 既存の不適合建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明し、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- (3) 河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等についても目標とするものとする。
- (4) ライフラインの共同受入施設としての共同溝の整備等については、耐水性等に考慮し各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りながら進める。

2 被災市街地復興特別措置法等の活用

都市整備部、建設部等は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の整備を図る。

3 事業の迅速、円滑化の促進

- (1) 都市整備部、建設部等は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、施策情報の提供等を市民に対し行う。
- (2) 都市整備部、建設部等は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び体積土砂等の処理事業を実施するに当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り適正かつ円滑・迅速に実施する。必要な場合には、復興計画を考慮した上で傾斜的、戦略的に実施する。

高崎市地域防災計画

2023年3月作成

編集・発行 高崎市防災会議
事務局 高崎市 総務部 防災安全課
高崎市高松町 35 番地 1
027-321-1111 (代表)
